令和８年８月20日現在

債 券 内 容 説 明 書

（法人情報）

令和７事業年度

自　令和７年４月１日

至　令和８年３月31日

独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

１．　本「債券内容説明書（法人情報）　令和 7 事業年度」（以下「本法人情報説明書」という。）は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年 6 月 18 日法律第 94 号。）第 19 条の規定に基づき、文部科学大臣の認可を受けて発行する日本学生支援債券の発行者である独立行政法人日本学生支援機構（以下「本機構」という。）の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項を令和 8 年 8 月 20 日時点以前の情報に基づき記載しています。

２．　本機構は、日本学生支援債券の発行の都度、「債券内容説明書（証券情報）」（以下「証券情報説明書」という。）を作成する予定です。各証券情報説明書には、該当する日本学生支援債券に関する詳細が記載されます。各日本学生支援債券への投資判断にあたっては、各証券情報説明書も併せてご覧下さい。なお、本法人情報説明書の作成日以降に公表すべき変更その他の事由が生じた場合には、各証券情報説明書において参照書類の補完情報として記載する予定です。

３．　日本学生支援債券については、金融商品取引法第 3 条が適用されることから、同法第 2 章の規定は適用されず、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は必要とされません。

本法人情報説明書及び各証券情報説明書は、日本学生支援債券に対する投資家の投資判断に資するために、本機構の業務、財務の内容等について本機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法第 13 条第 1 項の規定に基づく届出目論見書ではありません。

４．　本機構の財務諸表は、「独立行政法人通則法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号。）第 37 条及び「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令」（平成 16 年 3 月 31 日文部科学省令第 23 号。）第 8 条の規定に基づき、国の独立行政法人会計基準研究会及び財政制度審議会公企業会計小委員会が定めた「独立行政法人会計基準」（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人基準研究会）に準拠して作成されています。

５．　本法人情報説明書及び各証券情報説明書は、本機構市谷事務所に備え置き閲覧に供するとともに、本機構ホームページ(https://www.jasso.go.jp/)にも掲載します。

本法人情報説明書に関する連絡先
東京都新宿区市谷本村町 10－7
独立行政法人日本学生支援機構　財務部資金管理課

目　　次

頁

第１　法人の概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　１　主要な経営指標等の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　２　沿革　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　３　事業の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　４　関係会社の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　49
　５　役職員の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　49
第２　事業の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　50
　１　業績等の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　50
　２　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等　・・・・・・・・　72
　３　事業等のリスク　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　78
　４　経営上の重要な契約等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　82
　５　研究開発活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　82
　６　財政状態及び経営成績の分析　・・・・・・・・・・・・・・・　82
第３　設備の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　86
　１　設備投資等の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　86
　２　主要な設備の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　86
　３　設備の新設、除却等の計画　・・・・・・・・・・・・・・・・　86
第４　法人の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　87
　１　資本金の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　87
　２　役員の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　87
　３　コーポレートガバナンスの状況　・・・・・・・・・・・・・・　88
第５　経理の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　92
　１　財務諸表等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　92
　【令和７年度】
　　（１）財務諸表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　94
　　（２）監事による監査報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・　153
　　（３）独立監査人の監査報告書　・・・・・・・・・・・・・・・　156
　【令和６年度】
　　（１）財務諸表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　160
　　（２）監事による監査報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・　219
　　（３）独立監査人の監査報告書　・・・・・・・・・・・・・・・　222

第１　法人の概況

１　主要な経営指標等の推移

以下は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「本機構」という。）の令和３年度から令和７年度における主要な経営指標を記載したものです。

事　業　年　度			令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
経常収益	※1	(百万円)	280,851	232,376	236,594	231,982	250,395
経常費用	※2	(百万円)	284,585	234,593	236,423	232,734	250,880
経常損益		(百万円)	△3,734	△2,217	172	△752	△485
臨時損益		(百万円)	△50,426	2,158	1,678	△0	△0
前中期目標期間繰越積立金取崩額		(百万円)	45,389	139	83	752	507
当期損益		(百万円)	△8,771	80	1,933	0	21
資本金	※3	(百万円)	100	100	100	100	100
純資産額	※4	(百万円)	31,235	30,652	31,958	29,656	34,527
総資産額		(百万円)	9,811,648	9,689,984	9,587,853	9,466,178	9,361,203
自己資本比率	※5	(%)	0.32	0.32	0.33	0.31	0.37
自己資本利益率	※6	(%)	△28.08	0.26	6.05	0.00	0.06
業務活動による キャッシュ・フロー		(百万円)	30,503	△43,147	△8,735	△27,616	14,379
投資活動による キャッシュ・フロー		(百万円)	△1,434	15,182	△27,125	26,965	△4,761
財務活動による キャッシュ・フロー		(百万円)	△621	△740	△731	△775	△591
資金期末残高		(百万円)	341,194	312,489	275,898	274,473	283,499
職員数		(名)	545	547	553	548	555

（注）本機構には連結関係を有する子会社等はありませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

（経営指標等の説明）

※1　経常収益＝運営費交付金収益＋施設費収益＋学資貸与金利息＋延滞金収入＋留学生宿舎収入＋日本語学校収入＋日本留学試験検定料収入＋その他事業収入＋受託収入＋補助金等収益＋助成金収益＋寄附金収益＋賞与引当金見返に係る収益＋退職給付引当金見返に係る収益＋資産見返負債戻入＋財務収益

※2　経常費用＝業務費＋一般管理費

※3　資本金＝政府出資金

※4　純資産額＝資本金＋資本剰余金＋利益剰余金

※5　自己資本比率＝純資産額／総資産額
※6　自己資本利益率＝当期利益金／純資産額

2　沿革

本機構は、日本育英会、財団法人日本国際教育協会、財団法人内外学生センター、財団法人国際学友会、財団法人関西国際学友会の各公益法人及び国が実施してきた事業を整理・統合し、平成 16 年 4 月に設立されました。

下図は、本機構設立前に文部科学省、国立大学、日本育英会、財団法人日本国際教育協会、財団法人内外学生センター、財団法人国際学友会及び財団法人関西国際学友会が行っていた業務を本機構がどのように承継したかを示したものです。

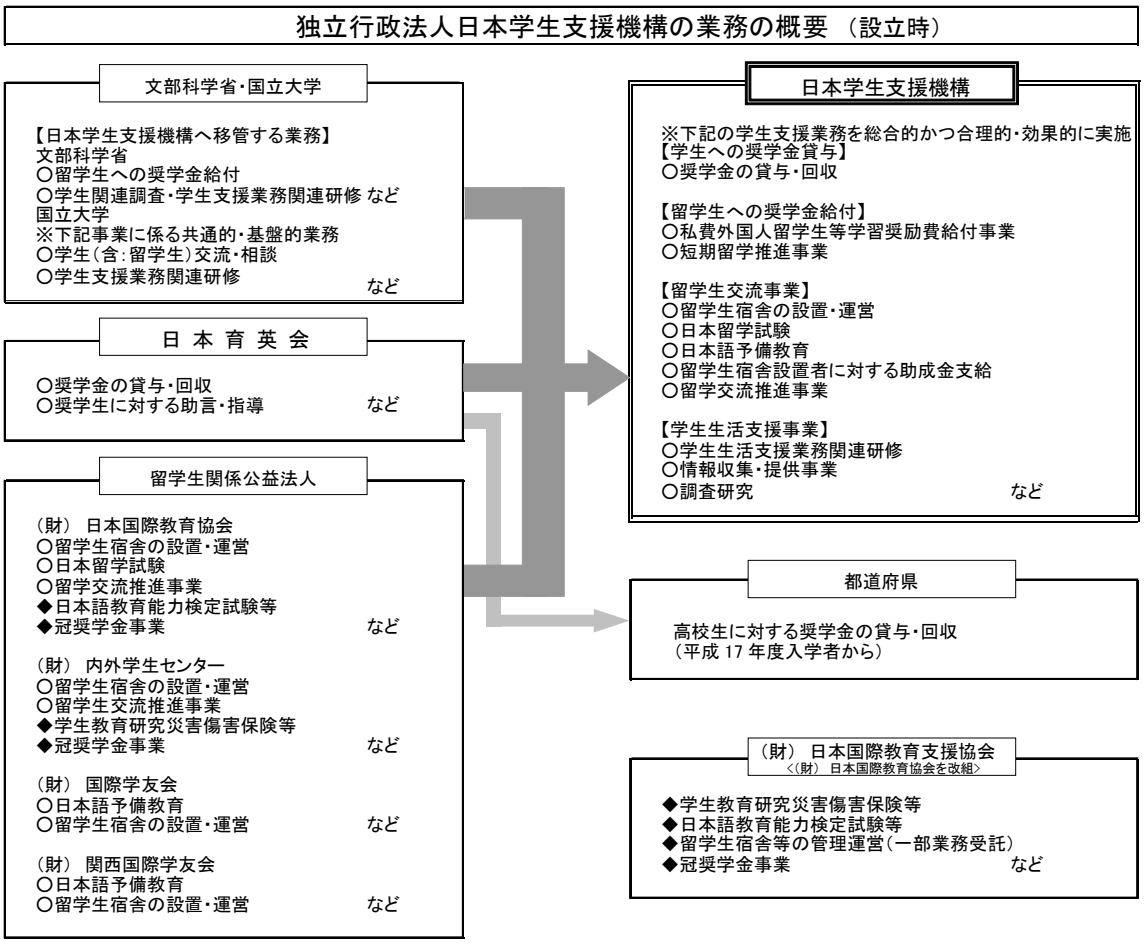

○は、本機構が承継した業務を、◆はそれ以外の業務（（財）日本国際教育支援協会が継承した業務）を示しています。

3　事業の内容

(1) 設立根拠法及び目的

本機構は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年 6 月 18 日法律第 94 号。以下「機構法」という。）に基づき、日本育英会の奨学金貸与事業や、それまで財団法人日本国際教育協会、財団法人内外学生センター、財団法人国際学友会、財団法人関西国際学友会の各公益法人が実施してきた留学生関連交流事業及び国が実施してきた留学生に対する奨学金の給付事業や学生生活調査などの事業を整理・統合し、学生支援事業を総合的に実施する独立行政法人として、平成 16 年 4 月 1 日に設立されました。

グローバル化が進展し知的創造性が社会発展を支える重要な基盤となりつつある今日、時代の変化に柔軟に対応できる創造性豊かな人材の育成が強く求められており、このため、学生の課題探求能力を涵養し、国際理解を推進するとともに、意欲と能力のある学生に対する修学環境を整えることが今後ますます重要な課題となっています。

本機構は、このような理念を達成するために設立されており、その目的は、機構法第 3 条に基づき、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生（大学、高等専門学校及び専修学校の専門課程の学生をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することとされています。

(2) 国との関係について

① 主務大臣

機構法第 26 条により、本機構の主務大臣は、文部科学大臣とされています。

② 役員の任命・解任

独立行政法人通則法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 20 条により、文部科学大臣は、本機構の理事長及び監事を任命しますが、任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用に努めなければならない、公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。また通則法第 23 条により、文部科学大臣は、理事長及び監事を解任することができるとされています。

なお、本機構のその他の役員は、理事長が任命、解任しますが、その時は遅滞なく文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならないとされています（通則法第 20 条及び第 23 条）。

③ 業務方法書

通則法第 28 条により、本機構は、業務方法書を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならないとされています。なお、これを変更しようとするときも同様とされています。

④ 独立行政法人評価制度委員会

通則法第 12 条により、総務省に独立行政法人評価制度委員会が設置されており、以下の⑤、⑧及び⑨の事項に関して、文部科学大臣等に意見を述べる、又は勧告を行うとされています。

⑤ 中期目標

通則法第 29 条により、文部科学大臣は、3 年以上 5 年以下の期間（本機構においては 5 年間）において本機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを指示するとともに、公表しなければならないとされています。これを変更したときも同様とされています。また、文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、独立行政法人評価制度委員会の意見を聴かなければならないとされています。

⑥ 中期計画

通則法第 30 条により、本機構は、中期目標に基づき、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成 16 年 3 月 31 日文部科学省令第 23 号。以下「文部科学省令」という。）で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、文部科学大臣の認可を受けるとともに、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならないとされています。これを変更しようとするときも同様とされています。

⑦ 年度計画

通則法第 31 条により、本機構は、毎事業年度の開始前に、中期計画に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該事業年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならないとされています。これを変更したときも同様とされています。

⑧　各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等

通則法第 32 条により、本機構は、毎事業年度の終了後、以下の事項について、文部科学大臣の評価を受けなければならないとされており、当該評価を受けようとするときは、各事業年度の終了後 3 月以内に、自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を文部科学大臣に提出するとともに、公表しなければならないとされています。

・中期目標期間の初年度から第 3 年度：当該事業年度における業務の実績
・中期目標期間最終年度の前年度：当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
・中期目標期間最終年度：当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

また、文部科学大臣は、当該評価を行ったときは、遅滞なく、本機構に対して、当該評価の結果を通知するとともに、公表しなければならないとされており、必要があると認めるときは、本機構に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができるとされています。なお、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績の評価の結果については、独立行政法人評価制度委員会にも通知することとされており、独立行政法人評価制度委員会は、必要があると認めるときは、文部科学大臣に意見を述べなければならないとされています。

⑨　中期目標の期間の終了時の検討

通則法第 35 条により、文部科学大臣は、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時までに、本機構の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとされており、その内容を独立行政法人評価制度委員会に通知するとともに、公表しなければならないとされています。また、独立行政法人評価制度委員会は、当該通知の事項について、必要があると認めるときは、文部科学大臣に意見を述べなければならないとされており、本機構の主要な事務及び事業の改廃に関し、文部科学大臣に勧告することができるとされています。さらに、独立行政法人評価制度委員会は、当該勧告の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならないとされています。また、文部科学大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができるとされています。

⑩　財務諸表等

通則法第 38 条第 1 項により、本機構は毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています。

⑪　会計監査人の監査

通則法第 39 条第 1 項により、本機構は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならないとされています。なお、通則法第 40 条により、会計監査人は、文部科学大臣が選任す

るとされています。

⑫　長期借入金及び債券

機構法第 19 条第 1 項により、本機構は、学資の貸与に係る業務に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本学生支援債券を発行することができるとされています。

⑬　補助金

機構法第 23 条により、政府は、毎年度予算の範囲内において、本機構に対し、学資の貸与に係る業務に要する費用の一部を補助することができるとし、機構法第 23 条の 2 により、政府は、毎年度本機構に対し、学資の支給に要する費用を補助するとされています。

⑭　会計検査院の検査

本機構に対しては会計検査院法（昭和 22 年 4 月 19 日法律第 73 号）第 20 条及び第 22 条第 5 号に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。

当該検査の観点は以下のとおりです。

- 決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているか（正確性）
- 会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているか（合規性）
- 事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないか（経済性）
- 同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか（効率性）
- 事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また効果を上げているか（有効性）
- その他会計検査上必要な観点

(3) 組織及び所掌

- 監事事務局
  - 監事の命ずるところに従い，監事を補佐し，監事が行う監査を補助するとともに，監事の事務を整理する。
- 監事
- 理事長
  - 理事長代理
  - 理事
    - 政策企画部
      - 総合計画課
      - 広報課
        - 寄附金室
      - 機構の運営及び業務の実施に係る重要事項の企画立案に関すること，中期計画及び年度計画に関すること，内部統制及びリスク管理の総括に関すること，評価分析に関すること，業務方法書及び規程に関すること，機構における調査分析の総括に関すること，広報に関すること，寄附金（グローバル人材育成部の所掌に属するものを除く。）に関すること，個人情報保護の総括に関すること，情報公開に関すること，理事長が特に命じたことその他の機構の運営及び業務の実施に関する政策企画立案関係事務の処理を分掌する。
    - 総務部
      - 総務課
      - 人事課
      - 人事制度設計室
      - 文書及び公印に関すること，人事に関すること，公益通報に関すること，職員の福利厚生に関することその他の機構の管理運営に関する総務関係事務及び審査請求に関する事務の処理を分掌する。
    - 財務部
      - 主計課
      - 経理課
        - 施設整備推進室
      - 資金管理課
      - 機構の予算及び決算に関すること，取引及び経理に関すること，日本学生支援債券に関することその他の機構の財務関係事務並びに施設整備に関する事務の処理を分掌する。
    - 情報部
      - 情報管理課
      - システム企画課
      - 品質管理室
      - 機構の業務に資する情報システムの企画立案，調達，運用，管理及び保守に関する事務，その他機構の情報システムに関する事務を分掌する。
    - 奨学事業戦略部
      - 奨学事業総務課
      - 奨学事業戦略課
      - 奨学事業支援部，貸与・給付部，返還部の所掌に属する奨学金事業を総括し，事業の円滑な実施を推進するため，奨学金事業に係る戦略の企画立案に関すること，将来計画の策定に関すること，予算案の調整に関すること，重要事項の企画立案に関すること，業務実施方法の改善に関すること，業務の進捗状況の管理に関する事務，奨学金の貸与及び給付並びに回収に係る現行制度に基づく将来推計並びに計数管理に関することその他の奨学金事業関係事務（総務部，奨学事業支援部，貸与・給付部及び返還部の所掌に属するものを除く。）の処理を分掌する。
    - 奨学事業支援部
      - 基盤業務課
      - 相談課
      - 他の部における奨学金事業の効率的な実施を支援するため，一元処理に適した基盤業務及び相談業務に関する事務の処理を分掌する。
    - 貸与・給付部
      - 貸与・給付総務課
      - 採用課
      - 特別採用課
      - 奨学指導課
      - 奨学生の採用及び異動等並びに奨学金の返還免除（在学中の特に優れた業績によるものに限る。）に関する事務の処理を分掌する。
    - 返還部
      - 返還総務課
      - 返還促進課
      - 減額・猶予課
      - 法務課
      - 機関保証業務課
      - 返還請求（奨学事業支援部及び支部の所掌に属するものを除く。），返還免除（在学中の特に優れた業績によるものを除く。），法的処理，債務整理及び債権の償却，機関保証並びに支部が実施する法的処理の監督及び支部との連絡調整等に関する事務の処理を分掌する。
- 運営評議会

- グローバル人材育成本部
  - グローバル人材育成部
    - グローバル人材育成企画課
    - 民間資金課

グローバル人材育成本部は，グローバル人材育成部を統括し，官民協働海外留学支援制度に係る企画立案及び運営に関する業務並びに同制度と連携して実施する日本人の海外留学に係る奨学金の給付に関する業務を分掌する。
グローバル人材育成部は，グローバル人材育成のため，官民協働海外留学支援制度に係る企画立案及び運営に関する業務を分掌する。

- 留学生事業部
  - 留学生事業計画課
  - 国際奨学課
  - 海外留学支援課
  - 国際交流事業課
  - 留学試験課
  - 留学推進課
    - 企画調査室

留学生支援に係る戦略の企画立案に関すること，業務の実施方法に関すること，国際交流の拠点としての事業に関すること，日本への留学の推進のための方策に関すること，留学生等に対する学資の支給等に関すること，留学生等と日本人学生等との交流事業の実施に関すること，東京国際交流館に関すること，兵庫国際交流会館に関すること（日本語教育センターの所掌に属するものを除く。），日本留学試験に関すること，留学に関する情報の収集及び提供に関することその他の留学生支援関係事務の処理を分掌する。

- 学生生活部
  - 学生支援企画課
    - キャリア教育室
  - 障害学生支援課

学生生活支援に係る業務の実施方法に関すること，学生生活に関する情報の収集及び提供に関すること，大学等における学生相談に係る支援に関すること，学生等の就職及び進路に関すること，学生生活支援に関する大学等の教職員の研修に関すること，障害のある学生等に対する支援に関することその他の学生生活支援関係事務の処理を分掌する。

- 日本語教育センター
  - 東京日本語教育センター
    - 総務課
    - 学生課
    - カリキュラム・教材研究開発室
    - ICT教育支援室
  - 大阪日本語教育センター
    - 総務・学生課

留学生等に対する日本語教育等の実施及び日本の大学等への進学指導に関すること，日本語教育等の実施に係る教育方法及び教材の開発等に関すること，留学生等と日本人学生等との交流事業の実施に関すること，校舎及び併設する学生寮等の管理運営その他の日本語学校関係事務並びに兵庫国際交流会館に係る業務委託に基づき実施する監督その他の関連事務を分掌する。

- 支　　部
  - 北海道支部
  - 東北支部
  - 関東甲信越支部
  - 東海北陸支部
  - 近畿支部
  - 中国四国支部
  - 九州支部

各担当区域における奨学金に関する法的処理（支払督促申立以降の事務）の実施，返還請求に関すること，奨学金に係る償却予定債権の選定に関することその他の各担当区域学生支援関係事務の処理を分掌する。

- 監査室

機構の運営及び業務の実施に関する内部監査（業務監査，会計監査，奨学金に係る債権の自己査定に関する監査等），会計監査人候補の選定及び同監査人との連絡調整，会計検査院との連絡調整，外部監査に関する連絡調整（資金管理課の所掌に属するものを除く。），コンプライアンスの推進に関する業務及び契約監視委員会に関する業務の処理を分掌する。

*運営評議会・・・・・・・・・・・理事長の求めに応じて，中期計画に係る企画立案その他の機構の運営又は業務の実施に関する重要事項について，審議を行い，理事長に助言する。

（4）事業の概要

【奨学金事業】

＜給付奨学金＞

① 給付奨学金の概要

給付奨学金は、大学等への進学を後押しすることを目的として、平成 29 年度に創設され、令和 2 年度からは、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年 5 月 17 日法律第 8 号）により「高等教育の修学支援新制度」による支援（本機構による給付奨学金と学校による授業料等減免との二本立ての支援）の 1 つと位置付けられ、対象者及び支給額が拡充されました。

② 奨学生の採用

給付奨学金の採用方法には、大学等への進学前に申し込みを受け付けて基準の適否を予め判定しておき進学後に採用する予約採用、及び大学等の在学中に申し込みを受け付ける在学採用（毎年春及び秋に申し込みを受け付ける定期採用及び家計が急変した場合に年間を通じて随時申し込みを受け付ける家計急変採用）があります。

③ 奨学生の選考基準

以下の基準に該当する者を給付奨学生に採用します。

ア．学力基準

（予約採用）

申込時点で次の i 又は ii のいずれかに該当すること。

i 高等学校等における第 1 学年から申込時までの全履修科目の評定平均値が、5 段階評価で 3.5 以上であること。

ii 将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、入学しようとする大学等における学修意欲を有することが、文書、面談等により確認できること。

（在学採用）

i 大学等 1 年次

次の 1～3 のいずれかに該当すること。

1：高等学校等における評定平均値が 3.5 以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位 2 分の 1 の範囲に属すること。

2：高等学校卒業程度認定試験の合格者であること。

3：将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること。

ii 大学等 2 年次以上

次の 1、2 のいずれかに該当すること。

1：GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位 2 分の 1 の範囲に属すること。

2：修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること。

イ．家計基準・・・以下の基準をいずれも満たすこと。

i 生計維持者及び本人が住民税非課税（市区町村民税所得割額が 0 円）又はそれに準ず

る家計であること。

ⅱ　生計維持者及び本人の資産額（※）の合計が 2,000 万円未満（生計維持者が 1 人のときは 1,250 万円未満）であること。

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含みません）。

④　給付月額

給付する月額は、世帯の所得金額に基づく区分（支援区分）に応じて、設置者別、通学形態別に決められています。

令和 8 年度 4 月入学の場合

進学先	支援区分	国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学（学部）・短期大学・専修学校（専門課程）	第Ⅰ区分	29,200 円（33,000 円）	66,700 円	38,300 円（42,500 円）	75,800 円
	第Ⅱ区分	19,500 円（22,200 円）	44,500 円	25,600 円（28,400 円）	50,600 円
	第Ⅲ区分	9,800 円（11,100 円）	22,300 円	12,800 円（14,200 円）	25,300 円
	第Ⅳ区分（多子世帯に限る）	7,300 円（8,400 円）	16,700 円	9,600 円（10,700 円）	19,000 円
高等専門学校	第Ⅰ区分	17,500 円（25,800 円）	34,200 円	26,700 円（35,000 円）	43,300 円
	第Ⅱ区分	11,700 円（17,200 円）	22,800 円	17,800 円（23,400 円）	28,900 円
	第Ⅲ区分	5,900 円（8,600 円）	11,400 円	8,900 円（11,700 円）	14,500 円
	第Ⅳ区分（多子世帯に限る）	4,400 円（6,500 円）	8,600 円	6,700 円（8,800 円）	10,900 円

※上表のカッコ内の金額は、自宅から通学する生活保護世帯の者及び児童養護施設等から通学する者に係る支給額です。

※通信教育課程に在籍する場合は、年 1 回、次の額が支給されます。

給付奨学金（第Ⅰ区分：51,000 円、第Ⅱ区分：34,000 円、第Ⅲ区分：17,000 円、第Ⅳ区分（多子世帯に限る）：12,800 円）

※給付奨学金と第一種奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。なお、第二種奨学金の貸与月額には、給付奨学金の利用は影響しません。

⑤　適格認定

補導の一環として年に 1 回、家計及び学力の基準を満たしているかの判定を行い、支給の停止や支給額の変更の処置を行っています。

＜貸与奨学金＞

① 貸与奨学金の概要

貸与奨学金には、無利息の第一種奨学金と利息付の第二種奨学金があります。

第一種奨学金は、大学・大学院・高等専門学校・専修学校（専門課程）に在学する学生を対象とし、第二種奨学金は、大学・大学院・高等専門学校（4・5 年生）・専修学校（専門課程）に在学する学生を対象とし、12 ページ以降に示す基準により採用されます。

なお、大学院修士段階において、令和 6 年度から「授業料後払い制度」を創設しました。これは、本人に貸与する授業料相当額の第一種奨学金を学校が本人に代わって受領して授業料に充当する「授業料支援金」と、希望により毎月本人に振り込む第一種奨学金である「生活費奨学金」を受けることができる制度です（ともに卒業後に所得連動返還方式により本機構へ返還）。

なお、平成 16 年度以降、政策により以下の制度改正を実施しています。

平成 16 年度以降の制度改正

年　度	事　項
平成 16 年度	機関保証制度の導入 特に優れた業績による返還免除制度の創設 法科大学院生を対象とした第一種、第二種奨学金の創設 学位取得を目的として、海外の大学・大学院へ進学する学生・生徒を対象とした第二種奨学金の創設
平成 17 年度	第一種奨学金の貸与月額の改定
平成 18 年度	国内の大学等在学中に外国の大学等に短期留学をする学生・生徒を対象とした第二種奨学金の創設
平成 19 年度	第二種奨学金の貸与利率選択制の導入
平成 20 年度	第二種奨学金の貸与月額の新設（12 万円）
平成 21 年度	第一種奨学金の貸与月額の改定及び選択制導入 第二種奨学金の入学時特別増額貸与奨学金制度の改定
平成 22 年度	第一種奨学金の貸与始期の早期化 減額返還制度の導入
平成 24 年度	所得連動返還型無利子奨学金制度 (※1) の創設
平成 25 年度	職業に必要な技術の教授を目的とする大学別科、修業年限 2 年未満の専修学校、専修学校通信教育課程を第一種、第二種奨学金の貸与対象に拡大
平成 26 年度	海外留学をする学生・生徒 (※2) を第一種奨学金の貸与対象に拡大 延滞金の賦課率の引下げ及び返還期限猶予制度の適用年数の延長
平成 27 年度	特に優れた業績による返還免除制度の博士課程進学時内定制度の導入
平成 28 年度	第一種奨学金における地方創生枠 (※3) の創設
平成 29 年度	低所得世帯の学生・生徒に係る第一種奨学金の学力基準の実質的撤廃 (※4) 第一種奨学金の所得連動返還方式（新所得連動）(※5) の創設 減額返還制度の拡充
平成 30 年度	貸与月額の新設（第一種奨学金・第二種奨学金） 健康基準の廃止 地方創生枠の第一種奨学金予約採用への拡充
令和 2 年度	延滞金の賦課率の引下げ及び在学猶予制度の取得可能年数の変更
令和 3 年度	企業の奨学金返還支援（代理返還）制度の導入
令和 4 年度	特に優れた業績による返還免除制度の修士課程及び専門職学位課程進学

令和5年度	時内定制度の導入 貸与奨学金学力基準の変更（令和 6 年度進学者の予約採用の選考から適用） 振替口座申し込みの電子化 奨学金の返還におけるインターネット専業銀行の取扱い開始
令和6年度	修学支援新制度の中間層への拡大 大学院修士段階における「授業料等後払い」制度の創設 (※6) 減額返還制度の拡充 教員になった者に対する返還免除制度（教員免除）の導入
令和7年度	修学支援新制度の授業料等減免における多子世帯支援の拡充 マイナンバー提出の電子化

（※1）第一種奨学金の貸与基準を満たす者のうち、家計状況の特に厳しい世帯の学生・生徒を対象（大学院を除く）として、奨学金の貸与を受けた本人が卒業後に一定の収入を得るまでの間は、願い出により返還期限を猶予する制度（平成29年度より「猶予年限特例」と呼称）。

（※2）本機構が実施する「海外留学支援制度（長期派遣・短期派遣）」（平成27年度より「海外留学支援制度（大学院学位取得型・協定派遣）」）により奨学金等の給付を受ける学生・生徒を対象として実施。

（※3）第一種奨学金において、大学等に進学する学生・生徒や特定分野の学位を取得しようとする学生・生徒に対して地方創生にかかる特別枠（地方創生枠）を設け、貸与基準を満たす者を優先的に採用する制度。

（※4）低所得世帯の学生・生徒を対象に、従来の成績基準（評定平均値3.5以上）を実質的に撤廃し、必要とするすべての学生・生徒が第一種奨学金を利用可能となる制度。

（※5）卒業後の返還について、返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還方式」を選択することができる制度。

（※6）第一種奨学金（無利子）として本人に貸与する額を学校に代理受領させて学校が授業料に充当する制度。卒業後は所得連動返還方式により本機構への返還が必要。

② 奨学生の採用

貸与奨学金の採用方法には、大学等（大学院）への進学前に申し込みを受け付けて基準の適否を予め判定しておき進学後に採用する予約採用、及び大学等（大学院）の在学中に申し込みを受け付ける在学採用（毎年春及び秋に申し込みを受け付ける定期採用及び家計が急変した場合に年間を通じて随時申し込みを受け付ける緊急・応急採用）があります。

③ 奨学生の選考基準

以下の基準に該当する者を給付奨学生に採用します。

ア．人物・・・学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。又は、大学及び大学院の学生生活における行動の全般を通じて、意志が固く、責任感が強く、中正妥当な性格で、特に研究心が旺盛な者であること。

イ．学力・・・以下のとおり。

○ 第一種奨学金を希望する者で下記のいずれかに該当する者

ⅰ 大学に入学する者

高等学校又は専修学校の高等課程最終2か年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.5以上である者。又は認定試験合格者であること、かつ、大学における学習成績の結果が判明している者については、その学習成績が本人の属する学部（科）の上位3分の1以内である者。

ⅱ 専修学校専門課程に入学する者

高等学校又は専修学校の高等課程最終2か年の学習成績の評定を全履修科目につ

いて平均した値が 3.2 以上である者。又は認定試験合格者。

ⅲ　大学院修士課程及び専門職大学院の課程に入学する者

大学・大学院・高等専門学校又は専修学校の専門課程の学習成績、大学院入学試験等の成績により判定し、当該学習成績が特に優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められる者。

ⅳ　大学院博士課程に入学する者

大学・大学院の学習成績、大学院入学試験等の成績により判定し、当該学習成績が特に優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができると認められる者。

ⅴ　高等専門学校に入学する者

中学校における最終学年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が 3.5 以上である者。又は高等専門学校における学習成績の結果が判明している者については、その学習成績が本人の属する学科の平均水準以上である者。

【低所得世帯の学生・生徒に係る第一種奨学金の学力基準の実質的撤廃】

平成 29 年度以降入学者より、以下のⅰ及びⅱのいずれにも該当する者については、従来の評定平均値による要件を必要としないものとしました。

ⅰ　生計維持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）が住民税非課税である者、生活保護世帯の者又は社会的養護を必要とする者。

ⅱ　将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、入学しようとする大学等における学習意欲を有することが文書、面談等により確認できること。

○　第二種奨学金を希望する者で下記のいずれかに該当する者

ⅰ　大学・専修学校専門課程に入学する者

（ア）高等学校又は専修学校の高等課程における最終 2 か年の学習成績が、当該出身学校において平均水準以上と認められる者。

（イ）特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められる者。

（ウ）大学における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者。

（エ）認定試験合格者においては、上記（ア）、（イ）又は（ウ）に準ずると認められる者。

ⅱ　大学院修士課程及び専門職大学院の課程に入学する者

（ア）大学・大学院・高等専門学校又は専修学校の専門課程の学習成績、大学院入学試験の成績により判定し、当該学習成績が優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められる者。

（イ）大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者。

iii　大学院博士課程に入学する者

（ア）大学・大学院の学習成績、大学院入学試験の成績により判定し、当該学習成績が優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができると認められる者。

（イ）大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者。

iv　高等専門学校（4・5年生）に進級する者

（ア）高等専門学校における学習成績が本人の属する学科において平均水準以上と認められる者。

（イ）特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められる者。

（ウ）高等専門学校における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者。

ウ．家計・・・令和8年度貸与奨学金申込の際の家計基準限度額は次表のとおりです。

家計基準限度額一覧表　（単位：万円）

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">区　　分</td><td colspan="2">第一種奨学金</td><td colspan="2">第二種奨学金</td></tr>
<tr><td colspan="4">年収・所得の上限額（4人世帯・自宅通学者の目安）</td></tr>
<tr><td>給与所得世帯</td><td>給与所得
以外の世帯</td><td>給与所得世帯</td><td>給与所得
以外の世帯</td></tr>
<tr><td rowspan="2">大学</td><td>国・公立</td><td>742万円程度</td><td>345万円程度</td><td>1,096万円程度</td><td>688万円程度</td></tr>
<tr><td>私　立</td><td>806</td><td>398</td><td>1,149</td><td>741</td></tr>
<tr><td rowspan="2">短大</td><td>国・公立</td><td>720</td><td>330</td><td>1,081</td><td>673</td></tr>
<tr><td>私　立</td><td>785</td><td>377</td><td>1,128</td><td>720</td></tr>
<tr><td rowspan="2">大学院</td><td>修士課程</td><td rowspan="2">本人及び
配偶者の収入</td><td>299
（特別の場合は389）</td><td rowspan="2">本人及び
配偶者の収入</td><td>536</td></tr>
<tr><td>博士課程</td><td>340
（特別の場合は442）</td><td>718</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高専
（1～3年）</td><td>国・公立</td><td>665</td><td>291</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td>私　立</td><td>735</td><td>340</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高専
（4・5年）</td><td>国・公立</td><td>660</td><td>288</td><td>1,062</td><td>654</td></tr>
<tr><td>私　立</td><td>723</td><td>332</td><td>1,106</td><td>698</td></tr>
<tr><td rowspan="2">専修
（専門）</td><td>国・公立</td><td>692</td><td>310</td><td>1,061</td><td>653</td></tr>
<tr><td>私　立</td><td>784</td><td>376</td><td>1,127</td><td>719</td></tr>
</table>

（注）給与所得世帯の金額は「源泉徴収票の支払金額（税込）」、給与所得以外の世帯の金額は「確定申告書の所得金額」です。

④　貸与月額

貸与する月額は、学種別、設置者別、通学形態別に決められています。

第一種奨学金貸与月額（令和8年度4月入学の場合）

<table>
<tr><td colspan="3">区　　分</td><td>貸与月額（円）</td></tr>
<tr><td>大　学</td><td>国・公立</td><td>自　宅</td><td>20,000、30,000、*45,000*から選択</td></tr>
</table>

		自宅外	20,000、30,000、40,000、*51,000* から選択
	私　　立	自　宅	20,000、30,000、40,000、*54,000* から選択
		自宅外	20,000、30,000、40,000、50,000、*64,000* から選択
短　大 専修（専門）	国・公立	自　宅	20,000、30,000、*45,000* から選択
		自宅外	20,000、30,000、40,000、*51,000* から選択
	私　　立	自　宅	20,000、30,000、40,000、*53,000* から選択
		自宅外	20,000、30,000、40,000、50,000、*60,000* から選択
大学等通信一面接授業期間			88,000
大学院	修士課程		50,000、88,000 から選択
	博士課程		80,000、122,000 から選択
高　専	国・公立	自　宅	10,000、21,000 （20,000、30,000、*45,000*）から選択
		自宅外	10,000、22,500 （20,000、30,000、40,000、*51,000*）から選択
	私　　立	自　宅	10,000、32,000 （20,000、30,000、40,000、*53,000*）から選択
		自宅外	10,000、35,000 （20,000、30,000、40,000、50,000、*60,000*）から選択

（※1）高専の（ ）内月額は、4 年次に進級したときに適用します。

（※2）大学・短大・専修（専門）・高専（4・5 年次）においては、申込時における前年 1 年間の家計収入が一定額以上の場合、各区分の最高月額（斜体）以外の月額から選択します。

（※3）給付奨学金と第一種奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与月額が制限され、貸与金額が減額となります。

第一種奨学金（授業料後払い制度）の貸与額

（授業料支援金）

区分		年額
大学院	国・公立	授業料年額相当額（上限 535,800 円）
	私立	授業料年額相当額（上限 776,000 円）

（生活費奨学金）

月額 2 万円、4 万円から選択（受けないことも可）

第二種奨学金貸与月額（令和 8 年度 4 月入学の場合）

区　　分	貸与月額（自由選択）
大学･短大･高専（4･5 年）･専修（専門）	2 万円～12 万円（1 万円単位）から選択
私立大学　医･歯学課程	12 万円を選択した場合に限り、4 万円の増額可
私立大学　薬･獣医学課程	12 万円を選択した場合に限り、2 万円の増額可
大　学　院	5 万円・8 万円・10 万円・13 万円・15 万円から選択
法科大学院	15 万円を選択した場合に限り、4 万円又は 7 万円の増額可

入学（留学）月分の奨学金に次の額を増額貸与する「入学（留学）時特別増額貸与奨学金」（第二種奨学金）による貸与額

100,000 円、200,000 円、300,000 円、400,000 円及び 500,000 円

⑤　奨学生の適格認定

奨学生が在学中、勉学に励みながら充実した学校生活を送り、卒業後に貸与を受けた奨学金の返還を滞りなく履行することを目的として奨学生の適格認定を行い、貸与の停止や警告等の処置を行っています。

⑥　機関保証制度

平成 16 年度より、奨学生の利便性の向上を図り、自らの意志と責任において高等教育機関で学ぶことができるようにすること、併せて、奨学金に係る保証の在り方を改善し返還をより確実にすること等を目的に、それまでの連帯保証人及び保証人を選定する人的保証制度に加えて、機関保証制度が導入されました。これにより、平成 16 年度新規奨学生から機関保証と人的保証のいずれかを選択することができるようになりました。機関保証を選択した場合は、保証業務を行っている公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「保証機関」という。）に一定の保証料を支払うことにより、奨学金の貸与を受けられます。ただし、学位取得を目的とした海外留学のための奨学金の貸与を受けるには、機関保証と人的保証の二つの保証を付すことが必要です。保証料は、奨学金の貸与月額、貸与月数等により異なります。詳細は下記の本機構ホームページをご参照ください。

本機構ホームページ

（第一種奨学金）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/hosho/kikan_hosho/hoshoryo.html

（第二種奨学金）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/hosho/kikan_hosho/hoshoryo.html

保証料の目安

	第一種奨学金	第二種奨学金
保証料月額	月額 1,262 円　※1	月額 2,218 円　※2

※1　令和 8 年度採用の第一種奨学生（国公立・大学学部・自宅外）が貸与月額 40,000 円・貸与月数 48 月で奨学金の貸与を受けた場合の保証料月額。

※2　令和 8 年度採用の第二種奨学生が貸与月額 50,000 円・貸与月数 48 月で奨学金の貸与を受けた場合の保証料月額。

⑦　奨学金の回収

貸与が終了した奨学生からは、定額返還方式選択者の場合、20 年以内の月賦、半年賦、年賦又は月賦・半年賦併用の中から任意に選択された割賦方法により、銀行、信用金庫又は労働金庫等の口座から自動引落し（口座振替）で奨学金を回収します。また、振替口座未加入者に対しては加入の依頼をするとともに、払込通知書を発送し請求しています。なお、平成 11 年度以降に採用された第二種奨学生及び平成 12 年度以降に採用された第一種

奨学生については、返還のしやすさなどの点を考慮し、月賦あるいは月賦・半年賦併用の割賦方法のみの取扱いとしています。また、第一種奨学金において、平成 29 年度採用者から選択可能となった所得連動返還方式の場合（令和 6 年度に創設した授業料後払い制度は所得連動返還方式のみ)、割賦方法は月賦のみの取扱いで、毎年の課税対象所得に応じて割賦額を設定し、定額返還方式選択者と同様の方法で奨学金を回収します。

⑧　減額返還・返還期限猶予

経済的理由などにより返還困難である者の負担を軽減するとともに、返還金の回収促進と延滞の抑制を図るため、当初の割賦金額を減額すれば返還可能となる者について、要件を満たす場合に一定期間毎月の割賦金額の減額（返還期間の延長）を認める「減額返還制度」を平成 23 年 1 月に創設し、運用を開始しました。割賦金額を 2 分の 1 に減額する返還方法に加えて、平成 29 年度以降、新たに 3 分の 1 に減額する返還方法を追加し、減額返還の適用期間も最長 10 年（120 ヵ月）から 15 年（180 ヵ月）に延長しています。さらに、令和 6 年度より新たに 3 分の 2、4 分の 1 に減額する返還方法を追加しました。

また、災害又は傷病により奨学金を返還することが困難となったとき又はその他政令で定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができます（機構法第 15 条第 2 項)。返還期限猶予には大きく分けて、大学・大学院等に在学中の事由による場合に適用される「在学猶予」と、災害・傷病等の事由による場合に適用される「一般猶予」があり、猶予期限は、事由により異なります。在学猶予は学校に在籍している間（令和 2 年 4 月以降に取得可能な在学猶予取得年数は通算 10 年まで)、一般猶予のうち災害・傷病・生活保護受給中・大学校在学・産前産後休業及び育児休業、海外派遣の場合、及び猶予年限特例（平成 29 年度以降採用者）又は所得連動返還型無利子奨学金（平成 24~28 年度採用者）（※）における経済困難による場合はその事由が続いている間（災害は当該事由の原因となる災害の発生から原則として 5 年）がそれぞれ限度です。一般猶予のうち経済困難等の事由による場合は通算 5 年が限度となっていましたが、平成 26 年度以降は、一定の年収を得られるまでの期間をより長く確保することによって延滞状態に陥る事態を防ぐため、年数を通算 10 年に延長しています。

（※）第一種奨学金の貸与基準を満たす者のうち、家計状況の特に厳しい世帯の学生を対象（大学院を除く）として、奨学金の貸与を受けた本人が卒業後に一定の収入を得るまでの間は、願い出により返還期限を猶予する制度。

⑨　返還免除

奨学金の貸与を受けた者が、死亡又は精神若しくは身体の障害によって奨学金の返還ができなくなった場合、返還未済額の全部又は一部の返還を願い出により免除することができます。

大学院の第一種奨学生については、これまで日本育英会において、教育職・研究職という特定の職業に就職したことにより適用される返還免除制度がありましたが、本機構においては、この制度は廃止され、新たに特に優れた業績を挙げた大学院の第一種奨学生に対し、その奨学金の全部又は一部の返還を貸与期間終了時に免除する制度が設けられています（機構法第 16 条)。同制度は、我が国のあらゆる分野で活躍し、国及び社会の発展に貢

献する中核的人材を育成することを目的とするものであり、学問分野での顕著な成果や世界レベルでの発明・発見のみならず、文化・芸術・スポーツ分野におけるめざましい活躍（全国レベルでの表彰等)、あるいはボランティア等での顕著な社会貢献等も含めて評価の対象として、学生の学修へのインセンティブ向上を図ることとしています。加えて、令和6 年度より新たに特に優れた業績を挙げたと認められる者で、かつ教職大学院を修了又は教職課程認定の大学院を一定の条件のもと修了の上で教員採用選考試験に合格し、正規教員として採用になった者の奨学金の返還を全額免除する制度が設けられています。

また、大学院博士課程に進学した学生については、博士課程進学のインセンティブを付与し給付的効果を充実するために、奨学生採用時に返還免除の内定を受けることができる返還免除内定制度や、次代の科学技術イノベーションや地域を担う優秀な学部生等（低所得世帯）に対して、修学に係る経済的不安を解消し、進学へのインセンティブを高めるため、修士課程及び専門職学位課程への進学を予定している者を対象とした返還免除内定制度も設けられています。

⑩　貸与奨学金の原資

第一種奨学金については、一般会計借入金（以下「政府借入金」という。)、財政融資資金借入金、民間借入金及び過去に貸与した返還者からの回収金を原資としています。

第二種奨学金については、財政融資資金借入金、財投機関債の発行により調達した資金、民間借入金及び過去に貸与した返還者からの回収金を原資としています。

⑪　貸与利率

第一種奨学金の奨学生への貸与は、無利息となっています。

第二種奨学金の奨学生への貸与は、利息付となっており、基本月額部分の貸与利率は 3%が上限となっています。平成 18 年度以前に採用された第二種奨学金の奨学生に対する貸与利率は、貸与する当該月の資金に充てた財政融資資金からの借入金の利率（貸与する当該月の資金に財投機関債の発行により調達した資金を充てる場合、該当する財投機関債の利率と財政融資資金の借入利率を加重平均した利率）をもとに算定した利率が適用されます（表 1)。一方、平成 19 年度以降に採用された第二種奨学金の奨学生に対する貸与利率は、貸与終了時に奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる財政融資資金の借入利率をもとに算定した利率が適用されます。また、平成 19 年度から採用された奨学生については、第二種奨学金の利便性をさらに高めるために、利率固定方式又は利率見直し方式（返還期間中、概ね 5 年ごとに利率を見直し）を選択できることとなりました（表 2 及び表 3）（独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成 16 年 1 月 7 日政令第 2 号。以下「機構法施行令」という。）第 2 条第 1 項、附則第 2 条第 1 項及び文部科学省令附則第 5 条)。

なお、財政融資資金等活用分の第一種奨学金については返還が完了するまでの全期間、第二種奨学金については奨学生が貸与を受けている期間及び返還期限を猶予している期間等は無利息であるため、当該期間中の利払に必要な資金に不足が生じる場合は、国の予算内で、利子補給金を受け入れています。利子補給金につきましては、「(6) 損益構造について　②第一種奨学金、第二種奨学金について　ウ．利子補給金について」の項で説明しております。

⑫　政府借入金の償還免除等

政府借入金を財源とする第一種奨学金については、本機構が貸与を受けた者に対し、その返還を免除した場合、当該免除額相当分について、政府は、その貸付金の償還を免除することができることとなっていますが、この制度は日本育英会から承継されているものです。また政府の本機構に対する貸付金の償還の免除は償還期限の早い貸付金から順次行うものとされています（機構法施行令第 19 条）。

令和 7 年度までの実績では、昭和 21 年度からの政府借入金総額（累計）は 4 兆 4,034 億円であり、奨学金の返還免除（※）に伴う償還免除の総額 9,502 億円、一般会計借入金の償還総額 5,723 億円、平成 16 年 4 月 1 日の本機構設立にあたり法令に基づき償還が免除された政府貸付金 641 億円及び奨学金の貸付残に伴う東日本大震災復興特別会計借入金の繰上償還額 103 億円を除いた 2 兆 8,063 億円が令和 7 年度末における政府借入金の借入金残高となりました。このうち 137 億円は、令和 7 年度に本機構が第一種奨学金の返還を免除したことにより、今後、国に対する償還が免除される予定額です。（昭和 21 年度以前の日本育英会創立当初の貸与資金は大蔵省預金部資金からの借入れによっていましたが、全額償還済みです。）

本機構の国に対する債務（日本育英会が借入れ、本機構が承継した国に対する債務を含む。）については、借入時から起算して 35 年が経過した後の令和 8 年 9 月以降に償還が想定されます（表 4）。

なお、財政融資資金については、その借入金の償還を免除する制度はありません（表 5）。このため、財政融資資金等を財源とする第一種奨学金及び第二種奨学金については、過去に返還免除となった債権について、これが存続していれば当該年度に返還される予定であった元金相当額の補填（返還免除補填金）等を補助金として受け入れています。

（※）返還免除について

本機構において返還免除は以下のように規定されています。

- 死亡した者又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失した者については、その学資貸与金の返還未済額の全部又は一部を免除することができる（機構法施行令第 7 条第 1 項）。
- 精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有する者については、その学資貸与金の返還未済額の一部の返還を免除することができる（機構法施行令第 7 条第 2 項）。
- 大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績　を挙げた者として機構が認定したものには、貸与期間終了の時において、その学資貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる（機構法施行令第 8 条第 1 項）。

また、機構法附則第 16 条により日本育英会法の廃止前に育英会が行った貸与契約による貸与金の返還については従前の例によることとなっており、政府は本機構がなお従前の例によることとされる貸与金の返還の免除（無利息の貸与金に係るものに限る。）をしたと

きは、機構に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除することができます。

（ご参考）

旧日本育英会においては、返還免除は以下のように規定されていました。

・ 特別免除

高等専門学校・短期大学・大学・大学院で第一種奨学金の貸与を受けた者が学校の教員又は文部科学大臣により指定された研究所の研究員となり、一定の期間その職に在職したとき奨学金の全部又は一部の返還が免除されることがあります（日本育英会法第 24 条)。ただし、平成 10 年 4 月 1 日で日本育英会法の一部が改正され、平成 10 年度以降に高等専門学校・短期大学・大学の 1 年次に入学した者については、奨学金返還特別免除制度は廃止されました。

・ 死亡又は心身障害による免除

奨学金の貸与を受けた者が死亡又は心身障害により奨学金を返還することができなくなったとき奨学金の全部又は一部の返還を免除することができます（日本育英会法第 23 条第 3 項)。

・ 特別貸与奨学金

昭和 33 年の法改正により新設された制度で、特に優秀な学生及び生徒に貸与した奨学金であり、同時に発足した一般貸与奨学金より多い貸与月額を受けられ、一般貸与奨学金相当額を返還すれば、残額の返還が免除されます。ただし、この制度は昭和 59 年度に廃止となりました（昭和 59 年の全部改正以前における旧日本育英会法第 16 条ノ 4)。

（表 1）平成 18 年度以前の採用者に係る第二種奨学金の貸与利率と財政融資資金借入金利等推移表
（平成 15 年 4 月以降）
（平成 15 年 4 月から平成 22 年 3 月までは、元金均等償還、半年賦、5 年金利見直しにおける当初 5 年間の金利、借入期間 19 年超 20 年以内、うち据置期間 3 年超 4 年以内の金利、平成 22 年 4 月以降は、満期一括償還、5 年以内の金利）

年　月	第二種奨学金 貸与利率	財政融資資金 借入金利	財投機関債金利
平成 15 年 4 月	0.30%	0.3%	－
5 月	0.30%	0.3%	－
6 月	0.20%	0.2%	－
7 月	0.20%	0.2%	－
8 月	0.52%	0.5%	0.52%（第 4 回日本育英会債券）
9 月	0.40%	0.4%	－
10 月	1.00%	1.0%	－
11 月	0.60%	0.6%	－
12 月	0.73%	0.8%	0.70%（第 5 回日本育英会債券）
平成 16 年 1 月	0.70%	0.7%	－
2 月	0.60%	0.6%	－
3 月	0.53%	0.5%	0.64%（第 6 回日本育英会債券）
4 月	0.70%	0.7%	－
5 月	0.70%	0.7%	－
6 月	0.70%	0.7%	－
7 月	0.97%	0.7%	1.18%（第 1 回日本学生支援債券）
8 月	0.80%	0.8%	－
9 月	0.90%	0.9%	－
10 月	0.70%	0.7%	－
11 月	0.70%	0.7%	0.70%（第 2 回日本学生支援債券）
12 月	0.70%	0.7%	－
平成 17 年 1 月	0.60%	0.6%	－
2 月	0.62%	0.6%	0.66%（第 3 回日本学生支援債券）
3 月	0.60%	0.6%	－
4 月	0.60%	0.6%	－
5 月	0.60%	0.6%	－
6 月	0.50%	0.5%	－
7 月	0.58%	0.5%	0.62%（第 4 回日本学生支援債券）
8 月	0.50%	0.5%	－
9 月	0.60%	0.6%	－
10 月	0.60%	0.6%	－
11 月	0.90%	0.8%	0.90%（第 5 回日本学生支援債券）
12 月	0.90%	0.9%	－
平成 18 年 1 月	0.90%	0.9%	－
2 月	0.92%	0.9%	0.94%（第 6 回日本学生支援債券）
3 月	1.00%	1.0%	－
4 月	1.30%	1.3%	－
5 月	1.30%	1.3%	－
6 月	1.50%	1.5%	－
7 月	1.58%	1.5%	1.62%（第 7 回日本学生支援債券）
8 月	1.40%	1.4%	－
9 月	1.40%	1.4%	－
10 月	1.20%	1.2%	－
11 月	1.49%	1.2%	1.52%（第 8 回日本学生支援債券）
12 月	1.30%	1.3%	－
平成 19 年 1 月	1.30%	1.3%	－
2 月	1.03%	1.3%	0.90%（第 9 回日本学生支援債券）
3 月	1.30%	1.3%	－
4 月	1.30%	1.3%	－

年　月	第二種奨学金 貸与利率	財政融資資金 借入金利	財投機関債金利
平成 19 年 5 月	1.30%	1.3%	－
6 月	1.30%	1.3%	－
7 月	1.44%	1.5%	1.19%（第 10 回日本学生支援債券）
8 月	1.50%	1.5%	－
9 月	1.40%	1.4%	－
10 月	1.20%	1.2%	－
11 月	1.03%	1.3%	0.93%（第 11 回日本学生支援債券）
12 月	1.10%	1.1%	－
平成 20 年 1 月	1.10%	1.1%	－
2 月	0.86%	1.0%	0.69%（第 12 回日本学生支援債券）
3 月	0.90%	0.9%	－
4 月	0.90%	0.9%	－
5 月	0.90%	0.9%	－
6 月	1.20%	1.2%	－
7 月	1.40%	1.4%	1.08%（第 13 回日本学生支援債券）
8 月	1.30%	1.3%	－
9 月	1.10%	1.1%	－
10 月	1.10%	1.1%	－
11 月	1.00%	1.0%	1.04%（第 14 回日本学生支援債券）
12 月	0.93%	0.9%	－
平成 21 年 1 月	0.90%	0.9%	－
2 月	0.80%	0.8%	0.78%（第 15 回日本学生支援債券）
3 月	0.90%	0.9%	－
4 月	0.90%	0.9%	－
5 月	0.90%	0.9%	－
6 月	0.90%	0.9%	－
7 月	0.90%	0.9%	0.502%（第 16 回日本学生支援債券）
8 月	0.70%	0.7%	－
9 月	0.70%	0.7%	－
10 月	0.70%	0.7%	－
11 月	0.60%	0.6%	0.498%（第 17 回日本学生支援債券）
12 月	0.60%	0.6%	－
平成 22 年 1 月	0.60%	0.6%	－
2 月	0.60%	0.6%	0.317%（第 18 回日本学生支援債券）
3 月	0.60%	0.6%	－
4 月	0.60%	0.6%	－
5 月	0.60%	0.6%	－
6 月	0.50%	0.5%	－
7 月	0.50%	0.5%	0.251%（第 19 回日本学生支援債券）
8 月	0.40%	0.4%	－
9 月	0.40%	0.4%	0.231%（第 20 回日本学生支援債券）
10 月	0.40%	0.4%	－
11 月	0.30%	0.3%	0.277%（第 21 回日本学生支援債券）
12 月	0.30%	0.3%	－
平成 23 年 1 月	0.50%	0.5%	－
2 月	0.50%	0.6%	0.300%（第 22 回日本学生支援債券）
3 月	0.60%	0.6%	－
4 月	0.60%	0.6%	－
5 月	0.60%	0.6%	－
6 月	0.50%	0.5%	－
7 月	0.50%	0.5%	0.240%（第 23 回日本学生支援債券）
8 月	0.50%	0.5%	－
9 月	0.40%	0.4%	0.201%（第 24 回日本学生支援債券）

年　月	第二種奨学金 貸与利率	財政融資資金 借入金利	財投機関債金利
平成 23 年 10 月	0.40%	0.4%	－
11 月	0.40%	0.4%	0.278%（第 25 回日本学生支援債券）
12 月	0.40%	0.4%	－
平成 24 年 1 月	0.40%	0.4%	－
2 月	0.40%	0.4%	0.236%（第 26 回日本学生支援債券）
3 月	0.40%	0.4%	－
4 月	0.40%	0.4%	－
5 月	0.40%	0.4%	－
6 月	0.30%	0.3%	－
7 月	0.30%	0.3%	0.176%（第 27 回日本学生支援債券）
8 月	0.30%	0.3%	－
9 月	0.20%	0.2%	0.151%（第 28 回日本学生支援債券）
10 月	0.30%	0.3%	－
11 月	0.20%	0.2%	0.156%（第 29 回日本学生支援債券）
12 月	0.30%	0.3%	－
平成 25 年 1 月	0.20%	0.2%	－
2 月	0.30%	0.3%	0.150%（第 30 回日本学生支援債券）
3 月	0.20%	0.2%	－
4 月	0.20%	0.2%	－
5 月	0.30%	0.3%	－
6 月	0.30%	0.3%	0.206%（第 31 回日本学生支援債券）
7 月	0.30%	0.3%	－
8 月	0.40%	0.4%	－
9 月	0.40%	0.4%	0.161%（第 32 回日本学生支援債券）
10 月	0.30%	0.3%	－
11 月	0.30%	0.3%	0.187%（第 33 回日本学生支援債券）
12 月	0.20%	0.2%	－
平成 26 年 1 月	0.30%	0.3%	－
2 月	0.30%	0.3%	0.141%（第 34 回日本学生支援債券）
3 月	0.20%	0.2%	－
4 月	0.20%	0.2%	－
5 月	0.20%	0.2%	－
6 月	0.20%	0.2%	0.152%（第 35 回日本学生支援債券）
7 月	0.20%	0.2%	－
8 月	0.20%	0.2%	－
9 月	0.20%	0.2%	0.111%（第 36 回日本学生支援債券）
10 月	0.20%	0.2%	－
11 月	0.20%	0.2%	0.105%（第 37 回日本学生支援債券）
12 月	0.20%	0.2%	－
平成 27 年 1 月	0.10%	0.1%	－
2 月	0.10%	0.1%	0.100%（第 38 回日本学生支援債券）
3 月	0.20%	0.2%	－
4 月	0.10%	0.1%	－
5 月	0.10%	0.1%	－
6 月	0.20%	0.2%	0.100%（第 39 回日本学生支援債券）
7 月	0.20%	0.2%	－
8 月	0.20%	0.2%	－
9 月	0.10%	0.1%	0.100%（第 40 回日本学生支援債券）
10 月	0.10%	0.1%	－
11 月	0.10%	0.1%	0.100%（第 41 回日本学生支援債券）
12 月	0.10%	0.1%	－
平成 28 年 1 月	0.10%	0.1%	－
2 月	0.10%	0.1%	0.099%（第 42 回日本学生支援債券）

年　月	第二種奨学金 貸与利率	財政融資資金 借入金利	財投機関債金利
平成 28 年 3 月	0.10%	0.1%	－

（注）1. 平成 15 年 3 月 31 日以前に入学し、かつ平成 16 年 3 月 31 日までに採用された奨学生に対する奨学金の貸与利率は、財政融資資金借入金利と同率となります。

2. 第 13 回日本学生支援債券及び第 15 回～第 42 回日本学生支援債券は、平成 18 年度以前採用者の第二種奨学金の資金に充てていないため、貸与利率へは反映されていません。

（表 2）平成 19 年度の採用者で当該年度中に貸与終了した者に係る第二種奨学金の貸与利率と財政融資資金借入金利等推移表

貸与終了年月	第二種奨学金貸与利率		財政融資資金借入金利	
	利率固定方式	利率見直し方式	元金均等償還、半年賦、借入期間 15 年超 16 年以内、うち据置期間 1 年以内	元金均等償還、半年賦、5 年金利見直しにおける当初 5 年間の金利、借入期間 15 年超 16 年以内、うち据置期間 1 年以内
平成 19 年 4 月	1.70%	1.20%	1.7%	1.2%
5 月	1.70%	1.30%	1.7%	1.3%
6 月	1.90%	1.50%	1.9%	1.5%
7 月	1.90%	1.50%	1.9%	1.5%
8 月	1.80%	1.40%	1.8%	1.4%
9 月	1.70%	1.20%	1.7%	1.2%
10 月	1.70%	1.20%	1.7%	1.2%
11 月	1.60%	1.10%	1.6%	1.1%
12 月	1.60%	1.00%	1.6%	1.0%
平成 20 年 1 月	1.50%	0.90%	1.5%	0.9%
2 月	1.50%	0.90%	1.5%	0.9%
3 月	1.50%	0.90%	1.5%	0.9%

（注）利率固定方式による貸与利率が元金均等（期間 16 年うち据置 1 年）による借入金利に、また利率見直し方式による貸与利率が半年賦 5 年金利見直し貸付における当初 5 年間の借入金利にそれぞれ対応しています。

（表 3）平成 19 年度以降の採用者で平成 20 年度以降に貸与終了する者に係る第二種奨学金の貸与利率と財政融資資金借入金利等推移表

貸与終了年月	第二種奨学金貸与利率		財政融資資金借入金利			
	利率固定方式	利率見直し方式	元金均等償還、半年賦、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし
平成 20 年 4 月	1.55%	0.90%	1.4%	1.7%	0.9%	0.9%
5 月	1.70%	1.10%	1.6%	1.8%	1.1%	1.1%
6 月	1.90%	1.35%	1.8%	2.0%	1.3%	1.4%
7 月	1.80%	1.30%	1.7%	1.9%	1.3%	1.3%
8 月	1.65%	1.10%	1.5%	1.8%	1.1%	1.1%
9 月	1.60%	1.00%	1.5%	1.7%	1.0%	1.0%
10 月	1.60%	1.00%	1.5%	1.7%	1.0%	1.0%
11 月	1.65%	0.90%	1.5%	1.8%	0.9%	0.9%
12 月	1.55%	0.90%	1.4%	1.7%	0.9%	0.9%
平成 21 年 1 月	1.40%	0.80%	1.3%	1.5%	0.8%	0.8%
2 月	1.50%	0.80%	1.4%	1.6%	0.8%	0.8%
3 月	1.50%	0.80%	1.4%	1.6%	0.8%	0.8%
4 月	1.57%	0.80%	1.4%	1.7%	0.8%	0.8%
5 月	1.61%	0.90%	1.5%	1.7%	0.9%	0.9%
6 月	1.67%	0.90%	1.5%	1.8%	0.9%	0.9%
7 月	1.47%	0.70%	1.3%	1.6%	0.7%	0.7%
8 月	1.57%	0.70%	1.4%	1.7%	0.7%	0.7%
9 月	1.47%	0.60%	1.3%	1.6%	0.6%	0.6%
10 月	1.47%	0.60%	1.3%	1.6%	0.6%	0.6%
11 月	1.57%	0.70%	1.4%	1.7%	0.7%	0.7%
12 月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
平成 22 年 1 月	1.47%	0.50%	1.3%	1.6%	0.5%	0.5%
2 月	1.53%	0.60%	1.3%	1.7%	0.6%	0.6%
3 月	1.52%	0.60%	1.3%	1.7%	0.6%	0.6%
4 月	1.57%	0.60%	1.4%	1.7%	0.6%	0.6%
5 月	1.47%	0.50%	1.3%	1.6%	0.5%	0.5%
6 月	1.37%	0.46%	1.2%	1.5%	0.4%	0.5%
7 月	1.27%	0.40%	1.1%	1.4%	0.4%	0.4%
8 月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
9 月	1.27%	0.40%	1.1%	1.4%	0.4%	0.4%
10 月	1.07%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
11 月	1.17%	0.30%	1.0%	1.3%	0.3%	0.3%
12 月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
平成 23 年 1 月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
2 月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
3 月	1.41%	0.60%	1.3%	1.5%	0.6%	0.6%
4 月	1.47%	0.56%	1.3%	1.6%	0.5%	0.6%
5 月	1.27%	0.50%	1.1%	1.4%	0.5%	0.5%
6 月	1.27%	0.40%	1.1%	1.4%	0.4%	0.4%
7 月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
8 月	1.21%	0.40%	1.1%	1.3%	0.4%	0.4%
9 月	1.27%	0.40%	1.1%	1.4%	0.4%	0.4%
10 月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
11 月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%

貸与終了年月	第二種奨学金貸与利率		財政融資資金借入金利			
	利率固定方式	利率見直し方式	元金均等償還、半年賦、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし
平成23年12月	1.21%	0.40%	1.1%	1.3%	0.4%	0.4%
平成24年1月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
2月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
3月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
4月	1.22%	0.40%	1.1%	1.3%	0.4%	0.4%
5月	1.08%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
6月	1.08%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
7月	1.08%	0.20%	0.9%	1.2%	0.2%	0.2%
8月	0.98%	0.20%	0.8%	1.1%	0.2%	0.2%
9月	1.08%	0.26%	0.9%	1.2%	0.2%	0.3%
10月	1.03%	0.20%	0.8%	1.2%	0.2%	0.2%
11月	1.08%	0.20%	0.9%	1.2%	0.2%	0.2%
12月	0.98%	0.20%	0.8%	1.1%	0.2%	0.2%
平成25年1月	1.08%	0.20%	0.9%	1.2%	0.2%	0.2%
2月	1.08%	0.20%	0.9%	1.2%	0.2%	0.2%
3月	1.08%	0.20%	0.9%	1.2%	0.2%	0.2%
4月	0.79%	0.20%	0.6%	0.9%	0.2%	0.2%
5月	0.79%	0.30%	0.6%	0.9%	0.3%	0.3%
6月	1.09%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
7月	1.09%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
8月	1.09%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
9月	0.99%	0.30%	0.8%	1.1%	0.3%	0.3%
10月	0.89%	0.30%	0.7%	1.0%	0.3%	0.3%
11月	0.89%	0.20%	0.7%	1.0%	0.2%	0.2%
12月	0.89%	0.26%	0.7%	1.0%	0.2%	0.3%
平成26年1月	0.89%	0.30%	0.7%	1.0%	0.3%	0.3%
2月	0.82%	0.20%	0.7%	0.9%	0.2%	0.2%
3月	0.82%	0.20%	0.7%	0.9%	0.2%	0.2%
4月	0.89%	0.20%	0.7%	1.0%	0.2%	0.2%
5月	0.89%	0.20%	0.7%	1.0%	0.2%	0.2%
6月	0.83%	0.20%	0.7%	0.9%	0.2%	0.2%
7月	0.79%	0.20%	0.6%	0.9%	0.2%	0.2%
8月	0.79%	0.20%	0.6%	0.9%	0.2%	0.2%
9月	0.79%	0.20%	0.6%	0.9%	0.2%	0.2%
10月	0.79%	0.20%	0.6%	0.9%	0.2%	0.2%
11月	0.69%	0.20%	0.5%	0.8%	0.2%	0.2%
12月	0.63%	0.10%	0.5%	0.7%	0.1%	0.1%
平成27年1月	0.53%	0.10%	0.4%	0.6%	0.1%	0.1%
2月	0.63%	0.10%	0.5%	0.7%	0.1%	0.1%
3月	0.63%	0.10%	0.5%	0.7%	0.1%	0.1%
4月	0.59%	0.10%	0.4%	0.7%	0.1%	0.1%
5月	0.69%	0.20%	0.5%	0.8%	0.2%	0.2%
6月	0.69%	0.10%	0.5%	0.8%	0.1%	0.1%
7月	0.69%	0.20%	0.5%	0.8%	0.2%	0.2%
8月	0.63%	0.10%	0.5%	0.7%	0.1%	0.1%
9月	0.63%	0.10%	0.5%	0.7%	0.1%	0.1%
10月	0.53%	0.10%	0.4%	0.6%	0.1%	0.1%

貸与終了年月	第二種奨学金貸与利率		財政融資資金借入金利			
	利率固定方式	利率見直し方式	元金均等償還、半年賦、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし
平成27年11月	0.59%	0.10%	0.4%	0.7%	0.1%	0.1%
12月	0.53%	0.10%	0.4%	0.6%	0.1%	0.1%
平成28年1月	0.49%	0.10%	0.3%	0.6%	0.1%	0.1%
2月	0.33%	0.10%	0.2%	0.4%	0.1%	0.1%
3月	0.16%	0.10%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%
4月	0.10%	0.10%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
5月	0.10%	0.10%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
6月	0.10%	0.10%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
7月	0.10%	0.10%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
8月	0.10%	0.10%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
9月	0.16%	0.10%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%
10月	0.06%	0.01%	0.01%	0.09%	0.01%	0.01%
11月	0.05%	0.01%	0.01%	0.07%	0.01%	0.01%
12月	0.15%	0.01%	0.06%	0.2%	0.01%	0.01%
平成29年1月	0.23%	0.01%	0.09%	0.3%	0.01%	0.01%
2月	0.33%	0.01%	0.2%	0.4%	0.01%	0.01%
3月	0.33%	0.01%	0.2%	0.4%	0.01%	0.01%
4月	0.23%	0.01%	0.1%	0.3%	0.01%	0.01%
5月	0.23%	0.01%	0.09%	0.3%	0.01%	0.01%
6月	0.23%	0.01%	0.09%	0.3%	0.01%	0.01%
7月	0.27%	0.01%	0.2%	0.3%	0.01%	0.01%
8月	0.27%	0.01%	0.2%	0.3%	0.01%	0.01%
9月	0.14%	0.01%	0.04%	0.2%	0.01%	0.01%
10月	0.23%	0.01%	0.09%	0.3%	0.01%	0.01%
11月	0.23%	0.01%	0.1%	0.3%	0.01%	0.01%
12月	0.23%	0.01%	0.09%	0.3%	0.01%	0.01%
平成30年1月	0.27%	0.01%	0.2%	0.3%	0.01%	0.01%
2月	0.27%	0.01%	0.2%	0.3%	0.01%	0.01%
3月	0.27%	0.01%	0.2%	0.3%	0.01%	0.01%
4月	0.22%	0.01%	0.07%	0.3%	0.01%	0.01%
5月	0.23%	0.01%	0.09%	0.3%	0.01%	0.01%
6月	0.23%	0.01%	0.09%	0.3%	0.01%	0.01%
7月	0.22%	0.01%	0.07%	0.3%	0.01%	0.01%
8月	0.33%	0.01%	0.2%	0.4%	0.01%	0.01%
9月	0.33%	0.01%	0.2%	0.4%	0.01%	0.01%
10月	0.33%	0.01%	0.2%	0.4%	0.01%	0.01%
11月	0.33%	0.01%	0.2%	0.4%	0.01%	0.01%
12月	0.27%	0.01%	0.2%	0.3%	0.01%	0.01%
平成31年1月	0.22%	0.01%	0.06%	0.3%	0.01%	0.01%
2月	0.14%	0.01%	0.02%	0.2%	0.01%	0.01%
3月	0.14%	0.01%	0.02%	0.2%	0.01%	0.01%
4月	0.153%	0.002%	0.06%	0.2%	0.002%	0.002%
令和元年5月	0.146%	0.001%	0.04%	0.2%	0.001%	0.001%
6月	0.057%	0.002%	0.01%	0.08%	0.002%	0.002%
7月	0.049%	0.002%	0.008%	0.07%	0.002%	0.002%
8月	0.015%	0.002%	0.004%	0.02%	0.002%	0.002%
9月	0.042%	0.002%	0.005%	0.06%	0.002%	0.002%
10月	0.067%	0.002%	0.02%	0.09%	0.002%	0.002%

貸与終了年月	第二種奨学金貸与利率		財政融資資金借入金利			
	利率固定方式	利率見直し方式	元金均等償還、半年賦、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし
令和元年11月	0.143%	0.003%	0.03%	0.2%	0.003%	0.003%
12月	0.156%	0.004%	0.07%	0.2%	0.004%	0.004%
令和2年1月	0.077%	0.002%	0.03%	0.1%	0.001%	0.002%
2月	0.070%	0.002%	0.03%	0.09%	0.002%	0.002%
3月	0.070%	0.002%	0.03%	0.09%	0.002%	0.002%
4月	0.157%	0.003%	0.07%	0.2%	0.003%	0.003%
5月	0.160%	0.003%	0.08%	0.2%	0.003%	0.003%
6月	0.163%	0.005%	0.09%	0.2%	0.005%	0.005%
7月	0.233%	0.003%	0.1%	0.3%	0.003%	0.003%
8月	0.267%	0.003%	0.2%	0.3%	0.003%	0.003%
9月	0.163%	0.002%	0.09%	0.2%	0.002%	0.002%
10月	0.233%	0.003%	0.1%	0.3%	0.003%	0.003%
11月	0.163%	0.002%	0.09%	0.2%	0.002%	0.002%
12月	0.157%	0.002%	0.07%	0.2%	0.002%	0.002%
令和3年1月	0.233%	0.002%	0.1%	0.3%	0.001%	0.002%
2月	0.268%	0.004%	0.2%	0.3%	0.004%	0.004%
3月	0.268%	0.004%	0.2%	0.3%	0.004%	0.004%
4月	0.268%	0.003%	0.2%	0.3%	0.003%	0.003%
5月	0.268%	0.003%	0.2%	0.3%	0.003%	0.003%
6月	0.268%	0.003%	0.2%	0.3%	0.003%	0.003%
7月	0.161%	0.002%	0.08%	0.2%	0.002%	0.002%
8月	0.164%	0.002%	0.09%	0.2%	0.002%	0.002%
9月	0.268%	0.003%	0.2%	0.3%	0.003%	0.003%
10月	0.268%	0.004%	0.2%	0.3%	0.004%	0.004%
11月	0.268%	0.004%	0.2%	0.3%	0.004%	0.004%
12月	0.268%	0.002%	0.2%	0.3%	0.002%	0.002%
令和4年1月	0.268%	0.006%	0.2%	0.3%	0.006%	0.006%
2月	0.369%	0.040%	0.3%	0.4%	0.04%	0.04%
3月	0.369%	0.040%	0.3%	0.4%	0.04%	0.04%
4月	0.468%	0.020%	0.4%	0.5%	0.02%	0.02%
5月	0.437%	0.008%	0.3%	0.5%	0.008%	0.008%
6月	0.537%	0.040%	0.4%	0.6%	0.04%	0.04%
7月	0.437%	0.009%	0.3%	0.5%	0.009%	0.009%
8月	0.468%	0.030%	0.4%	0.5%	0.03%	0.03%
9月	0.605%	0.077%	0.4%	0.7%	0.07%	0.08%
10月	0.705%	0.200%	0.5%	0.8%	0.2%	0.2%
11月	0.605%	0.077%	0.4%	0.7%	0.07%	0.08%
12月	0.737%	0.300%	0.6%	0.8%	0.3%	0.3%
令和5年1月	0.805%	0.200%	0.6%	0.9%	0.2%	0.2%
2月	0.905%	0.300%	0.7%	1.0%	0.3%	0.3%
3月	0.905%	0.300%	0.7%	1.0%	0.3%	0.3%
4月	0.737%	0.200%	0.6%	0.8%	0.2%	0.2%
5月	0.637%	0.168%	0.5%	0.7%	0.1%	0.2%
6月	0.537%	0.050%	0.4%	0.6%	0.05%	0.05%
7月	0.637%	0.090%	0.5%	0.7%	0.09%	0.09%
8月	0.905%	0.300%	0.7%	1.0%	0.3%	0.3%
9月	0.937%	0.300%	0.8%	1.0%	0.3%	0.3%
10月	1.105%	0.400%	0.9%	1.2%	0.4%	0.4%

貸与終了年月	第二種奨学金貸与利率		財政融資資金借入金利			
	利率固定方式	利率見直し方式	元金均等償還、半年賦、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし
令和5年11月	1.005%	0.400%	0.8%	1.1%	0.4%	0.4%
12月	0.905%	0.300%	0.7%	1.0%	0.3%	0.3%
令和6年1月	1.005%	0.300%	0.8%	1.1%	0.3%	0.3%
2月	0.940%	0.400%	0.8%	1.0%	0.4%	0.4%
3月	0.940%	0.400%	0.8%	1.0%	0.4%	0.4%
4月	1.140%	0.500%	1.0%	1.2%	0.5%	0.5%
5月	1.310%	0.600%	1.1%	1.4%	0.6%	0.6%
6月	1.240%	0.600%	1.1%	1.3%	0.6%	0.6%
7月	1.310%	0.670%	1.1%	1.4%	0.6%	0.7%
8月	1.210%	0.500%	1.0%	1.3%	0.5%	0.5%
9月	1.110%	0.500%	0.9%	1.2%	0.5%	0.5%
10月	1.210%	0.600%	1.0%	1.3%	0.6%	0.6%
11月	1.340%	0.800%	1.2%	1.4%	0.8%	0.8%
12月	1.340%	0.700%	1.2%	1.4%	0.7%	0.7%
令和7年1月	1.440%	0.900%	1.3%	1.5%	0.9%	0.9%
2月	1.641%	1.100%	1.5%	1.7%	1.1%	1.1%
3月	1.641%	1.100%	1.5%	1.7%	1.1%	1.1%
4月	1.612%	0.900%	1.4%	1.7%	0.9%	0.9%
5月	1.812%	1.000%	1.6%	1.9%	1.0%	1.0%
6月	1.712%	1.000%	1.5%	1.8%	1.0%	1.0%
7月	1.912%	1.200%	1.7%	2.0%	1.2%	1.2%
8月	1.912%	1.200%	1.7%	2.0%	1.2%	1.2%
9月	1.982%	1.200%	1.7%	2.1%	1.2%	1.2%
10月	2.012%	1.300%	1.8%	2.1%	1.3%	1.3%
11月	2.112%	1.300%	1.9%	2.2%	1.3%	1.3%
12月	2.312%	1.600%	2.1%	2.4%	1.6%	1.6%
令和8年1月	2.512%	1.700%	2.3%	2.6%	1.7%	1.7%
2月	2.423%	1.600%	2.2%	2.5%	1.6%	1.6%
3月	2.423%	1.600%	2.2%	2.5%	1.6%	1.6%
4月	2.722%	1.874%	2.5%	2.8%	1.8%	1.9%
5月	2.922%	2.000%	2.7%	3.0%	2.0%	2.0%
6月	2.922%	1.900%	2.7%	3.0%	1.9%	1.9%
7月	3.000%	2.000%	2.8%	3.1%	2.0%	2.0%

（注）利率固定方式による貸与利率が元金均等（期間15年うち据置1年及び期間20年うち据置なし）による借入金利に、また利率見直し方式による貸与利率が半年賦5年金利見直し貸付における当初5年間の借入金利にそれぞれ対応しています。

〔ご参考 1〕「日本学生支援債券」及び「日本育英会債券」発行の状況

日本学生支援債券

回 号	発 行 年 月 日	発 行 額	年限	発行金利	償 還 年 月 日
第 1 回	平成 16 年 7 月 5 日	300 億円	5 年	年 1.18%	平成 21 年 9 月 18 日
第 2 回	平成 16 年 11 月 5 日	300 億円	5 年	年 0.70%	平成 21 年 9 月 18 日
第 3 回	平成 17 年 2 月 4 日	160 億円	5 年	年 0.66%	平成 22 年 3 月 19 日
第 4 回	平成 17 年 7 月 5 日	400 億円	5 年	年 0.62%	平成 22 年 9 月 17 日
第 5 回	平成 17 年 11 月 4 日	400 億円	5 年	年 0.90%	平成 22 年 9 月 17 日
第 6 回	平成 18 年 2 月 3 日	300 億円	5 年	年 0.94%	平成 23 年 3 月 18 日
第 7 回	平成 18 年 7 月 5 日	400 億円	5 年	年 1.62%	平成 23 年 9 月 20 日
第 8 回	平成 18 年 11 月 6 日	400 億円	5 年	年 1.52%	平成 23 年 9 月 20 日
第 9 回	平成 19 年 2 月 5 日	370 億円	2 年	年 0.90%	平成 21 年 3 月 19 日
第 10 回	平成 19 年 7 月 5 日	400 億円	2 年	年 1.19%	平成 21 年 9 月 18 日
第 11 回	平成 19 年 11 月 6 日	400 億円	2 年	年 0.93%	平成 21 年 9 月 18 日
第 12 回	平成 20 年 2 月 6 日	370 億円	2 年	年 0.69%	平成 22 年 3 月 19 日
第 13 回	平成 20 年 7 月 9 日	470 億円	2 年	年 1.08%	平成 22 年 9 月 17 日
第 14 回	平成 20 年 11 月 28 日	400 億円	3 年	年 1.04%	平成 23 年 11 月 18 日
第 15 回	平成 21 年 2 月 6 日	300 億円	2 年	年 0.78%	平成 23 年 1 月 20 日
第 16 回	平成 21 年 7 月 8 日	400 億円	2 年	年 0.502%	平成 23 年 6 月 20 日
第 17 回	平成 21 年 11 月 9 日	400 億円	3 年	年 0.498%	平成 24 年 9 月 20 日
第 18 回	平成 22 年 2 月 8 日	370 億円	2 年	年 0.317%	平成 24 年 2 月 20 日
第 19 回	平成 22 年 7 月 7 日	400 億円	2 年	年 0.251%	平成 24 年 7 月 20 日
第 20 回	平成 22 年 9 月 15 日	400 億円	2 年	年 0.231%	平成 24 年 9 月 20 日
第 21 回	平成 22 年 11 月 9 日	400 億円	3 年	年 0.277%	平成 25 年 11 月 20 日
第 22 回	平成 23 年 2 月 8 日	400 億円	2 年	年 0.300%	平成 25 年 2 月 20 日
第 23 回	平成 23 年 7 月 7 日	400 億円	2 年	年 0.240%	平成 25 年 7 月 19 日
第 24 回	平成 23 年 9 月 15 日	400 億円	2 年	年 0.201%	平成 25 年 9 月 20 日
第 25 回	平成 23 年 11 月 9 日	500 億円	3 年	年 0.278%	平成 26 年 11 月 20 日
第 26 回	平成 24 年 2 月 8 日	400 億円	2 年	年 0.236%	平成 26 年 2 月 20 日
第 27 回	平成 24 年 7 月 9 日	400 億円	2 年	年 0.176%	平成 26 年 7 月 18 日
第 28 回	平成 24 年 9 月 18 日	500 億円	2 年	年 0.151%	平成 26 年 9 月 19 日
第 29 回	平成 24 年 11 月 7 日	500 億円	3 年	年 0.156%	平成 27 年 11 月 20 日
第 30 回	平成 25 年 2 月 6 日	400 億円	2 年	年 0.150%	平成 27 年 2 月 20 日
第 31 回	平成 25 年 6 月 7 日	500 億円	2 年	年 0.206%	平成 27 年 6 月 19 日
第 32 回	平成 25 年 9 月 9 日	400 億円	2 年	年 0.161%	平成 27 年 9 月 18 日
第 33 回	平成 25 年 11 月 7 日	500 億円	3 年	年 0.187%	平成 28 年 11 月 18 日
第 34 回	平成 26 年 2 月 6 日	400 億円	2 年	年 0.141%	平成 28 年 2 月 19 日
第 35 回	平成 26 年 6 月 9 日	500 億円	3 年	年 0.152%	平成 29 年 6 月 20 日
第 36 回	平成 26 年 9 月 9 日	500 億円	2 年	年 0.111%	平成 28 年 9 月 20 日
第 37 回	平成 26 年 11 月 7 日	400 億円	2 年	年 0.105%	平成 28 年 11 月 18 日
第 38 回	平成 27 年 2 月 6 日	400 億円	2 年	年 0.100%	平成 29 年 2 月 20 日
第 39 回	平成 27 年 6 月 9 日	300 億円	2 年	年 0.100%	平成 29 年 6 月 20 日
第 40 回	平成 27 年 9 月 9 日	300 億円	2 年	年 0.100%	平成 29 年 9 月 20 日
第 41 回	平成 27 年 11 月 9 日	300 億円	2 年	年 0.100%	平成 29 年 11 月 20 日
第 42 回	平成 28 年 2 月 8 日	300 億円	2 年	年 0.099%	平成 30 年 2 月 20 日
第 43 回	平成 28 年 6 月 8 日	300 億円	2 年	年 0.001%	平成 30 年 6 月 20 日
第 44 回	平成 28 年 9 月 7 日	300 億円	2 年	年 0.001%	平成 30 年 9 月 20 日
第 45 回	平成 28 年 11 月 9 日	300 億円	2 年	年 0.001%	平成 30 年 11 月 20 日
第 46 回	平成 29 年 2 月 8 日	300 億円	2 年	年 0.001%	平成 31 年 2 月 20 日
第 47 回	平成 29 年 6 月 7 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和元年 6 月 20 日
第 48 回	平成 29 年 9 月 7 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和元年 9 月 20 日
第 49 回	平成 29 年 11 月 8 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和元年 11 月 20 日
第 50 回	平成 30 年 2 月 7 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和 2 年 2 月 20 日
第 51 回	平成 30 年 6 月 7 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和 2 年 6 月 19 日
第 52 回	平成 30 年 9 月 7 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和 2 年 9 月 18 日

回 号	発 行 年 月 日	発 行 額	年限	発行金利	償 還 年 月 日
第 53 回	平成 30 年 11 月 7 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和 2 年 11 月 20 日
第 54 回	平成 31 年 2 月 6 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和 3 年 2 月 19 日
第 55 回	令和元年 6 月 7 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和 3 年 6 月 18 日
第 56 回	令和元年 9 月 9 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和 3 年 9 月 17 日
第 57 回	令和元年 11 月 7 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和 3 年 11 月 19 日
第 58 回	令和 2 年 2 月 6 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和 4 年 2 月 18 日
第 59 回	令和 2 年 6 月 9 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和 4 年 6 月 20 日
第 60 回	令和 2 年 9 月 9 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和 4 年 9 月 20 日
第 61 回	令和 2 年 11 月 9 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和 4 年 11 月 18 日
第 62 回	令和 3 年 2 月 8 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和 5 年 2 月 20 日
第 63 回	令和 3 年 6 月 9 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和 5 年 6 月 20 日
第 64 回	令和 3 年 9 月 8 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和 5 年 9 月 20 日
第 65 回	令和 3 年 11 月 9 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和 5 年 11 月 20 日
第 66 回	令和 4 年 2 月 8 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和 6 年 2 月 20 日
第 67 回	令和 4 年 6 月 8 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和 6 年 6 月 20 日
第 68 回	令和 4 年 9 月 7 日	300 億円	2 年	年 0.010%	令和 6 年 9 月 20 日
第 69 回	令和 4 年 11 月 9 日	300 億円	2 年	年 0.076%	令和 6 年 11 月 20 日
第 70 回	令和 5 年 2 月 8 日	300 億円	2 年	年 0.120%	令和 7 年 2 月 20 日
第 71 回	令和 5 年 6 月 7 日	300 億円	2 年	年 0.080%	令和 7 年 6 月 20 日
第 72 回	令和 5 年 9 月 7 日	300 億円	2 年	年 0.080%	令和 7 年 9 月 19 日
第 73 回	令和 5 年 11 月 8 日	300 億円	2 年	年 0.100%	令和 7 年 11 月 20 日
第 74 回	令和 6 年 2 月 7 日	300 億円	2 年	年 0.101%	令和 8 年 2 月 20 日
第 75 回	令和 6 年 6 月 7 日	300 億円	2 年	年 0.439%	令和 8 年 6 月 19 日
第 76 回	令和 6 年 9 月 9 日	300 億円	2 年	年 0.404%	令和 8 年 9 月 18 日
第 77 回	令和 6 年 11 月 7 日	300 億円	2 年	年 0.538%	令和 8 年 11 月 20 日
第 78 回	令和 7 年 2 月 6 日	300 億円	2 年	年 0.742%	令和 9 年 2 月 19 日
第 79 回	令和 7 年 6 月 9 日	300 億円	2 年	年 0.781%	令和 9 年 6 月 18 日
第 80 回	令和 7 年 9 月 9 日	300 億円	2 年	年 0.870%	令和 9 年 9 月 17 日
第 81 回	令和 7 年 11 月 7 日	300 億円	2 年	年 0.944%	令和 9 年 11 月 19 日
第 82 回	令和 8 年 2 月 6 日	300 億円	2 年	年 1.186%	令和 10 年 2 月 18 日
第 83 回	令和 8 年 6 月 9 日	300 億円	2 年	年 1.469%	令和 10 年 6 月 20 日

日本育英会債券

回 号	発 行 年 月 日	発 行 額	年限	発行金利	償 還 年 月 日
第 1 回	平成 13 年 12 月 5 日	100 億円	10 年	年 1.59%	平成 23 年 12 月 5 日
第 2 回	平成 14 年 10 月 28 日	360 億円	5 年	年 0.50%	平成 19 年 12 月 20 日
第 3 回	平成 15 年 2 月 3 日	200 億円	5 年	年 0.44%	平成 19 年 12 月 20 日
第 4 回	平成 15 年 8 月 5 日	300 億円	5 年	年 0.52%	平成 20 年 9 月 19 日
第 5 回	平成 15 年 12 月 5 日	260 億円	5 年	年 0.70%	平成 20 年 9 月 19 日
第 6 回	平成 16 年 3 月 5 日	50 億円	5 年	年 0.64%	平成 21 年 3 月 19 日

※ 令和 8 年 8 月 20 日現在、株式会社日本格付研究所（JCR）より AAA、株式会社格付投資情報センター（R&I）より AA+の信用格付けを取得しています。

〔ご参考 2〕民間金融機関からの借入の状況（令和 3 年度以降）
令和 3 年度
短期借入金

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（%）	借入日	満期日
令和 3 年 4 月 23 日	75,000	0.000%	令和 3 年 5 月 12 日	令和 3 年 8 月 6 日
令和 3 年 5 月 27 日	161,000	0.000%	令和 3 年 6 月 9 日	令和 3 年 9 月 8 日
令和 3 年 6 月 24 日	50,000	0.000%	令和 3 年 7 月 7 日	令和 3 年 10 月 7 日
令和 3 年 7 月 26 日	90,000	0.000%	令和 3 年 8 月 6 日	令和 3 年 11 月 9 日
令和 3 年 8 月 26 日	128,000	0.000%	令和 3 年 9 月 8 日	令和 3 年 12 月 8 日
令和 3 年 9 月 24 日	180,000	0.000%	令和 3 年 10 月 7 日	令和 4 年 1 月 6 日
令和 3 年 10 月 26 日	150,000	0.000%	令和 3 年 11 月 9 日	令和 4 年 2 月 8 日
令和 3 年 11 月 25 日	200,000	0.000%	令和 3 年 12 月 8 日	令和 4 年 3 月 9 日

長期借入金

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（%）	借入日	満期日
令和 3 年 12 月 20 日	50,000	0.000%	令和 4 年 1 月 6 日	令和 5 年 1 月 6 日
令和 4 年 1 月 26 日	37,000	0.000%	令和 4 年 2 月 8 日	令和 5 年 2 月 8 日
令和 4 年 2 月 24 日	60,000	0.000%	令和 4 年 3 月 9 日	令和 5 年 3 月 8 日

令和 4 年度
短期借入金

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（%）	借入日	満期日
令和 4 年 4 月 25 日	48,000	0.000%	令和 4 年 5 月 12 日	令和 4 年 8 月 8 日
令和 4 年 5 月 26 日	140,000	0.000%	令和 4 年 6 月 8 日	令和 4 年 9 月 7 日
令和 4 年 6 月 24 日	50,000	0.000%	令和 4 年 7 月 7 日	令和 4 年 10 月 6 日
令和 4 年 7 月 26 日	50,000	0.000%	令和 4 年 8 月 8 日	令和 4 年 11 月 9 日
令和 4 年 8 月 25 日	140,000	0.000%	令和 4 年 9 月 7 日	令和 4 年 12 月 7 日
令和 4 年 9 月 22 日	100,000	0.000%	令和 4 年 10 月 6 日	令和 5 年 1 月 6 日
令和 4 年 10 月 26 日	200,000	0.000%	令和 4 年 11 月 9 日	令和 5 年 2 月 8 日
令和 4 年 11 月 24 日	200,000	0.000%	令和 4 年 12 月 7 日	令和 5 年 3 月 8 日

長期借入金

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（%）	借入日	満期日
令和 4 年 12 月 20 日	44,000	0.000%	令和 5 年 1 月 6 日	令和 6 年 1 月 9 日
令和 5 年 1 月 26 日	43,000	0.000%	令和 5 年 2 月 8 日	令和 6 年 2 月 7 日
令和 5 年 2 月 22 日	30,000	0.000%	令和 5 年 3 月 8 日	令和 6 年 3 月 7 日

令和 5 年度
短期借入金

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（%）	借入日	満期日
令和 5 年 4 月 26 日	50,000	0.000%	令和 5 年 5 月 12 日	令和 5 年 8 月 8 日
令和 5 年 5 月 25 日	160,000	0.000%	令和 5 年 6 月 7 日	令和 5 年 9 月 7 日
令和 5 年 6 月 26 日	50,000	0.000%	令和 5 年 7 月 7 日	令和 5 年 10 月 6 日
令和 5 年 7 月 26 日	50,000	0.000%	令和 5 年 8 月 8 日	令和 5 年 11 月 8 日
令和 5 年 8 月 25 日	155,000	0.000%	令和 5 年 9 月 7 日	令和 5 年 12 月 7 日
令和 5 年 9 月 25 日	110,000	0.000%	令和 5 年 10 月 6 日	令和 6 年 1 月 9 日
令和 5 年 10 月 25 日	200,000	0.000%	令和 5 年 11 月 8 日	令和 6 年 2 月 7 日
令和 5 年 11 月 24 日	200,000	0.000%	令和 5 年 12 月 7 日	令和 6 年 3 月 7 日

長期借入金

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（%）	借入日	満期日
令和5年12月20日	38,000	0.100%	令和6年1月9日	令和7年1月8日
令和6年1月25日	38,000	0.150%	令和6年2月7日	令和7年2月6日
令和6年2月22日	39,000	0.180%	令和6年3月7日	令和7年3月7日

令和6年度
短期借入金

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（%）	借入日	満期日
令和6年4月26日	30,000	0.200%	令和6年5月14日	令和6年8月7日
令和6年5月27日	140,000	0.200%	令和6年6月7日	令和6年9月9日
令和6年6月26日	35,700	0.180%	令和6年7月9日	令和6年10月9日
令和6年7月25日	30,000	0.180%	令和6年8月7日	令和6年11月7日
令和6年8月27日	200,000	0.250%	令和6年9月9日	令和6年12月9日
令和6年9月26日	25,000	0.250%	令和6年10月9日	令和7年1月8日
令和6年10月24日	39,700	0.250%	令和6年11月7日	令和7年2月6日
令和6年11月26日	200,000	0.475%	令和6年12月9日	令和7年3月7日

長期借入金

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（%）	借入日	満期日
令和6年12月19日	60,000	0.650%	令和7年1月8日	令和8年1月7日
令和7年1月24日	58,000	0.700%	令和7年2月6日	令和8年2月6日
令和7年2月21日	40,000	0.783%	令和7年3月7日	令和8年3月9日

令和7年度
短期借入金

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（%）	借入日	満期日
令和7年4月28日	45,000	0.610%	令和7年5月14日	令和7年8月6日
令和7年5月27日	200,000	0.650%	令和7年6月9日	令和7年9月9日
令和7年6月26日	11,300	0.630%	令和7年7月9日	令和7年10月8日
令和7年7月24日	27,500	0.630%	令和7年8月6日	令和7年11月7日
令和7年8月27日	191,000	0.710%	令和7年9月9日	令和7年12月9日
令和7年9月25日	75,900	0.750%	令和7年10月8日	令和8年1月7日
令和7年10月24日	18,500	0.770%	令和7年11月7日	令和8年2月6日
令和7年11月26日	192,200	0.850%	令和7年12月9日	令和8年3月9日

長期借入金

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（%）	借入日	満期日
令和7年12月18日	88,700	1.100%	令和8年1月7日	令和9年1月6日
令和8年1月26日	72,200	1.250%	令和8年2月6日	令和9年2月8日
令和8年2月24日	75,400	1.240%	令和8年3月9日	令和9年3月9日

令和8年度
短期借入金

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（%）	借入日	満期日
令和8年5月27日	200,000	1.110%	令和8年6月9日	令和8年9月9日
令和8年6月25日	53,500	1.150%	令和8年7月8日	令和8年10月7日

〔ご参考 3〕第二種奨学金の財政融資資金からの借入金利推移表（平成 15 年 3 月以前）

改定年月日	年利(%)	改定年月日	年利(%)	改定年月日	年利(%)
昭和 59 年　2 月 1 日	7.1（3.0）	平成 6 年 8 月 17 日	4.5（3.0）	平成 11 年 11 月 12 日	2.0（2.0）
60 年 10 月 11 日	6.8（3.0）	11 月 16 日	4.75（3.0）	12 月 17 日	2.1（2.1）
61 年　2 月 24 日	6.3（3.0）	7 年 2 月 15 日	4.65（3.0）	12 年 1 月 28 日	2.0（2.0）
3 月 31 日	6.05（3.0）	4 月　7 日	4.2（3.0）	2 月 16 日	1.9（1.9）
62 年　3 月　7 日	5.2（3.0）	5 月　8 日	3.85（3.0）	3 月 10 日	2.0（2.0）
5 月 30 日	4.6（3.0）	6 月　7 日	3.65（3.0）	4 月　7 日	2.1（2.1）
8 月 21 日	4.8（3.0）	7 月 14 日	3.25（3.0）	5 月 19 日	2.0（2.0）
10 月 27 日	5.2（3.0）	10 月 16 日	3.15（3.0）	6 月 14 日	1.9（1.9）
63 年　2 月 19 日	5.0（3.0）	8 年 3 月 15 日	3.4（3.0）	9 月　8 日	2.0（2.0）
4 月 30 日	4.8（3.0）	9 月 11 日	3.3（3.0）	10 月 12 日	2.1（2.1）
9 月 13 日	5.1（3.0）	10 月　9 日	3.1（3.0）	12 月 13 日	2.0（2.0）
12 月 30 日	4.85（3.0）	12 月 11 日	3.0（3.0）	13 年 1 月 26 日	1.8（1.8）
平成元年 7 月 28 日	5.1（3.0）	9 年 1 月 24 日	2.9（2.9）	2 月 21 日	1.7（1.7）
12 月 22 日	5.4（3.0）	3 月 19 日	2.8（2.8）	3 月 14 日	1.6（1.6）
2 年 2 月 27 日	6.2（3.0）	4 月　9 日	2.7（2.7）	4 月　1 日	0.6（0.6）
4 月 27 日	6.7（3.0）	5 月　9 日	2.6（2.6）	5 月　9 日	0.6（0.6）
6 月 29 日	6.4（3.0）	6 月　6 日	2.9（2.9）	6 月　1 日	0.5（0.5）
8 月 17 日	6.7（3.0）	7 月 11 日	2.8（2.8）	7 月　3 日	0.4（0.4）
9 月 21 日	7.3（3.0）	8 月　8 日	2.7（2.7）	8 月　3 日	0.5（0.5）
10 月 26 日	7.9（3.0）	9 月 10 日	2.5（2.5）	9 月　3 日	0.5（0.5）
11 月 15 日	7.2（3.0）	10 月 13 日	2.4（2.4）	10 月　3 日	0.5（0.5）
12 月 18 日	6.9（3.0）	11 月　6 日	2.2（2.2）	11 月　2 日	0.5（0.5）
3 年 2 月　1 日	6.6（3.0）	10 年 1 月 23 日	2.1（2.1）	12 月　4 日	0.6（0.6）
7 月 17 日	6.7（3.0）	2 月 12 日	2.3（2.3）	14 年 1 月　4 日	0.5（0.5）
9 月 13 日	6.3（3.0）	3 月 11 日	2.1（2.1）	2 月　8 日	0.7（0.7）
10 月 30 日	6.0（3.0）	4 月　8 日	2.0（2.0）	3 月　5 日	0.7（0.7）
4 年 1 月 29 日	5.5（3.0）	6 月 10 日	1.8（1.8）	4 月　2 日	0.6（0.6）
9 月 28 日	5.05（3.0）	8 月 14 日	1.9（1.9）	5 月　8 日	0.6（0.6）
12 月 24 日	4.9（3.0）	9 月 11 日	1.7（1.7）	6 月　3 日	0.6（0.6）
5 年 2 月 24 日	4.7（3.0）	10 月 16 日	1.1（1.1）	7 月　5 日	0.5（0.5）
3 月 24 日	4.4（3.0）	12 月 16 日	1.3（1.3）	8 月　2 日	0.5（0.5）
6 月 25 日	4.9（3.0）	11 年 1 月 27 日	2.2（2.2）	9 月　2 日	0.4（0.4）
8 月 25 日	4.6（3.0）	2 月 17 日	2.1（2.1）	11 月　1 日	0.3（0.3）
10 月 20 日	4.3（3.0）	4 月 21 日	2.0（2.0）	12 月　3 日	0.4（0.4）
11 月 25 日	4.1（3.0）	5 月 19 日	1.7（1.7）	15 年 1 月　6 日	0.3（0.3）
12 月 22 日	3.85（3.0）	6 月 11 日	1.6（1.6）	2 月 13 日	0.3（0.3）
6 年 1 月 26 日	3.65（3.0）	7 月 16 日	2.0（2.0）	3 月 12 日	0.3（0.3）
3 月 24 日	4.3（3.0）	9 月 10 日	2.1（2.1）		
6 月 17 日	4.1（3.0）	10 月 14 日	1.9（1.9）		

（注）1. 平成 12 年度までの借入については、元金均等償還、半年賦、貸付期間 20 年（平成 11 年度まではうち据置 3 年、平成 12 年度からはうち据置 4 年）の金利が適用されていましたが、平成 13 年度からは、財政投融資改革により、元金均等償還、半年賦、5 年金利見直し 19 年超 20 年以内（うち据置期間 3 年超 4 年以内）貸付の金利が適用されることとなりました。

2. 「年利」欄の（　　）内は、奨学金の貸与利率です。平成 13 年度からは、上記 1. の 5 年金利見直しにおける当初 5 年間の金利が適用されています。

3. 平成 12 年度までは「資金運用部資金」です。

（表 4）第一種奨学金における政府借入金（一般会計・特別会計）の償還予定表

（単位：千円）

年　度	金　額	年　度	金　額
令和 8 年度	59,633,321	令和 26 年度	70,445,426
9	73,917,858	27	65,338,990
10	76,302,725	28	65,656,472
11	79,379,206	29	72,814,058
12	85,241,409	30	72,544,764
13	86,896,067	31	75,802,057
14	87,398,492	32	78,281,475
15	78,325,576	33	90,496,587
16	78,339,687	34	86,882,783
17	76,203,093	35	79,658,406
18	83,301,950	36	85,934,361
19	83,938,408	37	85,930,814
20	84,732,901	38	85,547,800
21	85,582,975	39	86,777,046
22	81,262,237	40	79,139,231
23	80,940,896	41	82,446,304
24	80,226,481	42	85,533,085
25	71,202,945	43	102,509,208

（注）上表の金額は、平成3年5月14日以降の借入金の残額及び令和8年度の借入予定分までについての償還予定額（見込）です。

（表 5）第二種奨学金（財政融資資金等活用分の第一種奨学金を含む）における財政融資資金の償還予定表

（単位：千円）

年　度	金　額	年　度	金　額
令和 8 年度	638,780,000	令和 19 年度	255,586,000
9	627,172,000	20	219,366,000
10	601,914,000	21	183,846,000
11	564,276,000	22	152,486,000
12	537,616,000	23	122,672,000
13	494,716,000	24	93,604,000
14	446,656,000	25	74,344,000
15	413,566,000	26	54,204,000
16	371,846,000	27	36,384,000
17	331,786,000	28	18,424,000
18	293,106,000		

（注）上表の金額は、平成18年7月7日以降の借入金の残額及び令和8年度の借入予定分までについての償還予定額（見込）です。

【留学生支援事業】

本機構では、留学生交流の推進を図るため、各種の学資金の支給の他、我が国及び諸外国への留学希望者に対する情報提供、日本語教育、日本留学試験等を実施しています。また、国際交流拠点として国際交流会館の設置・運営など留学生の宿舎の整備を行っています。

① 学資の支給

- 留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）
  優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを促進し、我が国の高等教育機関の国際化に資することを目的として、我が国の大学等に在籍する私費外国人留学生で、学業・人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対して、奨学金を給付しています。
- 海外留学支援制度（協定受入）
  学生交流に関する協定等に基づいて、諸外国（地域）の大学等に在籍している学生を 1 年以内の期間、我が国の大学等に受入れる場合、当該受入学生に対し、奨学金を支給しています。
- 海外留学支援制度（協定派遣）
  学生交流に関する協定等に基づいて、我が国の大学等に在籍している学生を 1 年以内の期間諸外国（地域）の大学等に派遣する場合、当該派遣学生に対し、奨学金及び渡航支援金（条件を満たす者）を支給しています。
- 海外留学支援制度（学部学位取得型）
  諸外国（地域）の大学で学士の学位を取得するために我が国の学生が留学する場合、当該派遣留学生に対し、奨学金及び授業料（上限あり）を支給しています。また、新規採用者には渡航支援金を支給しています。
- 海外留学支援制度（大学院学位取得型）
  諸外国（地域）の大学で修士又は博士の学位を取得するために我が国の学生が留学する場合、当該派遣留学生に対し、奨学金及び授業料（上限あり）を支給しています。また、新規採用者には渡航支援金を支給しています。
- 官民協働海外留学支援制度
  我が国の大学等に在籍している学生等を 14 日以上 1 年以内の期間、諸外国の高等教育機関等に派遣する場合、当該派遣留学生に対し、奨学金、授業料（上限あり）及び留学準備金を支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学の前後に行う研修の提供、及び留学後の継続的な学習や交流の場としての留学生のネットワークの提供を行います。なお、社会にインパクトを生み出す人材を輩出するため、価値イノベーション人材ネットワークの提供も行います。また、本制度の実施に当たっては、民間企業等からの寄附金を募り、計画的に行います。
- 国費外国人留学生への奨学金等支給
  文部科学省が選抜した留学生に対し、奨学金等を支給する業務を行っています。
- 高度外国人材育成課程履修支援制度の実施
  優秀な外国人留学生の日本国内での定着を促進し、もって外国人留学生の戦略的な受

入れに資することを目的とし、留学生の就職促進に係る教育プログラム（留学生就職促進教育プログラム認定制度による文部科学省の認定を受けたものに限る。）を履修する者のうち、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対して、履修支援のための奨学金として「高度外国人材育成課程履修支援金」を給付しています。

② 外国人留学生に対する宿舎の支援

・ 国際交流会館等の設置・運営

外国人留学生等の宿舎として、東京国際交流館及び兵庫国際交流会館を設置しています。入居留学生相互の交流及び入居者その他の学生と地域住民、ボランティア等との交流等、国際交流を深めるための各種行事を実施しています。

・ 留学生借り上げ宿舎支援事業の実施

留学生が我が国において安心して充実した留学生活を送るために、大学等が、民間宿舎を借り上げること等により外国人留学生に宿舎を提供している場合に、必要な経費を支援し、もって大学等のニーズに沿って留学生のために宿舎を効果的、効率的かつ安定的に確保することを目的として留学生借り上げ宿舎支援事業（文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援・海外留学支援制度（協定受入）支援・ホームステイ支援）を実施しています。

③ 帰国外国人留学生フォローアップ事業及びネットワークの整備

・ 帰国外国人留学生短期研究制度

開発途上国・地域等から我が国に留学し、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している者に対し、我が国の大学において、当該大学の研究者と共に短期研究（最長 90 日間）を行う機会を提供しています。

・ SNS による情報提供

帰国外国人留学生等との交流を継続していくため、Facebook により、様々な情報を提供しています。

・ 国内留学生会ネットワーク促進事業

日本国内における外国人留学生による団体（以下「留学生会」という。）の活動を支援しています。

④ 外国人留学生の就職支援

日本国内での就職を希望する外国人留学生に対する就職支援として、大学等の教職員等を対象とした就職支援に関するガイダンスや、外国人留学生を対象とした国内就職に関する情報提供等を関係機関等と連携して行っています。

⑤ 日本留学試験の実施

外国人留学生として、我が国の大学等に入学を希望する者について、日本語力及び基礎学力の評価を行うことを目的として、日本留学試験を実施しています。この試験結果は、大学等において外国人留学生の入学選考のために利用されています。

⑥ 日本語予備教育の実施

東京及び大阪に日本語教育センターを設置し、日本の大学院、大学、高等専門学校及び

専修学校に入学を希望する外国人留学生に対して日本語及び基礎科目の教育を行っています。また、日本理解を促進するため、小・中・高校生等との交流事業等を行っています。

⑦　留学情報の提供

・　海外から日本への留学情報の提供

日本への留学に関する情報を収集・整理し、出版物やインターネットによる情報提供を行うとともに、アジア5都市（クアラルンプール、バンコク、ジャカルタ、ソウル、ハノイ）に海外事務所を設置し、日本への留学に関する情報提供・留学相談を行っています。また、日本の大学等の参加を得て、日本留学フェアを開催している他、他機関が主催する説明会に参加し、留学情報を提供しています。

・　日本から海外への留学情報の提供

海外への留学に関する情報を収集・整理し、出版物やインターネットによる情報提供を行っています。また、在日各国大使館及び関係機関の協力を得て、海外留学フェアを開催しています。

この他年間を通じて小規模の海外留学説明会を実施するとともに、他機関が主催する留学イベントに参加し、情報提供を行っています。

【学生生活支援事業】

本機構では、政府方針に基づき、各大学等の学生生活支援に資するため、大学等のニーズをより的確に把握し、①大学等における学生生活及び学生生活支援の取組に関する情報の収集・分析・提供、各大学等に生じている喫緊の課題の解決に向けた先進事例等を紹介するセミナーの実施、②障害のある学生等固有のニーズのある学生に対する大学等の支援の充実を図るための施策、③大学等におけるインターンシップ等キャリア教育・就職支援の充実を図るための施策、④修学費用の軽減を目的とした学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の配付等の事業を行っています。

① 学生生活・学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供

- 学生生活調査、高等専門学校生生活調査、専門学校生生活調査
  学生生活支援事業の充実のための基礎資料を得ることを目的として、全国の学生等の生活状況について、隔年で調査を実施しています。
- 大学等における学生支援の取組状況に関する調査
  学生支援に関する現状及びニーズを把握することを目的として、全国の大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況について、隔年で調査を実施しています。
- 学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー
  各種調査等を踏まえ、大学等の副学長相当職や部課長相当職、学生支援に携わる教職員等を対象として、各大学等に生じている喫緊の課題の解決に向けた好事例等を紹介しています。

② 障害学生等支援事業

我が国でも大学等に在籍する障害学生数が年々増加しており、障害種別にみると、病弱、発達障害、精神障害の学生の増加が目立ちます。一方、平成 26 年 2 月に障害者の権利に関する条約が我が国について発効し、平成 28 年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の合理的配慮規定等が施行され、国公立の大学等では障害者への不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の不提供の禁止が法的義務となり、私立の大学等では障害者への不当な差別的取扱いの禁止は法的義務、合理的配慮の不提供の禁止は努力義務となりました。また、同法は、令和 3 年 6 月に、私立の大学等の事業者においても合理的配慮の提供が義務となる旨の改正がなされ、令和 6 年 4 月から施行されました。こうした動向を踏まえ、大学等における障害学生支援の体制整備等を支援する各種事業を引き続き推進していく予定です。

- 障害のある学生の修学支援に関する実態調査の実施
  障害のある学生の今後の修学支援に関する方策を検討する上で必要な全国の大学等における障害学生の状況及びその支援状況について把握するために平成 17 年度から毎年実施しています。
- ウェブコラムの掲載
  障害学生支援に関する情報の不足により、判断を誤りがちな事例、対応に苦慮している事例等を取り上げ、現場レベルでの具体的な対応方法についての留意点や活用でき

る資源等の情報提供を含め、支援担当者の合理的配慮に関する理解を深めるとともに、支援の申し出への対応の質を高める方向性を目指し、ウェブコラムとして機構ホームページに掲載しています。

・ 合理的配慮ハンドブックの発行

初めて障害のある学生を受け入れる学校等が、障害学生支援の体制を整えていく際の参考となるよう、障害学生支援についての基本的な考え方から、障害学生支援の場面ごとの対応について網羅する資料として、発行しています。

・ 障害者差別解消法に関する理解・啓発セミナーの開催

令和 6 年 4 月の改正障害者差別解消法の施行により、民間事業者に対しても合理的配慮の提供が義務化されました。本機構では、高等教育機関全体で障害のある学生を支援するための体制を一層整えることを目的として、大学等における障害のある学生への修学支援の充実と体制の強化や、障害学生支援の理解啓発を図るために開催しています。

・ 障害学生支援に関する専門テーマ別セミナーの開催

障害学生支援における専門的なテーマに焦点を当て、大学等関係者に広く周知・啓発を行い、支援についての情報提供を図るために開催しています。

・ 障害学生支援実務者育成研修会の開催

講義・演習形式のカリキュラムにより障害学生支援の実務者を育成することを目的としています。本研修会は、障害学生支援の基本的な知識の習得や対応の向上等を図ることを目的とした基礎プログラムと、障害学生支援を担当する教職員個々の専門的知識の向上や実践面の向上を図ることを目的とした応用プログラムに分けて開催しています。

・ 心の問題と成長支援ワークショップの開催

学生の心の問題や成長支援に関する課題やニーズについて、レクチャー、グループワーク等を行い、支援を担当する教職員個々の専門的知識・ノウハウの習得や実践面の向上を図ることにより、大学等における学生の心のセーフティネットの更なる充実を促進することを目的としたワークショップを開催しています。

③ キャリア教育･就職支援事業

「第 4 期教育振興基本計画」（令和 5 年 6 月閣議決定）においては、各学校段階を通じたキャリア教育・職業教育の充実が述べられ、高等教育段階においては、産業界等と連携し、適正なインターンシップをはじめとする学生のキャリア形成支援に係る取組の更なる推進を図るとともに単位化を促進することとしています。

また、文部科学省・厚生労働省・経済産業省による「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」（3 省合意、令和 4 年 6 月改正）においては、大学生等のキャリア形成支援における産学協働の取組を類型化するとともに、一定の基準を満たしたインターンシップで企業が得た学生情報を、広報活動や採用選考活動に使用できることとなりました。

本機構では、大学等における多様なインターンシップなど、キャリア教育の取組拡大を

支援するとともに、産業界とも連携して産学官連携教育を推進するため、セミナーの開催、好事例の収集・発信等を行っています。

・　全国キャリア教育・就職ガイダンスの開催
　大学等卒業予定者の就職・採用に関し、政府の行政説明、パネルディスカッション、大学・企業等による事例紹介等を行うことにより、産学官連携による人材育成等キャリア教育・就職支援の充実を図っています。

・　インターンシップ専門人材セミナーの開催
　大学等における教育的効果の高いインターンシップ等のキャリア教育を推進するため、専門家による講演やグループワークを通じて、参加者の知見を広めるとともに、文部科学省が示すインターンシップ専門人材として必要になる実践的なスキルの向上を図っています。

・　キャリア教育・就職支援ワークショップの開催
　大学等におけるキャリア教育から就職まで一貫した支援をより充実させるため、産業界からの参加を得て、事例紹介やグループワーク等を行い、教育界と産業界双方の要望や課題等について認識を共有することで、より実践的な産学連携教育の推進を図っています。

・　大学等に対するインターンシップ等キャリア教育に関する情報の提供
　全国各地域の大学等や推進協議会が実施するインターンシップ等キャリア教育の好事例等の情報を機構ホームページ等にて提供しています。

④　学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の配付

　学生・生徒の修学のための費用を軽減することを目的に、大学等に学割証を配付しています。

(5) 中期目標・中期計画・年度計画について

独立行政法人制度では「中期目標」や「中期計画」といった明確な目標設定が導入されています。

中期目標は、3 年から 5 年を期間として、主務大臣から独立行政法人に示されるものであり、業務運営の効率化、国民に対して提供するサービスの質の向上、財務内容の改善などの事項について定められています。独立行政法人は、この中期目標を達成するため、自ら「中期計画」を作成して主務大臣の認可を受けることとされています。

独立行政法人は、この「中期計画」及び年度ごとの「年度計画」をもとにして毎年度の業務を行います。

① 中期目標

通則法第 29 条により、文部科学大臣は、3 年以上 5 年以下の期間（本機構においては 5 年間）において本機構が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を定め、これを本機構に指示するとともに、公表しなければならないとされています。これを変更したときも同様です。また文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、独立行政法人評価制度委員会の意見を聴かなければならないとされています。本機構においては、現在、令和 6 年 4 月から令和 11 年 3 月までの中期目標が、文部科学大臣から指示されています。

② 中期計画

通則法第 30 条により、本機構は、中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（中期計画）を作成し、文部科学大臣の認可を受けるとともに、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならないとされています。これを変更しようとするときも同様です。本機構においては、現在、令和 6 年 4 月から令和 11 年 3 月までの中期目標に基づく中期計画を定め、計画に則り業務を行っています。

③ 年度計画

通則法第 31 条により、本機構は、毎事業年度の開始前に、中期計画に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該事業年度の業務運営に関する計画（年度計画）を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならないとされています。これを変更したときも同様です。

中期目標、中期計画及び年度計画につきましては、下記の本機構ホームページをご参照ください。

本機構ホームページ

https://www.jasso.go.jp/about/disclosure/gyoumu/5th.html

(6) 損益構造について

① 経理の区分等について

本機構は、文部科学省令第 17 条により、第一種奨学金の貸与に係る業務（機構法第 22 条第 1 項の規定により政府が貸し付けた資金をこれに必要な費用に充てるものに限る。)、第一種奨学金の貸与に係る業務（前に掲げるものを除く。)、第二種奨学金の貸与に係る業務、学資支給金の支給に係る業務、その他の業務の 5 つに経理を区分して整理することとされています。

本機構は平成 29 年度から給付奨学金事業を実施しており、学資の支給に係る業務及びこれに附帯する業務については、特別の勘定（学資支給業務勘定）を設けて一般勘定と区分経理を行うこととされていましたが、令和 2 年度からは、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年 5 月 17 日法律第 8 号）に基づき、新たな給付奨学金事業の実施に伴い、学資支給業務勘定を設けることを定めた機構法第 23 条の 3 及び区分経理を行う際の共通事項の一括経理について定めた文部科学省令第 17 条第 2 項が削除されました。ただし、経過措置として、学資支給業務勘定については対象学生への学資金の支給が終了した時点において学資支給基金の残余額を国庫に納付した後に廃止することとなっており、それまでは改正前の機構法第 23 条の 3 及び文部科学省令第 17 条第 2 項が継続されます。

② 第一種奨学金、第二種奨学金について

奨学金貸与事業については、上記のとおり、政府借入金を財源とする第一種奨学金、これを除く第一種奨学金及び第二種奨学金に経理を区分して整理しています。

なお、高等学校及び専修学校高等課程を対象とした奨学金については平成 17 年度入学者より都道府県に移管されています。

ア．貸与奨学金の種類

貸与奨学金は特に優れた学生で経済的理由により著しく修学困難な者に無利息で貸与する第一種奨学金と、第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された者に利息付で貸与する第二種奨学金に分かれます。また、大学院修士相当段階に在学する者を対象に、授業料相当額の支援を含む「授業料支援金」と在学中の生活費を支援する「生活費奨学金」を無利息で貸与する授業料後払い制度があります。

イ．貸与利率

・ 第一種奨学金、授業料後払い制度

第一種奨学金及び授業料後払い制度については、本機構から奨学生への貸与金は無利息となっています。

・ 第二種奨学金

平成 18 年度以前の採用者については、当該月の奨学金の交付に充てた財政融資資金の借入利率が、当該月の奨学金の貸与利率に適用されます。

平成 19 年度以降の採用者については、貸与終了時に奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる財政融資資金の借入利率が適用されます。

ウ．利子補給金について

機構法第 23 条において、政府は、毎年度予算の範囲内において、本機構に対し、機構

法第 13 条第 1 項第 1 号に規定する学資の貸与に係る業務に要する費用の一部を補助することができるとされています。

財政融資資金等活用分の第一種奨学金については、財源である財政融資資金等からの借入が有利子である一方、奨学生に対して無利息で貸与しているため、本機構に金利負担が生じることから、その収支差を補う財源として利子補給金を受け入れています。

また、第二種奨学金については、財源である財政融資資金等からの借入が有利子であり、奨学生に対して利息付で貸与しているため返還中は奨学生からの利息収入があるものの、無利息となる期間（在学中の貸与期間及び返還期限を猶予している期間等）及び貸与利率が 3%を超える場合はその超過分について本機構に金利負担が生じることから、その収支差を補う財源として利子補給金を受入れています。

なお、財政融資資金等活用分以外の第一種奨学金については、貸与財源となる国の一般会計からの借入れが無利息であるため、利子補給金の受け入れはありません。

エ．国庫補助金について

死亡等により法令に基づいて返還免除となった財政融資資金等活用分の第一種奨学金及び第二種奨学金にかかる債権を補填するための経費（返還免除補填金）、回収不能債権の償却財源として補填するための経費（回収不能債権補填金）については、国庫補助金を受け入れています。

③　有利子奨学金の貸与制度及び資金調達制度の見直し

本機構では、平成 16 年 12 月の財政制度等審議会（財政投融資分科会）での利子補給金の財政負担軽減に係る議論等を踏まえ、平成 19 年度から、第二種奨学金に係る貸与方法を見直すとともに、資金調達方法を工夫し、在学中の利息負担の軽減及び貸与終了後の金利ミスマッチの解消を図りました。

この貸与制度及び資金調達制度の見直しの主なポイントは以下のとおりです。

- 貸与期間中（在学中）は無利息で奨学金の貸与が行われ、本機構は国から利子補給金を受け入れることとなるが、この間の資金を民間資金借入により調達し、奨学生からの返還が開始される貸与期間終了の際に、財政融資資金の長期資金への借換えを実施する。
- 奨学生は、貸与利率について、利率固定方式、利率見直し方式（5 年ごとの見直し）のいずれかを選択する。
- 奨学生への貸与利率は、平成 20 年度以降の貸与終了者については、全期間固定金利及び 5 年金利見直しにおけるそれぞれの「借入期間 20 年（据置期間なし）と 15 年（据置期間 1 年）」（いずれも元金均等償還・半年賦）の財政融資資金借入金利を加重平均した利率を適用する。（平成 19 年度中の貸与終了者は、全期間固定金利及び 5 年金利見直し方式におけるそれぞれの「借入期間 16 年（据置期間 1 年）」（いずれも元金均等償還・半年賦）の加重平均利率を適用する。）

（平成 18 年度以前）　　（平成 19 年度以降）

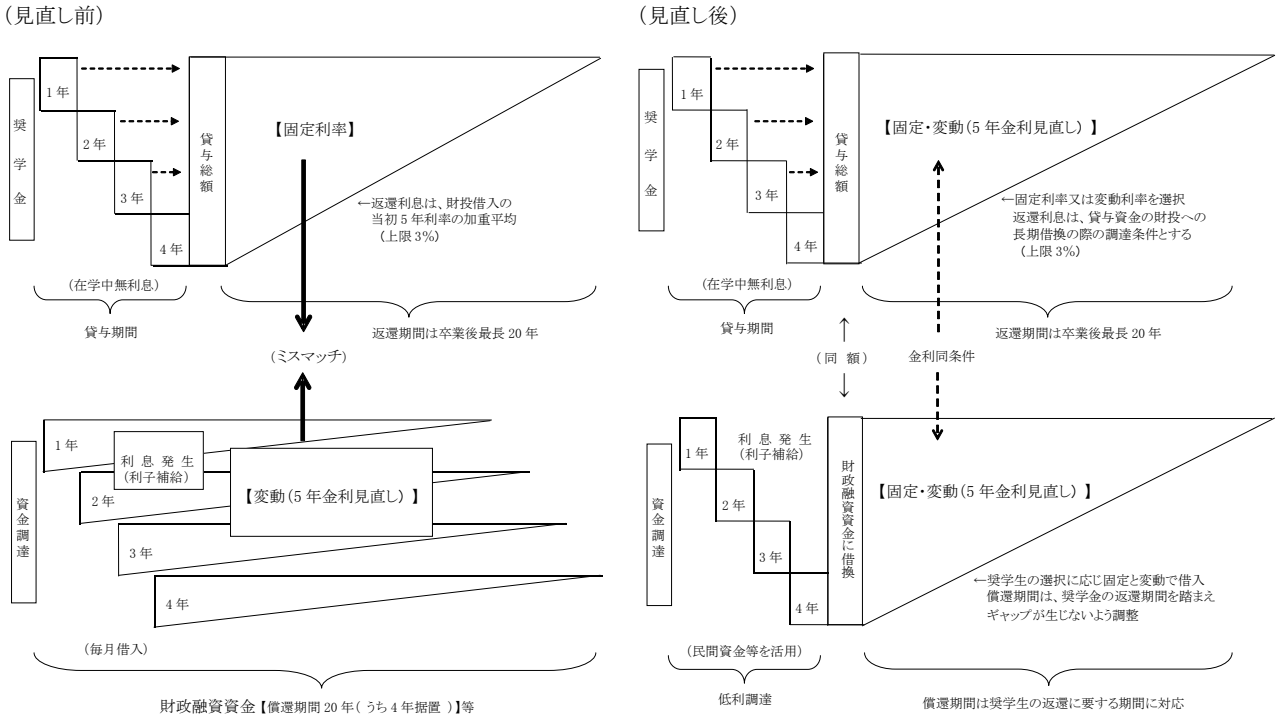

④　貸与奨学金及び給付奨学金以外の損益構造について

一般勘定のうち貸与奨学金及び給付奨学金以外の経費については、その他の業務にかかる経理区分として整理しています。これは、文部科学省・国立大学、留学生関係公益法人から承継した業務及び事業に係る経費、人件費及び管理費から構成されており、国からの運営費交付金及び自己収入等で賄われています（通則法第 46 条）。

なお、独立行政法人は、企業会計的な損益計算を行いますが、公共的な業務を行い、利益獲得を目的としないことから、その利益処分にあたっては、主務大臣によって法人の経営努力により生じたものと承認された額を予め中期計画に定められた使途に使用することができるとともに、それ以外の額を積立金として処理し、中期計画の末において個別法に基づいて整理することとされています（通則法第 44 条、同第 30 条）。一方で、損失が生じた場合には、法人の長の責で対応を図ることとされています。

本機構が受け入れた運営費交付金及び補助金等の金額

（単位：千円）

年　度	運営費交付金	利子補給金	国庫補助金
令和 3 年度	15,732,742	25,746	226,504,579
令和 4 年度	17,419,092	53,456	171,850,265
令和 5 年度	15,884,912	92,599	175,361,873
令和 6 年度	16,604,315	103,811	168,730,274
令和 7 年度	16,510,189	103,924	177,703,362

(7) 令和８年度予算について（概要）

（単位：百万円）

区分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	金額
収入					
借入金等	1,168,513	－	－	－	1,168,513
運営費交付金	9,459	4,769	290	2,189	16,707
育英資金返還免除等補助金	3,907	－	－	－	3,907
学資支給金補助金	195,517	－	－	－	195,517
留学生交流支援事業費補助金	－	9,656	－	－	9,656
寄附金収入	263	1,199	－	－	1,462
貸付回収金	879,849	－	－	－	879,849
貸与金利息等	30,245	－	－	－	30,245
政府補給金	9,019	－	－	－	9,019
事業収入	－	923	－	－	923
雑収入	1,703	484	－	－	2,187
計	2,298,474	17,030	290	2,189	2,317,983
支出					
奨学金貸与事業費	891,443	－	－	－	891,443
一般管理費	－	－	－	2,164	2,164
うち、人件費（管理系）	－	－	－	1,078	1,078
物件費	－	－	－	1,086	1,086
業務経費	11,133	6,166	288	－	17,586
奨学金事業を除く事業費	11,133	6,166	288	－	17,586
うち、人件費（事業系）	2,938	1,011	202	－	4,151
物件費	8,195	5,155	86	－	13,435
特殊経費	29	10	2	25	66
借入金等償還	1,023,009	－	－	－	1,023,009
借入金等利息償還	52,851	－	－	－	52,851
学資支給金補助金経費	195,517	－	－	－	195,517
留学生交流支援事業費補助金経費	－	9,656	－	－	9,656
寄附金事業費	263	1,199	－	－	1,462
計	2,174,245	17,030	290	2,189	2,193,753

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

4　関係会社の状況

該当事項はありません。

5　役職員の状況

	令和６年度	令和７年度	令和８年度
役　員	7（2）人	7（2）人	7（2）人
職　員	549　　人	546　　人	543　　人
計	556（2）人	553（2）人	550（2）人

（注）上記は各年度の配置予定数で、（　）内は非常勤役員数で内数です。

第２　事業の状況

１　業績等の概要

【奨学金事業】

＜給付奨学金＞

（1）令和７年度の事業の実施状況について

①　奨学金の給付

ア．令和７年度の給付実績（人員）は、43 万７千人です。生計維持者の死亡や事故、病気など予期できない事由で家計が急変した場合に、年間を通じて随時申込むことができる「家計急変採用制度」による採用者は１千人となっています。

令和５年度～令和７年度における奨学金の給付状況

区分	令和５年度		令和６年度		令和７年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
給付人員	人 574,655	人 341,813	人 643,513	人 350,628	人 485,576	人 436,661
給付金額	千円 260,142,935	千円 152,793,815	千円 257,350,604	千円 150,010,276	千円 195,449,405	千円 159,062,803

（注）給付人員及び給付金額については、授業料等減免のみの支援を含みません。

イ．給付奨学金の財源は国庫補助金です。

②　適格認定

ア．学業成績等について

令和７年度は、真に支援を必要とする適格な人に給付奨学金を交付するため、給付奨学生が在学する学校に対し、「適格認定報告」等の提出を求め、関係規程に照らして適格性に問題がある者（※）について、廃止、停止又は警告の処置を行っています。給付奨学金の適格性は、貸与奨学金より厳格な基準により審査され、給付奨学金継続の可否等を決定しています。

※ 新制度 135,547 人（対象奨学生の 18.7%）、旧制度０人
（経済事由による廃止及び停止処置、継続希望無しによる停止処置を除く。）

なお、処置の内容については以下のとおりです。

【新制度】

ⅰ．廃止・・・ 奨学生の資格を失わせること。学校処分が退学、除籍、無期停学若しくは３か月以上の有期停学の場合、又は、正当な理由なく学業不振が著しい場合は、併せて支給済みの給付奨学金の返還を求める。

ⅱ．停止・・・ 奨学金の交付を停止すること。（3 か月未満の有期停学、訓告処分又は

警告の区分に該当する学業成績（特定条件）に連続して該当する場合）

ⅲ．警告・・・ 奨学金の交付を継続するが、学業成績の向上に努力するよう指導するとともに、学業成績が回復しない場合、次回適格認定時以後に奨学生の資格を失わせることがあることを警告し指導すること。

【旧制度】

ⅰ．廃止・・・ 奨学生の資格を失わせること。学校処分が退学、除籍、無期停学若しくは3か月以上の有期停学の場合、又は、学業不振に正当な理由がない場合は、併せて支給済みの給付奨学金の返還を求める。

ⅱ．停止・・・1 年以内で学校長が定める期間、奨学金の交付を停止すること。ただし、当該停止期間を経過した後さらに1年以内で学校長が定める期間、停止を延長することがある。

ⅲ．警告・・・ 奨学金の交付を継続するが、学業成績の向上に努力するよう指導するとともに、学業成績が回復しない場合、次回適格認定時以後に奨学金の交付を停止し又は奨学生の資格を失わせることがあることを警告し指導すること。

イ．家計状況について

【新制度】

奨学生及び生計維持者の収入・所得状況（マイナンバーを利用）、及び資産状況に基づき、毎年10月からの支援区分の見直しを行い、決定した支援区分に基づく給付月額を交付しています。ただし、見直しの結果、支援対象外となった場合は10月から1年間の奨学金交付を停止しています。

【旧制度】

生計維持者の収入・所得状況（マイナンバーを利用）に基づき、毎年審査を行っています。生計維持者が市町村民税の所得割を課されている状態が2年継続した場合、又は市町村民税の所得割額が20万円を超える場合、4月から1年間の奨学金交付を停止しています。

ウ．奨学生の在籍報告

給付奨学生が、学校に在籍していること等についてインターネットを通じて本機構へ報告する在籍報告を4月に実施しました。

エ．奨学生への情報を掲載したホームページを開設しており、新規採用奨学生に対する「給付奨学生のしおり」を掲載しています。

＜貸与奨学金＞

（1）令和 7 年度の事業の実施状況について

① 奨学金の貸与

ア．令和 7 年度の貸与実績（人員）のうち新規貸与人員は 35 万 1 千人で、内訳は第一種奨学生が 13 万 2 千人、授業料後払い制度が 1 千人、第二種奨学生が 21 万 7 千人です。また、生計維持者の失職等により家計が急変した場合に、比較的緩やかな条件で第一種奨学金を貸与する「緊急採用制度」による採用者は 0.2 千人、緊急採用と同様に家計急変の場合に比較的緩やかな条件で第二種奨学金を貸与する「応急採用制度」による採用者は 0.2 千人となっています。

令和 5 年度～令和 7 年度における奨学金の貸与状況

区　分	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	計　画	実　績	計　画	実　績	計　画	実　績
［人員］ 第一種奨学金	人 502,954	人 462,452	人 465,949	人 464,515	人 475,682	人 438,203
（構成比）	（42.0%）	（41.8%）	（41.3%）	（42.7%）	（42.0%）	（40.8%）
新規	－	150,362	－	152,447	－	131,797
継続	－	312,090	－	312,068	－	306,406
授業料後払い制度	－	－	－	149	4,819	1,624
（構成比）	－	－	－	（0.0%）	（0.4%）	（0.2%）
新規	－	－	－	149	－	1,484
継続	－	－	－	－	－	140
第二種奨学金	693,330	644,278	662,842	622,517	653,398	633,402
（構成比）	（58.0%）	（58.2%）	（58.7%）	（57.3%）	（57.6%）	（59.0%）
新規	－	204,393	－	200,934	－	217,488
継続	－	439,885	－	421,583	－	415,914
計	1,196,284	1,106,730	1,128,791	1,087,181	1,133,899	1,073,229
（構成比）	（100.0%）	（100.0%）	（100.0%）	（100.0%）	（100.0%）	（100.0%）
新規	－	354,755	－	353,530	－	350,769
継続	－	751,975	－	733,651	－	722,460
［金額］ 第一種奨学金	千円 295,820,041	千円 269,272,952	千円 273,304,404	千円 267,475,218	千円 274,787,673	千円 231,322,156
（構成比）	（33.2%）	（32.3%）	（32.0%）	（32.5%）	（31.7%）	（28.9%）
授業料後払い制度	－	－	－	128,667	5,744,728	1,433,461
（構成比）	－	－	－	－	（0.7%）	（0.2%）
第二種奨学金	594,877,040	563,619,350	581,975,280	556,230,310	585,444,610	567,672,640
（構成比）	（66.8%）	（67.7%）	（68.0%）	（67.5%）	（67.6%）	（70.9%）
計	890,697,081	832,892,302	855,279,684	823,834,195	865,977,011	800,428,257
（構成比）	（100.0%）	（100.0%）	（100.0%）	（100.0%）	（100.0%）	（100.0%）

平成 28 年度から令和 7 年度までの貸与奨学金の貸与人員と貸与金額実績

年　度	第一種奨学金		授業料後払い制度		第二種奨学金	
	貸与人員（人）	貸与金額（千円）	貸与人員（人）	貸与金額（千円）	貸与人員（人）	貸与金額（千円）
平成 28 年度	499,827	322,498,706	－	－	810,133	723,979,120
29	519,923	332,889,193	－	－	772,374	682,695,270
30	548,288	347,323,851	－	－	727,978	640,041,610
令和元年度	568,171	357,742,654	－	－	702,054	614,265,640
2	486,426	290,076,171	－	－	712,841	609,476,140
3	473,376	278,090,147	－	－	685,525	588,305,650
4	467,062	272,287,176	－	－	664,782	575,408,680
5	462,452	269,272,952	－	－	644,278	563,619,350
6	464,515	267,475,218	149	128,667	622,517	556,230,310
7	438,203	231,322,156	1,624	1,433,461	633,402	567,672,640

イ．入学月の貸与月額に 100,000 円、200,000 円、300,000 円、400,000 円及び 500,000 円のうち希望する貸与額を増額して貸与する「入学時特別増額貸与奨学金」の採用は、計画 3.4 万人への貸与に対し、3 万人の実績となっています。

ウ．大学等進学前に奨学生採用候補者として採用が行われる予約採用と、入学後の春及び秋に採用が行われる在学採用の採用全体に対する比率の実績は、それぞれ 70.6%、29.4%となっています。

エ．令和 5 年度～令和 7 年度における奨学金財源（補正予算分含む）の内訳は、次のとおりです。

（単位：千円）

区　　分		令和５年度	令和６年度	令和７年度
第一種奨学金	一般会計借入金	100,303,523	97,433,523	96,173,632
	（構成比）	(37.2%)	(36.4%)	(41.3%)
	財政融資資金借入金	1,000,000	－	200,000
	（構成比）	(0.4%)	(－)	(0.1%)
	民間借入金	－	139,000	1,368,000
	（構成比）	(－)	(0.1%)	(0.6%)
	回収金等充当額	301,375,706	275,415,219	262,373,501
	（構成比）	(111.9%)	(102.9%)	(112.7%)
	一般会計借入金等償還	△133,406,277	△105,383,857	△127,359,516
	（構成比）	(△49.5%)	(△39.4%)	(△54.7%)
	計	269,272,952	267,603,885	232,755,617
	（構成比）	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
第二種奨学金	財政融資資金借入金	586,200,000	516,100,000	514,000,000
	（構成比）	(104.0%)	(92.8%)	(90.5%)
	日本学生支援債券	120,000,000	120,000,000	120,000,000
	（構成比）	(21.3%)	(21.6%)	(21.1%)
	民間借入金	115,000,000	157,861,000	234,932,000
	（構成比）	(20.4%)	(28.4%)	(41.4%)
	回収金等充当額	625,129,350	654,829,310	625,529,640
	（構成比）	(110.9%)	(117.7%)	(110.2%)
	財政融資資金等償還	△882,710,000	△892,560,000	△926,789,000
	（構成比）	(△156.6%)	(△160.5%)	(△163.3%)
	計	563,619,350	556,230,310	567,672,640
	（構成比）	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
合　　計		832,892,302	823,834,195	800,428,257

（注）第一種奨学金のうち授業料後払い制度については、令和６年度より計上しています。

② 貸与奨学生の補導

ア．適格認定

令和７年度は、貸与奨学生としての適格性の維持向上を図るため、貸与奨学生が在学する学校に対し、「適格認定報告」等の提出を求め、貸与奨学規程等の規定に照らして適格性に問題がある者 35,378 人（第一種奨学生 13,830 人（対象奨学生の 3.6%）、第二種奨学生 21,548 人（対象奨学生の 4.8%））について、廃止、停止又は警告の処置を行っています。なお、処置の内容については以下のとおりです。

ⅰ．廃止・・・ 奨学生の資格を失わせること。

ⅱ．停止・・・1 年以内で学校長が定める期間、奨学金の交付を停止すること。ただし、当該停止期間を経過した後さらに１年以内で学校長が定める期間、停止を延長することがある。

ⅲ．警告・・・ 奨学金の交付を継続するが、学業成績の向上に努力するよう指導すると

ともに、学業成績が回復しない場合、次回適格認定時以後に奨学金の交付を停止し又は奨学生の資格を失わせることがあることを警告し指導すること。

イ．新規採用奨学生に対する「貸与奨学生のしおり」（ダイジェスト版）、貸与終了時の奨学生に対する「返還のてびき」（ダイジェスト版）をそれぞれ配付するとともに、奨学生への情報や奨学金返還の手続き方法等を掲載したホームページを開設しています。

③　機関保証制度の運用

ア．令和 7 年度の機関保証制度への加入者は 22 万 6 千人（新規採用奨学生の 56.1%）で、内訳は第一種奨学生が 10 万人（対象奨学生の 56.3%）、第二種奨学生が 12 万 7 千人（対象奨学生の 56.0%）です。

令和 5 年度～令和 7 年度における機関保証制度への加入状況

区　分	令和 5 年度			令和 6 年度			令和 7 年度		
	奨学生採用件数（A）（件）	加入者数（B）（件）	（B）/（A）	奨学生採用件数（A）（件）	加入者数（B）（件）	（B）/（A）	奨学生採用件数（A）（件）	加入者数（B）（件）	（B）/（A）
第一種奨学金	183,197	103,370	56.4%	185,820	104,475	56.2%	176,861	99,588	56.3%
第二種奨学金	217,747	122,607	56.3%	214,991	120,342	56.0%	226,468	126,818	56.0%
計	400,944	225,977	56.4%	400,811	224,817	56.1%	403,329	226,406	56.1%

イ．機関保証制度加入者の返還が延滞した場合、一定期間の督促後、本機構からの請求に基づき保証機関が奨学生であった者に代わり奨学金の残額を一括で返済します（代位弁済）。令和 7 年度の代位弁済件数は 18,826 件となっています。

令和 5 年度～令和 7 年度における代位弁済状況

区　分	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）
第一種奨学金	4,081	5,337,371,971	4,947	6,319,245,102	5,294	6,517,353,003
第二種奨学金	11,204	22,751,679,663	12,513	24,861,910,618	13,532	26,505,821,149
計	15,285	28,089,051,634	17,460	31,181,155,720	18,826	33,023,174,152

④　奨学金の回収

ア．回収及び貸与債権の状況

返還金の回収及び貸与債権の状況における令和 7 年度実績は別表「回収の状況」、「貸与債権の状況」のとおりとなりました。

要返還債権とは貸付金債権の総額から現在貸与中の奨学生及び返還免除予定者に係る猶予中の債権を除いた債権であり、また要返還額とは要返還債権のうち返還期日が到来している債権額です（従って、要返還額には病気、災害、進学等を理由とする猶予中の

債権を含みません)。本説明書中、以降の説明においても同様です。

ⅰ. 令和 7 年度の回収状況は、返還を要する人員 491 万人のうち 32 万人（6.5%）が返還の履行を怠り、その結果、要返還額 8,363 億円のうち 719 億円（8.6%）は未回収となりました。(別表「回収の状況」)

ⅱ. 令和 7 年度の貸与債権の状況は、第一種奨学金及び第二種奨学金あわせて貸与金残高 9 兆 1,480 億円で、このうち要返還債権の額は 7 兆 3,745 億円となりました。要返還債権のうち 3 ヵ月以上延滞債権額は 2,035 億円、6 ヵ月以上の延滞債権額に限っても 1,501 億円にのぼり、要返還債権額に対する延滞債権額の割合は 3 ヵ月以上が 2.8%で、6 ヵ月以上が 2.0%です。(別表「貸与債権の状況」)

なお、延滞債権の整理としては、3 ヵ月以上延滞債権として延滞年数による管理を行っていますが、その他に現在の返還者の状況（病気による猶予、災害による猶予、上級校に進学したための猶予、債務整理中である等）を把握することにより、返還者の状況に合わせた効率的かつ効果的な返還指導ができるような債権の整理を進めています。

（別表）回収の状況

（単位：千人、億円）

区分		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額
第一種奨学金	要返還（期日到来分のみ）	1,816	2,662	1,850	2,692	1,877	2,719
	うち返還	(94.2) 1,710	(90.8) 2,417	(94.4) 1,746	(91.8) 2,471	(94.5) 1,773	(92.1) 2,503
	うち未返還	(5.8) 106	(9.2) 245	(5.6) 104	(8.2) 222	(5.5) 104	(7.9) 215
	繰上返還額	－	335	－	298	－	276
第二種奨学金	要返還（期日到来分のみ）	3,017	5,546	3,038	5,606	3,037	5,644
	うち返還	(93.0) 2,805	(90.8) 5,033	(93.0) 2,824	(91.1) 5,105	(92.9) 2,822	(91.1) 5,141
	うち未返還	(7.0) 213	(9.2) 513	(7.0) 214	(8.9) 501	(7.1) 215	(8.9) 503
	繰上返還額	－	1,253	－	1,143	－	1,150
合計	要返還（期日到来分のみ）	4,834	8,208	4,888	8,298	4,914	8,363
	うち返還	(93.4) 4,515	(90.8) 7,450	(93.5) 4,570	(91.3) 7,575	(93.5) 4,595	(91.4) 7,644
	うち未返還	(6.6) 319	(9.2) 758	(6.5) 318	(8.7) 723	(6.5) 319	(8.6) 719
	繰上返還額	－	1,588	－	1,440	－	1,426

（注）1. 上段の括弧内の数字は、要返還（期日到来分のみ）に対する割合を示しています。（単位：%）
2. 人員は、実人員です。
3. 人員・金額ともに四捨五入しているため、合計欄の計数は内訳を集計した計数と必ずしも一致しません。
4. 第一種奨学金に授業料後払い制度を含みます。

（別表）貸与債権の状況

（単位：千人、億円）

区　　分		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額
第一種奨学金	貸与残高	2,499	28,609	2,528	28,353	2,545	27,755
	内要返還債権	1,841	22,574	1,874	22,444	1,901	22,207
	内３ヵ月以上延滞債権	52	511	47	480	46	473
	内６ヵ月以上延滞債権	43	397	38	372	37	365
第二種奨学金	貸与残高	3,824	65,092	3,824	64,371	3,826	63,725
	内要返還債権	3,077	52,709	3,098	52,275	3,092	51,538
	内３ヵ月以上延滞債権	82	1,602	80	1,566	81	1,562
	内６ヵ月以上延滞債権	60	1,161	59	1,136	60	1,135
合　計	貸与残高	6,323	93,701	6,352	92,724	6,372	91,480
	内要返還債権	4,918	75,283	4,972	74,719	4,994	73,745
	内３ヵ月以上延滞債権	(2.7) 133	(2.8) 2,113	(2.6) 127	(2.7) 2,046	(2.6) 128	(2.8) 2,035
	内６ヵ月以上延滞債権	(2.1) 103	(2.1) 1,558	(2.0) 98	(2.0) 1,509	(1.9) 97	(2.0) 1,501

（注）1.　合計欄の括弧内数字は、要返還債権に対する割合です。（単位：%）

2.　人員・金額とも四捨五入しているため、合計欄の計数は内訳を集計した計数と必ずしも一致しません。

3.　第一種奨学金に授業料後払い制度を含みます。

イ．回収の方策と促進策の実施

以上の結果を踏まえ、本機構ではこうした状況を改善すべく、以下のとおり、延滞している返還金の早期回収を図るとともに、延滞を未然に防ぐ諸施策を講じ、要返還額に対する返還額の比率（以下「回収率」という。）の向上に努めました。

ｉ．口座振替（リレー口座）による回収

回収率の向上と回収業務の効率化のため導入した口座振替制度については令和７年度末現在、加入者数 511 万３千人、加入率は加入対象者 519 万７千人の 98.4%に達しました。また、10 月より返還が始まる新規返還開始者の加入率は 99.4%となりました。

口座振替（リレー口座）加入状況

区　　分	令和５年度			令和６年度			令和７年度		
	第一種	第二種	計	第一種	第二種	計	第一種	第二種	計
加入対象者数（件）	(123,316) 1,948,053	(137,215) 3,177,622	(260,531) 5,125,675	(112,696) 1,980,483	(139,754) 3,193,712	(252,450) 5,174,195	(108,882) 2,006,119	(128,493) 3,190,519	(237,375) 5,196,638
加入者数（件）	(122,814) 1,916,235	(136,342) 3,127,620	(259,156) 5,043,855	(112,102) 1,948,894	(138,507) 3,141,045	(250,609) 5,089,939	(108,390) 1,975,507	(127,531) 3,137,169	(235,921) 5,112,676
口座加入率（%）	(99.6) 98.4	(99.4) 98.4	(99.5) 98.4	(99.5) 98.4	(99.1) 98.4	(99.3) 98.4	(99.5) 98.5	(99.3) 98.3	(99.4) 98.4

（注）1.　（　）内は新規返還開始者の数値（内数）です。

2. 第一種に授業料後払い制度を含みます。

ⅱ．払込通知書による請求等

令和 7 年度末現在、要返還者のうち、口座振替制度の全員加入対象者（平成 10 年 3 月卒業者から全員加入）以前の返還者等で、無延滞の者に対して、払込通知書を本人が指定する期日（年 1 回、主として 6 月又は 12 月）に発送し、請求を行いました（連帯保証人宛の発送等を含む年間発送件数 8 万 1 千件）。また、延滞者（振替口座加入者を含む）全員に対して、払込通知書及び督促状 47 万 9 千件を発送しました。その他、30 万 9 千件については、連帯保証人及び保証人に延滞解消を促す文書を発送しました。

ⅲ．督促架電及び回収委託による早期回収の促進

平成 13 年度から延滞の早期解消に効果的な夜間・休日を含めた督促架電を外部業者に委託し実施してきました。また、平成 17 年度から返還金回収業務の一部を債権回収会社に委託しました。令和 7 年度においても引き続きその効果を確認しつつ、以下のように実施しました。

1. 口座振替不能者（令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月 計 147 万 3 千件）に対して、延滞の早期解消及び長期化をさせないことを目的として督促架電を行いました。
2. 延滞者に対して早期における督促の集中的実施を図るため、延滞 3 ヵ月以上 9 ヵ月未満の返還者について 10 万 8 千件の回収委託を実施しました。このうち委託開始から 5 ヵ月経過した者で、入金はあるが延滞が解消していない 1 万 2 千件については、継続して回収委託を実施しました。

   延滞期間が中長期となっている、委託期間開始時に延滞 1 年半以上 4 年未満（令和 2 年度から令和 4 年度契約分については、委託期間開始時において延滞 1 年半以上 5 年未満）の返還者に対し、令和 7 年度中に 5 千件の回収委託を実施しました。なお、これまでに回収委託を実施し委託期間中に入金はあるが延滞解消していない 1 千件については、継続して回収委託を実施しました。

ⅳ．連帯保証人、保証人に対する督促等（人的保証制度）

口座振替による返還が延滞となった場合、振替不能 2 回目には要返還者及び連帯保証人へ、振替不能 3 回目には要返還者、連帯保証人及び保証人へ、同時に督励状を送付し、併せて電話による督促を行っています。

また、返還誓約書提出時に、連帯保証人の「収入に関する証明書」及び「印鑑証明書」と保証人の「印鑑証明書」の添付を義務付けています。

ⅴ．法的手続きによる回収

令和 7 年度においては、督促を重ねても返還に応じない延滞 9 ヵ月以上で人的保証を選択している者のうち、特に必要と認められる者 10,936 件に対して「支払督促申立予告」を実施しました。4,801 件に対しては「支払督促申立」を行い、1,219 件に対しては「仮執行宣言の申立」を行いました。すでに債務名義を取得した者のうち 3,759 件に対しては「強制執行予告」を行い、529 件に対して「強制執行申立」、315 件に対

して「強制執行」を行いました。

ⅵ．住所調査

令和 7 年度において、返還者等に対して発送した振替口座関係書類や請求書等が返戻となった件数は、210,996 件でした。延滞の長期化を防ぐため、延滞している者について優先して、住民基本台帳ネットワークシステムを利用した住所調査（J-LIS 住調）や、市町村役場等に照会を行いました。その結果、131,139 件の住所が判明し、令和 7 年度末において、延滞者のうち住所調査が必要な者は、4,772 件でした。

ⅶ．返還説明会の実施

卒業前の奨学生に対して返還意識の涵養と返還手続きの周知のため、返還説明会の実施を各学校に依頼しました。また、本機構が作成した説明用のマニュアル、奨学金ガイダンス動画（ホームページに掲載）を活用するよう併せてお願いしました。

ⅷ．学校長宛延滞防止通知の発送

高等学校を除くすべての学校の学校長宛に、在学中からの返還意識涵養と学生に対する指導を目的として、卒業した奨学生の前年度末の延滞者数及び延滞率を通知し、卒業予定の奨学生に対する入念な指導をお願いしました。

ⅸ．「返還のてびき」の配付

奨学金貸与終了時に学校を通じて、返還の方法や振替口座への加入及び返還困難時の手続き等について記載した「返還のてびき」（ダイジェスト版）を奨学生に配付しました。

ⅹ．個人信用情報機関の活用

個人信用情報機関への登録対象となる延滞者に対しては、複数回の文書送付及び架電により、このまま延滞状態が継続することによって登録されることの注意喚起を行うとともに返還期限猶予若しくは減額返還の制度を周知することによって延滞の抑制を図りました。

文書送付や架電による注意喚起を行っても返還期限猶予の願出等がないまま延滞が 3 ヵ月以上となった者については、平成 22 年 4 月から個人信用情報機関への登録を開始し、令和 7 年度は 37,902 件の情報を登録しました。

ウ．減額返還・返還期限猶予

経済的理由などにより返還困難である者の負担を軽減するとともに、返還金の回収促進と延滞の抑制を図るため、当初の割賦金額を減額すれば返還可能となる者について、要件を満たす場合に一定期間毎月の割賦金額を 3 分の 2、2 分の 1、3 分の 1 又は 4 分の 1 に減額のうえ適用期間に応じた返還期間の延長を認める「減額返還制度」を運用し、令和 7 年度は 56,156 件を承認しました。

また、奨学金の貸与を受けた者が災害又は傷病により奨学金を返還することが困難となったとき又はその他政令で定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができます。

なお、令和 5 年 3 月 7 日より、一部の申請事由について、スカラネット・パーソナル

を利用しインターネットからの申請も可能とすることで手続きを簡素化しました。

令和 5 年度～令和 7 年度における返還期限猶予状況は、次のとおりです。

返還期限猶予状況

（単位：人）

区分		令和 5 年度			令和 6 年度			令和 7 年度		
		第一種	第二種	計	第一種	第二種	計	第一種	第二種	計
在学猶予		36,712	70,469	107,181	34,051	66,832	100,883	35,662	60,785	96,447
一般猶予	病気中	4,265	6,740	11,005	4,266	6,712	10,978	4,155	6,494	10,649
	災害	43	51	94	47	66	113	26	27	53
	生活保護	3,139	4,264	7,403	3,339	4,819	8,158	3,436	5,162	8,598
	入学準備中	43	80	123	23	57	80	25	42	67
	経済困難・失業中等	33,332	87,136	120,468	32,732	84,666	117,398	32,721	85,340	118,061
	育児休暇等	2,210	4,541	6,751	2,017	4,139	6,156	2,206	4,121	6,327
	猶予年限特例	7,280	－	7,280	6,846	－	6,846	6,596	－	6,596
計		87,024	173,281	260,305	83,321	167,291	250,612	84,827	161,971	246,798

（注）1. 第一種には、授業料後払い制度を含む。

2. 「猶予年限特例」は、「所得連動返還型無利子奨学金（平成 24～28 年度採用者）」における経済困難等事由を含む。

エ．返還免除

奨学金の貸与を受けた者が、死亡又は精神若しくは身体の障害によって返還ができなくなった場合、返還未済額の全部又は一部の返還を願い出により免除することができます。

また、大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として本機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部又は一部が免除されます。令和 7 年度は、平成 16 年度以降の大学院第一種奨学生採用者で令和 6 年度中に貸与が終了した 22,736 名のうち、各大学から免除候補者として推薦のあった 7,792 名について、学識経験者からなる業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て免除者 7,786 名を認定しました。

これらの措置により、令和 7 年度において返還を免除した額は、第一種奨学金 137 億 3,734 万円、第二種奨学金 20 億 5,224 万円、計 157 億 8,957 万円でした。（第一種奨学金に授業料後払い制度を含みます。）

オ．回収不能債権の処理

本機構では、奨学生であった者が行方不明又は破産等により資力喪失の状態にあり、かつ将来も資力を回復する見込がなく、連帯保証人及び保証人が死亡、行方不明又は強制執行・破産等の理由により、返還金の回収が困難又は不適当と認められたときに、返

還されるべき金額の全部又は一部について、回収不能債権と認定し、償却を行っています。償却財源については、平成 8 年度から国庫補助金が投入されています。この条件により償却された債権は、令和 7 年度においては、第一種奨学金について 1,206 件、8 億 3,627 万円、第二種奨学金について 682 件、11 億 2,122 万円となりました。

カ．報奨金

本機構は、第一種奨学金を貸与された者が最終の割賦金の返還期日の 4 年前までに第一種奨学金の返還未済額の全部を一時に返還したときは、その者に対し、当該返還により繰上返還したこととなる割賦金の金額につき 5%の割合で計算した金額を報奨金として支払うことができます（文部科学省令附則第 6 条）。ただし、返還を開始した日の翌日から起算して 7 年以上（返還の期限を猶予されている期間を除く。）経過した後に返還未済額の全部を一時に返還したときに支払うことができる報奨金は、当該返還により繰上返還したこととなる割賦金の金額につき 3%の割合で計算した金額となります。令和 7 年度では、1,026 万円（令和 6 年度 1,552 万円）の報奨金支払を行いました。

なお、平成 17 年度採用者から報奨金制度は廃止されました。また、第二種奨学金には、報奨金制度はありません。

キ．延滞金

本機構は、要返還者が割賦金の返還を延滞したときは、その延滞している割賦金（第二種奨学金については利息を除く。）の額に、返還期日の翌日から返還した日までの日数に年 10 パーセントの賦課率を乗じて計算した延滞金を徴しています。ただし、経済環境について厳しい状況が続いており、経済的理由により修学が困難な学生等の教育の機会均等に資するという奨学金本来の趣旨に鑑み、平成 26 年 4 月以降に発生する延滞金の賦課率については、年 5 パーセントに引下げました。また、改正民法の施行を踏まえ、返還者のさらなる負担軽減を図ることを目的として、令和 2 年 4 月以降に発生する延滞金の賦課率については、年 3 パーセントに引下げました。

(2) 借入金の借入先及び借入金額の状況

① 一般会計からの借入金

令和 7 年度は、第一種奨学金の原資として、国の一般会計から 961 億 7,363 万円の借入れを行いました。また、令和 6 年度に行った第一種奨学金の返還免除に伴う令和 7 年度の借入金の償還免除は 146 億 7,733 万円、償還額は 1,234 億 5,770 万円でした。この結果、令和 7 年度末の借入金残高は 2 兆 7,942 億 6,875 万円となり、令和 6 年度末の借入金残高 2 兆 8,362 億 3,016 万円に比べ 419 億 6,141 万円の減となりました。

② 特別会計からの借入金

東日本大震災の被災世帯の学生等に対する経済的支援は引き続き実施する一方、所要の経費については返還金を充てたことから、令和 7 年度は国の特別会計（東日本大震災復興特別会計）からの借入れは行っておりません。また、令和 6 年度に行った第一種奨学金（東日本大震災復興特別会計分）の返還免除に伴う令和 7 年度の借入金の償還免除は 0 円、償還額は 16 億 1,081 万円でした。この結果、令和 7 年度末の借入金残高は、120 億 4,612 万

円となり、令和 6 年度末の借入残高 136 億 5,693 万円に比べ、16 億 1,081 万円の減となりました。

③　財政融資資金からの借入金

令和 7 年度は、財政融資資金等活用分の第一種奨学金及び第二種奨学金の貸与終了に伴う借換分として 5,142 億円の借入を行いました。この結果、令和 7 年度末の借入金残高は、6 兆 18 億 5,000 万円（借入総額 14 兆 8,561 億 1,800 万円、償還総額 8 兆 8,542 億 6,800 万円）となり、令和 6 年度末の借入金残高 6 兆 1,387 億 3,000 万円に比べ、1,368 億 8,000 万円の減となりました。

④　日本学生支援債券による資金調達

令和 7 年度は、第二種奨学金の原資として 1,200 億円を発行しました。この結果、令和 7 年度末の発行残高は、2,400 億円（発行総額 2 兆 8,440 億円、償還総額 2 兆 6,040 億円）となり、令和 6 年度末の発行残高と同額でした。

⑤　民間金融機関からの借入金

令和 7 年度は、財政融資資金等活用分の第一種奨学金及び第二種奨学金の原資に充当するため、借入期間約 3 ヵ月の短期借入及び借入期間約 1 年の長期借入を実施しました。令和 7 年度末の借入金残高は、2,363 億円となり、令和 6 年度末の借入残高 1,580 億円に比べ、783 億円の増となりました。

(3) 運営費交付金の状況

運営費交付金は、国が独立行政法人に対して負託した業務を運営するために交付されるものです。本機構の業務運営に要する経費に充てるため、令和 7 年度では 165 億 1,019 万円の運営費交付金の交付を受けました。

(4) 国庫補助金等の状況

①　国庫補助金

死亡等により法令に基づいて返還免除となった財政融資資金等活用分の第一種奨学金及び第二種奨学金にかかる債権を補填するための経費及び回収不能債権の償却財源として補填するための経費に充てるため、令和 7 年度では 38 億 4,145 万円の育英資金返還免除等補助金の交付を受けました。

②　利子補給金

財政融資資金の借入等に係る利子支払いのための経費に充てるため、令和 7 年度では 103,924,140 円の育英資金利子補給金の交付を受けました。

【留学生支援事業】

(1) 学資の支給と援助

① 留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）

優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを促進し、我が国の高等教育機関の国際化に資することを目的として、我が国の大学等に在籍する私費外国人留学生で、学業・人物ともに優れ、かつ経済的理由により修学が困難である者に対して、奨学金（令和 7 年度単価　大学院レベル・学部レベル：月額 48,000 円、日本語教育機関：月額 30,000 円）を給付しました。令和 7 年度の採用者は、6,891 名でした。

② 海外留学支援制度（協定受入）

我が国の大学等が、諸外国（地域）の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて、諸外国（地域）の大学等に在籍している学生を、1 年以内の期間受入れた場合、当該受入学生に対し、奨学金月額 80,000 円を支給しました。令和 7 年度の採用者への支給実績は 4,472 名でした。

③ 海外留学支援制度（協定派遣）

我が国の大学等が、諸外国（地域）の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて、我が国の大学等に在籍している学生を、1 年以内の期間諸外国（地域）の大学等に派遣した場合、当該派遣学生に対し、奨学金（月額 80,000 円～120,000 円）を支給しました。令和 7 年度の採用者への支給実績は 12,460 名でした。また、一定の家計基準を満たした場合に 160,000 円、一定の派遣期間を満たした場合に 10,000 円の渡航支援金を支給しました。

④ 海外留学支援制度（学部学位取得型）

我が国の高等学校を卒業した学生を、学士の学位を取得させるとともにグローバル人材の育成のため諸外国（地域）の大学に派遣した場合、当該派遣留学生に対し、奨学金（月額 139,000 円～352,000 円）を支給しました。また、都道府県教育委員会から推薦を受け付ける「都道府県推薦枠」を試行しました。新規採用者には渡航支援金 10,000 円を支給しました。令和 7 年度の採用者は 118 名でした。

⑤ 海外留学支援制度（大学院学位取得型）

我が国の大学の学生等を、修士又は博士の学位を取得するために世界の最先端の教育研究活動を行っている諸外国（地域）の大学に派遣した場合、当該派遣留学生に対し、奨学金（月額 177,000 円～388,000 円）を支給しました。また、令和 7 年度募集より、世界トップレベル大学の理系博士課程への派遣を重点的に推進することを目的として「特別枠」を創設し、奨学金（227,000 円～833,000 円）を支給しました。新規採用者には渡航支援金 10,000 円を支給しました。令和 7 年度の採用者は 177 名で、そのうち、特別枠の採用者は 10 名でした。

⑥ 官民協働海外留学支援制度

平成 26 年度よりグローバル人材育成コミュニティ事業として官民協働海外留学支援制度を実施しています。令和 7 年度は、6 億 4,045 万円の寄附金を受入れました。なお、本事業への寄附金は、個人・法人とも税法上の優遇措置が認められております。令和 8 年度の大学生等対象（第 18 期）の採用者は 277 名で、高校生対象（第 11 期）の採用者は 718

名でした。

⑦　国費外国人留学生への奨学金等支給

文部科学省が選抜した留学生に対し、奨学金等を支給する業務を行いました。

⑧　高度外国人材育成課程履修支援制度

優秀な外国人留学生の日本国内での定着を促進し、もって外国人留学生の戦略的な受入れに資することを目的とし、留学生の就職促進に係る教育プログラム（留学生就職促進教育プログラム認定制度による文部科学省の認定を受けたものに限る。）を履修する者のうち、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対して、履修支援のための奨学金として「高度外国人材育成課程履修支援金」（月額 20,000 円）を給付しました。令和 7 年度の採用者は、129 名でした。

(2) 外国人留学生に対する宿舎の支援

①　国際交流会館の設置・運営

外国人留学生等の宿舎として、東京国際交流館及び兵庫国際交流会館を設置し、987 戸を提供しました。また、入居留学生相互の交流及び入居者その他の学生と地域住民、ボランティア等との交流等、国際交流を深めるための各種事業を実施しました。

②　留学生借り上げ宿舎支援事業の実施

留学生が我が国において安心して充実した留学生活を送るために、大学等が、民間宿舎を借り上げること等により外国人留学生に宿舎を提供している場合に、必要な経費を支援し、もって大学等のニーズに沿って留学生のために宿舎を効果的、効率的かつ安定的に確保することを目的として留学生借り上げ宿舎支援事業（文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援・海外留学支援制度（協定受入）支援・ホームステイ支援）を実施しました。

・　文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援

大学等が文部科学省外国人留学生学習奨励費の受給者等に宿舎を提供するために、賃貸借契約を原則として 1 年以上締結し、民間宿舎を借り上げる場合において、当該宿舎に居住した留学生に対し支援を実施しました。

令和 7 年度の支援実績は 2,390 名でした。

・　海外留学支援制度（協定受入）支援

大学等が海外留学支援制度（協定受入）奨学金の受給者に宿舎を提供するために、賃貸借契約を原則として 1 年以内の間締結し、民間宿舎を借り上げる場合において、当該宿舎に居住した留学生に対し支援を実施しました。

令和 7 年度の支援実績は 126 名でした。

・　ホームステイ支援

大学等がその指定する一般家庭に 7 泊以上留学生（渡日 1 年以内に宿泊する者に限る。）を宿泊させる場合において、支援を実施しました。

令和 7 年度の支援実績は 22 名でした。

(3) 留学生交流推進事業

① 留学生地域交流事業（公益財団法人中島記念国際交流財団助成事業）

我が国の外国人留学生受入れ環境を整備し、交流を促進するために、公益財団法人中島記念国際交流財団からの資金を基に、外国人留学生と日本人学生、地域住民等との相互理解を図るための事業を実施しました。令和 7 年度は、一般公募により 40 事業を支援しました。

② フォローアップ事業及びネットワークの整備

・ 帰国外国人留学生短期研究制度

開発途上国・地域等から我が国に留学し、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している者に対し、我が国の大学において、当該大学の研究者と共に短期研究を行う機会を提供しました。令和 7 年度は、47 名を採用しました。

・ SNS による情報提供

Facebook の活用により帰国外国人留学生に対して継続的な情報提供を実施していくために、機構の留学生支援事業、日本国内の留学関連ニュース、元留学生・元留学生会等、学術・研究・教育分野、就職関連、日本の紹介等のテーマに関する情報を日・英 2 か国語で配信しました。令和 7 年度のファン数は、174,877 件（令和 8 年 3 月末時点）でした。

・ 国内留学生会ネットワーク促進事業

留学生会の各種活動を通じ、留学生会の会員間のみならず、留学生会と日本社会とのネットワークを促進し、留学生交流の推進に資することを趣旨として、令和 7 年度は、11 の留学生会の活動を支援しました。

(4) 外国人留学生の就職支援

① 外国人留学生のための就活ガイドの作成

大学等に在籍している外国人留学生の就職・採用活動に関する有益な情報を提供することを目的として「外国人留学生のための就活ガイド 2027」を作成しました。

② 外国人留学生のための就職支援に関するガイダンスの実施

学生生活部が実施する「全国キャリア教育・就職ガイダンス」の中で、関係省庁・団体連携の下、「外国人留学生のキャリア教育・就職支援」の企画運営を分担しました。

(5) 日本留学試験の実施

外国人留学生として、我が国の大学等に入学を希望する者について、日本語力及び基礎学力の評価を行うことを目的として、令和 7 年 6 月 15 日（日）に第 1 回試験を、同年 11 月 9 日（日）に第 2 回試験を実施しました。

（単位：人）

		国内	国外	合計
応募者数	第 1 回	21,643	7,364	29,007
	第 2 回	22,911	7,707	30,618

受験者数	第１回	18,891	6,309	25,200
	第２回	18,267	6,278	24,545

(6) 留学情報の提供

① 海外から日本への留学情報の提供

・ 日本留学情報の収集・提供

日本の大学等や日本語教育機関の情報を収集・整理し、印刷物の作成・送付や本機構のホームページ及び政府公認の日本留学総合ウェブサイトとして公開している「日本留学情報サイト」への掲載、SNS 等を通じた情報発信等により、日本留学希望者等に情報提供を行いました。

・ 日本留学フェアの実施等

日本への留学事情や大学、日本語教育機関等の正確な情報を提供するとともに、日本の大学等への入学希望者に適切な進学指導を行うため、高校生、大学生、在日外国人学生及び教員等を対象に、日本の大学等の参加を得て、日本留学フェア（台湾・韓国・タイ・ベトナム・インドネシア・マレーシア）及び外国人学生のための進学説明会（東京・大阪）を実施しました。また、令和 7 年度は他機関が主催する説明会等に計 13 回参加し、情報提供を行いました。

② 日本から海外への留学情報の提供

海外への留学に関する情報を収集・整理し、出版物の作成・送付や「海外留学情報サイト」への掲載等を通じて、海外留学希望者等に情報提供を行いました。

さらに、在日各国大使館及び関係機関の協力を得て、海外留学フェアを実施しました。この他、令和 7 年度年間を通して小規模の海外留学オンライン説明会（13 回）を実施するとともに、他機関が主催する留学フェアやイベント等に計 32 回参加・協力し、情報提供を行いました。

(7) 日本語教育センターにおける日本語教育の実施

東京及び大阪に日本語教育センターを設置し、日本の大学院、大学、高等専門学校及び専修学校に入学を希望する外国人留学生に対して日本語及び基礎教科の教育を行いました。

令和 7 年度の学生受入数は、東京 217 名、大阪 116 名でした。

また、日本理解を促進するため、小・中・高校生等との交流事業等を実施しました。

【学生生活支援事業】

(1) 学生生活・学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供

① 「令和 6 年度学生生活調査」等の結果公表

学生の生活状況を把握するため、全国の大学、短期大学、大学院の学生を対象として「学生生活調査」を、高等専門学校の学生（4、5 年次）を対象として「高等専門学校生生活調査」を、専修学校（専門課程）の学生・生徒を対象として「専門学校生生活調査」を、隔年で実施しています。令和 7 年度は、令和 6 年度に実施した調査について、集計及び外部有識者による分析を行い、令和 8 年 3 月に機構のホームページにて調査結果を公表しました。

② 「大学等における学生支援の取組状況に関する調査（令和 7 年度)」の実施

大学等における学生支援の現状及びニーズを把握するため、全国の大学、短期大学、高等専門学校を対象として、隔年で調査を実施しています。令和 7 年度は、大学等からの回答方法について、従前の回答票データの提出からオンラインによる回答に変更して、令和 8 年 2 月～3 月に調査を実施しました。併せて、大学等における先進的な取組を把握し情報提供するため、学生相談及びキャリア教育・就職支援をテーマに 3 校に対して、現地調査を実施しました。また、令和 5 年度までの調査結果の分析から、コロナ禍を経て得られた知見等の情報提供及び議論の場として、大学等における学生支援の取組状況に関するシンポジウム「「空間」と「場」から学生支援を捉え直す—日本学生支援機構「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」の分析から—」を開催しました。

③ 学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナーの開催

学生を取り巻く諸問題や大学等における学生支援に関する喫緊の課題をテーマに、具体的な問題事例や課題解決に向けた好事例の紹介等を行うことにより、先進的な取組等の普及、学生支援の充実を図ることを目的として、オンラインで開催しました。

≪令和 7 年度テーマ≫

学生の身近なリスク『依存症』とその対策

≪参加者数≫650 名

(2) 障害のある学生等への支援

① 「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」

障害のある学生の今後の修学支援に関する方策の検討に資するため、全国の大学、短期大学及び高等専門学校における障害学生の状況及びその支援状況について把握することを目的として、毎年実施しています。

② 「障害者差別解消法に関する理解・啓発セミナー」の開催

令和 6 年 4 月の改正障害者差別解消法の施行により、民間事業者に対しても合理的配慮の提供が義務化されたため、高等教育機関全体で障害のある学生・生徒を支援するための体制を一層整えることを目的として、「障害者差別解消法に関する理解・啓発セミナー」の基礎編、実践編をそれぞれ開催しました。

基礎編は、主として障害者差別解消法の基本的な事項を解説する動画をオンデマンド方式により配信しました。

実践編は対面形式で開催し、障害者差別解消法に係る講義に続き、紛争の防止・解決等に係る事例をもとに作成した課題について検討するグループディスカッション、検討結果のグループ発表と講師による講評・解説を行いました（受講者数　49 名）。

③　「障害学生支援に関する専門テーマ別セミナー」の開催

障害学生修学支援ネットワーク拠点校等の協力により、専門的なテーマに焦点を当て、支援体制の向上に関する情報や意見の交換等を行い、障害学生支援の充実に資することを目的として、事例紹介や講師インタビューの動画をオンデマンド方式により配信しました。

④　「障害学生支援実務者育成研修会　基礎プログラム／応用プログラム」の開催

障害学生支援に関する基礎知識に基づき、障害学生が修学目的を達成できるよう、ニーズに応じた円滑かつ効率的な支援を実施することのできる教職員を養成すること、また、所属校の障害学生支援体制の課題を明確化し、整備・改善に貢献できる教職員としての能力向上を図ることを目的として、基礎プログラムをオンライン形式、応用プログラムを対面形式で開催しました（受講者数　基礎プログラム 240 名／応用プログラム 71 名）。

⑤　「心の問題と成長支援ワークショップ」の開催

メンタルヘルス向上とカウンセリングに関する基礎知識の事前学習や講義、参加者間の討議などを通じて、学生の心の問題等に関する課題やニーズの理解を深め、大学等における学生の心のセーフティネットの充実に資することを目的として、2 会場において対面形式で開催しました（参加者数　東京会場 98 名／名古屋会場 85 名）。

(3) キャリア教育・就職支援

①　「全国キャリア教育・就職ガイダンス」の開催

大学等卒業予定者の就職・採用に関し、政府の行政説明、大学等・企業によるパネルディスカッション、外国人留学生及び障害のある学生のキャリア教育・就職支援に関するセッション、大学・企業等のキャリア教育・就職支援の取組事例の紹介等を行うことにより、産学官連携による人材育成等キャリア教育・就職支援の充実に資することを目的として、文部科学省、就職問題懇談会との共催により、オンライン形式で開催しました（視聴者数延べ 1,912 名）。

②　「インターンシップ専門人材セミナー」の開催

全国の大学等でインターンシップ等のキャリア教育に携わる教職員及びインターンシップに関心のある教職員に対し、専門家による講演やグループワークを通じて、参加者の知見を広めるとともに、文部科学省が示す専門人材として必要になる実践的なスキルの向上を図ることを目的として、オンライン形式と対面形式を併用したハイブリッドで開催しました（受講者数　104 名＜基礎編＞）。

③　「キャリア教育・就職支援ワークショップ」の開催

全国の大学等の管理者、課長相当職以上の幹部職員及びキャリア教育・就職支援業務等に携わる教職員に対し、キャリア教育から就職まで一貫した支援をより充実させるため、産業界からの参加を得て、テーマ別に事例紹介やグループワーク等を行い、教育界と産業

界双方の要望や課題等について認識を共有することで、より実践的な産学連携教育の推進を図ることを目的として、オンライン形式で開催しました（参加者数延べ　136 名）。

④　大学等に対するインターンシップ等キャリア教育に関する情報の提供

前年度に引き続き、全国各地域の大学等や推進協議会が実施するインターンシップ等キャリア教育の好事例等の情報を機構ホームページ等にて提供しています。また、「大学教育改革」につなげるインターンシップ等を推進するため、インターンシップ等に主体的に取り組んでいる大学等の先進事例を「文部科学教育通信」（全 24 回）に掲載しました。

(4) 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の配付

文部科学省及びＪＲと調整を図り、各大学、都道府県等に対して学割証を配付しました。

【その他の事業】

（1）学生支援寄附金

本機構への寄附金は、奨学生であった方や一般の篤志家等からのものです。そのうち学生支援寄附金については、令和 7 年度は 5 億 1,387 万円（令和 6 年度は 11 億 1,800 万円）を受け入れました。なお、本機構への寄附金は、個人・法人とも税法上の優遇措置が認められています。

2　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

本機構においては、意欲と能力のある学生が経済的に自立し、自らの意志と責任により高等教育機関において学ぶことができるよう、引き続き事業の充実を図るとともに、運営上の合理的、効率的・効果的実施を図る必要があります。第 5 期中期目標期間（令和 6 年（2024 年）4 月 1 日～令和 11 年（2029 年）3 月 31 日）において、本機構は中期目標の達成に向け、以下のとおり着実に業務を推進してまいります。

【奨学金事業】

(1) 給付奨学金

① 奨学金の的確な支給

給付奨学金については、低所得者世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等において修学することができるよう、その経済的負担を軽減することにより、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するものであり、特に優れた学生等であって経済的理由により極めて修学が困難である者が、進学等を断念することがないよう、適切な審査に基づき、真に支援を必要とする者に対して支給を行います。

あわせて、大学等が実施する授業料等減免の対象を拡大することに伴い、新たに追加になる多子世帯の学生等についても大学等に対する情報提供などによる支援を適切に行います。

② 適格認定の実施

大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の支給を受けて修学している者としての自覚を一層促すための指導を行う等、適切な適格認定を実施いたします。

(2) 貸与奨学金

① 奨学金の的確な貸与

貸与奨学金については、優れた学生等であって経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないよう、適切な審査に基づき奨学金貸与事業を的確に実施いたします。

また、大学院修士段階における「授業料後払い制度」についても、適切な審査に基づき奨学金貸与事業を的確に実施いたします。

② 適格認定の実施

大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の必要性等を自ら判断しつつ奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を一層促すための指導を行う等、適切な適格認定を実施いたします。

③ 債権の適切な管理及び返還金の確実な回収

奨学金貸与に係る事業の健全性を確保するため、計画的に返還金の確実な回収に取り組みます。

返還金の回収状況について、貸与人員、貸与規模減少による返還者層の構成変化の影響を受

けないものを分析の観点として掲げ、定量的な把握・分析を実施することとし、今中期目標期間中の貸与奨学金新規返還者について、97.2%以上の回収率を維持いたします。あわせて、返還促進方策の効果等を検証し、必要な改善を図ります。

④　減額返還・返還期限猶予制度の適切な運用

返還が困難な者へのセーフティネットである、減額返還・返還期限猶予制度の周知や理解を深めるための取組を行うとともに、返還者の利便性の向上を図り、適切に制度を運用いたします。

⑤　多様な返還方法等の提供

企業の担い手となる奨学金返還者についての各企業による「奨学金の返還支援（代理返還）制度」、及び奨学金の返還額が返還者の所得に連動する「所得連動返還方式」については、適切に情報提供、周知を行うとともに、確実に実施いたします。

⑥　返還免除制度の適切な運用

目的に応じた返還免除制度について適切に運用いたします。

⑦　機関保証制度の運用

奨学金の申込や採用の段階から保証制度についての理解を促すため、学生や学校担当者等に対して適切に情報提供、周知を行います。機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を的確に請求いたします。

また、機関保証制度が円滑に機能するよう、文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、将来の事業コストを含む保証機関による事業計画等を踏まえ、その実効性や妥当性も含めて制度の将来にわたる収支の健全性を検証いたします。

(3) 奨学金事業に共通する事項の実施

①　奨学金制度の周知及び広報の充実

多様な機会や媒体を活用し、奨学金制度の理解に資するため、高等教育機関への進学希望者等や学生等、保護者、学校関係者、返還者等への正確でわかりやすい情報の提供に努めます。

また、奨学金相談センターについては、奨学金制度改正による制度の複雑化に伴うオペレーションの高度化に対応し、相談者に適切な案内を行うことができる体制を整備いたします。

②　学校との連携強化

授業料等減免等の大学等による支援策と併せて、着実に学生等の経済的負担を軽減するとともに、奨学生として学業精励の自覚を促すため、採用の段階から大学等と連携を図ります。

また、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、採用時、継続時、返還開始前の奨学金手続上重要な節目において、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求めます。

奨学金業務に関する適切な理解が、学生等の状況に応じたサポートに資することから、大学等の担当職員を対象とした研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策及び学校毎の貸与と返還に関する情報提供を適切に行います。

③　効果検証方策等の検討

奨学金の効果の把握・検証に資する情報を得るための方策や、奨学金制度について広く社会の理解増進を図るため、給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策について、在学中から給付や返還が完了するまでの間の機会を捉えて実施可能なものについて国と連携して検討し、具体的な取組を行います。

【留学生支援事業】

(1) 外国人留学生に対する支援

① 日本留学に関する情報提供等の充実

日本留学情報サイト等の活用により、日本留学が期待される者を中心に、留学前、留学中及び卒業（修了）後のキャリアパス等日本留学の魅力に関する情報について、広く一元的に発信を行います。一元的な情報発信機能の強化に向けては、政府機関、大学等関係機関との連携を強化するとともに、関係機関からの積極的な情報提供を促します。

日本留学に関する情報を日本留学希望者に直接提供する方策として、日本留学フェア等の説明会を開催いたします。また、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行います。

国の方針を踏まえ、政策提言に供するための留学を巡る諸外国の動向やデータ等の収集・分析を行います。

② 日本留学試験の適切な実施

得点の等化、海外実施に対応する複数問題の作成、厳正な試験監督の実施、不測の事態における受験機会の確保等により、日本留学試験実施の公平性及び信頼の確保に努めます。

なお、試験実施にあたっては、国内・国外会場とも受験料を段階的に見直すとともに、効率的な運営により、収支の改善に努めます。

また、受験者の利便性向上及び多様な受験機会の確保に資するよう新たな方策の実施を検討いたします。さらに、日本留学試験の利用を促進するため、渡日前入学許可など国内の大学等の試験結果の利用促進に資するよう効果的に広報施策等を実施し、新たな方策を検討するほか、外国人留学生の受入れを推進する観点から、現地の需要や経費を踏まえつつ海外における試験実施国・都市の在り方を検討いたします。

今中期目標期間における日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数が、前中期目標期間の最終年度（令和 5 年度）における日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数を上回ることといたします。

③ 日本語教育センターにおける教育の実施

日本語教育センターについては、国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、国費外国人留学生や外国政府派遣留学生を積極的に受入れ、学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実施し、日本語教育センターから高等教育機関に進学した者の割合を 95.8%以上といたします。また、モデルとなるべきカリキュラム・教材等を開発・改訂し普及を図ります。

④ 学資金の支給等

大学等の教育のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組推進の観点から、優秀な外国人留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給等を行います。

なお、各制度の実施に当たっては、以下の取組を行います。

ア．国費外国人留学生への学資金の支給等においては、国や大学等と連携して適切に実施いたします。

イ．留学生受入れ促進プログラムについては、国の施策等に基づき、各大学等のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組状況に応じて、学資金を重点的に配分いたします。また、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準を厳格に運用し、推薦依頼・採用を行います。高度外国人材育成課程履修支援制度についても、国や大学等との連携のもと、適切に実施いたします。

ウ．海外留学支援制度（協定受入）においては、グローバル化の取組を積極的に進める大学等に対して重点的に支援を行います。

エ．外国人留学生が借り上げ宿舎に居住する場合等に費用の一部を支援する事業については、私費外国人留学生への学資金の支給との連携を図り、適切に実施いたします。

⑤　宿舎の支援及び交流促進

東京国際交流館、兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として、国内外の優秀な学生や研究者が民間に比して低廉な使用料（館費）で共に居住する宿舎の提供、居住経験者の大学等の枠を超えた同窓会組織の支援、居住者以外の学生及び地域の交流、並びに外国人留学生の就職支援の充実等の取組を行います。

また、外国人留学生と日本人学生等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施いたします。

⑥　卒業・修了後の支援

優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを推進するため、国内での就職を希望する外国人留学生の就職支援や大学等に対する情報提供等を関係機関等と連携して行います。

卒業・修了後の外国人留学生に対しては、留学効果の向上に資する支援プログラムを提供するほか、有益な情報の提供等、留学経験者のネットワーク化に向けた支援の充実を図るとともに、機構と日本留学経験者とのつながりを維持するためのネットワークを整備いたします。

(2) 日本人留学生に対する支援

①　海外留学に関する情報提供等の充実

留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実させます。

また、海外留学フェア等の説明会を開催するとともに、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行います。加えて、海外留学支援制度における海外大学卒業生とのネットワークを構築し、奨学金制度利用者の活躍事例を活用した情報提供を行います。

更に、都道府県教育委員会等の国内外の関係機関と連携し、海外留学を推進する取組を実施いたします。今中期目標期間中のイベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数を年間 30 回以上といたします。

② 学資金の支給

グローバルに活躍する人材を育成する国の方針のもと、意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、海外の大学等において、大学間交流協定等に基づく交流を行う日本人留学生及び学位取得を目指す日本人留学生に対し、学資金を適切に支給いたします。

また、海外留学支援制度（協定派遣）においては、留学期間の長期化を促す取組の実施に加え、第 4 期教育振興基本計画等の政府方針を踏まえ、グローバル人材育成支援にあたり、帰国後に学位取得目的の長期留学につながるような短期留学への取組や、短期留学の成果を定着させるための取組を行うプログラム等に対して重点的に支援を行います。

官民協働留学支援策である「トビタテ！留学ＪＡＰＡＮ」第 2 ステージについて、引き続き民間企業等からの寄附金を募り、2027 年度までの派遣人数 5 千人の目標達成に向けて計画的な運営に努めるとともに、「トビタテ！留学ＪＡＰＡＮ」の施策で得た経験を活用し、個人の主体的な留学、実践活動や事前・事後研修等を行うプログラムに対する支援を海外留学支援制度で実施いたします。

【学生生活支援事業】

(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供

大学等における学生生活状況について調査・分析を実施し、国の施策等の充実に資するよう情報提供等を実施いたします。

また、大学等における学生生活支援の取組について調査を実施し、実態や課題を把握するとともに、学生を取り巻く諸問題や喫緊の課題について大学等の理解・啓発に資するよう、先進的な取組等に関する情報提供等を実施いたします。

(2) 障害のある学生等に対する支援

障害のある学生の修学支援に関する実態調査を通じて現状の把握を行うとともに、障害学生支援に関する諸課題の理解・啓発に重点を置いたセミナー等を実施いたします。

また、障害学生に対する支援体制の全体的な底上げを図るために、総合的な情報提供や、関係機関等と連携した取組等を推進いたします。

このほか、大学等における学生の心理・メンタルヘルス支援の充実に資する情報提供等を行います。

(3) キャリア教育・就職支援

大学等におけるキャリア教育・就職支援の取組が推進されるよう、全国規模のガイダンスやワークショップ等を実施いたします。

また、大学等におけるインターンシップをはじめとする学生のキャリア形成支援に係る産学

協働の取組が推進されるよう、専門人材の育成に向けたセミナーの開催や好事例の収集・発信等を行います。

【その他業務運営に関する重要事項】

業務の効率化及び組織の効果的な機能発揮に引き続き努めるとともに、以下について取り組んでまいります。

・機構の業務運営や国の施策等の検討にも資するよう、学生支援に関する調査・分析・研究を実施いたします。

・内部統制・ガバナンスの強化として、以下の方策を実施いたします。

①事業運営への外部有識者の参画

②外部評価の実施

③理事会等によるガバナンスの確保

④リスク管理の推進

⑤コンプライアンスの推進

⑥内部監査の実施

・寄附金募集に係る広報等を推進するとともに、災害支援をはじめとした支援策への活用を適切に実施いたします。

・国内外の学生や関係機関、ひいては一般国民に対し、機構の事業及び運営に関する情報を、多様な媒体を活用し、よりわかりやすく、かつ迅速、正確に提供いたします。

3　事業等のリスク

ここでは、本機構の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

なお、以下のリスクには、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は令和 8 年 8 月 20 日現在において本機構が判断したものです。

(1) 延滞債権の増加リスク

奨学金の回収率の実績は、全体として継続的に上昇してまいりました。しかし、今後の景気動向等によっては、無利子貸与の第一種奨学金（日本育英会においては一般勘定で経理）、有利子貸与の第二種奨学金（日本育英会においては特別勘定で経理）ともに、延滞債権が増加する可能性があります。

有利子貸与においては、平成 11 年 4 月より第二種奨学金（きぼう 21 プラン奨学金）として、基準を満たす希望者全員に対して奨学金を貸与することを目標とし、奨学生が安心して自立した学生生活ができるよう援助するとともに教育の機会均等を図るために、制度の内容、貸与人員ともに抜本的な拡充を行いました。その後、平成 25 年度まで貸与人員等の増加傾向が続き、平成 26 年度以降は減少傾向に転じています。平成 29 年度には給付奨学金が創設され、令和 2 年度以降、給付奨学金の対象者及び支給額が拡充されています。また、令和 6 年度には、第一種奨学金に新たに授業料後払い制度が創設されました。

本機構では過去に貸与した奨学金の回収金が新たに貸与する奨学金の原資の一部となっており、この奨学金の回収状況が、国の一般会計からの借入金等の借入額に影響を与える仕組みとなっています。従って、延滞債権が増加した場合は、貸倒引当金計上額の増加のみならず、上述の借入金の増加を通じて本機構の財務状況に悪影響を及ぼすことになります。

(2) 国の政策に伴うリスク

本機構は、国が関与すべき業務を実行する独立行政法人であり、国の政策の変化が本機構の業務、業績に影響を与える可能性があります。令和 8 年 8 月 20 日現在における本機構に関する行政改革の動向は以下のとおりです。

①　独立行政法人改革等に関する基本的な方針

平成 25 年 12 月 24 日に「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」が閣議決定されています。各独立行政法人について講ずべき措置とされたもののうち、本機構に関する部分は以下のとおりです。

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」 各法人等について講ずべき措置（別紙） 【日本学生支援機構】 ○　中期目標管理型の法人とする。 ○　財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。 ○　現在、売却見込みの立っていない国際交流会館等については、留学生交流の場としての活用を含め、経済性を勘案しつつ総合的に処理方針を検討し、平成 26 年夏まで

に結論を得る。

国際交流会館等について「「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）平成 26 年度フォローアップ結果」（平成 26 年 8 月 29 日内閣官房行政改革推進本部事務局）に記載された措置内容・理由等は以下のとおりです。

「留学生 30 万人計画実現に向けた留学生の住環境支援の在り方に関する検討会報告書」（平成 26 年 7 月 31 日）の趣旨を踏まえ、文部科学省内で経済性を勘案しつつ検討した結果、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の保有する国際交流会館等の活用方策については以下の通りとする。 1. 東京国際交流館及び兵庫国際交流会館は、機構が引き続き保有し、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用する。 2. 上記 1. 以外の国際交流会館（札幌国際交流会館、金沢国際交流会館、福岡国際交流会館、大分国際交流会館）については、これまでどおり地方公共団体や大学等との売却交渉を進める。

また、「「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」令和元年度実施状況調査」（令和元年 12 月総務省行政管理局）に記載された今後の対応方針は以下のとおりです。

1. 東京国際交流館及び兵庫国際交流会館は、機構が引き続き保有し、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用する。 2. 上記 1. 以外の国際交流会館（札幌国際交流会館、金沢国際交流会館、福岡国際交流会館、大分国際交流会館）については、これまでどおり地方公共団体や大学等への売却に必要な手続を行うとともに、売却が困難である場合は、引き続き保有し続けた場合に将来的に発生する維持管理コストと収入を比較考量した上で、処分に向けて条件の見直しを図りつつ交渉を進めることとした。 その後、平成 27 年 5 月から 8 月にかけて売却のための一般競争入札を実施し、大分国際交流会館については平成 28 年 3 月、福岡国際交流会館については平成 28 年 6 月に引渡しを行った。応札者がなかった札幌国際交流会館、金沢国際交流会館については引き続き地方公共団体と譲渡に向けて調整を行い、札幌国際交流会館については平成 30 年 3 月、金沢国際交流会館については平成 30 年 4 月に引渡しを行った。

② 独立行政法人制度改革関連法

第 186 回国会にて「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」及び「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が可決、平成 26 年 6 月 13 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日に施行されました。

(3) 外部評価制度に伴うリスク

本機構は、各年度の業務実績、中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績及び中期目標期間の業務実績について、文部科学大臣による評価を受けなければなりませんが、文部科学大臣は、評価結果に基づいて必要があると認める場合は、法人に対して業務運営の改善等必要な措置を講ずることを命ずることができるとされています。

さらに、文部科学大臣は、中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績について評価を行ったときは、中期目標期間の終了時までに、本機構の業務の継続又は組織の存続の必要性

その他業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとされており、その内容を独立行政法人評価制度委員会に通知するとともに公表しなければならないとされています。また、独立行政法人評価制度委員会は、当該通知の事項について、必要があると認めるときは、文部科学大臣に意見を述べなければならないとされており、本機構の主要な事務及び事業の改廃に関し、文部科学大臣に勧告することができるとされています。

このように、評価結果に基づき、機構の組織及び業務の存続や在り方が大きく見直される可能性があります。

(4) 金利リスク

財政融資資金等活用分以外の第一種奨学金については、無利子で調達した資金を財源に奨学生に無利息で貸与しているため、金利リスクは発生しません。一方、財政融資資金等活用分の第一種奨学金については、有利子で調達した資金を財源に奨学生に無利息で貸与しているため、本機構に金利負担が発生することになります。このため、当該金利負担は国からの利子補給金により補填されます。

第二種奨学金については、有利子で調達した資金を財源に奨学生に利息付で貸与しているため、返還中は利息収入があります。しかしながら、本機構が奨学生に対して貸与をしている期間及び返還の期限を猶予している期間等については無利息としている他、本機構の財政融資資金からの借入利率が 3%を超えても基本月額部分については上限 3%の利率で貸与することとしていることから、本機構に金利負担が発生することになります。この当該金利負担は国からの利子補給金により補填されます。

また、平成 18 年度以前における本機構から奨学生への貸与は「卒業後最長 20 年の固定金利」であるのに対し、貸与の財源となる財政融資資金からの借入は「20 年償還（うち 4 年据置）の 5 年金利見直し」であるため、金利見直し時に本機構に金利負担が発生する場合も同様に、国からの利子補給金により補填されます。

このように、本機構の金利リスクについては機構法第 23 条により、政府は、毎年度予算の範囲内において、本機構に対し、学資の貸与にかかる業務に要する費用の一部を補助することができることとされており、当該金利負担分は利子補給金により補填することでリスクに対応しています。現状においては、金利リスクは限定的となっていますが、今後国の政策変更等により、こうした金利リスクが顕在化する可能性があります。

(5) 流動性リスク

市場の混乱等により、本機構の資金調達が困難となり若しくは市場取引においてプレミアムが要求されるような事態が生じた場合や、社会情勢の急激な変化等により返還充当金の大幅減が生じた場合、本機構の資金調達費用が増加する可能性があります。

(6) 事務リスク

本機構は、役職員による正確な事務の懈怠、あるいは業務遂行上の事故の発生等を原因として損失を被る可能性があります。

(7) システムリスク

本機構は、コンピューターシステムのダウン、誤作動等、システムの不具合及びサイバー攻撃等に伴い損失を被る可能性があります。

4　経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

5　研究開発活動

該当事項はありません。

6　財政状態及び経営成績の分析

（1）奨学金の回収状況について

第一種奨学金及び第二種奨学金はいずれも過去に貸与した奨学金の回収金が事業運営の原資となっており、この奨学金の回収状況が、国の一般会計からの借入金額及び財政融資資金からの借入金額に影響を与える仕組みとなっています。従って、奨学金の回収率の向上は本機構の財務内容の向上の観点からも喫緊の課題となっています。

奨学金のうち、要返還額及び返還額の本機構における令和 3 年度～令和 7 年度実績は次ページのとおりです。

（単位：百万円）

区分			令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
第一種奨学金	要返還額	当年度分	229,291	235,354	242,135	247,566	251,107
		延滞分	27,255	25,084	24,055	21,667	20,779
		総額	256,546	260,438	266,190	269,232	271,887
	返還額（回収率）	繰上分	38,494	36,765	33,504	29,757	27,607
		当年度分〔a〕	225,892 (98.5%)	231,748 (98.5%)	238,303 (98.4%)	243,776 (98.5%)	247,219 (98.5%)
		延滞分〔b〕	3,756 (13.8%)	3,284 (13.1%)	3,384 (14.1%)	3,285 (15.2%)	3,130 (15.1%)
		期日到来分計〔a＋b〕	229,648 (89.5%)	235,032 (90.2%)	241,688 (90.8%)	247,061 (91.8%)	250,349 (92.1%)
第二種奨学金	要返還額	当年度分	487,247	498,202	507,473	514,538	518,238
		延滞分	45,948	45,394	47,092	46,041	46,195
		総額	533,195	543,596	554,566	560,579	564,433
	返還額（回収率）	繰上分	143,463	133,088	125,256	114,289	115,027
		当年度分〔a〕	474,922 (97.5%)	484,873 (97.3%)	493,622 (97.3%)	500,363 (97.2%)	503,966 (97.2%)
		延滞分〔b〕	9,678 (21.1%)	8,933 (19.7%)	9,677 (20.5%)	10,106 (21.9%)	10,126 (21.9%)
		期日到来分計〔a＋b〕	484,600 (90.9%)	493,806 (90.8%)	503,298 (90.8%)	510,468 (91.1%)	514,092 (91.1%)
合計額	要返還額	当年度分	716,539	733,556	749,608	762,104	769,345
		延滞分	73,203	70,477	71,147	67,708	66,974
		総額	789,741	804,034	820,755	829,812	836,319
	返還額（回収率）	繰上分	181,957	169,854	158,761	144,045	142,633
		当年度分〔a〕	700,814 (97.8%)	716,621 (97.7%)	731,925 (97.6%)	744,138 (97.6%)	751,185 (97.6%)
		延滞分〔b〕	13,434 (18.4%)	12,217 (17.3%)	13,061 (18.4%)	13,391 (19.8%)	13,256 (19.8%)
		期日到来分計〔a＋b〕	714,248 (90.4%)	728,838 (90.6%)	744,986 (90.8%)	757,529 (91.3%)	764,441 (91.4%)

（注）1. 金額はそれぞれ四捨五入しているため、合計額欄は内訳を集計した計数と必ずしも一致しません。
2. 第一種奨学金に授業料後払い制度を含みます。

貸与奨学金については、上級学校への進学率の上昇、厳しい経済情勢下での家計急変及び教育費の高騰などによる奨学金希望者の増加などの状況を踏まえ、国の施策として奨学金制度の充実を進めてきたことにより、奨学金の貸与額は平成25年度まで年々増加し、それに伴って要返還額も増加しました。

一方、回収率は回収強化により上昇傾向ではありましたが、今後、景気変動の影響等により低下するおそれがあります。

なお、まだ返還期日の到来していない返還金を返還する繰上返還は、回収率算出にあたっ

ては計上していません。

(2) リスク管理債権等の状況について

・ 令和 6 年度末、令和 7 年度末の状況について

本機構は、民間金融機関の基準に準じて、リスク管理債権を算出しています。

本機構は、経済的理由により修学が困難な者に対して、本人の支払能力を要件とせず奨学金の貸与を行っております。そのため、このリスク管理債権についても、貸出条件の緩和を含めた返還指導を行いつつ、本人及び連帯保証人へ継続的に督促を行うことにより回収が見込まれるものもあることから、記載した残高のすべてが回収不能となるわけではありません。

（総括）

（単位：百万円）

区　　分		令和 6 年度末	令和 7 年度末
破綻先債権額	（A）	32,174	33,921
延滞債権額	（B）	167,275	165,661
3 ヵ月以上延滞債権額	（C）	49,694	49,108
小計（延滞債権額）	（D）＝（A）＋（B）＋（C）	249,144	248,690
比率	（D）／（G）×１００	2.7	2.7
貸出条件緩和債権額	（E）	347,066	347,085
合計	（F）＝（D）＋（E）	596,211	595,775
比率	（F）／（G）×１００	6.4	6.5
総貸付残高	（G）	9,272,355	9,147,962

（第一種奨学金（授業料後払い制度を含む））

（単位：百万円）

区　　分		令和 6 年度末	令和 7 年度末
破綻先債権額	（A）	7,614	7,986
延滞債権額	（B）	41,774	40,499
3 ヵ月以上延滞債権額	（C）	9,748	9,752
小計（延滞債権額）	（D）＝（A）＋（B）＋（C）	59,137	58,238
比率	（D）／（G）×１００	2.1	2.1
貸出条件緩和債権額	（E）	82,852	81,344
合計	（F）＝（D）＋（E）	141,990	139,583
比率	（F）／（G）×１００	5.0	5.0
総貸付残高	（G）	2,835,281	2,775,507

（第二種奨学金）

（単位：百万円）

区　　分		令和６年度末	令和７年度末
破綻先債権額	（A）	24,560	25,934
延滞債権額	（B）	125,500	125,161
３ヵ月以上延滞債権額	（C）	39,945	39,355
小計（延滞債権額）	（D）＝（A）＋（B）＋（C）	190,007	190,451
比率	（D）／（G）×１００	3.0	3.0
貸出条件緩和債権額	（E）	264,214	265,740
合計	（F）＝（D）＋（E）	454,221	456,191
比率	（F）／（G）×１００	7.1	7.2
総貸付残高	（G）	6,437,074	6,372,454

（注）1.　平成 20 年度より、民間金融機関に準じて返還猶予債権をリスク管理債権に含めています。

2.　「貸出条件緩和債権額」は、独立行政法人日本学生支援機構法第 15 条第 2 項の規定により、国の教育施策の一環として、災害、傷病、生活保護及び経済困難等の事由等により返還期限猶予等となっている債権です。

なお、返還期限を猶予している債権には、上記のほか、本人が学校に在学している等の理由により返還期限を猶予している在学中等猶予債権が令和 7 年度末で 257,276 百万円（第一種 78,044 百万円、第二種 179,231 百万円）あります。

3.　金額はそれぞれ切り捨てているため、合計欄は内訳を集計した計数と必ずしも一致しません。

（参考）

・破綻先債権額（A）：破産、個人再生等、法的形式的に破綻の事実が発生している者の債権残高

・延滞債権額（B）：延滞 6 ヵ月以上の債権で、破綻先債権を除いた債権残高

・3 ヵ月以上延滞債権額（C）：弁済期限を 3 ヵ月経過して延滞となっている債権残高で、破綻先債権額（A）及び延滞債権額（B）に該当しないもの

リスク管理債権については、これまで述べましたように、奨学金の回収率向上に向けた諸施策を講じているところですが、今後、景気変動の影響等によりリスク管理債権も増加する可能性があります。

(3) 貸倒引当金の計上方法について

貸付金の貸倒引当金の計上方法は独立行政法人会計基準に基づき、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

貸倒引当金の計上にあたっては過去の回収実績をもとに算出していますが、前述のとおり回収率の向上を図っているところであります。

第３　設備の状況

１　設備投資等の概要

令和４年度第二次補正予算において、市谷事務所再整備事業に係る予算が措置され、令和５年度に市谷事務所において、躯体だけを残して解体し、老朽化対策工事等を実施するとともに、増築工事を実施し、令和７年度に完成しました。

２　主要な設備の状況

令和７年度末における主要な設備は、次のとおりです。

（単位：百万円）

	所在地	内容	土地		建物	動産	合計
			面積	帳簿価額	帳簿価額	帳簿価額	帳簿価額
独立行政法人 日本学生支援機構	横浜市 緑区等	庁舎・ 宿舎等	27,165.33 ㎡	10,673	22,770	1,645	35,088

３　設備の新設、除却等の計画

上記工事のため、市谷事務所及び市谷外堀事務所に配置されていた部署は、東銀座事務所に仮移転しました（市谷事務所：令和５年７月 31 日に仮移転、市谷外堀事務所：令和５年５月 31 日に仮移転）。そして、令和７年 11 月に東銀座事務所から市谷事務所へ移転しました。

第４　法人の状況

１　資本金の状況

本機構の資本金は、令和８年８月 20 日現在、１億円です。

２　役員の状況

役員の定数は機構法第７条の規定により、理事長１人、理事４人以内及び監事２人を置くとされております。令和８年８月 20 日現在の役員は、次のとおりです。

役　職	氏　名	任　期	経　歴
理事長	吉岡　知哉	令和６年４月１日～ 令和 11 年３月 31 日	昭和 51 年４月　東京大学法学部助手 昭和 55 年４月　立教大学法学部助手 昭和 56 年４月　立教大学法学部法学科専任講師 昭和 58 年４月　立教大学法学部法学科助教授 平成 ２年 ４月　立教大学法学部法学科教授 平成 ２年 11 月　法学博士（東京大学） 平成 ８年 ４月　立教大学法学部政治学科教授 平成 14 年４月　立教大学法学部長 平成 22 年４月　立教大学総長 平成 30 年４月　立教大学名誉教授 平成 31 年４月　日本学生支援機構理事長 令和 ６年 ４月　再任
理事長代理 理　事	榎本　剛	令和８年４月１日～ 令和 10 年３月 31 日	平成３年４月　文部省採用 平成 13 年４月　在英日本国大使館一等書記官 平成 14 年５月　日本学術振興会国際事業部人物交流課長（兼）地域交流課長 平成 17 年４月　初等中等教育局教育財政室長 平成 18 年８月　千葉県教育委員会教育次長 平成 20 年８月　高等教育局高等教育政策室長 平成 24 年１月　官房企画官 平成 25 年２月　文化庁記念物課長 平成 26 年２月　初等中等教育局国際教育課長 平成 27 年１月　研究振興局参事官（情報担当） 平成 30 年 10 月　文化庁企画調整課長 令和２年４月　同　政策課長 令和３年１月　文化庁審議官 令和４年４月　奈良国立大学機構理事（兼）事務局長 令和７年７月　日本学生支援機構理事長代理・理事（役員出向） 令和８年４月　再任
理　事	戸田　純子	令和８年４月１日～ 令和 10 年３月 31 日	昭和 58 年４月　日本育英会採用 平成 31 年４月　日本学生支援機構総務部長 令和 ２年 11 月　日本学生支援機構日本語教育センター長 令和 ３年 10 月　日本学生支援機構総務部付（文教関係団体企業年金基金） 令和 ７年３月　日本学生支援機構退職 令和７年８月　日本学生支援機構理事 令和８年４月　再任
理　事	塩原　誠志	令和８年４月１日～ 令和 10 年３月 31 日	平成６年４月　文部省採用 平成 21 年 ４月　生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室長 平成 23 年４月　大臣官房総務課法令審議室長 平成 24 年５月　同　（命）官房総務調整官 平成 24 年 10 月　初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室長 平成 25 年９月　政策大学院大学運営局長 平成 27 年７月　高等教育局主任大学改革官 平成 30 年４月　国立研究開発法人物質・材料研究機構審議役 令和２年４月　研究振興局学術機関課長 令和３年７月　内閣府知的財産戦略推進事務局参事官（クールジャパン戦略推進担当・コンテンツ振興担当） 令和５年７月　大臣官房付

			令和６年１月　大臣官房省改革推進・コンプライアンス室次長 令和８年３月　文部科学省退職（役員出向） 令和８年４月　日本学生支援機構理事（役員出向）
理　事	丸山　敬司	令和８年４月１日～ 令和 10 年３月 31 日	平成３年４月　日本国際教育協会採用 令和３年 10 月　日本学生支援機構留学生事業部長 令和８年３月　日本学生支援機構退職 令和８年４月　日本学生支援機構理事
監　事 (非常勤)	竹内　俊郎	令和６年９月１日～ 令和 10 事業年度の財務諸表承認日	昭和 50 年８月　東京水産大学水産学部助手採用 昭和 55 年８月　同　講師 昭和 58 年３月　農学博士（東京大学） 昭和 58 年５月　東京水産大学　助教授 平成 6 年４月　同　教授 平成 15 年 10 月　東京海洋大学教授 平成 15 年 10 月　同　大学院海洋科学技術研究科長（平成 20 年３月まで） 平成 20 年４月　国立大学法人東京海洋大学教育研究評議会評議員 平成 21 年４月　同　理事･副学長 平成 24 年４月　同　教授 平成 25 年３月　同　退職 平成 25 年４月　同　教授（再雇用） 平成 27 年４月　国立大学法人東京海洋大学長 令和 3 年 3 月　同　退職 令和 3 年 4 月　国立大学法人東京海洋大学名誉教授 令和 3 年 9 月　日本学生支援機構監事 令和 6 年 9 月　再任
監　事 (非常勤)	小川 千恵子	令和６年９月１日～ 令和 10 事業年度の財務諸表承認日	平成 3 年 10 月　センチュリー監査法人採用 平成13 年４月　新日本監査法人さいたま事務所採用 平成18 年２月　監査法人日本橋事務所採用 平成22 年７月　リソース・グローバル・プロフェッショナルズ採用 平成26 年３月　小川会計事務所開業 平成26 年４月　日本学生支援機構監事 平成28 年４月　再任 令和元年 9 月　再任 令和 3 年９月　再任 令和 6 年９月　再任

3　コーポレートガバナンスの状況

(1) 法による規制

①　主務大臣等

本機構の主務大臣は、機構法第 26 条により文部科学大臣とされており、通則法第 20 条により、文部科学大臣は、本機構の理事長及び監事を任命し、通則法第 23 条により解任することができるとされています。また本機構は、業務方法書の作成及び変更、長期借入や債券発行の際には、文部科学大臣の認可を受けることとされています（通則法第 28 条、機構法第 19 条）。

②　会計監査人の監査等

本機構は通則法第 39 条第 1 項により、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、文部科学大臣が選任する会計監査人の監査を受けなければならないとされています。また、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 ヵ月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています（通則法第 38 条第 1 項）。

③　会計検査院の検査

本機構に対しては会計検査院法に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。

当該検査の観点は以下のとおりです。

- 決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているか（正確性）
- 会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているか（合規性）
- 事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないか（経済性）
- 同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか（効率性）
- 事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また効果を上げているか（有効性）
- その他会計検査上必要な観点

(2) 外部評価体制

独立行政法人の評価は、主務大臣の下での政策の PDCA サイクルを強化する観点から、主務大臣が行うこととされており、従って、本機構の業務実績に関する評価は文部科学大臣により行われます。

文部科学大臣による評価は、通則法第 32 条に基づき、以下の事項について行われ、その結果が本機構に通知されます。

- 中期目標期間の初年度から第 3 年度：当該事業年度の業務の実績
- 中期目標期間最終年度の前年度：当該事業年度における業務実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる業務の実績
- 中期目標期間最終年度：当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

また、総務省には、評価制度や評価の実施に関する重要事項について第三者的な立場から調査審議する機関として、内閣総理大臣が任命した外部有識者で構成される独立行政法人評価制度委員会が設置されています。

文部科学大臣は、中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績の評価結果を、独立行政法人評価制度委員会に通知しなければならず、独立行政法人評価制度委員会は、必要があると認めるときは、文部科学大臣に意見を述べなければならないとされています。

(3) 内部管理体制

（役員会の運営・業務執行体制）

理事長のリーダーシップの下、機動的な組織運営・事業実施ができるよう権限を理事長に集中させるとともに、外部有識者で構成され、理事長に助言を行う運営評議会、政策企画立案関係事務を分掌する政策企画部を設置するなど理事長の補佐体制についても整備しています。また、理事会とは別に、理事長及び理事等役員で構成し、加えて職員幹部が出席する経営管理会議を定期的に開催して重要な方針及び施策並びに内部統制に係る取組に関する検討・審議を行うなど、本機構の業務の適正な管理、効率的・効果的な運営を図っています。

（監事監査）

本機構の業務の適正かつ効率的、効果的な運営を図ること及び会計経理の適正を確保することを目的とし、本機構に監事2人を置いています（機構法第7条）。監事は、「監事監査要綱」に基づき、個々の処理の不適正・非効率を指摘するに止まらず、これらの生ずる原因・理由等の探求及び防止の方策についても配慮し、会計監査人・監査室等と連携し本機構の業務の監査を行っています。

（内部評価制度）

通則法第32条により、各独立行政法人は、上記（2）で述べた大臣による評価を受けるにあたっては、各事業年度の終了後3ヵ月以内に、自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を大臣に提出するとともに、公表しなければならないとされています。本機構は、この自己評価を厳格かつ客観的に行うために、外部有識者により構成される独立行政法人日本学生支援機構評価委員会を設置し、業務実績及びそれに関する本機構の自己評価案について意見を聴取しています。この評価委員会の意見を踏まえ、理事会の審議を経て、理事長が自己評価を決定し、その結果を「業務実績等報告書」としてとりまとめ、文部科学大臣に提出するとともに、ホームページにおいて公表しています。

（組織運営規程）

本機構では、中期目標や中期計画を実現するための組織体制の構築に取り組んでいます。その具体的な内容は、本機構の組織運営規程に規定されていますが、主な内容は以下のとおりです。

① 組織編成及び運営の基本方針の明確化

- 組織編成及び運営の見直し（組織運営規程第2条第1項）
  組織に期待される学生支援の方策は、学生の修学環境等の変化に応じて異なるとともに、各支援策を相互に連携・補完させ、本機構の支援策全体により修学環境を改善することが求められています。このような状況を踏まえ、本機構の組織編成及び運営は、内外の社会経済情勢等に対応して、組織が機構全体としてその目的を実現していくよう各組織相互の連携調整と全体の統括を確保しつつ、効率的、効果的なものになるよう、常に見直していくこととしています。
- 外部の知見等の活用（同第2条第2項）
  本機構の組織編成及び運営の実施に当たっては、外部有識者等の知見を有効に活用することとしています。

② 運営評議会の設置（同第5条）

理事長の求めに応じて、中期計画に係る企画立案その他の機構の運営又は業務の実施に関する重要事項について審議を行うため、学識経験者等で構成する運営評議会を設置し、理事長に助言しています。

（コンプライアンス体制）

本機構では、社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、平成18年10月

に「コンプライアンスの推進に関する規程」を制定するとともに、「コンプライアンス推進委員会」を設置して、年度ごとにコンプライアンス推進に関する具体的な取組の計画をまとめ、コンプライアンス・プログラムを策定するなど、コンプライアンスの推進を図っています。

（リスク管理体制）

本機構では、目標の達成及び業務の適正確保を図るため、リスク管理全般に必要な事項を定めた「リスク管理規程」を制定するとともに、「リスク管理委員会」を設置し、目標の達成を阻害する可能性を有する要因（リスク）を的確に把握し、その発生可能性の低減化、又は発生した場合の損失・被害の最小化を図るための措置を行うこととしています。

（情報公開と個人情報保護）

本機構では、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、「情報の公開に関する規程」及び「個人情報保護規程」を制定するとともに、情報の公開の適正な実施の確保及び本機構が保有する個人情報の適切な管理を図るために「情報公開・個人情報保護委員会」を設置しています。

（内部監査）

本機構の業務運営の実情を調査し、その効果的かつ効率的執行を図るとともに、予算執行及び会計経理の適正を期することを目的として、内部監査のシステムを設けています。内部監査は、理事長が組織の内部統制を期すために行うものであり、「内部監査規程」に基づき、監査室に所属する職員が監査員となり、理事長が作成する監査計画により実施します。理事長は、監査員の結果報告に基づき、改善を必要とする事項があると認める場合は、業務又は会計経理に関し必要な措置を講ずるものとしています。

（4）評価

文部科学大臣による本機構の令和 7 年度の業務実績に関する評価は、今後決定され公表されます。

第 5　経理の状況

1　財務諸表等

本機構は、通則法第 38 条第 1 項及び第 2 項により、毎事業年度の終了後 3 ヵ月以内に監事による監査報告及び会計監査人による会計監査報告を付した財務諸表を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています。また同条第 3 項により、文部科学大臣の承認を受けたときは、遅延なく、財務諸表を官報に公告しなければならないとされています。

令和 7 年度決算財務諸表につきましては、令和 8 年 8 月 10 日付で文部科学大臣の承認を受け、官報の公告に向けた手続きを進めているところです。

なお、将来の国民負担に関するディスクロージャーを一層進めるとの観点から、財政投融資を活用している事業に関し、一定の前提条件（金利、事業規模など）を設定し、将来にわたる資金収支（キャッシュフロー）等を推計することで、国（一般会計等）から投入される補助金等の額を試算するものとして、政策コスト分析が公表されております。

本機構の政策コスト分析については、奨学金貸与事業のうち財政融資資金を活用している事業が対象となっております。詳細につきましては、下記の財務省ホームページをご参照ください。

財務省ホームページ

https://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/policy_cost_analysis/index.htm

【令和７年度】

（目次）

頁

（１）　財務諸表 …… 94

Ⅰ．法人単位

①　貸借対照表 …… 94

②　行政コスト計算書 …… 96

③　損益計算書 …… 97

④　純資産変動計算書 …… 98

⑤　キャッシュ・フロー計算書 …… 99

⑥　注記事項 …… 100

⑦　附属明細書 …… 108

Ⅱ．一般勘定

①　貸借対照表 …… 121

②　行政コスト計算書 …… 123

③　損益計算書 …… 124

④　純資産変動計算書 …… 125

⑤　キャッシュ・フロー計算書 …… 126

⑥　利益の処分に関する書類 …… 127

⑦　注記事項 …… 128

⑧　附属明細書 …… 136

Ⅲ．学資支給業務勘定

①　貸借対照表 …… 143

②　行政コスト計算書 …… 144

③　損益計算書 …… 145

④　純資産変動計算書 …… 146

⑤　キャッシュ・フロー計算書 …… 147

⑥　利益の処分に関する書類 …… 148

⑦　注記事項 …… 149

⑧　附属明細書 …… 151

（２）　監事による監査報告 …… 153

（３）　独立監査人の監査報告書 …… 156

（１）財務諸表

〈法人単位〉

①貸借対照表（令和８年３月31日現在）

（単位：円）

区分	金額		
資産の部			
Ⅰ流動資産			
現金及び預金		283,499,096,309	
貸付金			
第一種学資貸与金	2,741,476,097,208		
第二種学資貸与金	6,283,202,577,145		
貸倒引当金	△ 26,711,678,121	8,997,966,996,232	
前払金		13,248,049	
前払費用		15,825,434	
未収収益	642,106,971		
貸倒引当金	△ 3,527,858	638,579,113	
未収金	581,283,333		
貸倒引当金	△ 7,215,971	574,067,362	
賞与引当金見返（注）		410,656,659	
流動資産合計			9,283,118,469,158
Ⅱ固定資産			
1. 有形固定資産			
建物	42,395,531,348		
減価償却累計額	△ 19,625,519,865	22,770,011,483	
構築物	52,100,859		
減価償却累計額	△ 42,929,852	9,171,007	
車両運搬具	5,682,600		
減価償却累計額	△ 2,273,040	3,409,560	
工具器具備品	5,754,531,878		
減価償却累計額	△ 4,121,751,293	1,632,780,585	
土地		10,672,550,060	
有形固定資産合計		35,087,922,695	
2. 無形固定資産			
借地権		5,450,587,495	
ソフトウェア		6,839,928,454	
電話加入権		754,000	
無形固定資産合計		12,291,269,949	
3. 投資その他の資産			
破産再生更生債権等	123,292,986,077		
貸倒引当金	△ 121,303,146,595	1,989,839,482	
未収財源措置予定額（注）		24,972,748,598	
退職給付引当金見返（注）		3,462,206,844	
前払年金費用		230,324,448	
差入保証金		50,365,450	
投資その他の資産合計		30,705,484,822	
固定資産合計			78,084,677,466
資産合計			9,361,203,146,624

区分	金額		
負債の部			
Ⅰ流動負債			
運営費交付金債務（注）		711,049,174	
預り施設費（注）		39,152,888	
預り補助金等（注）		5,314,723,894	
預り寄附金（注）		2,466,888,000	
一年以内償還予定日本学生支援債券		120,000,000,000	
一年以内返済予定長期借入金		948,331,760,000	
未払金		4,215,881,030	
未払消費税等		22,266,400	
リース債務		145,603,593	
未払費用		10,300,993,902	
前受金		200,189,137	
預り金		442,472,132	
仮受金		72,820,455	
賞与引当金		410,656,659	
流動負債合計			1,092,674,457,264
Ⅱ固定負債			
資産見返負債（注）			
資産見返運営費交付金（注）	1,080,264,047		
資産見返施設費（注）	709,100,578		
資産見返補助金等（注）	6,502,711,194		
資産見返寄附金（注）	76,398,466	8,368,474,285	
長期預り補助金等（注）		94,727,541	
長期預り寄附金（注）		5,026,137,063	
日本学生支援債券		120,000,000,000	
長期借入金		8,096,133,112,335	
長期預り保証金		69,915,816	
長期リース債務		616,322,746	
退職給付引当金		3,462,206,844	
前払年金費用見返（注）		230,324,448	
固定負債合計			8,234,001,221,078
負債合計			9,326,675,678,342
純資産の部			
Ⅰ資本金			
政府出資金	100,000,000		
資本金合計		100,000,000	
Ⅱ資本剰余金			
資本剰余金	5,966,639,822		
その他行政コスト累計額（注）	△ 30,461,021,259		
減価償却相当累計額（注）	△ 19,442,415,225		
除売却差額相当累計額（注）	△ 11,018,606,034		
民間出えん金（注）	58,745,446,994		
資本剰余金合計		34,251,065,557	
Ⅲ利益剰余金		176,402,725	
純資産合計			34,527,468,282
負債･純資産合計			9,361,203,146,624

貸借対照表注記
１．「貸付金」は、独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項に基づく奨学金貸与事業の貸付金を示しております。
２．（注）を付した勘定科目は、独立行政法人固有の会計処理に基づく勘定科目です。
３．その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額　△1,067,009円

②行政コスト計算書(令和７年４月１日　至令和８年３月31日)

(単位:円)

区分	金額	
Ⅰ　損益計算書上の費用		
奨学金業務費	71,012,598,834	
学資金支給業務費	8,943,914	
修学支援学資金支給業務費	159,061,362,700	
留学生学資金支給業務費	12,793,069,580	
留学生寄宿舎運営業務費	1,182,719,146	
留学試験業務費	1,166,409,759	
日本語予備教育業務費	783,954,647	
留学生交流推進業務費	1,246,435,348	
研修・情報提供業務費	222,683,507	
修学環境等調査研究業務費	104,738,235	
一般管理費	3,296,854,673	
臨時損失	117,223,478	
損益計算書上の費用合計		250,996,993,821
Ⅱ　その他行政コスト		
減価償却相当額（注）	816,178,808	
除売却差額相当額（注）	15	
その他行政コスト合計		816,178,823
Ⅲ　行政コスト		251,813,172,644

行政コスト計算書注記

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	251,813,172,644	円
自己収入等	△ 32,320,253,527	円
機会費用	49,296,766,403	円
独立行政法人の運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	268,789,685,520	円

２．機会費用の計上方法

（１）　国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずる機会費用の計算方法

近隣の地代や賃貸料等を参考に計算しております。

（２）　政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

平成31年４月５日付事務連絡「行政サービス実施コスト計算書等の機会費用算定の取扱いについて（留意事項）」（総務省行政管理局、財務省主計局法規課公会計室）に基づき、2.345%で計算しております。

（３）　国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引から生ずる機会費用の計算に使用した利率

当事業年度に行った通常の資金調達に係る約定利率の加重平均値1.678%で計算しております。

（４）　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

３．（注）を付した勘定科目は、独立行政法人固有の会計処理に基づく勘定科目です。

③損益計算書(自令和７年４月１日　至令和８年３月31日)

（単位:円）

区分	金額		
経常費用			
業務費			
奨学金業務費	71,012,598,834		
学資金支給業務費	8,943,914		
修学支援学資金支給業務費	159,061,362,700		
留学生学資金支給業務費	12,793,069,580		
留学生寄宿舎運営業務費	1,182,719,146		
留学試験業務費	1,166,409,759		
日本語予備教育業務費	783,954,647		
留学生交流推進業務費	1,246,435,348		
研修・情報提供業務費	222,683,507		
修学環境等調査研究業務費	104,738,235	247,582,915,670	
一般管理費		3,296,854,673	
経常費用合計			250,879,770,343
経常収益			
運営費交付金収益（注）		15,457,977,918	
施設費収益		50,030,849	
学資貸与金利息		25,306,495,585	
延滞金収入		1,954,435,253	
留学生宿舎収入		638,015,749	
日本語学校収入		290,912,419	
日本留学試験検定料収入		865,468,811	
その他事業収入		303,259,119	
受託収入			
その他受託収入		35,923,385	
補助金等収益（注）			
国庫補助金収益（注）	168,512,200,095		
政府補給金収益（注）	21,800,636,152	190,312,836,247	
助成金収益（注）		100,000,000	
財源措置予定額収益（注）		9,233,977,436	
寄附金収益（注）		2,615,617,877	
賞与引当金見返に係る収益（注）		410,656,659	
退職給付引当金見返に係る収益（注）		89,937,246	
資産見返負債戻入（注）			
資産見返運営費交付金戻入（注）	636,785,951		
資産見返施設費戻入（注）	88,710,078		
資産見返補助金等戻入（注）	1,793,390,025		
資産見返寄附金戻入（注）	15,744,548	2,534,630,602	
財務収益			
受取利息	179,238,587		
有価証券利息	15,142,191	194,380,778	
経常収益合計			250,394,555,933
経常損失			485,214,410
臨時損失			
固定資産除却損		6,923,098	
減損損失		110,300,380	117,223,478
臨時利益			
資産見返運営費交付金戻入（注）		117,172,166	
資産見返補助金等戻入（注）		4,683	
資産見返寄附金戻入（注）		3	117,176,852
当期純損失			485,261,036
前中期目標期間繰越積立金取崩額（注）			506,701,822
当期総利益			21,440,786

損益計算書注記

１．　事業費内訳は、附属明細書「主な事業費用の内訳」に記載しております。

２．　ファイナンス・リースに係る取引

　　ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、△560,368円であり、当該影響額を除いた当期総利益は22,001,154円であります。

３．　（注）を付した勘定科目は、独立行政法人固有の会計処理に基づく勘定科目です。

④純資産変動計算書（自令和7年4月1日　至令和8年3月31日）

（単位：円）

区分	Ⅰ 資本金		Ⅱ 資本剰余金									Ⅲ 利益剰余金	純資産合計
							その他行政コスト累計額						
	政府出資金	資本金合計	資本剰余金	国庫納付差額	財産的基礎	その他	減価償却相当累計額（－）	減損損失相当累計額（－）	除売却差額相当累計額（－）	民間出えん金	資本剰余金合計	利益剰余金	
当期首残高	100,000,000	100,000,000	△ 601,319,929	△ 602,272,629	0	952,700	△ 18,714,363,975	△ 25,033,031	△ 10,905,445,430	58,745,446,994	28,499,284,629	1,057,072,512	29,656,357,141
当期変動額													
Ⅰ 資本金の当期変動額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ⅱ 資本剰余金の当期変動額													
固定資産の取得	0	0	6,567,959,751	0	6,567,959,751	0	0	0	0	0	6,567,959,751	0	6,567,959,751
固定資産の除売却	0	0	0	0	0	0	88,127,558	25,033,031	△ 113,160,604	0	△ 15	0	△ 15
減価償却	0	0	0	0	0	0	△ 816,178,808	0	0	0	△ 816,178,808	0	△ 816,178,808
Ⅲ 利益剰余金の当期変動額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 880,669,787	△ 880,669,787
当期変動額合計	0	0	6,567,959,751	0	6,567,959,751	0	△ 728,051,250	25,033,031	△ 113,160,604	0	5,751,780,928	△ 880,669,787	4,871,111,141
当期末残高	100,000,000	100,000,000	5,966,639,822	△ 602,272,629	6,567,959,751	952,700	△ 19,442,415,225	0	△ 11,018,606,034	58,745,446,994	34,251,065,557	176,402,725	34,527,468,282

純資産変動計算書注記

1．資本剰余金のうち、その他は、機構発足時に国から承継した資産です。

2．資本剰余金の内訳項目については、各内訳項目ごとに当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を上記純資産変動計算書に表示しているため、附属明細書は資本剰余金の明細を記載していません。

⑤キャッシュ・フロー計算書(自令和７年４月１日　至令和８年３月31日)

（単位:円）

区分	金額
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
人件費支出	△ 5,362,968,231
学資貸与金の貸付による支出	△ 800,428,256,992
学資支給金の支給による支出	△ 1,440,000
修学支援学資支給金の支給による支出	△ 159,061,362,700
短期借入金の返済による支出	△ 1,716,658,000,000
債券の償還による支出	△ 120,000,000,000
長期借入金の返済による支出	△ 934,148,515,764
借入利息の支払額	△ 33,468,924,561
債券利息の支払額	△ 997,837,014
その他の業務支出	△ 26,900,605,725
運営費交付金収入	16,510,189,000
学資貸与金の回収による収入	907,058,377,023
学資支給金の回収による収入	169,903,945
短期借入れによる収入	1,716,658,000,000
債券の発行による収入	119,827,705,370
長期借入れによる収入	846,673,632,000
学資貸与金利息の受取額	25,176,481,482
延滞金収入	1,954,435,253
留学生宿舎収入	637,534,245
日本語学校収入	288,786,671
日本留学試験検定料収入	834,846,811
その他の事業収入	354,715,481
その他の受託収入	26,689,259
国庫補助金収入	177,703,362,000
国庫補助金の精算による返還金の支出	△ 3,999,045,723
政府補給金収入	103,924,140
助成金収入	100,000,000
寄附金収入	1,132,935,685
小計	14,184,561,655
その他利息の受取額	194,380,778
その他利息の支払額	△ 172,395
業務活動によるキャッシュ・フロー	14,378,770,038
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 4,180,085,481
無形固定資産の取得による支出	△ 1,545,623,750
差入保証金の差入による支出	△ 2,078,590
差入保証金の返還による収入	149,276,721
施設整備費補助金収入	1,043,180,100
資産除去債務の履行による支出	△ 225,940,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,761,271,000
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ･フロー	
リース債務の返済による支出	△ 591,132,418
財務活動によるキャッシュ･フロー	△ 591,132,418
Ⅳ　資金増加額	9,026,366,620
Ⅴ　資金期首残高	274,472,729,689
Ⅵ　資金期末残高	283,499,096,309

キャッシュ・フロー計算書注記

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	283,499,096,309 円
資金期末残高	283,499,096,309 円

２．重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる資産の取得	365,599,740 円
学資貸与金免除	15,789,573,382 円
一般会計からの借入金免除	14,677,332,311 円
計	30,832,505,433 円

⑥注記事項

Ⅰ　重要な会計方針

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和３年９月 21 日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するＱ＆Ａ」（令和４年３月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。ただし、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係を明確に示すことができる部分を除く管理部門の活動については、期間進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　２～53 年
構築物　　２～45 年
工具器具備品　２～23 年

また、特定の資産のうち、償却資産（独立行政法人会計基準第 87 第１項）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

（２）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

（３）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

３．賞与に係る引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

４．退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付

引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

また、運営費交付金により、掛金及び年金積立不足額に対して財源措置がなされる見込みである確定給付企業年金等については、退職給付引当金（前払年金費用）と同額を退職給付引当金見返（前払年金費用見返）として計上しております。

５．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

６．債券発行差額の償却方法

債券発行差額は、債券の償還期間にわたって償却しております。

７．外貨建資産の本邦通貨への換算基準

期末日に保有する外国通貨は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理する方法を採用しております。

８．未収財源措置予定額の計上基準

（１）第一種学資貸与金（一般会計・特別会計借入分）の返還免除損に係る未収財源措置予定額

第一種学資貸与金（一般会計・特別会計借入分）の返還免除損については、独立行政法人日本学生支援機構法第 22 条及び独立行政法人日本学生支援機構法施行令第 19 条の規定に基づき、後年度に一般会計から借入金が償還免除されることが明らかであることから、発生した返還免除損の全額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

（２）第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金の返還免除損に係る未収財源措置予定額

第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金の返還免除損については、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金返還免除補填金により財源措置されることが明らかであることから、発生した返還免除損の全額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

（３）第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金に係る財政融資資金、民間借入金及び財投機関債の利息補てんに係る未収財源措置予定額

第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金に係る受取利息と財源である財政融資資金、民間借入金及び財投機関債の支払利息の差額については、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている政府補給金により財源措置されることが明らかであることから、当該事業年度末における未収利息と未払利息の差額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

（４）学資貸与金に係る貸倒損失に係る未収財源措置予定額

学資貸与金の貸倒損失に係る未収財源措置予定額については、後年度に財源措置されることが明らかであることから、財源措置が予定される金額を計上しております。

（追加情報）

法人化後新たに生じた学資貸与金に係る貸倒損失に対しては、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている回収不能債権補填金により、債権管理に関する規定及び中期目標に基づき適正に債権管理した結果生じた部分について財源措置されることが明らかであることから、回収目標率に基づき算出される予想貸倒引当金相当額を上限として当該学資貸与金に係る貸倒引当金繰入額から受取利息等を控除した額を未収財源措置予定額として計上しております。

旧日本育英会から承継した学資貸与金に係る貸倒損失に対しては、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令附則第３条の規定により文部科学大臣が決定した額（17,519,277,701 円）から毎期補助金により財源措置された額を控除した額を残高として未収財源措置予定額として計上しております。

「奨学金に係る債権の自己査定に関する細則」の制定（平成 21 年３月 16 日）に伴い、追加で計上される旧債権に係る貸倒引当金繰入額に対しては、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている回収不能債権補填金により、平成 20 年度決算の損失処理において第二期中期目標期間に繰越がなされる金額及び国庫納付がなされる金額を控除した積立金残額では当期総損失を処理できないものと計算される額（22,173,611,784 円）について財源措置されることが明らかであることから、平成 20 年度決算において同額を未収財源措置予定額として計上し、毎期補助金により財源措置された額を控除した額を残高として未収財源措置予定額として計上しております。

なお、国における回収不能債権補填金（国庫補助金）予算の算定にあたっては、令和３事業年度（令和４年度予算）より、上記旧日本育英会より承継した学資貸与金に係る貸倒損失及び「奨学金に係る債権の自己査定に関する細則」の制定（平成 21 年３月 16 日）に伴い追加で計上した貸倒引当金繰入額について、その増減にかかわらず対応する未収財源措置予定額を新たに計上しないとする取扱いが廃止されました。すなわち、法人化後新たに生じた学資貸与金と同様の取り扱いを前提として財源措置が行われております。

９．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

10．施設費を財源として取得した固定資産の会計処理

施設費を財源として取得した固定資産のうち、独立行政法人会計基準第 87 第 1 項の特定がされなかった固定資産については、当該固定資産の取得費に相当する額を資産見返施設費として計上しております。

Ⅱ　重要な債務負担行為

該当ありません。

Ⅲ　重要な後発事象

該当ありません。

Ⅳ　その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

令和元年５月 17 日付の大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）の制定及び独立行政法人日本学生支援機構法の改正により、令和２年度より、新たな修学支援制度による給付奨学金事業が実施されることになりました。これに伴い、平成 29 年度より開始した給付奨学金事業については、対象学生への学資金の支給が終了し、学資支給基金の残余額を国庫に納付した時点において、学資支給業務勘定を廃止するとされていたところ、当事業年度において、対象学生への学資金の支給が終了しました。ついては、政令に基づき残余額の国庫納付を令和８事業年度に行います。なお、新たな修学支援制度による給付奨学金に係る業務については、一般勘定にて経理しております。

Ⅴ　金融商品の時価等に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当法人は、奨学金事業を実施しております。この業務を実施するため、一般会計借入金、特別会計借入金、財政融資資金、金融機関からの借入及び財投機関債の発行により資金を調達しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当法人が保有する金融資産は、個人に対する貸付金及び未収金であり、債務者の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

借入金及び財投機関債は、市場の混乱等により、当法人の資金調達が困難となる等の流動性リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当法人は、当法人の貸与奨学規程、給付奨学規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸付金及び未収金について、信用情報管理、問題債権への対応など債権管理に関する体制を整備し運用しております。これらの債権管理は、奨学金事業部門により行われ、また、定期的に経営管理会議やリスク管理委員会等を開催し、審議・報告を行っております。

② 金利リスクの管理

予め法令又は業務方法書等により定められた方法により利率を決定しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当法人は、主務大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金は注記を省略しており、預金、未収金及び未払金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（1）貸付金及び破産再生更生債権等 貸倒引当金	9,147,972 △148,015 8,999,957	8,242,442	757,515
（2）日本学生支援債券	(240,000)	(238,779)	(△1,221)
（3）長期借入金	(9,044,465)	(7,419,887)	(△1,624,578)

（注）負債に計上されているものは、() で示しております。

（注）日本学生支援債券には一年以内償還予定の日本学生支援債券が含まれております。

（注）長期借入金には一年以内返済予定の長期借入金が含まれております。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：　同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：　レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：　重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当する金融資産及び金融負債はありません。

（2）時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
貸付金及び破産再生更生債権等	－	－	8,242,442	8,242,442
日本学生支援債券	－	238,779	－	238,779
長期借入金	－	7,419,887	－	7,419,887

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

貸付金及び破産再生更生債権等

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。無利子奨学金については、将来キャッシュ・フローを見積り、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定し、有利子奨学金については、将来キャッシュ・フローを見積り、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、レベル３の時価に分類しております。

日本学生支援債券

当法人の発行する日本学生支援債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金（一年以内返済予定の長期借入金を含む）のうち、無利息である一般会計借入金及び特別会計借入金については、法令上の国からの償還免除相当額を見積り、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定し、財政融資資金及び金融機関からの借入については、主として借入毎の元利金を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によって時価を算定しており、レベル２の時価に分類しております。

Ⅵ　賃貸等不動産の時価等の開示に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

Ⅶ　退職給付に係る注記

１．採用している退職給付制度の概要

当法人は、役職員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（積立金制度）では、文教関係団体企業年金基金に加入しており、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

退職一時金制度（非積立型制度）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

２．確定給付制度

（１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（（３）に掲げられたものを除く）

期首における退職給付債務	6,539,230,706 円
勤務費用	228,428,422 円
利息費用	104,627,691 円
数理計算上の差異の当期発生額	△391,598,384 円
退職給付の支払額	△497,134,961 円
制度加入者からの拠出額	22,251,258 円
期末における退職給付債務	6,005,804,732 円

（２）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	4,207,017,106 円
期待運用収益	191,419,278 円
数理計算上の差異の当期発生額	467,630,514 円
事業主からの拠出額	24,023,531 円
退職給付の支払額	△211,137,961 円
制度加入者からの拠出額	22,251,258 円
期末における年金資産	4,701,203,726 円

（３）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	11,849,500 円

退職給付費用	3,693,300 円
退職給付への支払額	△6,244,900 円
期末における退職給付引当金	9,297,900 円

（４）退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払金年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	3,037,228,933 円
年金資産	△4,701,203,726 円
積立型制度の未積立退職給付債務	△1,663,974,793 円
非積立型制度の未積立退職給付債務	2,977,873,699 円
小計	1,313,898,906 円
未認識数理計算上の差異	1,917,983,490 円
未認識過去勤務費用	0 円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,231,882,396 円
退職給付引当金	3,462,206,844 円
前払年金費用	230,324,448 円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,231,882,396 円

（５）退職給付に関連する損益

勤務費用	250,679,680 円
利息費用	104,627,691 円
期待運用収益	△191,419,278 円
数理計算上の差異の当期費用処理額	△273,066,793 円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△11,372,987 円
簡便法で計算した退職給付費用	3,693,300 円
合計	△116,858,387 円

（６）年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	49.4%
株式	39.6%
一般勘定	4.2%
現金及び預金	1.9%
その他（マルチアセット）	4.9%
合計	100%

（７）長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

（８）数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（一時金制度及び年金制度）

割引率	2.54%
長期期待運用収益率	5.79%

３．退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、46,274,789 円でした。

Ⅷ　減損会計に関する注記

１．減損を認識した固定資産の用途、種類、場所及び帳簿価額等

用途	種類	場所	帳簿価額
東銀座事務所	建物附属設備	東京都中央区	110,300,380 円

※帳簿価額については、不使用決定日時点（令和７年 11 月 30 日）の帳簿価額を記載しております。

２．減損の認識に至った経緯

令和４年度第二次補正予算において、市谷事務所再整備事業に係る予算が措置され、当該工事のため、市谷事務所及び市谷外堀事務所に配置されていた部署が令和５事業年度において東銀座事務所に仮移転しました。

令和６事業年度において、東銀座事務所から市谷事務所への移転を令和７年 11 月の予定とする旨を決定し、東銀座事務所における固定資産を使用しないこととしました。

令和７年 11 月、市谷事務所再整備が完了し東銀座事務所から市谷事務所へ移転しました。

これにより、上記の固定資産を使用しないこととし、減損を認識しました。

３．減損損失の金額

区分	損益計算書に 計上していない金額	損益計算書に 計上した金額	合計
東銀座事務所	0 円	110,300,380 円	110,300,380 円
建物附属設備	0 円	110,300,380 円	110,300,380 円
合計	0 円	110,300,380 円	110,300,380 円

４．減損損失の算定方法

当該資産のすべてを使用しない決定をしたことから、帳簿価額を全額減額しております。

Ⅸ　資産除去債務に関する注記

市谷事務所再整備事業に係る東銀座事務所への仮移転のため、令和５年１月 20 日に定期貸室賃貸借契約を締結いたしました。このことを踏まえて、当該契約に基づく退去時における原状回復費用を見積もり、令和４事業年度に資産除去債務として計上しました。

当事業年度において、市谷事務所再整備が完了し東銀座事務所から市谷事務所へ移転いたしました。東銀座事務所の原状回復工事完了に伴い資産除去債務が減少しております。

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は以下のとおりです。

期首残高	225,940,000 円
原状回復工事完了による減少額	225,940,000 円
期末残高	0 円

⑦附属明細書

（１）固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第８７ 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を含む。）及び減損損失累計額の明細

（単位：円）

資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末残高	摘要
							当期償却額		当期減損額		
有形固定資産（減価償却費）	建物	2,568,131,777	13,736,264	418,404,952	2,163,463,089	1,119,718,213	131,819,325	0	0	1,043,744,876	
	構築物	27,282,107	0	0	27,282,107	19,726,338	1,029,292	0	0	7,555,769	
	車両運搬具	5,682,600	0	0	5,682,600	2,273,040	1,136,520	0	0	3,409,560	
	工具器具備品	5,091,615,415	722,329,428	468,870,823	5,345,074,020	4,004,071,484	755,043,395	0	0	1,341,002,536	
	計	7,692,711,899	736,065,692	887,275,775	7,541,501,816	5,145,789,075	889,028,532	0	0	2,395,712,741	
有形固定資産（減価償却相当額）	建物	34,084,293,044	6,257,980,620	110,205,405	40,232,068,259	18,505,801,652	797,420,995	0	0	21,726,266,607	
	構築物	24,818,752	0	0	24,818,752	23,203,514	453,267	0	0	1,615,238	
	工具器具備品	102,433,926	309,979,131	2,955,199	409,457,858	117,679,809	18,304,546	0	0	291,778,049	
	計	34,211,545,722	6,567,959,751	113,160,604	40,666,344,869	18,646,684,975	816,178,808	0	0	22,019,659,894	
有形固定資産（非償却資産）	土地	10,672,550,060	0	0	10,672,550,060	0	0	0	0	10,672,550,060	
	建設仮勘定	5,460,763,000	0	5,460,763,000	0	0	0	0	0	0	
	計	16,133,313,060	0	5,460,763,000	10,672,550,060	0	0	0	0	10,672,550,060	
有形固定資産合計	建物	36,652,424,821	6,271,716,884	528,610,357	42,395,531,348	19,625,519,865	929,240,320	0	0	22,770,011,483	
	構築物	52,100,859	0	0	52,100,859	42,929,852	1,482,559	0	0	9,171,007	
	車両運搬具	5,682,600	0	0	5,682,600	2,273,040	1,136,520	0	0	3,409,560	
	工具器具備品	5,194,049,341	1,032,308,559	471,826,022	5,754,531,878	4,121,751,293	773,347,941	0	0	1,632,780,585	
	土地	10,672,550,060	0	0	10,672,550,060	0	0	0	0	10,672,550,060	
	建設仮勘定	5,460,763,000	0	5,460,763,000	0	0	0	0	0	0	
	計	58,037,570,681	7,304,025,443	6,461,199,379	58,880,396,745	23,792,474,050	1,705,207,340	0	0	35,087,922,695	
無形固定資産（減価償却費）	ソフトウェア	25,459,765,482	1,765,431,800	0	27,225,197,282	20,385,268,828	2,147,527,032	0	0	6,839,928,454	
	計	25,459,765,482	1,765,431,800	0	27,225,197,282	20,385,268,828	2,147,527,032	0	0	6,839,928,454	
無形固定資産（減価償却相当額）	ソフトウェア	795,730,250	0	0	795,730,250	795,730,250	0	0	0	0	
	計	795,730,250	0	0	795,730,250	795,730,250	0	0	0	0	
無形固定資産（非償却資産）	借地権	5,450,587,495	0	0	5,450,587,495	0	0	0	0	5,450,587,495	
	電話加入権	754,000	0	0	754,000	0	0	0	0	754,000	
	計	5,451,341,495	0	0	5,451,341,495	0	0	0	0	5,451,341,495	
無形固定資産合計	借地権	5,450,587,495	0	0	5,450,587,495	0	0	0	0	5,450,587,495	
	ソフトウェア	26,255,495,732	1,765,431,800	0	28,020,927,532	21,180,999,078	2,147,527,032	0	0	6,839,928,454	
	電話加入権	754,000	0	0	754,000	0	0	0	0	754,000	
	計	31,706,837,227	1,765,431,800	0	33,472,269,027	21,180,999,078	2,147,527,032	0	0	12,291,269,949	
投資その他の資産	破産再生更生債権等	121,839,386,248	3,411,092,092	1,957,492,263	123,292,986,077	0	0	0	0	123,292,986,077	
	貸倒引当金	△ 120,038,669,126	△ 3,221,969,732	△ 1,957,492,263	△ 121,303,146,595	0	0	0	0	△ 121,303,146,595	＊
	未収財源措置予定額	12,560,838,461	12,411,910,137	0	24,972,748,598	0	0	0	0	24,972,748,598	
	退職給付引当金見返	3,664,511,498	89,937,246	292,241,900	3,462,206,844	0	0	0	0	3,462,206,844	
	前払年金費用	0	230,324,448	0	230,324,448	0	0	0	0	230,324,448	
	差入保証金	197,563,581	2,078,590	149,276,721	50,365,450	0	0	0	0	50,365,450	
	計	18,223,630,662	12,923,372,781	441,518,621	30,705,484,822	0	0	0	0	30,705,484,822	

＊当期減少額のうち目的取崩額は1,957,492,263円であります。

（２）貸付金の明細

（単位：円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額			期末残高	摘要
		新規貸与額	回収額	償却額	返還免除額		
第一種学資貸与金 （うち破産再生更生債権等）	2,835,281,032,734 (34,888,506,406)	232,755,616,992	277,955,734,987	836,272,431	13,737,338,259	2,775,507,304,049 (34,031,206,841)	
第二種学資貸与金 （うち破産再生更生債権等）	6,437,074,214,041 (86,948,965,652)	567,672,640,000	629,118,538,535	1,121,219,832	2,052,235,123	6,372,454,860,551 (89,252,283,406)	
計 （うち破産再生更生債権等）	9,272,355,246,775 (121,837,472,058)	800,428,256,992	907,074,273,522	1,957,492,263	15,789,573,382	9,147,962,164,600 (123,283,490,247)	

*返還免除の理由は、独立行政法人日本学生支援機構法第１５条第３項の規定により当年度に返還を免除したものであります。

（３）長期借入金の明細

（単位：円）

区分	期首残高 (内一年以内返済予定額)	当期増加	当期減少	期末残高 (内一年以内返済予定額)	平均利率(%)	返済期限	摘要
一般会計借入金	2,836,230,159,000 (71,939,987,000)	96,173,632,000	138,135,037,000	2,794,268,754,000 (73,251,760,000)	無利息	令和8年度～令和43年度	*
特別会計借入金	13,656,929,410 (　－　)	0	1,610,811,075	12,046,118,335 (　－　)	無利息	令和31年度～令和36年度	*
財政融資資金借入金	6,138,730,000,000 (651,080,000,000)	514,200,000,000	651,080,000,000	6,001,850,000,000 (638,780,000,000)	0.722	令和8年度～令和27年度	
民間借入金(信金中央金庫)	0 (　－　)	39,900,000,000	0	39,900,000,000 (39,900,000,000)	1.142	令和8年度	
民間借入金(りそな銀行)	124,000,000,000 (124,000,000,000)	172,400,000,000	124,000,000,000	172,400,000,000 (172,400,000,000)	1.195	令和8年度	
民間借入金(多摩信用金庫)	0 (　－　)	5,000,000,000	0	5,000,000,000 (5,000,000,000)	1.240	令和8年度	
民間借入金(京都中央信用金庫)	0 (　－　)	10,000,000,000	0	10,000,000,000 (10,000,000,000)	1.240	令和8年度	
民間借入金(西日本シティ銀行)	0 (　－　)	8,000,000,000	0	8,000,000,000 (8,000,000,000)	1.240	令和8年度	
民間借入金(栃木銀行)	2,000,000,000 (2,000,000,000)	1,000,000,000	2,000,000,000	1,000,000,000 (1,000,000,000)	1.250	令和8年度	
民間借入金(SBI新生銀行)	32,000,000,000 (32,000,000,000)	0	32,000,000,000	0 (　－　)	0.705	令和7年度	
計	9,146,617,088,410 (881,019,987,000)	846,673,632,000	948,825,848,075	9,044,464,872,335 (948,331,760,000)			

*一般会計について減少の理由は、独立行政法人日本学生支援機構法第22条第２項の規定により償還を免除されたものを含みます。

*特別会計について減少の理由は、独立行政法人日本学生支援機構法第22条第２項の規定により償還を免除されたものを含みます。

（４）日本学生支援債券の明細

（単位：円）

銘柄	期首残高 (内一年以内償還予定額)	当期増加	当期減少	期末残高 (内一年以内償還予定額)	利率(%)	償還期限	摘要
第七十一回日本学生支援債券	30,000,000,000 (30,000,000,000)	0	30,000,000,000	0 (　－　)	0.080	令和7年6月20日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第七十二回日本学生支援債券	30,000,000,000 (30,000,000,000)	0	30,000,000,000	0 (　－　)	0.080	令和7年9月19日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第七十三回日本学生支援債券	30,000,000,000 (30,000,000,000)	0	30,000,000,000	0 (　－　)	0.100	令和7年11月20日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第七十四回日本学生支援債券	30,000,000,000 (30,000,000,000)	0	30,000,000,000	0 (　－　)	0.101	令和8年2月20日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第七十五回日本学生支援債券	30,000,000,000 (　－　)	0	0	30,000,000,000 (30,000,000,000)	0.439	令和8年6月19日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第七十六回日本学生支援債券	30,000,000,000 (　－　)	0	0	30,000,000,000 (30,000,000,000)	0.404	令和8年9月18日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第七十七回日本学生支援債券	30,000,000,000 (　－　)	0	0	30,000,000,000 (30,000,000,000)	0.538	令和8年11月20日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第七十八回日本学生支援債券	30,000,000,000 (　－　)	0	0	30,000,000,000 (30,000,000,000)	0.742	令和9年2月19日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第七十九回日本学生支援債券	0 (　－　)	30,000,000,000	0	30,000,000,000 (　－　)	0.781	令和9年6月18日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第八十回日本学生支援債券	0 (　－　)	30,000,000,000	0	30,000,000,000 (　－　)	0.870	令和9年9月17日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第八十一回日本学生支援債券	0 (　－　)	30,000,000,000	0	30,000,000,000 (　－　)	0.944	令和9年11月19日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第八十二回日本学生支援債券	0 (　－　)	30,000,000,000	0	30,000,000,000 (　－　)	1.186	令和10年2月18日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
計	240,000,000,000 (120,000,000,000)	120,000,000,000	120,000,000,000	240,000,000,000 (120,000,000,000)			

（５）引当金の明細

（単位：円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
賞与引当金	389,165,276	410,656,659	389,165,276	0	410,656,659	
計	389,165,276	410,656,659	389,165,276	0	410,656,659	

（６）貸付金等に対する貸倒引当金の明細

（単位：円）

区分		貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
		期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	
第一種学資貸与金		2,835,281,032,734	△ 59,773,728,685	2,775,507,304,049	39,227,918,737	△ 685,173,975	38,542,744,762	
一般債権	正常先	2,627,070,112,548	△ 56,177,871,619	2,570,892,240,929	530,567,358	51,972,277	582,539,635	
	要注意先	62,783,352,165	△ 1,590,892,206	61,192,459,959	427,846,941	40,397,576	468,244,517	
	要管理先	95,111,619,090	△ 1,004,450,941	94,107,168,149	979,345,287	110,174,597	1,089,519,884	
	小計	2,784,965,083,803	△ 58,773,214,766	2,726,191,869,037	1,937,759,586	202,544,450	2,140,304,036	
貸倒懸念債権	破綻懸念先	15,427,442,525	△ 143,214,354	15,284,228,171	2,952,231,280	△ 29,129,351	2,923,101,929	
破産再生更生債権等	実質破綻先	28,350,150,431	△ 936,554,475	27,413,595,956	27,840,821,924	△ 942,072,351	26,898,749,573	
	破綻先	6,538,355,975	79,254,910	6,617,610,885	6,497,105,947	83,483,277	6,580,589,224	
	小計	34,888,506,406	△ 857,299,565	34,031,206,841	34,337,927,871	△ 858,589,074	33,479,338,797	
第二種学資貸与金		6,437,074,214,041	△ 64,619,353,490	6,372,454,860,551	107,395,804,635	2,066,779,489	109,462,584,124	
一般債権	正常先	5,764,123,666,030	△ 63,230,377,202	5,700,893,288,828	1,906,167,719	115,858,003	2,022,025,722	
	要注意先	215,307,823,557	△ 3,643,407,265	211,664,416,292	1,924,523,292	138,359,310	2,062,882,602	
	要管理先	306,380,447,858	1,206,682,928	307,587,130,786	4,113,747,594	337,753,025	4,451,500,619	
	小計	6,285,811,937,445	△ 65,667,101,539	6,220,144,835,906	7,944,438,605	591,970,338	8,536,408,943	
貸倒懸念債権	破綻懸念先	64,313,310,944	△ 1,255,569,705	63,057,741,239	13,752,538,965	△ 640,675,752	13,111,863,213	
破産再生更生債権等	実質破綻先	66,804,532,745	1,581,272,594	68,385,805,339	65,675,789,966	1,402,713,859	67,078,503,825	
	破綻先	20,144,432,907	722,045,160	20,866,478,067	20,023,037,099	712,771,044	20,735,808,143	
	小計	86,948,965,652	2,303,317,754	89,252,283,406	85,698,827,065	2,115,484,903	87,814,311,968	
貸付金利息に係る未収収益		512,092,868	130,014,103	642,106,971	2,531,197	996,661	3,527,858	
学資支給金返還未収金		110,979,971	△ 15,573,946	95,406,025	10,102,076	6,609,725	16,711,801	
一般債権	正常先	64,305,032	△ 15,244,931	49,060,101	23,593	△ 2,998	20,595	
	要注意先	7,192,924	△ 1,869,748	5,323,176	95,147	△ 13,677	81,470	
	要管理先	16,557,269	△ 1,852,165	14,705,104	364,569	5,471	370,040	
	小計	88,055,225	△ 18,966,844	69,088,381	483,309	△ 11,204	472,105	
貸倒懸念債権	破綻懸念先	21,010,556	△ 4,188,742	16,821,814	7,704,577	△ 960,711	6,743,866	
破産再生更生債権等	実質破綻先	1,200,001	7,787,829	8,987,830	1,200,001	7,787,829	8,987,830	
	破綻先	714,189	△ 206,189	508,000	714,189	△ 206,189	508,000	
	小計	1,914,190	7,581,640	9,495,830	1,914,190	7,581,640	9,495,830	
計		9,272,978,319,614	△ 124,278,642,018	9,148,699,677,596	146,636,356,645	1,389,211,900	148,025,568,545	

*貸倒引当金の見積方法

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（７）退職給付引当金の明細

（単位:円）

区分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
退職給付債務合計額		6,551,080,206	△ 32,597,713	503,379,861	6,015,102,632	
	退職一時金に係る債務	3,190,429,843	79,685,756	292,241,900	2,977,873,699	
	確定給付企業年金等に係る債務	3,360,650,363	△ 112,283,469	211,137,961	3,037,228,933	
未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異		1,320,448,398	859,228,898	261,693,806	1,917,983,490	
年金資産		△ 4,207,017,106	△ 705,324,581	△ 211,137,961	△ 4,701,203,726	
退職給付引当金		3,664,511,498	121,306,604	553,935,706	3,231,882,396	

（注）退職給付引当金の期末残高には、前払年金費用が含まれております。

（８）資産除去債務の明細

（単位:円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務	225,940,000	0	225,940,000	0	
計	225,940,000	0	225,940,000	0	

（注）上記資産除去債務に対応する除去費用等は、独立行政法人会計基準第91による特定された除去費用等には該当しておりません。

（９）運営費交付金債務及び当期振替額等の明細

①運営費交付金債務の増減の明細

（単位:円）

期首残高	当期交付額	当期振替額				引当金見返との相殺額	期末残高
		運営費交付金収益	資産見返運営費交付金	資本剰余金	小計		
488,648,580	16,510,189,000	15,457,977,918	148,403,312	0	15,606,381,230	681,407,176	711,049,174

②運営費交付金債務の当期振替額及び主な使途の明細

・運営費交付金収益への振替額及び主な使途の明細

（単位:円）

区分		運営費交付金収益	運営費交付金の主な使途	
			費用	主な使途
業務達成基準による振替額				
	奨学金事業	7,974,473,547	7,974,473,547	業務委託費：3,074,207,448　人件費：2,035,110,973 支払手数料：961,841,534　維持修繕費：665,344,458 通信運搬費：542,300,082　支払賃借料：419,951,336 その他：275,717,716
	留学生支援事業	4,900,208,273	4,850,793,386	奨学金：3,106,112,000　人件費：769,531,068 業務委託費：510,424,376　その他：464,725,942
	学生生活支援事業	305,839,138	253,109,373	人件費：173,252,469　業務委託費：43,949,164 諸謝金：10,183,560　維持修繕費：7,484,268 通信運搬費：5,415,675　旅費：4,472,255 その他：8,351,982
	法人共通	1,026,483,392	1,033,224,781	人件費：1,023,326,000　業務委託費：7,193,261 その他：2,705,520
期間進行基準による振替額				
	法人共通	1,250,973,568	1,226,348,261	土地建物借料：681,621,378　公租公課：274,094,875 業務委託費：71,573,262　その他：199,058,746
費用進行基準による振替額		0	－（費用進行基準を採用した業務はありません）	－
会計基準第81第４項による振替額		0	－	
合計		15,457,977,918	15,337,949,348	

・資産見返運営費交付金及び資本剰余金への振替額並びに主な使途の明細

（単位:円）

セグメント	資産見返運営費交付金への振替		資本剰余金への振替	
	振替額	主な使途	振替額	主な使途
奨学金事業	5,205,101	封入封緘機：2,749,120 作画ソフト：1,901,900 その他：554,081	0	
留学生支援事業	59,953,126	日本留学試験オンライン申請・受験者総合管理システム改修：18,040,000 日本人の海外留学促進事業Webサイトの公式ホームページ：9,704,420 東京国際交流館B棟給水ポンプ更新工事：6,732,000 その他：25,476,706	0	
学生生活支援事業	1,163,175	パソコン：691,998 Web会議用スピーカーフォン等：366,237 テーブル：104,940	0	
法人共通	82,081,910	市谷事務所の電話設備等の構築：70,950,000 駒場事務所全熱交換器更新工事交換器4台：1,493,360 その他：9,638,550	0	
合計	148,403,312		0	

・引当金見返との相殺額の明細

（単位:円）

セグメント	引当金見返との相殺	
	相殺額	主な相殺額の内訳
奨学金事業	256,834,755	賞与引当金見返　199,409,066 退職給付引当金見返　57,425,689
留学生支援事業	172,598,325	賞与引当金見返　77,989,110 退職給付引当金見返　94,609,215
学生生活支援事業	39,106,321	賞与引当金見返　18,107,082 退職給付引当金見返　20,999,239
法人共通	212,867,775	賞与引当金見返　93,660,018 退職給付引当金見返　119,207,757
合計	681,407,176	

（注）退職給付引当金見返には、前払年金費用見返への振替額が含まれております。

③運営費交付金債務残高の明細

（単位:円）

運営費交付金債務残高		使用見込み
業務達成基準を採用した業務に係る分	711,049,174	○翌事業年度に繰り越した運営費交付金債務残高と使用見込みは以下のとおりです。 〈奨学金事業〉 情報連携システムに係るシステム改修等に一定の工期が必要であること等から、計画予算額と支出額の差額72,224,038円を運営費交付金債務として翌事業年度に繰り越したものであります。 〈留学生支援事業〉 東京国際交流館における国際交流会議場客席床昇降設備の改修工事及び東京日本語教育センターの消火ポンプ修繕工事等に一定の工期が必要であること等から、計画予算額と支出額の差額75,999,405円を運営費交付金債務として翌事業年度に繰り越したものであります。 〈学生生活支援事業〉 学生生活調査のオンライン調査システム開発に一定の工期が必要であること等から、計画予算額と支出額の差額139,000,000円を運営費交付金債務として翌事業年度に繰り越したものであります。 〈法人共通〉 市谷事務所再整備事業及び駒場事務所修繕事業に一定の工期が必要であること等から、計画予算額と支出額の差額423,825,731円を運営費交付金債務として翌事業年度に繰り越したものであります。 いずれの業務も翌事業年度において計画どおり実施する見込みであり、今中期計画期間中に収益化を行う予定であります。
期間進行基準を採用した業務に係る分	0	－（翌事業年度への繰越額はありません）
費用進行基準を採用した業務に係る分	0	－（費用進行基準を採用した業務はありません）
計	711,049,174	

（１０）運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細

①施設費の明細

(単位:円)

区分	当期交付額	左の会計処理内訳					摘要
		預り施設費	資産見返施設費	建設仮勘定見返施設費	資本剰余金	収益計上	
施設整備費補助金	830,141,537	39,152,888	29,178,000	0	711,788,000	50,022,649	
計	830,141,537	39,152,888	29,178,000	0	711,788,000	50,022,649	

②補助金等の明細

(単位:円)

区分	当期交付額	左の会計処理内訳					引当金見返との相殺額	摘要
		預り補助金等	資産見返補助金等	未収財源措置予定額	長期預り補助金等	収益計上		
一般会計借入金償還免除	14,677,332,311	0	0	14,677,332,311	0	0	0	
返還免除補填金	1,979,512,000	0	0	1,979,512,000	0	0	0	
回収不能債権補填金	1,861,935,000	0	0	1,861,935,000	0	0	0	
政府補給金	103,924,140	0	0	△ 21,696,712,012	0	21,800,636,152	0	
留学生交流支援事業費補助金	9,579,112,000	926,122,679	14,641,000	0	0	8,638,348,321	0	
奨学金業務システム開発費補助金	2,516,600,000	9,729,812	1,706,739,430	0	0	800,130,758	0	
学資支給金補助金	161,726,449,000	2,665,086,300	0	0	0	159,061,362,700	0	
計	192,444,864,451	3,600,938,791	1,721,380,430	△ 3,177,932,701	0	190,300,477,931	0	

③長期預り補助金等の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
学資支給基金補助金	124,727,455	480,000	30,479,914	94,727,541	国庫補助金の精算による減等
計	124,727,455	480,000	30,479,914	94,727,541	

（１１）役員及び職員の給与の明細

区分	報酬または給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	(3,600)	(2)	(－)	(－)
	83,355	5	6,244	1
職員	(－)	(－)	(－)	(－)
	4,164,508	545	285,991	24
合計	(3,600)	(2)	－	－
	4,247,863	550	292,235	25

(注)

(1) 役員に対する報酬等の支給基準の概要
役員の給与及び退職手当については、役員給与規程（平成16年規程第２号）及び役員退職手当規程（平成16年規程第３号）に基づき支給しております。

(2) 職員に対する報酬等の支給基準の概要
職員の給与及び退職手当については、職員給与規程（平成16年規程第４号）及び職員退職手当規程（平成16年規程第５号）に基づき支給しております。

(3) 職員・非常勤職員の給与の支給人員は、年間平均支給人員数を記載しております。

(4) 非常勤職員等については、外数にて（ ）で記載しております。

(5) 上記には法定福利費(社会保険料等に関わる事業主負担分等に相当する範囲の費用)772,516千円は含めておりません。

(6) 中期計画において5年間の人件費予算を定めており、その範囲は損益計算書と異なっております。中期計画における5年間の人件費予算では、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与に相当する範囲の費用を記載しており、損益計算書では、中期計画における範囲に加え、退職手当及び法定福利費を含めております。

(7) 令和2年度より役職員の報酬等は一般勘定のみから支給しております。

（１２）恩賜基金の明細

(単位:円)

区分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　要
恩賜基金	恩賜金	1,000,000	0	0	1,000,000	現金及び預金
	恩賜金より生じた運用利息	3,131,970	23,462	0	3,155,432	現金及び預金
計		4,131,970	23,462	0	4,155,432	

(注)独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第18条第2項により管理しております。

（１３）セグメント情報の開示

（単位:円）

区分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	計
Ⅰ行政コスト					
損益計算書上の費用合計	230,084,460,157	17,173,210,020	327,421,745	3,411,901,899	250,996,993,821
その他行政コスト					
減価償却相当額	0	410,097,436	0	406,081,372	816,178,808
除売却差額相当額	0	0	0	15	15
その他行政コスト合計	0	410,097,436	0	406,081,387	816,178,823
行政コスト	230,084,460,157	17,583,307,456	327,421,745	3,817,983,286	251,813,172,644
Ⅱ独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	249,206,749,760	14,240,528,942	327,421,745	5,014,985,073	268,789,685,520
Ⅲ事業費用、事業収益及び事業損益					
事業費用					
奨学金業務費	71,012,598,834	0	0	0	71,012,598,834
学資金支給業務費	8,943,914	0	0	0	8,943,914
修学支援学資金支給業務費	159,061,362,700	0	0	0	159,061,362,700
留学生学資金支給業務費	0	12,793,069,580	0	0	12,793,069,580
留学生寄宿舎運営業務費	0	1,182,719,146	0	0	1,182,719,146
留学試験業務費	0	1,166,409,759	0	0	1,166,409,759
日本語予備教育業務費	0	783,954,647	0	0	783,954,647
留学生交流推進業務費	0	1,246,435,348	0	0	1,246,435,348
研修・情報提供業務費	0	0	222,683,507	0	222,683,507
修学環境等調査研究業務費	0	0	104,738,235	0	104,738,235
一般管理費	0	0	0	3,296,854,673	3,296,854,673
計	230,082,905,448	17,172,588,480	327,421,742	3,296,854,673	250,879,770,343
事業収益					
運営費交付金収益	7,974,473,547	4,900,208,273	305,839,138	2,277,456,960	15,457,977,918
施設費収益	0	50,030,849	0	0	50,030,849
学資貸与金利息	25,306,495,585	0	0	0	25,306,495,585
延滞金収入	1,954,435,253	0	0	0	1,954,435,253
留学生宿舎収入	0	638,015,749	0	0	638,015,749
日本語学校収入	0	290,912,419	0	0	290,912,419
日本留学試験検定料収入	0	865,468,811	0	0	865,468,811
その他事業収入	66,157,162	197,432,784	0	39,669,173	303,259,119
受託収入	0	35,923,385	0	0	35,923,385
補助金等収益	181,674,487,926	8,638,348,321	0	0	190,312,836,247
財源措置予定額収益	9,233,977,436	0	0	0	9,233,977,436
助成金収益	0	100,000,000	0	0	100,000,000
寄附金収益	1,348,875,445	1,199,063,532	0	67,678,900	2,615,617,877
賞与引当金見返に係る収益	210,421,294	82,296,005	19,107,033	98,832,327	410,656,659
退職給付引当金見返に係る収益	46,084,024	18,023,515	4,184,600	21,645,107	89,937,246
資産見返負債戻入	2,083,675,424	252,281,892	5,283,770	193,389,516	2,534,630,602
財務収益	36,303,186	217,284	0	157,860,308	194,380,778
計	229,935,386,282	17,268,222,819	334,414,541	2,856,532,291	250,394,555,933
事業損益	△ 147,519,166	95,634,339	6,992,799	△ 440,322,382	△ 485,214,410
Ⅳ臨時損益等					
臨時損失	1,554,709	621,540	3	115,047,226	117,223,478
臨時利益	1,554,709	574,914	3	115,047,226	117,176,852
当期純損益	△ 147,519,166	95,587,713	6,992,799	△ 440,322,382	△ 485,261,036
前中期目標期間繰越積立金取崩額	21,899,565	35,116,788	0	449,685,469	506,701,822
当期総損益	△ 125,619,601	130,704,501	6,992,799	9,363,087	21,440,786
Ⅴ総資産					
現金及び預金	278,487,228,087	3,165,966,316	520,911,787	1,324,990,119	283,499,096,309
貸付金	8,997,966,996,232	0	0	0	8,997,966,996,232
貸付金(第一種学資貸与金)	2,741,476,097,208	0	0	0	2,741,476,097,208
貸付金(第二種学資貸与金)	6,283,202,577,145	0	0	0	6,283,202,577,145
貸倒引当金	△ 26,711,678,121	0	0	0	△ 26,711,678,121
その他流動資産	1,264,990,585	247,007,515	19,107,033	121,271,484	1,652,376,617
有形固定資産	775,117,017	15,460,480,185	7,817,352	18,844,508,141	35,087,922,695
無形固定資産	6,662,089,449	5,618,492,655	439,049	10,248,796	12,291,269,949
投資その他の資産	28,694,137,448	772,560,274	191,306,746	1,047,480,354	30,705,484,822
破産再生更生債権等	123,283,490,247	0	0	0	123,283,490,247
貸倒引当金	△ 121,293,650,765	0	0	0	△ 121,293,650,765
未収財源措置予定額	24,972,748,598	0	0	0	24,972,748,598
退職給付引当金見返	1,613,530,661	726,403,024	180,590,210	941,682,949	3,462,206,844
前払年金費用	118,018,707	46,157,250	10,716,536	55,431,955	230,324,448
差入保証金	0	0	0	50,365,450	50,365,450
計	9,313,850,558,818	25,264,506,945	739,581,967	21,348,498,894	9,361,203,146,624

1. 奨学金事業は独立行政法人日本学生支援機構法(以下機構法)第13条第１項第１号に係る事業として、経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対する奨学金貸与及び支給等の事業を実施しております。

   留学生支援事業は機構法第13条第１項第２号及び３号、４号、５号、６号並びに７号に係る事業として、留学生に対する学資金支給事業、留学生の寄宿舎運営・助成事業、日本への留学を希望する外国人に対する留学試験事業、留学生に対する日本語教育事業、留学生交流推進事業を実施しております。

   学生生活支援事業は機構法第13条第１項第８号及び９号に係る事業として、大学等が学生等に対して行う相談・指導事業の研修・情報提供事業、修学環境整備のための調査及び研究事業を実施しております。

2. 法人共通に含めた主な費用及び収益の内訳
   費用：管理部門の人件費1,176,010千円、各事務所の土地建物借料1,098,276千円、公租公課287,570千円
   収益：管理部門の運営費交付金予算相当額から資産見返負債に計上した額を除いた額

3. 法人共通に含めた資産の内訳
   現金及び預金　　：翌期以降の費用等の支払に充てるための現預金であります。
   建物並びに構築物、工具器具備品：事務所に係る資産であります。
   土地　　：事務所の土地であります。

（１４）主な事業費用の内訳

（単位：円）

奨学金事業	
項目	金額
奨学金業務費	
支払利息	37,247,873,011
返還免除損	15,789,573,382
業務委託費	4,802,932,644
貸倒引当金繰入	3,340,094,438
減価償却費	2,636,001,028
人件費	2,585,808,327
その他	4,610,316,004
計	71,012,598,834
学資金支給業務費	
学資支給金	1,440,000
その他	7,503,914
計	8,943,914
修学支援学資金支給業務費	
学資支給金	159,061,362,700
計	159,061,362,700

留学生支援事業	
項目	金額
留学生学資金支給業務費	
奨学金	11,532,581,680
人件費	192,939,454
減価償却費	21,007,251
その他	1,046,541,195
計	12,793,069,580
留学生寄宿舎運営業務費	
業務委託費	567,299,484
減価償却費	229,870,120
維持修繕費	118,821,212
人件費	115,426,608
光熱水料	84,240,155
その他	67,061,567
計	1,182,719,146
留学試験業務費	
業務委託費	676,264,814
人件費	117,246,543
印刷製本費	97,183,828
支払賃金	84,905,337
支払賃借料	75,260,845
減価償却費	22,433,753
その他	93,114,639
計	1,166,409,759
日本語予備教育業務費	
人件費	356,510,213
支払賃金	223,222,165
業務委託費	71,360,703
減価償却費	42,533,457
その他	90,328,109
計	783,954,647
留学生交流推進業務費	
留学準備金	358,751,320
人件費	301,229,962
業務委託費	248,912,752
支払賃金	94,548,772
旅費	77,986,121
減価償却費	25,868,982
その他	139,137,439
計	1,246,435,348

学生生活支援事業	
項目	金額
研修・情報提供業務費	
人件費	162,688,157
業務委託費	33,328,785
減価償却費	2,794,902
その他	23,871,663
計	222,683,507
修学環境等調査研究業務費	
人件費	72,117,975
業務委託費	10,620,379
維持修繕費	5,589,870
減価償却費	2,488,868
その他	13,921,143
計	104,738,235

法人共通	
項目	金額
一般管理費	
人件費	1,231,442,301
土地建物借料	1,098,276,203
公租公課	287,570,480
業務委託費	192,620,426
減価償却費	120,010,143
その他	366,935,120
計	3,296,854,673

（１５）主な資産、負債の明細　　（単位：円）

① 現金及び預金

項目	金額	備考
現金	2,169,468	
普通預金	254,660,521,980	
別段預金	28,836,404,861	
計	283,499,096,309	

② 未収収益

項目	金額	備考
学資貸与金利息	642,106,971	
計	642,106,971	

③ 未収金

項目	金額	備考
回収委託分	114,484,774	
留学生交流支援事業費補助金	19,171,000	
その他未収金	447,627,559	
計	581,283,333	

④ 預り寄附金

項目	金額	備考
グローバル人材育成コミュニティ事業寄附金	1,342,784,000	
奨学寄附金	1,117,809,000	
留学生支援事業に係る寄附金	6,295,000	
計	2,466,888,000	

⑤ 未払金

項目	金額	備考
奨学金業務システム改修費	2,382,422,969	
延滞債権回収委託費	160,038,731	
奨学金業務システム運用保守経費	99,611,714	
留学生寄宿舎に係る業務費	89,863,332	
施設整備費	73,110,849	
延滞者に対する督促架電費	64,175,552	
奨学金貸与事業に係る業務委託費	27,775,153	
その他未払金	1,318,882,730	
計	4,215,881,030	

⑥ 未払費用

項目	金額	備考
借入金利息	9,793,530,214	
債券利息	359,930,698	
その他未払費用	147,532,990	
計	10,300,993,902	

⑦ 前受金

項目	金額	備考
日本留学試験検定料収入前受金	108,035,000	
日本語教育センター前受金	75,100,401	
日本留学海外拠点連携推進事業前受金	6,006,755	
施設維持費前受金	3,990,000	
その他前受金	7,056,981	
計	200,189,137	

⑧ 預り金

項目	金額	備考
奨学金貸与事業返戻金	399,173,329	
留学生支援事業預り金	24,473,270	
預り市町村民税徴収金等	18,825,533	
計	442,472,132	

⑨ 仮受金

項目	金額	備考
第一種仮受金	10,380,706	
第二種仮受金	62,436,033	
学資支給金仮受返還金	3,716	
計	72,820,455	

⑩ 長期預り寄附金

項目	金額	備考
奨学寄附金	4,165,266,650	
グローバル人材育成コミュニティ事業寄附金	828,077,719	
留学生支援事業に係る寄附金	32,792,694	
計	5,026,137,063	

（１６）区分経理に関する書類

① 各勘定の経理の対象

一般勘定	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第１項第１号から同条第10号に掲げる業務の内、学資支給業務勘定の業務を除いた業務
学資支給業務勘定	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第１項第１号に掲げる業務の内、学資の支給に係る業務及びこれに附帯する業務

② 勘定相互間の関係

上記勘定の間では、法令等で予定した取引はありません。

（１７）法人単位財務諸表と各勘定別財務諸表の関係の明細

貸借対照表

（令和８年３月31日現在）

（単位：円）

	一般勘定	学資支給業務勘定	調整	法人単位
資産の部				
Ⅰ流動資産				
現金及び預金	283,483,969,943	15,126,366	0	283,499,096,309
貸付金	8,997,966,996,232	0	0	8,997,966,996,232
第一種学資貸与金	2,741,476,097,208	0	0	2,741,476,097,208
第二種学資貸与金	6,283,202,577,145	0	0	6,283,202,577,145
貸倒引当金	△ 26,711,678,121	0	0	△ 26,711,678,121
前払金	13,248,049	0	0	13,248,049
前払費用	15,825,434	0	0	15,825,434
未収収益	642,106,971	0	0	642,106,971
貸倒引当金	△ 3,527,858	0	0	△ 3,527,858
未収金	494,466,187	86,817,146	0	581,283,333
貸倒引当金	0	△ 7,215,971	0	△ 7,215,971
賞与引当金見返	410,656,659	0	0	410,656,659
流動資産合計	9,283,023,741,617	94,727,541	0	9,283,118,469,158
Ⅱ固定資産				
1. 有形固定資産				
建物	42,395,531,348	0	0	42,395,531,348
減価償却累計額	△ 19,625,519,865	0	0	△ 19,625,519,865
構築物	52,100,859	0	0	52,100,859
減価償却累計額	△ 42,929,852	0	0	△ 42,929,852
車両運搬具	5,682,600	0	0	5,682,600
減価償却累計額	△ 2,273,040	0	0	△ 2,273,040
工具器具備品	5,754,531,878	0	0	5,754,531,878
減価償却累計額	△ 4,121,751,293	0	0	△ 4,121,751,293
土地	10,672,550,060	0	0	10,672,550,060
有形固定資産合計	35,087,922,695	0	0	35,087,922,695
2. 無形固定資産				
借地権	5,450,587,495	0	0	5,450,587,495
ソフトウェア	6,839,928,454	0	0	6,839,928,454
電話加入権	754,000	0	0	754,000
無形固定資産合計	12,291,269,949	0	0	12,291,269,949
3. 投資その他の資産				
破産再生更生債権等	1,989,839,482	0	0	1,989,839,482
破産再生更生債権等	123,283,490,247	9,495,830	0	123,292,986,077
貸倒引当金	△ 121,293,650,765	△ 9,495,830	0	△ 121,303,146,595
未収財源措置予定額	24,972,748,598	0	0	24,972,748,598
退職給付引当金見返	3,462,206,844	0	0	3,462,206,844
前払年金費用	230,324,448	0	0	230,324,448
差入保証金	50,365,450	0	0	50,365,450
投資その他の資産合計	30,705,484,822	0	0	30,705,484,822
固定資産合計	78,084,677,466	0	0	78,084,677,466
資産合計	**9,361,108,419,083**	**94,727,541**	**0**	**9,361,203,146,624**
負債の部				
Ⅰ流動負債				
運営費交付金債務	711,049,174	0	0	711,049,174
預り施設費	39,152,888	0	0	39,152,888
預り補助金等	5,314,723,894	0	0	5,314,723,894
預り寄附金	2,466,888,000	0	0	2,466,888,000
一年以内償還予定日本学生支援債券	120,000,000,000	0	0	120,000,000,000
一年以内返済予定長期借入金	948,331,760,000	0	0	948,331,760,000
未払金	4,215,881,030	0	0	4,215,881,030
未払消費税等	22,266,400	0	0	22,266,400
リース債務	145,603,593	0	0	145,603,593
未払費用	10,300,993,902	0	0	10,300,993,902
前受金	200,189,137	0	0	200,189,137
預り金	442,472,132	0	0	442,472,132
仮受金	72,820,455	0	0	72,820,455
賞与引当金	410,656,659	0	0	410,656,659
流動負債合計	1,092,674,457,264	0	0	1,092,674,457,264
Ⅱ固定負債				
資産見返負債	8,368,474,285	0	0	8,368,474,285
資産見返運営費交付金	1,080,264,047	0	0	1,080,264,047
資産見返施設費	709,100,578	0	0	709,100,578
資産見返補助金等	6,502,711,194	0	0	6,502,711,194
資産見返寄附金	76,398,466	0	0	76,398,466
長期預り補助金等	0	94,727,541	0	94,727,541
長期預り寄附金	5,026,137,063	0	0	5,026,137,063
日本学生支援債券	120,000,000,000	0	0	120,000,000,000
長期借入金	8,096,133,112,335	0	0	8,096,133,112,335
長期預り保証金	69,915,816	0	0	69,915,816
長期リース債務	616,322,746	0	0	616,322,746
退職給付引当金	3,462,206,844	0	0	3,462,206,844
前払年金費用見返	230,324,448	0	0	230,324,448
固定負債合計	8,233,906,493,537	94,727,541	0	8,234,001,221,078
負債合計	**9,326,580,950,801**	**94,727,541**	**0**	**9,326,675,678,342**
純資産の部				
Ⅰ資本金				
政府出資金	100,000,000	0	0	100,000,000
資本金合計	100,000,000	0	0	100,000,000
Ⅱ資本剰余金				
資本剰余金	5,966,639,822	0	0	5,966,639,822
その他行政コスト累計額	△ 30,461,021,259	0	0	△ 30,461,021,259
減価償却相当累計額	△ 19,442,415,225	0	0	△ 19,442,415,225
除売却差額相当累計額	△ 11,018,606,034	0	0	△ 11,018,606,034
民間出えん金	58,745,446,994	0	0	58,745,446,994
資本剰余金合計	34,251,065,557	0	0	34,251,065,557
Ⅲ利益剰余金				
前中期目標期間繰越積立金	154,798,079	0	0	154,798,079
積立金	163,860	0	0	163,860
当期未処分利益	21,440,786	0	0	21,440,786
（うち当期総利益）	21,440,786	0	0	21,440,786
利益剰余金合計	176,402,725	0	0	176,402,725
純資産合計	**34,527,468,282**	**0**	**0**	**34,527,468,282**
負債・純資産合計	**9,361,108,419,083**	**94,727,541**	**0**	**9,361,203,146,624**

行政コスト計算書

（自令和７年４月１日　至令和８年３月31日）

（単位:円）

	一般勘定	学資支給業務勘定	調整	法人単位
Ⅰ 損益計算書上の費用				
奨学金業務費	71,012,598,834	0	0	71,012,598,834
学資金支給業務費	0	8,943,914	0	8,943,914
修学支援学資金支給業務費	159,061,362,700	0	0	159,061,362,700
留学生学資金支給業務費	12,793,069,580	0	0	12,793,069,580
留学生寄宿舎運営業務費	1,182,719,146	0	0	1,182,719,146
留学試験業務費	1,166,409,759	0	0	1,166,409,759
日本語予備教育業務費	783,954,647	0	0	783,954,647
留学生交流推進業務費	1,246,435,348	0	0	1,246,435,348
研修・情報提供業務費	222,683,507	0	0	222,683,507
修学環境等調査研究業務費	104,738,235	0	0	104,738,235
一般管理費	3,296,854,673	0	0	3,296,854,673
臨時損失	117,223,478	0	0	117,223,478
損益計算書上の費用合計	**250,988,049,907**	**8,943,914**	**0**	**250,996,993,821**
Ⅱ その他行政コスト				
減価償却相当額	816,178,808	0	0	816,178,808
除売却差額相当額	15	0	0	15
その他行政コスト合計	**816,178,823**	**0**	**0**	**816,178,823**
Ⅲ 行政コスト	**251,804,228,730**	**8,943,914**	**0**	**251,813,172,644**

損益計算書

（自令和７年４月１日　至令和８年３月31日）

（単位：円）

	一般勘定	学資支給業務勘定	調整	法人単位
経常費用				
業務費				
奨学金業務費	71,012,598,834	0	0	71,012,598,834
学資金支給業務費	0	8,943,914	0	8,943,914
修学支援学資金支給業務費	159,061,362,700	0	0	159,061,362,700
留学生学資金支給業務費	12,793,069,580	0	0	12,793,069,580
留学生寄宿舎運営業務費	1,182,719,146	0	0	1,182,719,146
留学試験業務費	1,166,409,759	0	0	1,166,409,759
日本語予備教育業務費	783,954,647	0	0	783,954,647
留学生交流推進業務費	1,246,435,348	0	0	1,246,435,348
研修・情報提供業務費	222,683,507	0	0	222,683,507
修学環境等調査研究業務費	104,738,235	0	0	104,738,235
一般管理費	3,296,854,673	0	0	3,296,854,673
経常費用合計	**250,870,826,429**	**8,943,914**	**0**	**250,879,770,343**
経常収益				
運営費交付金収益	15,457,977,918	0	0	15,457,977,918
施設費収益	50,030,849	0	0	50,030,849
学資貸与金利息	25,306,495,585	0	0	25,306,495,585
延滞金収入	1,954,435,253	0	0	1,954,435,253
留学生宿舎収入	638,015,749	0	0	638,015,749
日本語学校収入	290,912,419	0	0	290,912,419
日本留学試験検定料収入	865,468,811	0	0	865,468,811
その他事業収入	303,259,119	0	0	303,259,119
受託収入				
その他受託収入	35,923,385	0	0	35,923,385
補助金等収益	190,303,892,333	8,943,914	0	190,312,836,247
国庫補助金収益	168,503,256,181	8,943,914	0	168,512,200,095
政府補給金収益	21,800,636,152	0	0	21,800,636,152
助成金収益	100,000,000	0	0	100,000,000
財源措置予定額収益	9,233,977,436	0	0	9,233,977,436
寄附金収益	2,615,617,877	0	0	2,615,617,877
賞与引当金見返に係る収益	410,656,659	0	0	410,656,659
退職給付引当金見返に係る収益	89,937,246	0	0	89,937,246
資産見返負債戻入	2,534,630,602	0	0	2,534,630,602
資産見返運営費交付金戻入	636,785,951	0	0	636,785,951
資産見返施設費戻入	88,710,078	0	0	88,710,078
資産見返補助金等戻入	1,793,390,025	0	0	1,793,390,025
資産見返寄附金戻入	15,744,548	0	0	15,744,548
財務収益	194,380,778	0	0	194,380,778
受取利息	179,238,587	0	0	179,238,587
有価証券利息	15,142,191	0	0	15,142,191
経常収益合計	**250,385,612,019**	**8,943,914**	**0**	**250,394,555,933**
経常損失	**485,214,410**	**0**	**0**	**485,214,410**
臨時損失	**117,223,478**	**0**	**0**	**117,223,478**
固定資産除却損	6,923,098	0	0	6,923,098
減損損失	110,300,380	0	0	110,300,380
臨時利益	**117,176,852**	**0**	**0**	**117,176,852**
資産見返運営費交付金戻入	117,172,166	0	0	117,172,166
資産見返補助金等戻入	4,683	0	0	4,683
資産見返寄附金戻入	3	0	0	3
当期純損失	**485,261,036**	**0**	**0**	**485,261,036**
前中期目標期間繰越積立金取崩額	**506,701,822**	**0**	**0**	**506,701,822**
当期総利益	**21,440,786**	**0**	**0**	**21,440,786**

キャッシュ・フロー計算書

（自令和７年４月１日　至令和８年３月31日）

（単位:円）

	一般勘定	学資支給業務勘定	調整	法人単位
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー				
人件費支出	△ 5,362,968,231	0	0	△ 5,362,968,231
学資貸与金の貸付による支出	△ 800,428,256,992	0	0	△ 800,428,256,992
学資支給金の支給による支出	0	△ 1,440,000	0	△ 1,440,000
修学支援学資支給金の支給による支出	△ 159,061,362,700	0	0	△ 159,061,362,700
短期借入金の返済による支出	△ 1,716,658,000,000	0	0	△ 1,716,658,000,000
債券の償還による支出	△ 120,000,000,000	0	0	△ 120,000,000,000
長期借入金の返済による支出	△ 934,148,515,764	0	0	△ 934,148,515,764
借入利息の支払額	△ 33,468,924,561	0	0	△ 33,468,924,561
債券利息の支払額	△ 997,837,014	0	0	△ 997,837,014
その他の業務支出	△ 26,900,605,725	0	0	△ 26,900,605,725
運営費交付金収入	16,510,189,000	0	0	16,510,189,000
学資貸与金の回収による収入	907,058,377,023	0	0	907,058,377,023
学資支給金の回収による収入	155,136,701	14,767,244	0	169,903,945
短期借入れによる収入	1,716,658,000,000	0	0	1,716,658,000,000
債券の発行による収入	119,827,705,370	0	0	119,827,705,370
長期借入れによる収入	846,673,632,000	0	0	846,673,632,000
学資貸与金利息の受取額	25,176,481,482	0	0	25,176,481,482
延滞金収入	1,954,435,253	0	0	1,954,435,253
留学生宿舎収入	637,534,245	0	0	637,534,245
日本語学校収入	288,786,671	0	0	288,786,671
日本留学試験検定料収入	834,846,811	0	0	834,846,811
その他の事業収入	354,715,481	0	0	354,715,481
その他の受託収入	26,689,259	0		26,689,259
国庫補助金収入	177,703,362,000	0	0	177,703,362,000
国庫補助金の精算による返還金の支出	△ 3,972,469,723	△ 26,576,000	0	△ 3,999,045,723
政府補給金収入	103,924,140	0	0	103,924,140
助成金収入	100,000,000	0	0	100,000,000
寄附金収入	1,132,935,685	0	0	1,132,935,685
小計	14,197,810,411	△ 13,248,756	0	14,184,561,655
その他利息の受取額	194,380,778	0	0	194,380,778
その他利息の支払額	△ 172,395	0	0	△ 172,395
業務活動によるキャッシュ・フロー	**14,392,018,794**	**△ 13,248,756**	**0**	**14,378,770,038**
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出	△ 4,180,085,481	0	0	△ 4,180,085,481
無形固定資産の取得による支出	△ 1,545,623,750	0	0	△ 1,545,623,750
差入保証金の差入による支出	△ 2,078,590	0	0	△ 2,078,590
差入保証金の返還による収入	149,276,721	0	0	149,276,721
施設整備費補助金収入	1,043,180,100	0	0	1,043,180,100
資産除去債務の履行による支出	△ 225,940,000	0	0	△ 225,940,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	**△ 4,761,271,000**	**0**	**0**	**△ 4,761,271,000**
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー				
リース債務の返済による支出	△ 591,132,418	0	0	△ 591,132,418
財務活動によるキャッシュ・フロー	**△ 591,132,418**	**0**	**0**	**△ 591,132,418**
Ⅳ　資金増加又は減少額	**9,039,615,376**	**△ 13,248,756**	**0**	**9,026,366,620**
Ⅴ　資金期首残高	**274,444,354,567**	**28,375,122**	**0**	**274,472,729,689**
Ⅵ　資金期末残高	**283,483,969,943**	**15,126,366**	**0**	**283,499,096,309**

（１８）勘定別の利益の処分に関する明細

（単位：円）

	一般勘定	学資支給業務勘定	合計
Ⅰ　当期未処分利益	21,440,786	0	21,440,786
当期総利益	21,440,786	0	21,440,786
Ⅱ　利益処分額	21,440,786	0	21,440,786
積立金	21,440,786	0	21,440,786

（１９）相殺消去された債権・債務等の内訳

①相殺消去された勘定相互間の債権と債務
該当ありません。

②相殺消去された勘定相互間の損益取引に係る費用と収益
該当ありません。

③消去された勘定相互間の取引に係る未実現損益
該当ありません。

（２０）相殺消去された勘定相互間のキャッシュ・フローの内訳
該当ありません。

〈一般勘定〉

①貸借対照表（令和８年３月31日現在）

（単位：円）

区分	金額		
資産の部			
Ⅰ流動資産			
現金及び預金		283,483,969,943	
貸付金			
第一種学資貸与金	2,741,476,097,208		
第二種学資貸与金	6,283,202,577,145		
貸倒引当金	△ 26,711,678,121	8,997,966,996,232	
前払金		13,248,049	
前払費用		15,825,434	
未収収益	642,106,971		
貸倒引当金	△ 3,527,858	638,579,113	
未収金		494,466,187	
賞与引当金見返（注）		410,656,659	
流動資産合計			9,283,023,741,617
Ⅱ固定資産			
1. 有形固定資産			
建物	42,395,531,348		
減価償却累計額	△ 19,625,519,865	22,770,011,483	
構築物	52,100,859		
減価償却累計額	△ 42,929,852	9,171,007	
車両運搬具	5,682,600		
減価償却累計額	△ 2,273,040	3,409,560	
工具器具備品	5,754,531,878		
減価償却累計額	△ 4,121,751,293	1,632,780,585	
土地		10,672,550,060	
有形固定資産合計		35,087,922,695	
2. 無形固定資産			
借地権		5,450,587,495	
ソフトウェア		6,839,928,454	
電話加入権		754,000	
無形固定資産合計		12,291,269,949	
3. 投資その他の資産			
破産再生更生債権等	123,283,490,247		
貸倒引当金	△ 121,293,650,765	1,989,839,482	
未収財源措置予定額（注）		24,972,748,598	
退職給付引当金見返（注）		3,462,206,844	
前払年金費用		230,324,448	
差入保証金		50,365,450	
投資その他の資産合計		30,705,484,822	
固定資産合計			78,084,677,466
資産合計			9,361,108,419,083

区分	金額		
負債の部			
Ⅰ流動負債			
運営費交付金債務（注）		711,049,174	
預り施設費（注）		39,152,888	
預り補助金等（注）		5,314,723,894	
預り寄附金（注）		2,466,888,000	
一年以内償還予定日本学生支援債券		120,000,000,000	
一年以内返済予定長期借入金		948,331,760,000	
未払金		4,215,881,030	
未払消費税等		22,266,400	
リース債務		145,603,593	
未払費用		10,300,993,902	
前受金		200,189,137	
預り金		442,472,132	
仮受金		72,820,455	
賞与引当金		410,656,659	
流動負債合計			1,092,674,457,264
Ⅱ固定負債			
資産見返負債（注）			
資産見返運営費交付金（注）	1,080,264,047		
資産見返施設費（注）	709,100,578		
資産見返補助金等（注）	6,502,711,194		
資産見返寄附金（注）	76,398,466	8,368,474,285	
長期預り寄附金（注）		5,026,137,063	
日本学生支援債券		120,000,000,000	
長期借入金		8,096,133,112,335	
長期預り保証金		69,915,816	
長期リース債務		616,322,746	
退職給付引当金		3,462,206,844	
前払年金費用見返（注）		230,324,448	
固定負債合計			8,233,906,493,537
負債合計			9,326,580,950,801
純資産の部			
Ⅰ資本金			
政府出資金	100,000,000		
資本金合計		100,000,000	
Ⅱ資本剰余金			
資本剰余金	5,966,639,822		
その他行政コスト累計額（注）	△ 30,461,021,259		
減価償却相当累計額（注）	△ 19,442,415,225		
除売却差額相当累計額（注）	△ 11,018,606,034		
民間出えん金（注）	58,745,446,994		
資本剰余金合計		34,251,065,557	
Ⅲ利益剰余金			
前中期目標期間繰越積立金（注）	154,798,079		
積立金	163,860		
当期未処分利益	21,440,786		
（うち当期総利益）	(21,440,786)		
利益剰余金合計		176,402,725	
純資産合計			34,527,468,282
負債･純資産合計			9,361,108,419,083

貸借対照表注記
１．「貸付金」は、独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項に基づく奨学金貸与事業の貸付金を示しております。
２．（注）を付した勘定科目は、独立行政法人固有の会計処理に基づく勘定科目です。
３．その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額　△1,067,009円

②行政コスト計算書(自令和７年４月１日　至令和８年３月31日)

（単位:円）

区分	金額	
Ⅰ　損益計算書上の費用		
奨学金業務費	71,012,598,834	
修学支援学資金支給業務費	159,061,362,700	
留学生学資金支給業務費	12,793,069,580	
留学生寄宿舎運営業務費	1,182,719,146	
留学試験業務費	1,166,409,759	
日本語予備教育業務費	783,954,647	
留学生交流推進業務費	1,246,435,348	
研修・情報提供業務費	222,683,507	
修学環境等調査研究業務費	104,738,235	
一般管理費	3,296,854,673	
臨時損失	117,223,478	
損益計算書上の費用合計		250,988,049,907
Ⅱ　その他行政コスト		
減価償却相当額（注）	816,178,808	
除売却差額相当額（注）	15	
その他行政コスト合計		816,178,823
Ⅲ　行政コスト		251,804,228,730

行政コスト計算書注記

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	251,804,228,730	円
自己収入等	△ 32,320,253,527	円
機会費用	49,296,766,403	円
独立行政法人の運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	268,780,741,606	円

２．機会費用の計上方法

（１）　国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずる機会費用の計算方法

近隣の地代や賃貸料等を参考に計算しております。

（２）　政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

平成31年４月５日付事務連絡「行政サービス実施コスト計算書等の機会費用算定の取扱いについて（留意事項）」（総務省行政管理局、財務省主計局法規課公会計室）に基づき、2.345%で計算しております。

（３）　国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引から生ずる機会費用の計算に使用した利率

当事業年度に行った通常の資金調達に係る約定利率の加重平均値1.678%で計算しております。

（４）　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

３．（注）を付した勘定科目は、独立行政法人固有の会計処理に基づく勘定科目です。

③損益計算書(自令和７年４月１日　至令和８年３月31日)

（単位:円）

区分	金額		
経常費用			
業務費			
奨学金業務費	71,012,598,834		
修学支援学資金支給業務費	159,061,362,700		
留学生学資金支給業務費	12,793,069,580		
留学生寄宿舎運営業務費	1,182,719,146		
留学試験業務費	1,166,409,759		
日本語予備教育業務費	783,954,647		
留学生交流推進業務費	1,246,435,348		
研修・情報提供業務費	222,683,507		
修学環境等調査研究業務費	104,738,235	247,573,971,756	
一般管理費		3,296,854,673	
経常費用合計			250,870,826,429
経常収益			
運営費交付金収益（注）		15,457,977,918	
施設費収益（注）		50,030,849	
学資貸与金利息		25,306,495,585	
延滞金収入		1,954,435,253	
留学生宿舎収入		638,015,749	
日本語学校収入		290,912,419	
日本留学試験検定料収入		865,468,811	
その他事業収入		303,259,119	
受託収入			
その他の受託収入		35,923,385	
補助金等収益（注）			
国庫補助金収益（注）	168,503,256,181		
政府補給金収益（注）	21,800,636,152	190,303,892,333	
助成金収益（注）		100,000,000	
財源措置予定額収益（注）		9,233,977,436	
寄附金収益（注）		2,615,617,877	
賞与引当金見返に係る収益（注）		410,656,659	
退職給付引当金見返に係る収益（注）		89,937,246	
資産見返負債戻入（注）			
資産見返運営費交付金戻入（注）	636,785,951		
資産見返施設費戻入（注）	88,710,078		
資産見返補助金等戻入（注）	1,793,390,025		
資産見返寄附金戻入（注）	15,744,548	2,534,630,602	
財務収益			
受取利息	179,238,587		
有価証券利息	15,142,191	194,380,778	
経常収益合計			250,385,612,019
経常損失			485,214,410
臨時損失			
固定資産除却損		6,923,098	
減損損失		110,300,380	117,223,478
臨時利益			
資産見返運営費交付金戻入（注）		117,172,166	
資産見返補助金等戻入（注）		4,683	
資産見返寄附金戻入（注）		3	117,176,852
当期純損失			485,261,036
前中期目標期間繰越積立金取崩額（注）			506,701,822
当期総利益			21,440,786

損益計算書注記

１．　事業費内訳は、附属明細書「主な事業費用の内訳」に記載しております。

２．　ファイナンス・リースに係る取引

　　ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、△560,368円であり、当該影響額を除いた当期総利益は22,001,154円であります。

３．　（注）を付した勘定科目は、独立行政法人固有の会計処理に基づく勘定科目です。

④純資産変動計算書（自令和7年4月1日　至令和8年3月31日）

（単位:円）

区分	Ⅰ 資本金		Ⅱ 資本剰余金									Ⅲ 利益剰余金					純資産合計
							その他行政コスト累計額										
	政府出資金	資本金合計	資本剰余金	国庫納付差額	財産的基礎	その他	減価償却相当累計額（－）	減損損失相当累計額（－）	除売却差額相当累計額（－）	民間出えん金	資本剰余金合計	前中期目標期間繰越積立金	積立金	当期未処分利益	うち当期総利益	利益剰余金合計	
当期首残高	100,000,000	100,000,000	△ 601,319,929	△ 602,272,629	0	952,700	△ 18,714,363,975	△ 25,033,031	△ 10,905,445,430	58,745,446,994	28,499,284,629	1,056,908,652	0	163,860	－	1,057,072,512	29,656,357,141
当期変動額																	
Ⅰ 資本金の当期変動額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ⅱ 資本剰余金の当期変動額																	
固定資産の取得	0	0	6,567,959,751	0	6,567,959,751	0	0	0	0	0	6,567,959,751	0	0	0	0	0	6,567,959,751
固定資産の除売却	0	0	0	0	0	0	88,127,558	25,033,031	△ 113,160,604	0	△ 15	0	0	0	0	0	△ 15
減価償却	0	0	0	0	0	0	△ 816,178,808	0	0	0	△ 816,178,808	0	0	0	0	0	△ 816,178,808
Ⅲ 利益剰余金の当期変動額																	
(1)利益の処分又は損失の処理																	
積立金への振替	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	163,860	△ 163,860	0	0	0
(2)その他																	
当期純利益（又は当期純損失）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 485,261,036	△ 485,261,036	△ 485,261,036	△ 485,261,036
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 902,110,573	0	506,701,822	506,701,822	△ 395,408,751	△ 395,408,751
当期変動額合計	0	0	6,567,959,751	0	6,567,959,751	0	△ 728,051,250	25,033,031	△ 113,160,604	0	5,751,780,928	△ 902,110,573	163,860	21,276,926	21,440,786	△ 880,669,787	4,871,111,141
当期末残高	100,000,000	100,000,000	5,966,639,822	△ 602,272,629	6,567,959,751	952,700	△ 19,442,415,225	0	△ 11,018,606,034	58,745,446,994	34,251,065,557	154,798,079	163,860	21,440,786	21,440,786	176,402,725	34,527,468,282

純資産変動計算書注記
1．資本剰余金のうち、その他は、機構発足時に国から承継した資産です。
2．資本剰余金の内訳項目については、各内訳項目ごとに当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を上記純資産変動計算書に表示しているため、附属明細書は資本剰余金の明細を記載していません。

⑤キャッシュ・フロー計算書(自令和７年４月１日　至令和８年３月31日)

(単位:円)

区分	金額
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
人件費支出	△ 5,362,968,231
学資貸与金の貸付による支出	△ 800,428,256,992
修学支援学資支給金の支給による支出	△ 159,061,362,700
短期借入金の返済による支出	△ 1,716,658,000,000
債券の償還による支出	△ 120,000,000,000
長期借入金の返済による支出	△ 934,148,515,764
借入利息の支払額	△ 33,468,924,561
債券利息の支払額	△ 997,837,014
その他の業務支出	△ 26,900,605,725
運営費交付金収入	16,510,189,000
学資貸与金の回収による収入	907,058,377,023
学資支給金の回収による収入	155,136,701
短期借入れによる収入	1,716,658,000,000
債券の発行による収入	119,827,705,370
長期借入れによる収入	846,673,632,000
学資貸与金利息の受取額	25,176,481,482
延滞金収入	1,954,435,253
留学生宿舎収入	637,534,245
日本語学校収入	288,786,671
日本留学試験検定料収入	834,846,811
その他の事業収入	354,715,481
その他の受託収入	26,689,259
国庫補助金収入	177,703,362,000
国庫補助金の精算による返還金の支出	△ 3,972,469,723
政府補給金収入	103,924,140
助成金収入	100,000,000
寄附金収入	1,132,935,685
小計	14,197,810,411
その他利息の受取額	194,380,778
その他利息の支払額	△ 172,395
業務活動によるキャッシュ・フロー	14,392,018,794
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 4,180,085,481
無形固定資産の取得による支出	△ 1,545,623,750
差入保証金の差入による支出	△ 2,078,590
差入保証金の返還による収入	149,276,721
施設整備費補助金収入	1,043,180,100
資産除去債務の履行による支出	△ 225,940,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,761,271,000
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ･フロー	
リース債務の返済による支出	△ 591,132,418
財務活動によるキャッシュ･フロー	△ 591,132,418
Ⅳ　資金増加額	9,039,615,376
Ⅴ　資金期首残高	274,444,354,567
Ⅵ　資金期末残高	283,483,969,943

キャッシュ・フロー計算書注記

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	283,483,969,943 円
資金期末残高	283,483,969,943 円

２．重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる資産の取得	365,599,740 円
学資貸与金免除	15,789,573,382 円
一般会計からの借入金免除	14,677,332,311 円
計	30,832,505,433 円

⑥利益の処分に関する書類

（単位:円）

区分	金額	
Ⅰ　当期未処分利益		21,440,786
当期総利益	21,440,786	
Ⅱ　利益処分額		
積立金		21,440,786

⑦注記事項

Ⅰ　重要な会計方針

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和３年９月 21 日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するＱ＆Ａ」（令和４年３月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。ただし、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係を明確に示すことができる部分を除く管理部門の活動については、期間進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　２～53 年
構築物　　２～45 年
工具器具備品　２～23 年

また、特定の資産のうち、償却資産（独立行政法人会計基準第 87 第１項）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

（２）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

（３）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

３．賞与に係る引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

４．退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付

引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

また、運営費交付金により、掛金及び年金積立不足額に対して財源措置がなされる見込みである確定給付企業年金等については、退職給付引当金（前払年金費用）と同額を退職給付引当金見返（前払年金費用見返）として計上しております。

５．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

６．債券発行差額の償却方法

債券発行差額は、債券の償還期間にわたって償却しております。

７．外貨建資産の本邦通貨への換算基準

期末日に保有する外国通貨は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理する方法を採用しております。

８．未収財源措置予定額の計上基準

（１）第一種学資貸与金（一般会計・特別会計借入分）の返還免除損に係る未収財源措置予定額

第一種学資貸与金（一般会計・特別会計借入分）の返還免除損については、独立行政法人日本学生支援機構法第 22 条及び独立行政法人日本学生支援機構法施行令第 19 条の規定に基づき、後年度に一般会計から借入金が償還免除されることが明らかであることから、発生した返還免除損の全額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

（２）第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金の返還免除損に係る未収財源措置予定額

第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金の返還免除損については、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金返還免除補填金により財源措置されることが明らかであることから、発生した返還免除損の全額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

（３）第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金に係る財政融資資金、民間借入金及び財投機関債の利息補てんに係る未収財源措置予定額

第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金に係る受取利息と財源である財政融資資金、民間借入金及び財投機関債の支払利息の差額については、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている政府補給金により財源措置されることが明らかであることから、当該事業年度末における未収利息と未払利息の差額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

（４）学資貸与金に係る貸倒損失に係る未収財源措置予定額

学資貸与金の貸倒損失に係る未収財源措置予定額については、後年度に財源措置されることが明らかであることから、財源措置が予定される金額を計上しております。

（追加情報）

法人化後新たに生じた学資貸与金に係る貸倒損失に対しては、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている回収不能債権補填金により、債権管理に関する規定及び中期目標に基づき適正に債権管理した結果生じた部分について財源措置されることが明らかであることから、回収目標率に基づき算出される予想貸倒引当金相当額を上限として当該学資貸与金に係る貸倒引当金繰入額から受取利息等を控除した額を未収財源措置予定額として計上しております。

旧日本育英会から承継した学資貸与金に係る貸倒損失に対しては、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令附則第３条の規定により文部科学大臣が決定した額（17,519,277,701 円）から毎期補助金により財源措置された額を控除した額を残高として未収財源措置予定額として計上しております。

「奨学金に係る債権の自己査定に関する細則」の制定（平成 21 年３月 16 日）に伴い、追加で計上される旧債権に係る貸倒引当金繰入額に対しては、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている回収不能債権補填金により、平成 20 年度決算の損失処理において第二期中期目標期間に繰越がなされる金額及び国庫納付がなされる金額を控除した積立金残額では当期総損失を処理できないものと計算される額（22,173,611,784 円）について財源措置されることが明らかであることから、平成 20 年度決算において同額を未収財源措置予定額として計上し、毎期補助金により財源措置された額を控除した額を残高として未収財源措置予定額として計上しております。

なお、国における回収不能債権補填金（国庫補助金）予算の算定にあたっては、令和３事業年度（令和４年度予算）より、上記旧日本育英会より承継した学資貸与金に係る貸倒損失及び「奨学金に係る債権の自己査定に関する細則」の制定（平成 21 年３月 16 日）に伴い追加で計上した貸倒引当金繰入額について、その増減にかかわらず対応する未収財源措置予定額を新たに計上しないとする取扱いが廃止されました。すなわち、法人化後新たに生じた学資貸与金と同様の取り扱いを前提として財源措置が行われております。

９．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

10．施設費を財源として取得した固定資産の会計処理

施設費を財源として取得した固定資産のうち、独立行政法人会計基準第 87 第 1 項の特定がされなかった固定資産については、当該固定資産の取得費に相当する額を資産見返施設費として計上しております。

Ⅱ　重要な債務負担行為

該当ありません。

Ⅲ　重要な後発事象

該当ありません。

Ⅳ　その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

令和元年５月 17 日付の大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）の制定及び独立行政法人日本学生支援機構法の改正により、令和２年度より、新たな修学支援制度による給付奨学金事業が実施されることになりました。これに伴い、平成 29 年度より開始した給付奨学金事業については、対象学生への学資金の支給が終了し、学資支給基金の残余額を国庫に納付した時点において、学資支給業務勘定を廃止するとされていたところ、当事業年度において、対象学生への学資金の支給が終了しました。ついては、政令に基づき残余額の国庫納付を令和８事業年度に行います。なお、新たな修学支援制度による給付奨学金に係る業務については、一般勘定にて経理しております。

Ⅴ　金融商品の時価等に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当法人は、奨学金事業を実施しております。この業務を実施するため、一般会計借入金、特別会計借入金、財政融資資金、金融機関からの借入及び財投機関債の発行により資金を調達しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当法人が保有する金融資産は、個人に対する貸付金及び未収金であり、債務者の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

借入金及び財投機関債は、市場の混乱等により、当法人の資金調達が困難となる等の流動性リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当法人は、当法人の貸与奨学規程、給付奨学規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸付金及び未収金について、信用情報管理、問題債権への対応など債権管理に関する体制を整備し運用しております。これらの債権管理は、奨学金事業部門により行われ、また、定期的に経営管理会議やリスク管理委員会等を開催し、審議・報告を行っております。

② 金利リスクの管理

予め法令又は業務方法書等により定められた方法により利率を決定しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当法人は、主務大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金は注記を省略しており、預金、未収金及び未払金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（1）貸付金及び破産再生更生債権等 貸倒引当金	9,147,962 △148,005 8,999,957	8,242,442	757,515
（2）日本学生支援債券	(240,000)	(238,779)	(△1,221)
（3）長期借入金	(9,044,465)	(7,419,887)	(△1,624,578)

（注）負債に計上されているものは、() で示しております。

（注）日本学生支援債券には一年以内償還予定の日本学生支援債券が含まれております。

（注）長期借入金には一年以内返済予定の長期借入金が含まれております。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：　同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：　レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：　重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当する金融資産及び金融負債はありません。

（2）時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
貸付金及び破産再生更生債権等	－	－	8,242,442	8,242,442
日本学生支援債券	－	238,779	－	238,779
長期借入金	－	7,419,887	－	7,419,887

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

貸付金及び破産再生更生債権等

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。無利子奨学金については、将来キャッシュ・フローを見積り、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定し、有利子奨学金については、将来キャッシュ・フローを見積り、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、レベル３の時価に分類しております。

日本学生支援債券

当法人の発行する日本学生支援債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金（一年以内返済予定の長期借入金を含む）のうち、無利息である一般会計借入金及び特別会計借入金については、法令上の国からの償還免除相当額を見積り、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定し、財政融資資金及び金融機関からの借入については、主として借入毎の元利金を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によって時価を算定しており、レベル２の時価に分類しております。

Ⅵ　賃貸等不動産の時価等の開示に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

Ⅶ　退職給付に係る注記

１．採用している退職給付制度の概要

当法人は、役職員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（積立金制度）では、文教関係団体企業年金基金に加入しており、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

退職一時金制度（非積立型制度）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

２．確定給付制度

（１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（（３）に掲げられたものを除く）

期首における退職給付債務	6,539,230,706 円
勤務費用	228,428,422 円
利息費用	104,627,691 円
数理計算上の差異の当期発生額	△391,598,384 円
退職給付の支払額	△497,134,961 円
制度加入者からの拠出額	22,251,258 円
期末における退職給付債務	6,005,804,732 円

（２）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	4,207,017,106 円
期待運用収益	191,419,278 円
数理計算上の差異の当期発生額	467,630,514 円
事業主からの拠出額	24,023,531 円
退職給付の支払額	△211,137,961 円
制度加入者からの拠出額	22,251,258 円
期末における年金資産	4,701,203,726 円

（３）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	11,849,500 円

退職給付費用	3,693,300 円
退職給付への支払額	△6,244,900 円
期末における退職給付引当金	9,297,900 円

（４）退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払金年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	3,037,228,933 円
年金資産	△4,701,203,726 円
積立型制度の未積立退職給付債務	△1,663,974,793 円
非積立型制度の未積立退職給付債務	2,977,873,699 円
小計	1,313,898,906 円
未認識数理計算上の差異	1,917,983,490 円
未認識過去勤務費用	0 円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,231,882,396 円
退職給付引当金	3,462,206,844 円
前払年金費用	230,324,448 円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,231,882,396 円

（５）退職給付に関連する損益

勤務費用	250,679,680 円
利息費用	104,627,691 円
期待運用収益	△191,419,278 円
数理計算上の差異の当期費用処理額	△273,066,793 円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△11,372,987 円
簡便法で計算した退職給付費用	3,693,300 円
合計	△116,858,387 円

（６）年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	49.4%
株式	39.6%
一般勘定	4.2%
現金及び預金	1.9%
その他（マルチアセット）	4.9%
合計	100%

（７）長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

（８）数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（一時金制度及び年金制度）

割引率	2.54%
長期期待運用収益率	5.79%

３．退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、46,274,789 円でした。

Ⅷ　減損会計に関する注記

１．減損を認識した固定資産の用途、種類、場所及び帳簿価額等

用途	種類	場所	帳簿価額
東銀座事務所	建物附属設備	東京都中央区	110,300,380 円

※帳簿価額については、不使用決定日時点（令和７年 11 月 30 日）の帳簿価額を記載しております。

２．減損の認識に至った経緯

令和４年度第二次補正予算において、市谷事務所再整備事業に係る予算が措置され、当該工事のため、市谷事務所及び市谷外堀事務所に配置されていた部署が令和５事業年度において東銀座事務所に仮移転しました。

令和６事業年度において、東銀座事務所から市谷事務所への移転を令和７年 11 月の予定とする旨を決定し、東銀座事務所における固定資産を使用しないこととしました。

令和７年 11 月、市谷事務所再整備が完了し東銀座事務所から市谷事務所へ移転しました。

これにより、上記の固定資産を使用しないこととし、減損を認識しました。

３．減損損失の金額

区分	損益計算書に 計上していない金額	損益計算書に 計上した金額	合計
東銀座事務所	0 円	110,300,380 円	110,300,380 円
建物附属設備	0 円	110,300,380 円	110,300,380 円
合計	0 円	110,300,380 円	110,300,380 円

４．減損損失の算定方法

当該資産のすべてを使用しない決定をしたことから、帳簿価額を全額減額しております。

Ⅸ　資産除去債務に関する注記

市谷事務所再整備事業に係る東銀座事務所への仮移転のため、令和５年１月 20 日に定期貸室賃貸借契約を締結いたしました。このことを踏まえて、当該契約に基づく退去時における原状回復費用を見積もり、令和４事業年度に資産除去債務として計上しました。

当事業年度において、市谷事務所再整備が完了し東銀座事務所から市谷事務所へ移転いたしました。東銀座事務所の原状回復工事完了に伴い資産除去債務が減少しております。

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は以下のとおりです。

期首残高	225,940,000 円
原状回復工事完了による減少額	225,940,000 円
期末残高	0 円

⑧附属明細書

（１）固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第８７ 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を含む。）及び減損損失累計額の明細

（単位：円）

資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末残高	摘要
							当期償却額		当期減損額		
有形固定資産（減価償却費）	建物	2,568,131,777	13,736,264	418,404,952	2,163,463,089	1,119,718,213	131,819,325	0	0	1,043,744,876	
	構築物	27,282,107	0	0	27,282,107	19,726,338	1,029,292	0	0	7,555,769	
	車両運搬具	5,682,600	0	0	5,682,600	2,273,040	1,136,520	0	0	3,409,560	
	工具器具備品	5,091,615,415	722,329,428	468,870,823	5,345,074,020	4,004,071,484	755,043,395	0	0	1,341,002,536	
	計	7,692,711,899	736,065,692	887,275,775	7,541,501,816	5,145,789,075	889,028,532	0	0	2,395,712,741	
有形固定資産（減価償却相当額）	建物	34,084,293,044	6,257,980,620	110,205,405	40,232,068,259	18,505,801,652	797,420,995	0	0	21,726,266,607	
	構築物	24,818,752	0	0	24,818,752	23,203,514	453,267	0	0	1,615,238	
	工具器具備品	102,433,926	309,979,131	2,955,199	409,457,858	117,679,809	18,304,546	0	0	291,778,049	
	計	34,211,545,722	6,567,959,751	113,160,604	40,666,344,869	18,646,684,975	816,178,808	0	0	22,019,659,894	
有形固定資産（非償却資産）	土地	10,672,550,060	0	0	10,672,550,060	0	0	0	0	10,672,550,060	
	建設仮勘定	5,460,763,000	0	5,460,763,000	0	0	0	0	0	0	
	計	16,133,313,060	0	5,460,763,000	10,672,550,060	0	0	0	0	10,672,550,060	
有形固定資産合計	建物	36,652,424,821	6,271,716,884	528,610,357	42,395,531,348	19,625,519,865	929,240,320	0	0	22,770,011,483	
	構築物	52,100,859	0	0	52,100,859	42,929,852	1,482,559	0	0	9,171,007	
	車両運搬具	5,682,600	0	0	5,682,600	2,273,040	1,136,520	0	0	3,409,560	
	工具器具備品	5,194,049,341	1,032,308,559	471,826,022	5,754,531,878	4,121,751,293	773,347,941	0	0	1,632,780,585	
	土地	10,672,550,060	0	0	10,672,550,060	0	0	0	0	10,672,550,060	
	建設仮勘定	5,460,763,000	0	5,460,763,000	0	0	0	0	0	0	
	計	58,037,570,681	7,304,025,443	6,461,199,379	58,880,396,745	23,792,474,050	1,705,207,340	0	0	35,087,922,695	
無形固定資産（減価償却費）	ソフトウェア	25,459,765,482	1,765,431,800	0	27,225,197,282	20,385,268,828	2,147,527,032	0	0	6,839,928,454	
	計	25,459,765,482	1,765,431,800	0	27,225,197,282	20,385,268,828	2,147,527,032	0	0	6,839,928,454	
無形固定資産（減価償却相当額）	ソフトウェア	795,730,250	0	0	795,730,250	795,730,250	0	0	0	0	
	計	795,730,250	0	0	795,730,250	795,730,250	0	0	0	0	
無形固定資産（非償却資産）	借地権	5,450,587,495	0	0	5,450,587,495	0	0	0	0	5,450,587,495	
	電話加入権	754,000	0	0	754,000	0	0	0	0	754,000	
	計	5,451,341,495	0	0	5,451,341,495	0	0	0	0	5,451,341,495	
無形固定資産合計	借地権	5,450,587,495	0	0	5,450,587,495	0	0	0	0	5,450,587,495	
	ソフトウェア	26,255,495,732	1,765,431,800	0	28,020,927,532	21,180,999,078	2,147,527,032	0	0	6,839,928,454	
	電話加入権	754,000	0	0	754,000	0	0	0	0	754,000	
	計	31,706,837,227	1,765,431,800	0	33,472,269,027	21,180,999,078	2,147,527,032	0	0	12,291,269,949	
投資その他の資産	破産再生更生債権等	121,837,472,058	3,403,510,452	1,957,492,263	123,283,490,247	0	0	0	0	123,283,490,247	
	貸倒引当金	△ 120,036,754,936	△ 3,214,388,092	△ 1,957,492,263	△ 121,293,650,765	0	0	0	0	△ 121,293,650,765	＊
	未収財源措置予定額	12,560,838,461	12,411,910,137	0	24,972,748,598	0	0	0	0	24,972,748,598	
	退職給付引当金見返	3,664,511,498	89,937,246	292,241,900	3,462,206,844	0	0	0	0	3,462,206,844	
	前払年金費用	0	230,324,448	0	230,324,448	0	0	0	0	230,324,448	
	差入保証金	197,563,581	2,078,590	149,276,721	50,365,450	0	0	0	0	50,365,450	
	計	18,223,630,662	12,923,372,781	441,518,621	30,705,484,822	0	0	0	0	30,705,484,822	

＊当期減少額のうち目的取崩額は1,957,492,263円であります。

（2）貸付金の明細

（単位：円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額			期末残高	摘要
		新規貸与額	回収額	償却額	返還免除額		
第一種学資貸与金 （うち破産再生更生債権等）	2,835,281,032,734 (34,888,506,406)	232,755,616,992	277,955,734,987	836,272,431	13,737,338,259	2,775,507,304,049 (34,031,206,841)	
第二種学資貸与金 （うち破産再生更生債権等）	6,437,074,214,041 (86,948,965,652)	567,672,640,000	629,118,538,535	1,121,219,832	2,052,235,123	6,372,454,860,551 (89,252,283,406)	
計 （うち破産再生更生債権等）	9,272,355,246,775 (121,837,472,058)	800,428,256,992	907,074,273,522	1,957,492,263	15,789,573,382	9,147,962,164,600 (123,283,490,247)	

*返還免除の理由は、独立行政法人日本学生支援機構法第１５条第３項の規定により当年度に返還を免除したものであります。

（3）長期借入金の明細

（単位：円）

区分	期首残高 (内一年以内返済予定額)	当期増加	当期減少	期末残高 (内一年以内返済予定額)	平均利率(%)	返済期限	摘要
一般会計借入金	2,836,230,159,000 (71,939,987,000)	96,173,632,000	138,135,037,000	2,794,268,754,000 (73,251,760,000)	無利息	令和8年度～令和43年度	*
特別会計借入金	13,656,929,410 (　－　)	0	1,610,811,075	12,046,118,335 (　－　)	無利息	令和31年度～令和36年度	*
財政融資資金借入金	6,138,730,000,000 (651,080,000,000)	514,200,000,000	651,080,000,000	6,001,850,000,000 (638,780,000,000)	0.722	令和8年度～令和27年度	
民間借入金(信金中央金庫)	0 (　－　)	39,900,000,000	0	39,900,000,000 (39,900,000,000)	1.142	令和8年度	
民間借入金(りそな銀行)	124,000,000,000 (124,000,000,000)	172,400,000,000	124,000,000,000	172,400,000,000 (172,400,000,000)	1.195	令和8年度	
民間借入金(多摩信用金庫)	0 (　－　)	5,000,000,000	0	5,000,000,000 (5,000,000,000)	1.240	令和8年度	
民間借入金(京都中央信用金庫)	0 (　－　)	10,000,000,000	0	10,000,000,000 (10,000,000,000)	1.240	令和8年度	
民間借入金(西日本シティ銀行)	0 (　－　)	8,000,000,000	0	8,000,000,000 (8,000,000,000)	1.240	令和8年度	
民間借入金(栃木銀行)	2,000,000,000 (2,000,000,000)	1,000,000,000	2,000,000,000	1,000,000,000 (1,000,000,000)	1.250	令和8年度	
民間借入金(SBI新生銀行)	32,000,000,000 (32,000,000,000)	0	32,000,000,000	0 (　－　)	0.705	令和7年度	
計	9,146,617,088,410 (881,019,987,000)	846,673,632,000	948,825,848,075	9,044,464,872,335 (948,331,760,000)			

*一般会計について減少の理由は、独立行政法人日本学生支援機構法第22条第２項の規定により償還を免除されたものを含みます。

*特別会計について減少の理由は、独立行政法人日本学生支援機構法第22条第２項の規定により償還を免除されたものを含みます。

（4）日本学生支援債券の明細

（単位：円）

銘柄	期首残高 (内一年以内償還予定額)	当期増加	当期減少	期末残高 (内一年以内償還予定額)	利率(%)	償還期限	摘要
第七十一回日本学生支援債券	30,000,000,000 (30,000,000,000)	0	30,000,000,000	0 (　－　)	0.080	令和7年6月20日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第七十二回日本学生支援債券	30,000,000,000 (30,000,000,000)	0	30,000,000,000	0 (　－　)	0.080	令和7年9月19日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第七十三回日本学生支援債券	30,000,000,000 (30,000,000,000)	0	30,000,000,000	0 (　－　)	0.100	令和7年11月20日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第七十四回日本学生支援債券	30,000,000,000 (30,000,000,000)	0	30,000,000,000	0 (　－　)	0.101	令和8年2月20日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第七十五回日本学生支援債券	30,000,000,000 (　－　)	0	0	30,000,000,000 (30,000,000,000)	0.439	令和8年6月19日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第七十六回日本学生支援債券	30,000,000,000 (　－　)	0	0	30,000,000,000 (30,000,000,000)	0.404	令和8年9月18日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第七十七回日本学生支援債券	30,000,000,000 (　－　)	0	0	30,000,000,000 (30,000,000,000)	0.538	令和8年11月20日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第七十八回日本学生支援債券	30,000,000,000 (　－　)	0	0	30,000,000,000 (30,000,000,000)	0.742	令和9年2月19日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第七十九回日本学生支援債券	0 (　－　)	30,000,000,000	0	30,000,000,000 (　－　)	0.781	令和9年6月18日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第八十回日本学生支援債券	0 (　－　)	30,000,000,000	0	30,000,000,000 (　－　)	0.870	令和9年9月17日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第八十一回日本学生支援債券	0 (　－　)	30,000,000,000	0	30,000,000,000 (　－　)	0.944	令和9年11月19日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第八十二回日本学生支援債券	0 (　－　)	30,000,000,000	0	30,000,000,000 (　－　)	1.186	令和10年2月18日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
計	240,000,000,000 (120,000,000,000)	120,000,000,000	120,000,000,000	240,000,000,000 (120,000,000,000)			

（5）引当金の明細

（単位：円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
賞与引当金	389,165,276	410,656,659	389,165,276	0	410,656,659	
計	389,165,276	410,656,659	389,165,276	0	410,656,659	

（6）貸付金等に対する貸倒引当金の明細

（単位：円）

区分		貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
		期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	
第一種学資貸与金		2,835,281,032,734	△ 59,773,728,685	2,775,507,304,049	39,227,918,737	△ 685,173,975	38,542,744,762	
一般債権	正常先	2,627,070,112,548	△ 56,177,871,619	2,570,892,240,929	530,567,358	51,972,277	582,539,635	
	要注意先	62,783,352,165	△ 1,590,892,206	61,192,459,959	427,846,941	40,397,576	468,244,517	
	要管理先	95,111,619,090	△ 1,004,450,941	94,107,168,149	979,345,287	110,174,597	1,089,519,884	
	小計	2,784,965,083,803	△ 58,773,214,766	2,726,191,869,037	1,937,759,586	202,544,450	2,140,304,036	
貸倒懸念債権	破綻懸念先	15,427,442,525	△ 143,214,354	15,284,228,171	2,952,231,280	△ 29,129,351	2,923,101,929	
破産再生更生債権等	実質破綻先	28,350,150,431	△ 936,554,475	27,413,595,956	27,840,821,924	△ 942,072,351	26,898,749,573	
	破綻先	6,538,355,975	79,254,910	6,617,610,885	6,497,105,947	83,483,277	6,580,589,224	
	小計	34,888,506,406	△ 857,299,565	34,031,206,841	34,337,927,871	△ 858,589,074	33,479,338,797	
第二種学資貸与金		6,437,074,214,041	△ 64,619,353,490	6,372,454,860,551	107,395,804,635	2,066,779,489	109,462,584,124	
一般債権	正常先	5,764,123,666,030	△ 63,230,377,202	5,700,893,288,828	1,906,167,719	115,858,003	2,022,025,722	
	要注意先	215,307,823,557	△ 3,643,407,265	211,664,416,292	1,924,523,292	138,359,310	2,062,882,602	
	要管理先	306,380,447,858	1,206,682,928	307,587,130,786	4,113,747,594	337,753,025	4,451,500,619	
	小計	6,285,811,937,445	△ 65,667,101,539	6,220,144,835,906	7,944,438,605	591,970,338	8,536,408,943	
貸倒懸念債権	破綻懸念先	64,313,310,944	△ 1,255,569,705	63,057,741,239	13,752,538,965	△ 640,675,752	13,111,863,213	
破産再生更生債権等	実質破綻先	66,804,532,745	1,581,272,594	68,385,805,339	65,675,789,966	1,402,713,859	67,078,503,825	
	破綻先	20,144,432,907	722,045,160	20,866,478,067	20,023,037,099	712,771,044	20,735,808,143	
	小計	86,948,965,652	2,303,317,754	89,252,283,406	85,698,827,065	2,115,484,903	87,814,311,968	
貸付金利息に係る未収収益		512,092,868	130,014,103	642,106,971	2,531,197	996,661	3,527,858	
計		9,272,867,339,643	△ 124,263,068,072	9,148,604,271,571	146,626,254,569	1,382,602,175	148,008,856,744	

*貸倒引当金の見積方法

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（７）退職給付引当金の明細

（単位:円）

区分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
退職給付債務合計額		6,551,080,206	△ 32,597,713	503,379,861	6,015,102,632	
	退職一時金に係る債務	3,190,429,843	79,685,756	292,241,900	2,977,873,699	
	確定給付企業年金等に係る債務	3,360,650,363	△ 112,283,469	211,137,961	3,037,228,933	
未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異		1,320,448,398	859,228,898	261,693,806	1,917,983,490	
年金資産		△ 4,207,017,106	△ 705,324,581	△ 211,137,961	△ 4,701,203,726	
退職給付引当金		3,664,511,498	121,306,604	553,935,706	3,231,882,396	

（注）退職給付引当金の期末残高には、前払年金費用が含まれております。

（８）資産除去債務の明細

（単位:円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務	225,940,000	0	225,940,000	0	
計	225,940,000	0	225,940,000	0	

（注）上記資産除去債務に対応する除去費用等は、独立行政法人会計基準第91による特定された除去費用等には該当しておりません。

（９）運営費交付金債務及び当期振替額等の明細

①運営費交付金債務の増減の明細

（単位:円）

期首残高	当期交付額	当期振替額				引当金見返との相殺額	期末残高
		運営費交付金収益	資産見返運営費交付金	資本剰余金	小計		
488,648,580	16,510,189,000	15,457,977,918	148,403,312	0	15,606,381,230	681,407,176	711,049,174

②運営費交付金債務の当期振替額及び主な使途の明細

・運営費交付金収益への振替額及び主な使途の明細

（単位:円）

区分		運営費交付金収益	運営費交付金の主な使途	
			費用	主な使途
業務達成基準による振替額				
	奨学金事業	7,974,473,547	7,974,473,547	業務委託費：3,074,207,448　人件費：2,035,110,973 支払手数料：961,841,534　維持修繕費：665,344,458 通信運搬費：542,300,082　支払賃借料：419,951,336 その他：275,717,716
	留学生支援事業	4,900,208,273	4,850,793,386	奨学金：3,106,112,000　人件費：769,531,068 業務委託費：510,424,376　その他：464,725,942
	学生生活支援事業	305,839,138	253,109,373	人件費：173,252,469　業務委託費：43,949,164 諸謝金：10,183,560　維持修繕費：7,484,268 通信運搬費：5,415,675　旅費：4,472,255 その他：8,351,982
	法人共通	1,026,483,392	1,033,224,781	人件費：1,023,326,000　業務委託費：7,193,261 その他：2,705,520
期間進行基準による振替額				
	法人共通	1,250,973,568	1,226,348,261	土地建物借料：681,621,378　公租公課：274,094,875 業務委託費：71,573,262　その他：199,058,746
費用進行基準による振替額		0	－(費用進行基準を採用した業務はありません)	－
会計基準第81第４項による振替額		0	－	
合計		15,457,977,918	15,337,949,348	

・資産見返運営費交付金及び資本剰余金への振替額並びに主な使途の明細

（単位:円）

セグメント	資産見返運営費交付金への振替		資本剰余金への振替	
	振替額	主な使途	振替額	主な使途
奨学金事業	5,205,101	封入封緘機：2,749,120 作画ソフト：1,901,900 その他：554,081	0	
留学生支援事業	59,953,126	日本留学試験オンライン申請・受験者総合管理システム改修：18,040,000 日本人の海外留学促進事業Webサイトの公式ホームページ：9,704,420 東京国際交流館B棟給水ポンプ更新工事：6,732,000 その他：25,476,706	0	
学生生活支援事業	1,163,175	パソコン：691,998 Web会議用スピーカーフォン等：366,237 テーブル：104,940	0	
法人共通	82,081,910	市谷事務所の電話設備等の構築：70,950,000 駒場事務所全熱交換器更新工事交換器4台：1,493,360 その他：9,638,550	0	
合計	148,403,312		0	

・引当金見返との相殺額の明細

（単位:円）

セグメント	引当金見返との相殺	
	相殺額	主な相殺額の内訳
奨学金事業	256,834,755	賞与引当金見返　199,409,066 退職給付引当金見返　57,425,689
留学生支援事業	172,598,325	賞与引当金見返　77,989,110 退職給付引当金見返　94,609,215
学生生活支援事業	39,106,321	賞与引当金見返　18,107,082 退職給付引当金見返　20,999,239
法人共通	212,867,775	賞与引当金見返　93,660,018 退職給付引当金見返　119,207,757
合計	681,407,176	

（注）退職給付引当金見返には、前払年金費用見返への振替額が含まれております。

③運営費交付金債務残高の明細

(単位:円)

運営費交付金債務残高		使用見込み
業務達成基準を採用した業務に係る分	711,049,174	○翌事業年度に繰り越した運営費交付金債務残高と使用見込みは以下のとおりです。 〈奨学金事業〉 情報連携システムに係るシステム改修等に一定の工期が必要であること等から、計画予算額と支出額の差額72,224,038円を運営費交付金債務として翌事業年度に繰り越したものであります。 〈留学生支援事業〉 東京国際交流館における国際交流会議場客席床昇降設備の改修工事及び東京日本語教育センターの消火ポンプ修繕工事等に一定の工期が必要であること等から、計画予算額と支出額の差額75,999,405円を運営費交付金債務として翌事業年度に繰り越したものであります。 〈学生生活支援事業〉 学生生活調査のオンライン調査システム開発に一定の工期が必要であること等から、計画予算額と支出額の差額139,000,000円を運営費交付金債務として翌事業年度に繰り越したものであります。 〈法人共通〉 市谷事務所再整備事業及び駒場事務所修繕事業に一定の工期が必要であること等から、計画予算額と支出額の差額423,825,731円を運営費交付金債務として翌事業年度に繰り越したものであります。 いずれの業務も翌事業年度において計画どおり実施する見込みであり、今中期計画期間中に収益化を行う予定であります。
期間進行基準を採用した業務に係る分	0	－(翌事業年度への繰越額はありません)
費用進行基準を採用した業務に係る分	0	－(費用進行基準を採用した業務はありません)
計	711,049,174	

(１０) 運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細

①施設費の明細

(単位:円)

区分	当期交付額	左の会計処理内訳					摘要
		預り施設費	資産見返施設費	建設仮勘定見返施設費	資本剰余金	収益計上	
施設整備費補助金	830,141,537	39,152,888	29,178,000	0	711,788,000	50,022,649	
計	830,141,537	39,152,888	29,178,000	0	711,788,000	50,022,649	

②補助金等の明細

(単位:円)

区分	当期交付額	左の会計処理内訳					引当金見返との相殺額	摘要
		預り補助金等	資産見返補助金等	未収財源措置予定額	長期預り補助金等	収益計上		
一般会計借入金償還免除	14,677,332,311	0	0	14,677,332,311	0	0	0	
返還免除補填金	1,979,512,000	0	0	1,979,512,000	0	0	0	
回収不能債権補填金	1,861,935,000	0	0	1,861,935,000	0	0	0	
政府補給金	103,924,140	0	0	△ 21,696,712,012	0	21,800,636,152	0	
留学生交流支援事業費補助金	9,579,112,000	926,122,679	14,641,000	0	0	8,638,348,321	0	
奨学金業務システム開発費補助金	2,516,600,000	9,729,812	1,706,739,430	0	0	800,130,758	0	
学資支給金補助金	161,726,449,000	2,665,086,300	0	0	0	159,061,362,700	0	
計	192,444,864,451	3,600,938,791	1,721,380,430	△ 3,177,932,701	0	190,300,477,931	0	

(１１) 役員及び職員の給与の明細

法人単位の附属明細書に記載しているものと同様でございます。

(１２) 恩賜基金の明細

(単位:円)

区分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　要
恩賜基金	恩賜金	1,000,000	0	0	1,000,000	現金及び預金
	恩賜金より生じた運用利息	3,131,970	23,462	0	3,155,432	現金及び預金
計		4,131,970	23,462	0	4,155,432	

(注)独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第18条第2項により管理しております。

（１３）セグメント情報の開示

（単位:円）

区分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	計
Ⅰ行政コスト					
損益計算書上の費用合計	230,075,516,243	17,173,210,020	327,421,745	3,411,901,899	250,988,049,907
その他行政コスト					
減価償却相当額	0	410,097,436	0	406,081,372	816,178,808
除売却差額相当額	0	0	0	15	15
その他行政コスト合計	0	410,097,436	0	406,081,387	816,178,823
行政コスト	230,075,516,243	17,583,307,456	327,421,745	3,817,983,286	251,804,228,730
Ⅱ独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	249,197,805,846	14,240,528,942	327,421,745	5,014,985,073	268,780,741,606
Ⅲ事業費用、事業収益及び事業損益					
事業費用					
奨学金業務費	71,012,598,834	0	0	0	71,012,598,834
修学支援学資金支給業務費	159,061,362,700	0	0	0	159,061,362,700
留学生学資金支給業務費	0	12,793,069,580	0	0	12,793,069,580
留学生寄宿舎運営業務費	0	1,182,719,146	0	0	1,182,719,146
留学試験業務費	0	1,166,409,759	0	0	1,166,409,759
日本語予備教育業務費	0	783,954,647	0	0	783,954,647
留学生交流推進業務費	0	1,246,435,348	0	0	1,246,435,348
研修・情報提供業務費	0	0	222,683,507	0	222,683,507
修学環境等調査研究業務費	0	0	104,738,235	0	104,738,235
一般管理費	0	0	0	3,296,854,673	3,296,854,673
計	230,073,961,534	17,172,588,480	327,421,742	3,296,854,673	250,870,826,429
事業収益					
運営費交付金収益	7,974,473,547	4,900,208,273	305,839,138	2,277,456,960	15,457,977,918
施設費収益	0	50,030,849	0	0	50,030,849
学資貸与金利息	25,306,495,585	0	0	0	25,306,495,585
延滞金収入	1,954,435,253	0	0	0	1,954,435,253
留学生宿舎収入	0	638,015,749	0	0	638,015,749
日本語学校収入	0	290,912,419	0	0	290,912,419
日本留学試験検定料収入	0	865,468,811	0	0	865,468,811
その他事業収入	66,157,162	197,432,784	0	39,669,173	303,259,119
受託収入	0	35,923,385	0	0	35,923,385
補助金等収益	181,665,544,012	8,638,348,321	0	0	190,303,892,333
財源措置予定額収益	9,233,977,436	0	0	0	9,233,977,436
助成金収益	0	100,000,000	0	0	100,000,000
寄附金収益	1,348,875,445	1,199,063,532	0	67,678,900	2,615,617,877
賞与引当金見返に係る収益	210,421,294	82,296,005	19,107,033	98,832,327	410,656,659
退職給付引当金見返に係る収益	46,084,024	18,023,515	4,184,600	21,645,107	89,937,246
資産見返負債戻入	2,083,675,424	252,281,892	5,283,770	193,389,516	2,534,630,602
財務収益	36,303,186	217,284	0	157,860,308	194,380,778
計	229,926,442,368	17,268,222,819	334,414,541	2,856,532,291	250,385,612,019
事業損益	△ 147,519,166	95,634,339	6,992,799	△ 440,322,382	△ 485,214,410
Ⅳ臨時損益等					
臨時損失	1,554,709	621,540	3	115,047,226	117,223,478
臨時利益	1,554,709	574,914	3	115,047,226	117,176,852
当期純損益	△ 147,519,166	95,587,713	6,992,799	△ 440,322,382	△ 485,261,036
前中期目標期間繰越積立金取崩額	21,899,565	35,116,788	0	449,685,469	506,701,822
当期総損益	△ 125,619,601	130,704,501	6,992,799	9,363,087	21,440,786
Ⅴ総資産					
現金及び預金	278,472,101,721	3,165,966,316	520,911,787	1,324,990,119	283,483,969,943
貸付金	8,997,966,996,232	0	0	0	8,997,966,996,232
貸付金(第一種学資貸与金)	2,741,476,097,208	0	0	0	2,741,476,097,208
貸付金(第二種学資貸与金)	6,283,202,577,145	0	0	0	6,283,202,577,145
貸倒引当金	△ 26,711,678,121	0	0	0	△ 26,711,678,121
その他流動資産	1,185,389,410	247,007,515	19,107,033	121,271,484	1,572,775,442
有形固定資産	775,117,017	15,460,480,185	7,817,352	18,844,508,141	35,087,922,695
無形固定資産	6,662,089,449	5,618,492,655	439,049	10,248,796	12,291,269,949
投資その他の資産	28,694,137,448	772,560,274	191,306,746	1,047,480,354	30,705,484,822
破産再生更生債権等	123,283,490,247	0	0	0	123,283,490,247
貸倒引当金	△ 121,293,650,765	0	0	0	△ 121,293,650,765
未収財源措置予定額	24,972,748,598	0	0	0	24,972,748,598
退職給付引当金見返	1,613,530,661	726,403,024	180,590,210	941,682,949	3,462,206,844
前払年金費用	118,018,707	46,157,250	10,716,536	55,431,955	230,324,448
差入保証金	0	0	0	50,365,450	50,365,450
計	9,313,755,831,277	25,264,506,945	739,581,967	21,348,498,894	9,361,108,419,083

1. 奨学金事業は独立行政法人日本学生支援機構法(以下機構法)第13条第１項第１号に係る事業として、経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対する奨学金貸与及び支給等の事業を実施しております。

   留学生支援事業は機構法第13条第１項第２号及び３号、４号、５号、６号並びに７号に係る事業として、留学生に対する学資金支給事業、留学生の寄宿舎運営・助成事業、日本への留学を希望する外国人に対する留学試験事業、留学生に対する日本語教育事業、留学生交流推進事業を実施しております。

   学生生活支援事業は機構法第13条第１項第８号及び９号に係る事業として、大学等が学生等に対して行う相談・指導事業の研修・情報提供事業、修学環境整備のための調査及び研究事業を実施しております。

2. 法人共通に含めた主な費用及び収益の内訳
   費用：管理部門の人件費1,176,010千円、各事務所の土地建物借料1,098,276千円、公租公課287,570千円
   収益：管理部門の運営費交付金予算相当額から資産見返負債に計上した額を除いた額

3. 法人共通に含めた資産の内訳
   現金及び預金　　:翌期以降の費用等の支払に充てるための現預金であります。
   建物並びに構築物、工具器具備品:事務所に係る資産であります。
   土地　　:事務所の土地であります。

（１４）主な事業費用の内訳

（単位：円）

奨学金事業	
項目	金額
奨学金業務費	
支払利息	37,247,873,011
返還免除損	15,789,573,382
業務委託費	4,802,932,644
貸倒引当金繰入	3,340,094,438
減価償却費	2,636,001,028
人件費	2,585,808,327
その他	4,610,316,004
計	71,012,598,834
修学支援学資金支給業務費	
学資支給金	159,061,362,700
計	159,061,362,700

留学生支援事業	
項目	金額
留学生学資金支給業務費	
奨学金	11,532,581,680
人件費	192,939,454
減価償却費	21,007,251
その他	1,046,541,195
計	12,793,069,580
留学生寄宿舎運営業務費	
業務委託費	567,299,484
減価償却費	229,870,120
維持修繕費	118,821,212
人件費	115,426,608
光熱水料	84,240,155
その他	67,061,567
計	1,182,719,146
留学試験業務費	
業務委託費	676,264,814
人件費	117,246,543
印刷製本費	97,183,828
支払賃金	84,905,337
支払賃借料	75,260,845
減価償却費	22,433,753
その他	93,114,639
計	1,166,409,759
日本語予備教育業務費	
人件費	356,510,213
支払賃金	223,222,165
業務委託費	71,360,703
減価償却費	42,533,457
その他	90,328,109
計	783,954,647
留学生交流推進業務費	
留学準備金	358,751,320
人件費	301,229,962
業務委託費	248,912,752
支払賃金	94,548,772
旅費	77,986,121
減価償却費	25,868,982
その他	139,137,439
計	1,246,435,348

学生生活支援事業	
項目	金額
研修・情報提供業務費	
人件費	162,688,157
業務委託費	33,328,785
減価償却費	2,794,902
その他	23,871,663
計	222,683,507
修学環境等調査研究業務費	
人件費	72,117,975
業務委託費	10,620,379
維持修繕費	5,589,870
減価償却費	2,488,868
その他	13,921,143
計	104,738,235

法人共通	
項目	金額
一般管理費	
人件費	1,231,442,301
土地建物借料	1,098,276,203
公租公課	287,570,480
業務委託費	192,620,426
減価償却費	120,010,143
その他	366,935,120
計	3,296,854,673

（１５）主な資産、負債の明細　　（単位：円）

① 現金及び預金

項目	金額	備考
現金	2,169,468	
普通預金	254,647,704,522	
別段預金	28,834,095,953	
計	283,483,969,943	

② 未収収益

項目	金額	備考
学資貸与金利息	642,106,971	
計	642,106,971	

③ 未収金

項目	金額	備考
回収委託分	114,484,774	
留学生交流支援事業費補助金	19,171,000	
その他未収金	360,810,413	
計	494,466,187	

④ 預り寄附金

項目	金額	備考
グローバル人材育成コミュニティ事業寄附金	1,342,784,000	
奨学寄附金	1,117,809,000	
留学生支援事業に係る寄附金	6,295,000	
計	2,466,888,000	

⑤ 未払金

項目	金額	備考
奨学金業務システム改修費	2,382,422,969	
延滞債権回収委託費	160,038,731	
奨学金業務システム運用保守経費	99,611,714	
留学生寄宿舎に係る業務費	89,863,332	
施設整備費	73,110,849	
延滞者に対する督促架電費	64,175,552	
奨学金貸与事業に係る業務委託費	27,775,153	
その他未払金	1,318,882,730	
計	4,215,881,030	

⑥ 未払費用

項目	金額	備考
借入金利息	9,793,530,214	
債券利息	359,930,698	
その他未払費用	147,532,990	
計	10,300,993,902	

⑦ 前受金

項目	金額	備考
日本留学試験検定料収入前受金	108,035,000	
日本語教育センター前受金	75,100,401	
日本留学海外拠点連携推進事業前受金	6,006,755	
施設維持費前受金	3,990,000	
その他前受金	7,056,981	
計	200,189,137	

⑧ 預り金

項目	金額	備考
奨学金貸与事業返戻金	399,173,329	
留学生支援事業預り金	24,473,270	
預り市町村民税徴収金等	18,825,533	
計	442,472,132	

⑨ 仮受金

項目	金額	備考
第一種仮受金	10,380,706	
第二種仮受金	62,436,033	
学資支給金仮受返還金	3,716	
計	72,820,455	

⑩ 長期預り寄附金

項目	金額	備考
奨学寄附金	4,165,266,650	
グローバル人材育成コミュニティ事業寄附金	828,077,719	
留学生支援事業に係る寄附金	32,792,694	
計	5,026,137,063	

〈学資支給業務勘定〉

①貸借対照表（令和８年３月31日現在）

（単位：円）

区分	金額		
資産の部			
Ⅰ流動資産			
現金及び預金		15,126,366	
未収金	86,817,146		
貸倒引当金	△ 7,215,971	79,601,175	
流動資産合計			94,727,541
Ⅱ固定資産			
1. 投資その他の資産			
破産再生更生債権等	9,495,830		
貸倒引当金	△ 9,495,830		
投資その他の資産合計		0	
固定資産合計			0
資産合計			94,727,541

区分	金額		
負債の部			
Ⅰ固定負債			
長期預り補助金等（注）		94,727,541	
固定負債合計			94,727,541
負債合計			94,727,541
純資産の部			
Ⅰ資本金			
政府出資金		0	
資本金合計			0
Ⅱ資本剰余金			
資本剰余金		0	
資本剰余金合計			0
Ⅲ利益剰余金			
当期未処分利益		0	
（うち当期総利益）		(0)	
利益剰余金合計			0
純資産合計			0
負債・純資産合計			94,727,541

貸借対照表注記
（注）を付した勘定科目は、独立行政法人固有の会計処理に基づく勘定科目です。

②行政コスト計算書(自令和７年４月１日　至令和８年３月31日)

(単位:円)

区分	金額	
Ⅰ　損益計算書上の費用		
学資金支給業務費	8,943,914	
損益計算書上の費用合計		8,943,914
Ⅱ　その他行政コスト		
その他行政コスト合計		0
Ⅲ　行政コスト		8,943,914

行政コスト計算書注記

独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	8,943,914	円
独立行政法人の運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	8,943,914	円

③損益計算書(自令和７年４月１日　至令和８年３月31日)

（単位:円）

区分	金額	
経常費用		
業務費		
学資金支給業務費	8,943,914	
経常費用合計		8,943,914
経常収益		
補助金等収益（注）		
国庫補助金収益（注）	8,943,914	
経常収益合計		8,943,914
経常利益		0
当期純利益		0
当期総利益		0

損益計算書注記
１．事業費内訳は、附属明細書「主な事業費用の内訳」に記載しております。
２．（注）を付した勘定科目は、独立行政法人固有の会計処理に基づく勘定科目です。

④純資産変動計算書（自令和7年4月1日　至令和8年3月31日）

（単位:円）

区分	Ⅰ 資本金	Ⅱ 資本剰余金	Ⅲ 利益剰余金	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	
当期首残高	0	0	0	0
当期変動額				
Ⅰ 資本金の当期変動額	0	0	0	0
Ⅱ 資本剰余金の当期変動額	0	0	0	0
Ⅲ 利益剰余金の当期変動額	0	0	0	0
当期変動額合計	0	0	0	0
当期末残高	0	0	0	0

⑤キャッシュ・フロー計算書（自令和７年４月１日　至令和８年３月31日）

（単位:円）

区分	金額
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
学資支給金の支給による支出	△ 1,440,000
国庫補助金の精算による返還金の支出	△ 26,576,000
学資支給金の回収による収入	14,767,244
小計	△ 13,248,756
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 13,248,756
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	0
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ･フロー	0
Ⅳ　資金減少額	△ 13,248,756
Ⅴ　資金期首残高	28,375,122
Ⅵ　資金期末残高	15,126,366

キャッシュ・フロー計算書注記
資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	15,126,366 円
資金期末残高	15,126,366 円

⑥利益の処分に関する書類

（単位：円）

区分	金額	
Ⅰ　当期未処分利益		0
当期総利益	0	
Ⅱ　利益処分額		
積立金		0

⑦注記事項

Ⅰ　重要な会計方針

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和３年９月 21 日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するＱ＆Ａ」（令和４年３月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、学資支給金返還未収金に係る債権については、回収及び貸倒実績の蓄積がないため、一般勘定における第一種学資貸与金の貸倒引当率を適用して計上しております。

２．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

Ⅱ　重要な債務負担行為

該当ありません。

Ⅲ　重要な後発事象

該当ありません。

Ⅳ　その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

令和元年５月 17 日付の大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）の制定及び独立行政法人日本学生支援機構法の改正により、令和２年度より、新たな修学支援制度による給付奨学金事業が実施されることになりました。これに伴い、平成 29 年度より開始した給付奨学金事業については、対象学生への学資金の支給が終了し、学資支給基金の残余額を国庫に納付した時点において、学資支給業務勘定を廃止するとされていたところ、当事業年度において、対象学生への学資金の支給が終了しました。ついては、政令に基づき残余額の国庫納付を令和８事業年度に行います。なお、新たな修学支援制度による給付奨学金に係る業務については、一般勘定にて経理しております。

Ⅴ　金融商品の時価等に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当法人は、奨学金事業を実施しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

学資支給業務勘定で保有する金融資産は、個人に対する給付奨学金のうち、返還が必要とな

った未収金であることから、債務者の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

学資支給業務勘定では、給付奨学規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、未収金について、信用情報管理、問題債権への対応など債権管理に関する体制を整備し運用しております。これらの債権管理は、奨学金事業部門により行われ、また、定期的に経営管理会議やリスク管理委員会等を開催し、審議・報告を行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、未収金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

⑧附属明細書

（1）固定資産の取得及び処分並びに減価償却費及び減損損失累計額の明細

（単位：円）

資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末残高	摘要
							当期償却額		当期減損額		
投資その他の資産	破産再生更生債権等	1,914,190	7,581,640	0	9,495,830	0	0	0	0	9,495,830	
	貸倒引当金	△ 1,914,190	△ 7,581,640	0	△ 9,495,830	0	0	0	0	△ 9,495,830	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

（2）貸付金等に対する貸倒引当金の明細

（単位：円）

区分		貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
		期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	
学資支給金返還未収金								
一般債権	正常先	64,305,032	△ 15,244,931	49,060,101	23,593	△ 2,998	20,595	
	要注意先	7,192,924	△ 1,869,748	5,323,176	95,147	△ 13,677	81,470	
	要管理先	16,557,269	△ 1,852,165	14,705,104	364,569	5,471	370,040	
	小計	88,055,225	△ 18,966,844	69,088,381	483,309	△ 11,204	472,105	
貸倒懸念債権	破綻懸念先	21,010,556	△ 4,188,742	16,821,814	7,704,577	△ 960,711	6,743,866	
破産再生更生債権等	実質破綻先	1,200,001	7,787,829	8,987,830	1,200,001	7,787,829	8,987,830	
	破綻先	714,189	△ 206,189	508,000	714,189	△ 206,189	508,000	
	小計	1,914,190	7,581,640	9,495,830	1,914,190	7,581,640	9,495,830	
計		110,979,971	△ 15,573,946	95,406,025	10,102,076	6,609,725	16,711,801	

*貸倒引当金の見積方法

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（3）運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細

①長期預り補助金等の明細

（単位：円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
学資支給基金補助金	124,727,455	480,000	30,479,914	94,727,541	国庫補助金の精算による減等
計	124,727,455	480,000	30,479,914	94,727,541	

（4）役員及び職員の給与の明細

当該事項について該当はありません。

（5）セグメント情報の開示

セグメント情報は、勘定区分と同一のため省略しております。

（6）主な事業費用の内訳

（単位：円）

奨学金事業		
項目		金額
学資金支給業務費		
	学資支給金	1,440,000
	その他	7,503,914
計		8,943,914

（7）主な資産、負債の明細

① 現金及び預金

（単位：円）

項目	金額	備考
普通預金	12,817,458	
別段預金	2,308,908	
計	15,126,366	

② 未収金

（単位：円）

項目	金額	備考
学資支給金返還未収金	85,910,195	
その他	906,951	
計	86,817,146	

令和 7 事業年度監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の令和 7 事業年度（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

Ⅰ．監査の方法及びその内容

1．監査は、「機構　監事監査要綱（平成 16 年規程第 11 号）」及び「機構　監事監査実施基準（平成 16 年規程第 12 号）」に準拠し、「令和 7 事業年度監査計画」（以下「監査計画」という。）に従い、機構に属する全ての部門を監査対象として、令和 8 年 4 月 7 日（火）～6 月 12 日（金）の間に実施する旨を各部署に通知した。

2．実地監査にあたっては、各部等の長及び課長等から、予め提出された監査資料に基づき業務執行状況及び財産の状況等につき概況説明を受け実施した。監査は、主として実地監査を行ったが、支部に関しては提出書類による書面監査を行った。

3．監査計画に基づく実地監査及び書面監査のほか、役員（監事を除く。以下「役員」という。）、監査室、政策企画部、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、理事会その他機構の管理運営に係る重要な会議等に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。

4．役員の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

5．監査事項は、監事監査実施基準第 2 条第 1 項に掲げる各事項のほか、令和 7 事業年度における業務の実施状況を確認し、機構における内部統制システムが適切に機能し、中期計画及び年度計画の目標達成が図られたかどうかを重点項目として監査を実施した。

６．会計監査については、会計検査院への提出が義務付けられる月次の「計算証明に関する指定」監査を実施するとともに、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に準拠した会計処理状況と予算執行状況並びにこれらに係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）につき監査を行った。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表等について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

Ⅱ．監査の結果

１．令和 7 事業年度の業務は、その設置目的に沿い、法令、規程、その他の定め及び予算に従い、概ね適正に実施されていると認められる。また、中期目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

２．内部統制全般の状況は、人事基本戦略に基づき人事管理が実施されているなど、業務の適正を確保するための体制等の整備が進められている。理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められず、役職員に対して改善策等の指示など指揮監督に努め、内部統制システムの推進役としての役割を十分果たしている。

３．役員の統制環境に対する認識は適当と認められ、職務執行に関する不正の行為又は法令等に違反する事実はなく、不当な職務行為は認められない。

４．会計監査に関しては、有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認め、会計監査人の監査結果も利活用することとした。改めて財務諸表等につき検討を加えた結果、令和 7 事業年度における会計経理は適正に行われているものと認める。

５．事業報告書は、法令に従い、機構の令和 7 事業年度の事業実施状況を正しく表示しているものと認める。

Ⅲ．独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

１．東京国際交流館及び兵庫国際交流会館の国際交流の拠点としての活用及び収支改善

について（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）

東京国際交流館及び兵庫国際交流会館において、様々な国際交流の拠点事業の実施が認められる。なお、両館とも老朽化した設備の更新を進め、入居者の環境改善に努めるなど、収支改善に向けた方策の検討及び実施の努力を確認した。

２．給与水準の状況（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）

給与水準に関しては、国家公務員の給与等を総合的に勘案したうえで定められている。なお、給与水準の妥当性については検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を機構のホームページ上で公表している。

３．随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）

入札・契約については、外部委員と監事により構成される契約監視委員会において適正な実施を確認した。令和 6 年度調達等合理化計画の自己評価（案）の点検、令和 7 年度調達等合理化計画（案）の点検、令和 6 年度における「競争性のない随意契約」の点検及び「一者応札・応募」の対応についての点検、審議対象工事一覧表から選定した工事について、審議を経て承認を得たことを確認した。なお、委員会の審議概要を機構のホームページ上で公表している。

Ⅳ．その他

１．奨学生在学採用（一次採用）において、6 月採用に向けた選考作業及び採否判定に遅延が生じたことにより、採用予定者への奨学金振込等が遅延した事案については、可能な限りの対応を臨時的に実施して当月中に本来の振込対象者への振り込みを完了させたこと、事案発生の原因を踏まえた再発防止策を講じたことを確認した。

令和 8 年 6 月 25 日

独立行政法人　日本学生支援機構

監　事

竹　内　　俊　郎　㊞

監　事

小　川　千　恵　子　㊞

（３）独立監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和８年６月 25 日

独立行政法人日本学生支援機構
理事長　吉岡 知哉 様

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士 伊丹亮資

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士 水野勝成

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構の令和７年４月１日から令和８年３月31日までの令和７事業年度の全ての勘定に係る勘定別財務諸表（勘定別利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、勘定別貸借対照表、勘定別行政コスト計算書、勘定別損益計算書、勘定別純資産変動計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書並びに法人単位財務諸表、すなわち、法人単位貸借対照表、法人単位行政コスト計算書、法人単位損益計算書、法人単位純資産変動計算書、法人単位キャッシュ･フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の全ての勘定に係る勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人日本学生支援機構の各勘定及び法人単位の令和８年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の運営状況及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。独立行政法人の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、独立行政法人から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書（会計に関する部分を除く。）である。独立行政法人の長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容

の報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見等の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見等を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに独立行政法人の長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び独立行政法人の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

＜利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告＞

会計監査人の報告

当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構の令和７年４月１日から令和８年３月31日までの令和７事業年度の全ての勘定に係る勘定別利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）並びに全ての勘定に係る勘定別決算報告書及び法人単位決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

当監査法人の報告は次のとおりである。

(1) 全ての勘定に係る勘定別利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。

(2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人日本学生支援機構の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認める。

(3) 全ての勘定に係る勘定別決算報告書及び法人単位決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること、財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示す事業報告書を作成すること、並びに独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているか、並びに決算報告書が独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、独立行政法人の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、事業報告書の７.持続的に適切なサービスを提供するための源泉（２）役員等の状況に記載されている。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

【令和６年度】

（目次）

頁

（１）　財務諸表 …… 160

Ⅰ．法人単位

①　貸借対照表 …… 160
②　行政コスト計算書 …… 162
③　損益計算書 …… 163
④　純資産変動計算書 …… 164
⑤　キャッシュ・フロー計算書 …… 165
⑥　注記事項 …… 166
⑦　附属明細書 …… 174

Ⅱ．一般勘定

①　貸借対照表 …… 187
②　行政コスト計算書 …… 189
③　損益計算書 …… 190
④　純資産変動計算書 …… 191
⑤　キャッシュ・フロー計算書 …… 192
⑥　利益の処分に関する書類 …… 193
⑦　注記事項 …… 194
⑧　附属明細書 …… 202

Ⅲ．学資支給業務勘定

①　貸借対照表 …… 209
②　行政コスト計算書 …… 210
③　損益計算書 …… 211
④　純資産変動計算書 …… 212
⑤　キャッシュ・フロー計算書 …… 213
⑥　利益の処分に関する書類 …… 214
⑦　注記事項 …… 215
⑧　附属明細書 …… 217

（２）　監事による監査報告 …… 219

（３）　独立監査人の監査報告書 …… 222

（１）財務諸表

〈法人単位〉

①貸借対照表（令和７年３月31日現在）

（単位：円）

区分	金額		
資産の部			
Ⅰ流動資産			
現金及び預金		274,472,729,689	
貸付金			
第一種学資貸与金	2,800,392,526,328		
第二種学資貸与金	6,350,125,248,389		
貸倒引当金	△ 26,586,968,436	9,123,930,806,281	
前払金		9,754,747	
前払費用		14,930,552	
未収収益	512,092,868		
貸倒引当金	△ 2,531,197	509,561,671	
未収金	822,846,699		
貸倒引当金	△ 8,187,886	814,658,813	
賞与引当金見返（注）		389,165,276	
流動資産合計			9,400,141,607,029
Ⅱ固定資産			
1. 有形固定資産			
建物	36,652,424,821		
減価償却累計額	△ 19,022,285,059		
減損損失累計額	△ 25,033,031	17,605,106,731	
構築物	52,100,859		
減価償却累計額	△ 41,447,293	10,653,566	
車両運搬具	5,682,600		
減価償却累計額	△ 1,136,520	4,546,080	
工具器具備品	5,194,049,341		
減価償却累計額	△ 3,808,281,773	1,385,767,568	
土地		10,672,550,060	
建設仮勘定		5,460,763,000	
有形固定資産合計		35,139,387,005	
2. 無形固定資産			
借地権		5,450,587,495	
ソフトウェア		7,222,023,686	
電話加入権		754,000	
無形固定資産合計		12,673,365,181	
3. 投資その他の資産			
破産再生更生債権等	121,839,386,248		
貸倒引当金	△ 120,038,669,126	1,800,717,122	
未収財源措置予定額（注）		12,560,838,461	
退職給付引当金見返（注）		3,664,511,498	
差入保証金		197,563,581	
投資その他の資産合計		18,223,630,662	
固定資産合計			66,036,382,848
資産合計			9,466,177,989,877

区分	金額		
負債の部			
Ⅰ流動負債			
運営費交付金債務（注）		488,648,580	
預り施設費（注）		8,200	
預り補助金等（注）		5,694,709,228	
預り寄附金（注）		2,632,726,000	
一年以内償還予定日本学生支援債券		120,000,000,000	
一年以内返済予定長期借入金		881,019,987,000	
未払金		6,708,440,802	
未払消費税等		17,784,800	
リース債務		400,566,185	
未払費用		7,515,770,761	
前受金		229,522,885	
預り金		382,219,474	
仮受金		70,101,902	
賞与引当金		389,165,276	
資産除去債務		225,940,000	
流動負債合計			1,025,775,591,093
Ⅱ固定負債			
資産見返負債（注）			
資産見返運営費交付金（注）	1,685,818,852		
資産見返施設費（注）	768,632,656		
資産見返補助金等（注）	6,574,725,472		
資産見返寄附金（注）	81,143,017		
建設仮勘定見返施設費（注）	5,460,763,000	14,571,082,997	
長期預り補助金等（注）		124,727,455	
長期預り寄附金（注）		6,353,981,255	
日本学生支援債券		120,000,000,000	
長期借入金		8,265,597,101,410	
長期預り保証金		69,915,816	
長期リース債務		364,721,212	
退職給付引当金		3,664,511,498	
固定負債合計			8,410,746,041,643
負債合計			9,436,521,632,736
純資産の部			
Ⅰ資本金			
政府出資金	100,000,000		
資本金合計		100,000,000	
Ⅱ資本剰余金			
資本剰余金	△ 601,319,929		
その他行政コスト累計額（注）	△ 29,644,842,436		
減価償却相当累計額（注）	△ 18,714,363,975		
減損損失相当累計額（注）	△ 25,033,031		
除売却差額相当累計額（注）	△ 10,905,445,430		
民間出えん金（注）	58,745,446,994		
資本剰余金合計		28,499,284,629	
Ⅲ利益剰余金		1,057,072,512	
純資産合計			29,656,357,141
負債･純資産合計			9,466,177,989,877

貸借対照表注記
１．「貸付金」は、独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項に基づく奨学金貸与事業の貸付金を示しております。
２．（注）を付した勘定科目は、独立行政法人固有の会計処理に基づく勘定科目です。
３．その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額　△1,065,796円

②行政コスト計算書(令和６年４月１日　至令和７年３月31日)

（単位:円）

区分	金額	
Ⅰ　損益計算書上の費用		
奨学金業務費	63,312,350,885	
学資金支給業務費	8,304,799	
修学支援学資金支給業務費	150,003,316,300	
留学生学資金支給業務費	11,791,299,352	
留学生寄宿舎運営業務費	1,262,356,307	
留学試験業務費	1,028,310,082	
日本語予備教育業務費	800,291,045	
留学生交流推進業務費	1,140,826,906	
研修・情報提供業務費	125,403,771	
修学環境等調査研究業務費	205,871,108	
一般管理費	3,055,390,856	
臨時損失	117,406	
損益計算書上の費用合計		232,733,838,817
Ⅱ　その他行政コスト		
減価償却相当額（注）	507,942,826	
除売却差額相当額（注）	8	
その他行政コスト合計		507,942,834
Ⅲ　行政コスト		233,241,781,651

行政コスト計算書注記

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	233,241,781,651	円
自己収入等	△ 27,731,469,365	円
機会費用	32,868,383,588	円
独立行政法人の運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	238,378,695,874	円

２．機会費用の計上方法

（１）　国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずる機会費用の計算方法

近隣の地代や賃貸料等を参考に計算しております。

（２）　政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

平成31年４月５日付事務連絡「行政サービス実施コスト計算書等の機会費用算定の取扱いについて（留意事項）」（総務省行政管理局、財務省主計局法規課公会計室）に基づき、1.485％で計算しております。

（３）　国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引から生ずる機会費用の計算に使用した利率

当事業年度に行った通常の資金調達に係る約定利率の加重平均値1.152％で計算しております。

（４）　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

３．（注）を付した勘定科目は、独立行政法人固有の会計処理に基づく勘定科目です。

③損益計算書(自令和６年４月１日　至令和７年３月31日)

（単位:円）

区分	金額		
経常費用			
業務費			
奨学金業務費	63,312,350,885		
学資金支給業務費	8,304,799		
修学支援学資金支給業務費	150,003,316,300		
留学生学資金支給業務費	11,791,299,352		
留学生寄宿舎運営業務費	1,262,356,307		
留学試験業務費	1,028,310,082		
日本語予備教育業務費	800,291,045		
留学生交流推進業務費	1,140,826,906		
研修・情報提供業務費	125,403,771		
修学環境等調査研究業務費	205,871,108	229,678,330,555	
一般管理費		3,055,390,856	
経常費用合計			232,733,721,411
経常収益			
運営費交付金収益（注）		15,367,878,884	
施設費収益		202,094,200	
学資貸与金利息		21,981,130,237	
延滞金収入		2,213,122,619	
留学生宿舎収入		629,890,452	
日本語学校収入		298,334,296	
日本留学試験検定料収入		783,517,420	
その他事業収入		314,659,418	
受託収入			
その他受託収入		26,689,259	
補助金等収益（注）			
国庫補助金収益（注）	158,651,817,594		
政府補給金収益（注）	27,443,925,059	186,095,742,653	
助成金収益（注）		63,423,402	
寄附金収益（注）		1,269,090,234	
賞与引当金見返に係る収益（注）		389,165,276	
退職給付引当金見返に係る収益（注）		△ 170,670,448	
資産見返負債戻入（注）			
資産見返運営費交付金戻入（注）	659,246,686		
資産見返施設費戻入（注）	87,352,502		
資産見返補助金等戻入（注）	1,619,646,946		
資産見返寄附金戻入（注）	10,143,535	2,376,389,669	
財務収益			
受取利息	136,680,840		
有価証券利息	4,769,753	141,450,593	
経常収益合計			231,981,908,164
経常損失			751,813,247
臨時損失			
固定資産除却損		117,406	117,406
臨時利益			
資産見返運営費交付金戻入（注）		99,465	
資産見返施設費戻入（注）		36	
資産見返補助金等戻入（注）		4	
資産見返寄附金戻入（注）		17,900	117,405
当期純損失			751,813,248
前中期目標期間繰越積立金取崩額（注）			751,977,108
当期総利益			163,860

損益計算書注記

１．　事業費内訳は、附属明細書「主な事業費用の内訳」に記載しております。

２．　ファイナンス・リースに係る取引

　　ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、△742,290円であり、当該影響額を除いた当期総利益は906,150円であります。

３．　（注）を付した勘定科目は、独立行政法人固有の会計処理に基づく勘定科目です。

④純資産変動計算書（自令和6年4月1日　至令和7年3月31日）

（単位：円）

区分	Ⅰ 資本金		Ⅱ 資本剰余金								Ⅲ 利益剰余金	純資産合計
						その他行政コスト累計額						
	政府出資金	資本金合計	資本剰余金	国庫納付差額	その他	減価償却相当累計額（－）	減損損失相当累計額（－）	除売却差額相当累計額（－）	民間出えん金	資本剰余金合計	利益剰余金	
当期首残高	100,000,000	100,000,000	△ 601,319,929	△ 602,272,629	952,700	△ 18,263,847,193	△ 33,990,790	△ 10,839,061,619	58,745,446,994	29,007,227,463	2,850,730,275	31,957,957,738
当期変動額												
Ⅰ 資本金の当期変動額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ⅱ 資本剰余金の当期変動額												
固定資産の除売却	0	0	0	0	0	57,426,044	8,957,759	△ 66,383,811	0	△ 8	0	△ 8
減価償却	0	0	0	0	0	△ 507,942,826	0	0	0	△ 507,942,826	0	△ 507,942,826
Ⅲ 利益剰余金の当期変動額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 1,793,657,763	△ 1,793,657,763
当期変動額合計	0	0	0	0	0	△ 450,516,782	8,957,759	△ 66,383,811	0	△ 507,942,834	△ 1,793,657,763	△ 2,301,600,597
当期末残高	100,000,000	100,000,000	△ 601,319,929	△ 602,272,629	952,700	△ 18,714,363,975	△ 25,033,031	△ 10,905,445,430	58,745,446,994	28,499,284,629	1,057,072,512	29,656,357,141

純資産変動計算書注記

資本剰余金のうち、その他は、機構発足時に国から承継した資産です。

⑤キャッシュ・フロー計算書(自令和６年４月１日　至令和７年３月31日)

（単位:円）

区分	金額
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
人件費支出	△ 5,004,397,780
学資貸与金の貸付による支出	△ 823,834,195,218
学資支給金の支給による支出	△ 6,960,000
修学支援学資支給金の支給による支出	△ 150,003,316,300
短期借入金の返済による支出	△ 1,462,645,000,000
債券の償還による支出	△ 120,000,000,000
長期借入金の返済による支出	△ 877,943,856,566
借入利息の支払額	△ 25,881,375,749
債券利息の支払額	△ 305,549,334
その他の業務支出	△ 25,872,693,606
運営費交付金収入	16,604,315,000
学資貸与金の回収による収入	901,523,267,258
学資支給金の回収による収入	89,837,295
短期借入れによる収入	1,462,645,000,000
債券の発行による収入	119,825,390,386
長期借入れによる収入	771,533,523,000
学資貸与金利息の受取額	21,937,439,153
延滞金収入	2,213,122,619
留学生宿舎収入	622,891,707
日本語学校収入	292,533,913
日本留学試験検定料収入	810,602,420
その他の事業収入	386,506,792
政府受託収入の精算による返還金の支出	△ 6,695,989
国庫補助金収入	168,730,273,943
国庫補助金の精算による返還金の支出	△ 4,837,420,220
政府補給金収入	103,811,367
助成金収入	100,000,000
寄附金収入	2,187,202,847
小計	△ 26,735,743,062
その他利息の受取額	161,665,823
その他利息の支払額	△ 296,644
国庫納付金の支払額	△ 1,041,844,515
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 27,616,218,398
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の払戻による収入	28,700,000,000
有形固定資産の取得による支出	△ 762,719,987
無形固定資産の取得による支出	△ 4,294,445,100
差入保証金の差入による支出	△ 745,560
施設整備費補助金収入	3,323,396,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	26,965,485,353
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ･フロー	
リース債務の返済による支出	△ 774,555,044
財務活動によるキャッシュ･フロー	△ 774,555,044
Ⅳ　資金増加額	△ 1,425,288,089
Ⅴ　資金期首残高	275,898,017,778
Ⅵ　資金期末残高	274,472,729,689

キャッシュ・フロー計算書注記

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	274,472,729,689 円
資金期末残高	274,472,729,689 円

２．重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる資産の取得	34,419,000 円
学資貸与金免除	17,054,963,359 円
一般会計からの借入金免除	16,596,410,182 円
特別会計からの借入金免除	10,519,688 円
計	33,696,312,229 円

⑥注記事項

Ⅰ　重要な会計方針

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和３年９月 21 日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するＱ＆Ａ」（令和４年３月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。ただし、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係を明確に示すことができる部分を除く管理部門の活動については、期間進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　２～53 年
構築物　　２～45 年
工具器具備品　２～23 年

また、特定の資産のうち、償却資産（独立行政法人会計基準第 87 第１項）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

（２）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

（３）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

３．賞与に係る引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

４．退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8 年）による定額法により処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付

引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

また、運営費交付金により、掛金及び年金積立不足額に対して財源措置がなされる見込みである確定給付企業年金等については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

５．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

６．債券発行差額の償却方法

債券発行差額は、債券の償還期間にわたって償却しております。

７．外貨建資産の本邦通貨への換算基準

期末日に保有する外国通貨は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理する方法を採用しております。

８．未収財源措置予定額の計上基準

（１）第一種学資貸与金（一般会計・特別会計借入分）の返還免除損に係る未収財源措置予定額

第一種学資貸与金（一般会計・特別会計借入分）の返還免除損については、独立行政法人日本学生支援機構法第 22 条及び独立行政法人日本学生支援機構法施行令第 19 条の規定に基づき、後年度に一般会計から借入金が償還免除されることが明らかであることから、発生した返還免除損の全額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

（２）第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金の返還免除損に係る未収財源措置予定額

第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金の返還免除損については、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金返還免除補填金により財源措置されることが明らかであることから、発生した返還免除損の全額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

（３）第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金に係る財政融資資金、民間借入金及び財投機関債の利息補てんに係る未収財源措置予定額

第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金に係る受取利息と財源である財政融資資金、民間借入金及び財投機関債の支払利息の差額については、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている政府補給金により財源措置されることが明らかであることから、当該事業年度末における未収利息と未払利息の差額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

（４）学資貸与金に係る貸倒損失に係る未収財源措置予定額

学資貸与金の貸倒損失に係る未収財源措置予定額については、後年度に財源措置されることが明らかであることから、財源措置が予定される金額を計上しております。

（追加情報）

法人化後新たに生じた学資貸与金に係る貸倒損失に対しては、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている回収不能債権補填金により、債権管理に関する規定及び中期目標に基づき適正に債権管理した結果生じた部分について財源措置されることが明らかであることから、回収目標率に基づき算出される予想貸倒引当金相当額を上限として当該学資貸与金に係る貸倒引当金繰入額から受取利息等を控除した額を未収財源措置予定額として計上しております。

旧日本育英会から承継した学資貸与金に係る貸倒損失に対しては、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令附則第３条の規定により文部科学大臣が決定した額（17,519,277,701 円）から毎期補助金により財源措置された額を控除した額を残高として未収財源措置予定額として計上しております。

「奨学金に係る債権の自己査定に関する細則」の制定（平成 21 年３月 16 日）に伴い、追加で計上される旧債権に係る貸倒引当金繰入額に対しては、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている回収不能債権補填金により、平成 20 年度決算の損失処理において第二期中期目標期間に繰越がなされる金額及び国庫納付がなされる金額を控除した積立金残額では当期総損失を処理できないものと計算される額（22,173,611,784 円）について財源措置されることが明らかであることから、平成 20 年度決算において同額を未収財源措置予定額として計上し、毎期補助金により財源措置された額を控除した額を残高として未収財源措置予定額として計上しております。

なお、国における回収不能債権補填金（国庫補助金）予算の算定にあたっては、令和３事業年度（令和４年度予算）より、上記旧日本育英会より承継した学資貸与金に係る貸倒損失及び「奨学金に係る債権の自己査定に関する細則」の制定（平成 21 年３月 16 日）に伴い追加で計上した貸倒引当金繰入額について、その増減にかかわらず対応する未収財源措置予定額を新たに計上しないとする取扱いが廃止されました。すなわち、法人化後新たに生じた学資貸与金と同様の取り扱いを前提として財源措置が行われております。

９．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

Ⅱ　重要な債務負担行為

該当ありません。

Ⅲ　重要な後発事象

該当ありません。

Ⅳ　その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

令和元年５月 17 日付の大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）の制定及び独立行政法人日本学生支援機構法の改正により、令和２年度より、新たな修学支援制度による給付奨学金事業が実施されることになりました。これに伴い、平成 29 年度より開始した給付奨学金事業については、対象学生への学資金の支給が終了した時点において、学資支給基金の

残余額を国庫に納付し、学資支給業務勘定を廃止することになります。なお、新たな修学支援制度による給付奨学金に係る業務については、一般勘定にて経理しております。

Ⅴ　金融商品の時価等に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当法人は、奨学金事業を実施しております。この業務を実施するため、一般会計借入金、特別会計借入金、財政融資資金、金融機関からの借入及び財投機関債の発行により資金を調達しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当法人が保有する金融資産は、個人に対する貸付金及び未収金であり、債務者の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

借入金及び財投機関債は、市場の混乱等により、当法人の資金調達が困難となる等の流動性リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当法人は、当法人の貸与奨学規程、給付奨学規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸付金及び未収金について、信用情報管理、問題債権への対応など債権管理に関する体制を整備し運用しております。これらの債権管理は、奨学金事業部門により行われ、また、定期的に経営管理会議やリスク管理委員会等を開催し、審議・報告を行っております。

② 金利リスクの管理

予め法令又は業務方法書等により定められた方法により利率を決定しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当法人は、主務大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額､時価及びこれらの差額については､次のとおりであります。

なお、現金は注記を省略しており、預金、未収金及び未払金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）貸付金及び破産再生更生債権等 貸倒引当金	9,272,357 △146,626 9,125,732	8,625,203	500,528
（２）日本学生支援債券	(240,000)	(238,935)	(△1,065)
（３）長期借入金	(9,146,617)	(7,958,085)	(△1,188,532)

（注）負債に計上されているものは、() で示しております。

（注）長期借入金には一年以内返済予定の長期借入金が含まれております。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：　同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：　レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：　重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当する金融資産及び金融負債はありません。

（２）時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
貸付金及び破産再生更生債権等	－	－	8,625,203	8,625,203
日本学生支援債券	－	238,935	－	238,935
長期借入金	－	7,958,085	－	7,958,085

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

貸付金及び破産再生更生債権等

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。無利子奨学金については、将来キャッシュ・フローを見積り、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定し、有利子奨学金については、将来キャッシュ・フローを見積り、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、レベル３の時価に分類しております。

日本学生支援債券

当法人の発行する日本学生支援債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金（一年以内返済予定の長期借入金を含む）のうち、無利息である一般会計借入金及び特別会計借入金については、法令上の国からの償還免除相当額を見積り、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定し、財政融資資金及び金融機関からの借入については、主として借入毎の元利金を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によって時価を算定しており、レベル２の時価に分類しております。

Ⅵ　賃貸等不動産の時価等の開示に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

Ⅶ　退職給付に係る注記

１．採用している退職給付制度の概要

当法人は、役職員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（積立金制度）では、文教関係団体企業年金基金に加入しており、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

退職一時金制度（非積立型制度）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

２．確定給付制度

（１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（（３）に掲げられたものを除く）

期首における退職給付債務	7,166,781,772 円
勤務費用	247,907,994 円
利息費用	60,200,967 円
数理計算上の差異の当期発生額	△425,865,883 円
退職給付の支払額	△531,747,930 円
制度加入者からの拠出額	21,953,786 円
期末における退職給付債務	6,539,230,706 円

（２）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	4,259,790,624 円
期待運用収益	257,291,354 円
数理計算上の差異の当期発生額	△129,684,925 円
事業主からの拠出額	23,778,497 円
退職給付の支払額	△226,112,230 円
制度加入者からの拠出額	21,953,786 円
期末における年金資産	4,207,017,106 円

（３）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	9,346,100 円
退職給付費用	3,512,900 円
退職給付への支払額	△1,009,500 円
期末における退職給付引当金	11,849,500 円

（４）退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払金年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	3,360,650,363 円
年金資産	△4,207,017,106 円
積立型制度の未積立退職給付債務	△846,366,743 円
非積立型制度の未積立退職給付債務	3,190,429,843 円
小計	2,344,063,100 円
未認識数理計算上の差異	1,331,821,385 円
未認識過去勤務費用	△11,372,987 円

貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,664,511,498 円
退職給付引当金	3,664,511,498 円
前払年金費用	0 円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,664,511,498 円

（５）退職給付に関連する損益

勤務費用	247,907,994 円
利息費用	60,200,967 円
期待運用収益	△257,291,354 円
数理計算上の差異の当期費用処理額	△269,728,594 円
過去勤務費用の当期の費用処理額	68,506,136 円
簡便法で計算した退職給付費用	3,512,900 円
合計	△146,891,951 円

（６）年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	48.3%
株式	40.7%
一般勘定	4.7%
現金及び預金	1.2%
その他（マルチアセット）	5.1%
合計	100%

（７）長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

（８）数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.60％
長期期待運用収益率	4.55％

３．退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、45,732,283 円でした。

Ⅷ　減損会計に関する注記

令和４年度第二次補正予算において、市谷事務所再整備事業に係る予算が措置され、当該工事のため、市谷事務所及び市谷外堀事務所に配置されていた部署が東銀座事務所に仮移転しました。

そして、当期において、東銀座事務所から市谷事務所への移転を令和７年 11 月の予定とする旨を決定しました。

これにより、東銀座事務所における以下の固定資産を使用しないことといたしました。

資産の種類	資産の所在	不使用となる日	帳簿価額（不使用日時点）	回収可能サービス価額	減損の見込額
建物附属設備	東京都中央区	令和７年11月30日	110,300,380円	0円	110,300,380円

Ⅸ　資産除去債務に関する注記

東銀座事務所への仮移転のため、令和５年１月20日に定期貸室賃貸借契約を締結いたしました。このことを踏まえて、当該契約に基づく退去時における原状回復費用を見積もり、令和４事業年度に資産除去債務として計上しました。

前期においては、市谷外堀事務所の退去によって原状回復費用を支出したことにより、令和４事業年度に計上した資産除去債務が減少しました。

当期においては、上記工事の工期延長に伴う東銀座事務所の賃借期間延長（令和８年１月31日満了）を踏まえ、原状回復費用の見積額を再計算しております。なお、東銀座事務所の賃借期間（令和７年３月31日満了）までの期間が短期であることから、割引計算等は行っておりません。

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は以下のとおりです。

期首残高	313,390,000円
見積りの変更による減少額	87,450,000円
期末残高	225,940,000円

⑦附属明細書

（１）固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第８７ 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を含む。）及び減損損失累計額の明細

（単位：円）

資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末残高	摘要
							当期償却額		当期減損額		
有形固定資産（減価償却費）	建物	2,982,363,813	68,471,253	482,703,289	2,568,131,777	1,228,732,030	136,929,529	0	0	1,339,399,747	
	構築物	28,519,007	0	1,236,900	27,282,107	18,697,046	1,218,594	0	0	8,585,061	
	車両運搬具	0	5,682,600	0	5,682,600	1,136,520	1,136,520	0	0	4,546,080	
	工具器具備品	5,386,740,417	108,909,729	404,034,731	5,091,615,415	3,705,951,324	946,760,558	0	0	1,385,664,091	
	計	8,397,623,237	183,063,582	887,974,920	7,692,711,899	4,954,516,920	1,086,045,201	0	0	2,738,194,979	
有形固定資産（減価償却相当額）	建物	34,150,360,383	0	66,067,339	34,084,293,044	17,793,553,029	507,395,752	25,033,031	0	16,265,706,984	
	構築物	25,027,957	0	209,205	24,818,752	22,750,247	476,979	0	0	2,068,505	
	工具器具備品	102,541,193	0	107,267	102,433,926	102,330,449	70,095	0	0	103,477	
	計	34,277,929,533	0	66,383,811	34,211,545,722	17,918,633,725	507,942,826	25,033,031	0	16,267,878,966	
有形固定資産（非償却資産）	土地	10,672,550,060	0	0	10,672,550,060	0	0	0	0	10,672,550,060	
	建設仮勘定	2,556,554,000	2,904,209,000	0	5,460,763,000	0	0	0	0	5,460,763,000	
	計	13,229,104,060	2,904,209,000	0	16,133,313,060	0	0	0	0	16,133,313,060	
有形固定資産合計	建物	37,132,724,196	68,471,253	548,770,628	36,652,424,821	19,022,285,059	644,325,281	25,033,031	0	17,605,106,731	
	構築物	53,546,964	0	1,446,105	52,100,859	41,447,293	1,695,573	0	0	10,653,566	
	車両運搬具	0	5,682,600	0	5,682,600	1,136,520	1,136,520	0	0	4,546,080	
	工具器具備品	5,489,281,610	108,909,729	404,141,998	5,194,049,341	3,808,281,773	946,830,653	0	0	1,385,767,568	
	土地	10,672,550,060	0	0	10,672,550,060	0	0	0	0	10,672,550,060	
	建設仮勘定	2,556,554,000	2,904,209,000	0	5,460,763,000	0	0	0	0	5,460,763,000	
	計	55,904,656,830	3,087,272,582	954,358,731	58,037,570,681	22,873,150,645	1,593,988,027	25,033,031	0	35,139,387,005	
無形固定資産（減価償却費）	ソフトウェア	23,180,800,332	2,278,965,150	0	25,459,765,482	18,237,741,796	2,137,341,356	0	0	7,222,023,686	
	計	23,180,800,332	2,278,965,150	0	25,459,765,482	18,237,741,796	2,137,341,356	0	0	7,222,023,686	
無形固定資産（減価償却相当額）	ソフトウェア	795,730,250	0	0	795,730,250	795,730,250	0	0	0	0	
	計	795,730,250	0	0	795,730,250	795,730,250	0	0	0	0	
無形固定資産（非償却資産）	借地権	5,450,587,495	0	0	5,450,587,495	0	0	0	0	5,450,587,495	
	電話加入権	754,000	0	0	754,000	0	0	0	0	754,000	
	計	5,451,341,495	0	0	5,451,341,495	0	0	0	0	5,451,341,495	
無形固定資産合計	借地権	5,450,587,495	0	0	5,450,587,495	0	0	0	0	5,450,587,495	
	ソフトウェア	23,976,530,582	2,278,965,150	0	26,255,495,732	19,033,472,046	2,137,341,356	0	0	7,222,023,686	
	電話加入権	754,000	0	0	754,000	0	0	0	0	754,000	
	計	29,427,872,077	2,278,965,150	0	31,706,837,227	19,033,472,046	2,137,341,356	0	0	12,673,365,181	
投資その他の資産	破産再生更生債権等	120,784,605,683	4,014,920,656	2,960,140,091	121,839,386,248	0	0	0	0	121,839,386,248	
	貸倒引当金	△ 119,138,006,551	△ 3,860,802,666	△ 2,960,140,091	△ 120,038,669,126	0	0	0	0	△ 120,038,669,126	＊
	未収財源措置予定額	8,092,964,670	△ 2,568,964,031	△ 7,036,837,822	12,560,838,461	0	0	0	0	12,560,838,461	
	退職給付引当金見返	4,141,827,146	△ 170,670,448	306,645,200	3,664,511,498	0	0	0	0	3,664,511,498	
	差入保証金	196,818,021	745,560	0	197,563,581	0	0	0	0	197,563,581	
	計	14,078,208,969	△ 2,584,770,929	△ 6,730,192,622	18,223,630,662	0	0	0	0	18,223,630,662	

＊当期減少額のうち目的取崩額は2,960,140,091円であります。

（２）貸付金の明細

（単位:円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額			期末残高	摘要
		新規貸与額	回収額	償却額	返還免除額		
第一種学資貸与金 （うち破産再生更生債権等）	2,860,876,622,589 (36,397,696,069)	267,603,885,218	276,817,467,754	1,698,662,726	14,683,344,593	2,835,281,032,734 (34,888,506,406)	
第二種学資貸与金 （うち破産再生更生債権等）	6,509,234,206,780 (84,385,978,758)	556,230,310,000	624,757,206,608	1,261,477,365	2,371,618,766	6,437,074,214,041 (86,948,965,652)	
計 （うち破産再生更生債権等）	9,370,110,829,369 (120,783,674,827)	823,834,195,218	901,574,674,362	2,960,140,091	17,054,963,359	9,272,355,246,775 (121,837,472,058)	

*返還免除の理由は、独立行政法人日本学生支援機構法第１５条第３項の規定により当年度に返還を免除したものであります。

（３）長期借入金の明細

（単位:円）

区分	期首残高 (内一年以内返済予定額)	当期増加	当期減少	期末残高 (内一年以内返済予定額)	平均利率(%)	返済期限	摘要
一般会計借入金	2,856,881,661,000 (72,483,472,000)	97,433,523,000	118,085,025,000	2,836,230,159,000 (71,939,987,000)	無利息	令和7年度～令和42年度	*
特別会計借入金	15,332,690,846 (　－　)	0	1,675,761,436	13,656,929,410 (　－　)	無利息	令和31年度～令和36年度	*
財政融資資金借入金	6,282,420,000,000 (659,790,000,000)	516,100,000,000	659,790,000,000	6,138,730,000,000 (651,080,000,000)	0.536	令和7年度～令和26年度	
民間借入金(信金中央金庫)	36,500,000,000 (36,500,000,000)	0	36,500,000,000	0 (　－　)	0.166	令和6年度	
民間借入金(りそな銀行)	69,500,000,000 (69,500,000,000)	124,000,000,000	69,500,000,000	124,000,000,000 (124,000,000,000)	0.702	令和7年度	
民間借入金(三井住友銀行)	9,000,000,000 (9,000,000,000)	0	9,000,000,000	0 (　－　)	0.180	令和6年度	
民間借入金(栃木銀行)	0 (　－　)	2,000,000,000	0	2,000,000,000 (2,000,000,000)	0.675	令和7年度	
民間借入金(SBI新生銀行)	0 (　－　)	32,000,000,000	0	32,000,000,000 (32,000,000,000)	0.705	令和7年度	
計	9,269,634,351,846 (847,273,472,000)	771,533,523,000	894,550,786,436	9,146,617,088,410 (881,019,987,000)			

*一般会計について減少の理由は、独立行政法人日本学生支援機構法第22条第２項の規定により償還を免除されたものを含みます。

*特別会計について減少の理由は、独立行政法人日本学生支援機構法第22条第２項の規定により償還を免除されたものを含みます。

（４）日本学生支援債券の明細

（単位:円）

銘柄	期首残高 (内一年以内償還予定額)	当期増加	当期減少	期末残高 (内一年以内償還予定額)	利率(%)	償還期限	摘要
第六十七回日本学生支援債券	30,000,000,000 (30,000,000,000)	0	30,000,000,000	0 (　－　)	0.001	令和6年6月20日	発行価額：債券の金額100円につき金100円00銭2厘
第六十八回日本学生支援債券	30,000,000,000 (30,000,000,000)	0	30,000,000,000	0 (　－　)	0.010	令和6年9月20日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第六十九回日本学生支援債券	30,000,000,000 (30,000,000,000)	0	30,000,000,000	0 (　－　)	0.076	令和6年11月20日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第七十回日本学生支援債券	30,000,000,000 (30,000,000,000)	0	30,000,000,000	0 (　－　)	0.120	令和7年2月20日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第七十一回日本学生支援債券	30,000,000,000 (　－　)	0	0	30,000,000,000 (30,000,000,000)	0.080	令和7年6月20日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第七十二回日本学生支援債券	30,000,000,000 (　－　)	0	0	30,000,000,000 (30,000,000,000)	0.080	令和7年9月19日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第七十三回日本学生支援債券	30,000,000,000 (　－　)	0	0	30,000,000,000 (30,000,000,000)	0.100	令和7年11月20日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第七十四回日本学生支援債券	30,000,000,000 (　－　)	0	0	30,000,000,000 (30,000,000,000)	0.101	令和8年2月20日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第七十五回日本学生支援債券	0 (　－　)	30,000,000,000	0	30,000,000,000 (　－　)	0.439	令和8年6月19日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第七十六回日本学生支援債券	0 (　－　)	30,000,000,000	0	30,000,000,000 (　－　)	0.404	令和8年9月18日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第七十七回日本学生支援債券	0 (　－　)	30,000,000,000	0	30,000,000,000 (　－　)	0.538	令和8年11月20日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第七十八回日本学生支援債券	0 (　－　)	30,000,000,000	0	30,000,000,000 (　－　)	0.742	令和9年2月19日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
計	240,000,000,000 (120,000,000,000)	120,000,000,000	120,000,000,000	240,000,000,000 (120,000,000,000)			

（５）引当金の明細

（単位:円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
賞与引当金	382,540,547	389,165,276	382,540,547	0	389,165,276	
計	382,540,547	389,165,276	382,540,547	0	389,165,276	

（６）貸付金等に対する貸倒引当金の明細

（単位:円）

区分		貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
		期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	
第一種学資貸与金		2,860,876,622,589	△ 25,595,589,855	2,835,281,032,734	40,946,028,209	△ 1,718,109,472	39,227,918,737	
一般債権	正常先	2,652,234,234,460	△ 25,164,121,912	2,627,070,112,548	512,183,273	18,384,085	530,567,358	
	要注意先	62,704,713,631	78,638,534	62,783,352,165	407,852,225	19,994,716	427,846,941	
	要管理先	93,630,380,704	1,481,238,386	95,111,619,090	997,256,935	△ 17,911,648	979,345,287	
	小計	2,808,569,328,795	△ 23,604,244,992	2,784,965,083,803	1,917,292,433	20,467,153	1,937,759,586	
貸倒懸念債権	破綻懸念先	15,909,597,725	△ 482,155,200	15,427,442,525	3,143,635,347	△ 191,404,067	2,952,231,280	
破産再生更生債権等	実質破綻先	29,821,650,364	△ 1,471,499,933	28,350,150,431	29,355,375,111	△ 1,514,553,187	27,840,821,924	
	破綻先	6,576,045,705	△ 37,689,730	6,538,355,975	6,529,725,318	△ 32,619,371	6,497,105,947	
	小計	36,397,696,069	△ 1,509,189,663	34,888,506,406	35,885,100,429	△ 1,547,172,558	34,337,927,871	
第二種学資貸与金		6,509,234,206,780	△ 72,159,992,739	6,437,074,214,041	106,450,059,481	945,745,154	107,395,804,635	
一般債権	正常先	5,841,917,253,587	△ 77,793,587,557	5,764,123,666,030	1,954,054,150	△ 47,886,431	1,906,167,719	
	要注意先	217,647,540,164	△ 2,339,716,607	215,307,823,557	1,966,363,996	△ 41,840,704	1,924,523,292	
	要管理先	298,729,832,349	7,650,615,509	306,380,447,858	4,261,842,052	△ 148,094,458	4,113,747,594	
	小計	6,358,294,626,100	△ 72,482,688,655	6,285,811,937,445	8,182,260,198	△ 237,821,593	7,944,438,605	
貸倒懸念債権	破綻懸念先	66,553,601,922	△ 2,240,290,978	64,313,310,944	15,015,824,017	△ 1,263,285,052	13,752,538,965	
破産再生更生債権等	実質破綻先	65,062,990,176	1,741,542,569	66,804,532,745	64,054,794,770	1,620,995,196	65,675,789,966	
	破綻先	19,322,988,582	821,444,325	20,144,432,907	19,197,180,496	825,856,603	20,023,037,099	
	小計	84,385,978,758	2,562,986,894	86,948,965,652	83,251,975,266	2,446,851,799	85,698,827,065	
貸付金利息に係る未収収益		468,401,784	43,691,084	512,092,868	2,380,137	151,060	2,531,197	
学資支給金返還未収金		125,666,450	△ 14,686,479	110,979,971	8,947,282	1,154,794	10,102,076	
一般債権	正常先	82,077,935	△ 17,772,903	64,305,032	28,148	△ 4,555	23,593	
	要注意先	7,928,947	△ 736,023	7,192,924	98,441	△ 3,294	95,147	
	要管理先	12,492,482	4,064,787	16,557,269	274,669	89,900	364,569	
	小計	102,499,364	△ 14,444,139	88,055,225	401,258	82,051	483,309	
貸倒懸念債権	破綻懸念先	22,236,230	△ 1,225,674	21,010,556	7,615,168	89,409	7,704,577	
破産再生更生債権等	実質破綻先	640,000	560,001	1,200,001	640,000	560,001	1,200,001	
	破綻先	290,856	423,333	714,189	290,856	423,333	714,189	
	小計	930,856	983,334	1,914,190	930,856	983,334	1,914,190	
計		9,370,704,897,603	△ 97,726,577,989	9,272,978,319,614	147,407,415,109	△ 771,058,464	146,636,356,645	

*貸倒引当金の見積方法

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（７）退職給付引当金の明細

（単位:円）

区分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
退職給付債務合計額		7,176,127,872	△ 92,290,236	532,757,430	6,551,080,206	
	退職一時金に係る債務	3,454,682,906	42,392,137	306,645,200	3,190,429,843	
	確定給付企業年金等に係る債務	3,721,444,966	△ 134,682,373	226,112,230	3,360,650,363	
未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異		1,225,489,898	296,180,958	201,222,458	1,320,448,398	
年金資産		△ 4,259,790,624	△ 173,338,712	△ 226,112,230	△ 4,207,017,106	
退職給付引当金		4,141,827,146	30,552,010	507,867,658	3,664,511,498	

（８）資産除去債務の明細

（単位:円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務	313,390,000	0	87,450,000	225,940,000	
計	313,390,000	0	87,450,000	225,940,000	

（注）上記資産除去債務に対応する除去費用等は、独立行政法人会計基準第91による特定された除去費用等には該当しておりません。

（９）運営費交付金債務及び当期振替額等の明細

①運営費交付金債務の増減の明細

（単位:円）

期首残高	当期交付額	当期振替額				引当金見返との相殺額	期末残高
		運営費交付金収益	資産見返運営費交付金	資本剰余金	小計		
0	16,604,315,000	15,367,878,884	58,601,789	0	15,426,480,673	689,185,747	488,648,580

②運営費交付金債務の当期振替額及び主な使途の明細

・運営費交付金収益への振替額及び主な使途の明細

（単位:円）

区分		運営費交付金収益	運営費交付金の主な使途	
			費用	主な使途
業務達成基準による振替額				
	奨学金事業	7,904,864,216	8,092,342,808	業務委託費：3,167,566,537　人件費：2,340,326,772 支払手数料：1,437,598,907　通信運搬費：451,659,694 支払賃借料：449,209,467　その他：245,981,431
	留学生支援事業	4,986,707,101	4,861,839,408	奨学金：2,245,631,554　人件費：1,033,513,496 業務委託費：978,404,045　その他：604,290,313
	学生生活支援事業	295,789,304	309,713,206	人件費：254,330,607　業務委託費：50,690,879 維持修繕費：17,768,216　その他：△13,076,496
	法人共通	1,098,230,345	1,020,761,162	人件費：1,190,634,327　その他：726,194 賞与引当金取崩：△92,719,030　退職給付引当金取崩：△77,880,329
期間進行基準による振替額				
	法人共通	1,082,287,918	1,081,312,632	土地建物借料：543,531,273　公租公課：259,989,846 業務委託費：66,887,574　その他：210,903,939
費用進行基準による振替額		0	－（費用進行基準を採用した業務はありません）	－
会計基準第81第４項による振替額		0	－	
合計		15,367,878,884	15,365,969,216	

・資産見返運営費交付金及び資本剰余金への振替額並びに主な使途の明細

（単位:円）

セグメント	資産見返運営費交付金への振替		資本剰余金への振替	
	振替額	主な使途	振替額	主な使途
奨学金事業	7,163,288	ALMシステム改修：4,070,000 個人信用情報登録審査支援ツール改修業務：968,000 シュレッダー：849,640 その他：1,275,648	0	
留学生支援事業	43,860,778	日本留学試験オンライン申請・受験者総合管理システム改修：11,176,000 東京国際交流館単身用A棟食事室4階他空調機更新：7,715,400 その他：24,969,378	0	
学生生活支援事業	1,269,490	パソコン：999,792 キャビネット：159,830 その他：109,868	0	
法人共通	6,308,233	日本学生支援機構駒場事務所給水ポンプ更新工事：3,002,133 日本学生支援機構駒場事務所給排気ファン補修工事　：1,573,000 中国四国支部 事務所賃貸借契約（賃料改定に伴う追加敷金）：458,760 その他：1,274,340	0	
合計	58,601,789		0	

・引当金見返との相殺額の明細

（単位:円）

セグメント	引当金見返との相殺	
	相殺額	主な相殺額の内訳
奨学金事業	330,865,930	賞与引当金見返　192,448,116 退職給付引当金見返　138,417,814
留学生支援事業	148,558,744	賞与引当金見返　79,519,851 退職給付引当金見返　69,038,893
学生生活支援事業	39,161,714	賞与引当金見返　17,853,550 退職給付引当金見返　21,308,164
法人共通	170,599,359	賞与引当金見返　92,719,030 退職給付引当金見返　77,880,329
合計	689,185,747	

③運営費交付金債務残高の明細

（単位:円）

運営費交付金債務残高		使用見込み
業務達成基準を採用した業務に係る分	488,648,580	○翌事業年度に繰り越した運営費交付金債務残高と使用見込みは以下のとおりです。 〈留学生支援事業〉 東京国際交流館における落雷・漏水事故による損傷個所の補修工事等に一定の工期が必要であること等から、計画予算額と支出額の差額56,358,000円を運営費交付金債務として翌事業年度に繰り越したものであります。 〈法人共通〉 市谷事務所再整備事業及び駒場事務所建物機器更新事業等に一定の工期が必要であること等から、計画予算額と支出額の差額432,290,580円を運営費交付金債務として翌事業年度に繰り越したものであります。 いずれの業務も翌事業年度において計画どおり実施する見込みであり、今中期計画期間中に収益化を行う予定であります。
期間進行基準を採用した業務に係る分	0	－（翌事業年度への繰越額はありません）
費用進行基準を採用した業務に係る分	0	－（費用進行基準を採用した業務はありません）
計	488,648,580	

（１０）運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細

①施設費の明細

（単位：円）

区分	当期交付額	左の会計処理内訳					摘要
		預り補助金等	資産見返施設費	建設仮勘定見返施設費	資本剰余金	収益計上	
施設整備費補助金	3,123,467,000	8,200	17,155,600	2,904,209,000	0	202,094,200	
計	3,123,467,000	8,200	17,155,600	2,904,209,000	0	202,094,200	

②補助金等の明細

（単位：円）

区分	当期交付額	左の会計処理内訳					引当金見返との相殺額	摘要
		預り補助金等	資産見返補助金等	未収財源措置予定額	長期預り補助金等	収益計上		
一般会計借入金償還免除	16,596,410,182	0	0	16,596,410,182	0	0	0	
特別会計借入金償還免除	10,519,688	0	0	10,519,688	0	0	0	
返還免除補填金	1,854,346,000	0	0	1,854,346,000	0	0	0	
回収不能債権補填金	1,842,000,000	0	0	1,842,000,000	0	0	0	
政府補給金	103,811,367	0	0	△ 27,340,113,692	0	27,443,925,059	0	
留学生交流支援事業費補助金	9,322,668,000	1,680,749,103	0	0	0	7,641,918,897	0	
奨学金業務システム開発費補助金	2,940,213,943	3,414,402	2,261,281,000	0	0	675,518,541	0	
学資支給金補助金	152,825,441,000	2,822,124,700	0	0	0	150,003,316,300	0	
計	185,495,410,180	4,506,288,205	2,261,281,000	△ 7,036,837,822	0	185,764,678,797	0	

③長期預り補助金等の明細

（単位：円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
学資支給基金補助金	153,615,254	450,000	29,337,799	124,727,455	国庫補助金の精算による減等
計	153,615,254	450,000	29,337,799	124,727,455	

（１１）役員及び職員の給与の明細

（単位：千円、人）

区分	報酬または給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	(2,365)	(2)	（ － ）	（ － ）
	85,061	5	1,009	1
職員	（ － ）	（ － ）	（ － ）	（ － ）
	3,978,612	546	305,635	23
合計	(2,365)	(2)	－	－
	4,063,673	551	306,644	24

（注）

(1)　役員に対する報酬等の支給基準の概要
　役員の給与及び退職手当については、役員給与規程（平成16年規程第２号）及び役員退職手当規程（平成16年規程第３号）に基づき支給しております。

(2)　職員に対する報酬等の支給基準の概要
　職員の給与及び退職手当については、職員給与規程（平成16年規程第４号）及び職員退職手当規程（平成16年規程第５号）に基づき支給しております。

(3)　職員・非常勤職員の給与の支給人員は、年間平均支給人員数を記載しております。

(4)　非常勤職員等については、外数にて（　）で記載しております。

(5)　上記には法定福利費(社会保険料等に関わる事業主負担分等に相当する範囲の費用)759,940千円は含めておりません。

(6)　中期計画において5年間の人件費予算を定めており、その範囲は損益計算書と異なっております。中期計画における5年間の人件費予算では、
　役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与に相当する範囲の費用を記載しており、損益計算書では、
　中期計画における範囲に加え、退職手当及び法定福利費を含めております。

(7)　令和2年度より役職員の報酬等は一般勘定のみから支給しております。

（１２）恩賜基金の明細

（単位：円）

区分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　要
恩賜基金	恩賜金	1,000,000	0	0	1,000,000	現金及び預金
	恩賜金より生じた運用利息	3,125,193	6,777	0	3,131,970	現金及び預金
計		4,125,193	6,777	0	4,131,970	

(注)独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第18条第2項により管理しております。

（１３）セグメント情報の開示

（単位:円）

区分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	計
Ⅰ行政コスト					
損益計算書上の費用合計	213,323,972,015	16,023,101,705	331,274,884	3,055,490,213	232,733,838,817
その他行政コスト					
減価償却相当額	0	411,470,669	0	96,472,157	507,942,826
除売却差額相当額	0	0	0	8	8
その他行政コスト合計	0	411,470,669	0	96,472,165	507,942,834
行政コスト	213,323,972,015	16,434,572,374	331,274,884	3,151,962,378	233,241,781,651
Ⅱ独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	220,277,465,304	13,384,718,734	331,274,884	4,385,236,952	238,378,695,874
Ⅲ事業費用、事業収益及び事業損益					
事業費用					
奨学金業務費	63,312,350,885	0	0	0	63,312,350,885
学資金支給業務費	8,304,799	0	0	0	8,304,799
修学支援学資金支給業務費	150,003,316,300	0	0	0	150,003,316,300
留学生学資金支給業務費	0	11,791,299,352	0	0	11,791,299,352
留学生寄宿舎運営業務費	0	1,262,356,307	0	0	1,262,356,307
留学試験業務費	0	1,028,310,082	0	0	1,028,310,082
日本語予備教育業務費	0	800,291,045	0	0	800,291,045
留学生交流推進業務費	0	1,140,826,906	0	0	1,140,826,906
研修・情報提供業務費	0	0	125,403,771	0	125,403,771
修学環境等調査研究業務費	0	0	205,871,108	0	205,871,108
一般管理費	0	0	0	3,055,390,856	3,055,390,856
計	213,323,971,984	16,023,083,692	331,274,879	3,055,390,856	232,733,721,411
事業収益					
運営費交付金収益	7,904,864,216	4,986,707,101	295,789,304	2,180,518,263	15,367,878,884
施設費収益	0	136,591,400	0	65,502,800	202,094,200
学資貸与金利息	21,981,130,237	0	0	0	21,981,130,237
延滞金収入	2,213,122,619	0	0	0	2,213,122,619
留学生宿舎収入	0	629,890,452	0	0	629,890,452
日本語学校収入	0	298,334,296	0	0	298,334,296
日本留学試験検定料収入	0	783,517,420	0	0	783,517,420
その他事業収入	49,707,979	192,700,268	0	72,251,171	314,659,418
受託収入	0	26,689,259	0	0	26,689,259
補助金等収益	178,453,823,756	7,641,918,897	0	0	186,095,742,653
助成金収益	0	63,423,402	0	0	63,423,402
寄附金収益	224,040,584	1,045,049,650	0	0	1,269,090,234
賞与引当金見返に係る収益	195,780,880	80,896,952	18,162,732	94,324,712	389,165,276
退職給付引当金見返に係る収益	△ 85,860,720	△ 35,477,777	△ 7,965,360	△ 41,366,591	△ 170,670,448
資産見返負債戻入	2,049,317,644	262,496,167	11,364,301	53,211,557	2,376,389,669
財務収益	114,766,719	87,458	0	26,596,416	141,450,593
計	213,100,693,914	16,112,824,945	317,350,977	2,451,038,328	231,981,908,164
事業損益	△ 223,278,070	89,741,253	△ 13,923,902	△ 604,352,528	△ 751,813,247
Ⅳ臨時損益等					
臨時損失	31	18,013	5	99,357	117,406
臨時利益	31	18,012	5	99,357	117,405
当期純損益	△ 223,278,070	89,741,252	△ 13,923,902	△ 604,352,528	△ 751,813,248
前中期目標期間繰越積立金取崩額	35,806,255	36,165,916	0	680,004,937	751,977,108
当期総損益	△ 187,471,815	125,907,168	△ 13,923,902	75,652,409	163,860
Ⅴ総資産					
現金及び預金	262,463,103,118	6,346,515,617	386,057,535	5,277,053,419	274,472,729,689
貸付金	9,123,930,806,281	0	0	0	9,123,930,806,281
貸付金(第一種学資貸与金)	2,800,392,526,328	0	0	0	2,800,392,526,328
貸付金(第二種学資貸与金)	6,350,125,248,389	0	0	0	6,350,125,248,389
貸倒引当金	△ 26,586,968,436	0	0	0	△ 26,586,968,436
その他流動資産	1,136,643,891	467,990,355	18,162,732	115,274,081	1,738,071,059
有形固定資産	823,050,906	16,059,921,763	10,093,944	18,246,320,392	35,139,387,005
無形固定資産	7,033,020,747	5,610,000,662	2,283,055	28,060,717	12,673,365,181
投資その他の資産	15,986,427,909	802,988,724	197,404,849	1,236,809,180	18,223,630,662
破産再生更生債権等	121,839,386,248	0	0	0	121,839,386,248
貸倒引当金	△ 120,038,669,126	0	0	0	△ 120,038,669,126
未収財源措置予定額	12,560,838,461	0	0	0	12,560,838,461
退職給付引当金見返	1,624,872,326	802,988,724	197,404,849	1,039,245,599	3,664,511,498
差入保証金	0	0	0	197,563,581	197,563,581
計	9,411,373,052,852	29,287,417,121	614,002,115	24,903,517,789	9,466,177,989,877

1. 奨学金事業は独立行政法人日本学生支援機構法(以下機構法)第13条第１項第１号に係る事業として、経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対する奨学金貸与及び支給等の事業を実施しております。

   留学生支援事業は機構法第13条第１項第２号及び３号、４号、５号、６号並びに７号に係る事業として、留学生に対する学資金支給事業、留学生の寄宿舎運営・助成事業、日本への留学を希望する外国人に対する留学試験事業、留学生に対する日本語教育事業、留学生交流推進事業を実施しております。

   学生生活支援事業は機構法第13条第１項第８号及び９号に係る事業として、大学等が学生等に対して行う相談・指導事業の研修・情報提供事業、修学環境整備のための調査及び研究事業を実施しております。

2. 法人共通に含めた主な費用及び収益の内訳
   費用：管理部門の人件費1,119,120千円、各事務所の土地建物借料1,200,349千円、公租公課259,990千円
   収益：管理部門の運営費交付金予算相当額から資産見返負債に計上した額を除いた額

3. 法人共通に含めた資産の内訳
   現金及び預金　　:翌期以降の費用等の支払に充てるための現預金であります。
   建物並びに構築物、工具器具備品:事務所に係る資産であります。
   土地　　:事務所の土地であります。

（１４）主な事業費用の内訳

（単位：円）

奨学金事業		留学生支援事業		学生生活支援事業		法人共通	
項目	金額	項目	金額	項目	金額	項目	金額
奨学金業務費		留学生学資金支給業務費		研修・情報提供業務費		一般管理費	
支払利息	27,728,126,901	奨学金	9,430,855,000	人件費	88,403,192	土地建物借料	1,200,348,837
返還免除損	17,054,963,359	授業料	657,549,778	業務委託費	12,587,617	人件費	1,119,120,096
業務委託費	4,317,030,471	人件費	227,443,270	支払賃金	6,431,458	公租公課	259,989,846
減価償却費	2,770,633,163	減価償却費	31,086,482	減価償却費	3,039,204	業務委託費	155,094,038
未収財源措置予定額取崩額	2,568,964,031	その他	1,444,364,822	その他	14,942,300	減価償却費	71,017,781
人件費	2,322,851,626	計	11,791,299,352	計	125,403,771	その他	249,820,258
貸倒引当金繰入	2,187,926,833	留学生寄宿舎運営業務費		修学環境等調査研究業務費		計	3,055,390,856
その他	4,361,854,501	業務委託費	514,328,616	人件費	127,085,761		
計	63,312,350,885	維持修繕費	264,543,718	業務委託費	38,103,262		
学資金支給業務費		減価償却費	239,939,447	維持修繕費	16,280,000		
学資支給金	6,960,000	光熱水料	93,306,586	減価償却費	8,325,097		
その他	1,344,799	人件費	75,411,683	その他	16,076,988		
計	8,304,799	その他	74,826,257	計	205,871,108		
修学支援学資金支給業務費		計	1,262,356,307				
学資支給金	150,003,316,300	留学試験業務費					
計	150,003,316,300	業務委託費	531,536,065				
		支払賃借料	127,766,625				
		人件費	117,483,187				
		支払賃金	82,004,834				
		諸謝金	72,076,725				
		減価償却費	19,789,569				
		その他	77,653,077				
		計	1,028,310,082				
		日本語予備教育業務費					
		人件費	347,712,667				
		支払賃金	233,875,037				
		業務委託費	67,822,607				
		減価償却費	57,398,994				
		その他	93,481,740				
		計	800,291,045				
		留学生交流推進業務費					
		留学準備金	342,960,000				
		業務委託費	261,317,981				
		人件費	236,420,656				
		支払賃金	80,035,235				
		旅費	76,833,384				
		減価償却費	24,948,880				
		その他	118,310,770				
		計	1,140,826,906				

（１５）主な資産、負債の明細　　（単位：円）

① 現金及び預金

項目	金額	備考
現金	2,004,819	
普通預金	246,806,722,650	
別段預金	27,664,002,220	
計	274,472,729,689	

② 未収収益

項目	金額	備考
学資貸与金利息	512,092,868	
計	512,092,868	

③ 未収金

項目	金額	備考
施設整備費補助金	153,747,000	
回収委託分	110,881,876	
その他未収金	558,217,823	
計	822,846,699	

④ 預り寄附金

項目	金額	備考
奨学寄附金	1,327,976,000	
グローバル人材育成コミュニティ事業寄附金	1,298,155,000	
留学生支援事業に係る寄附金	6,595,000	
計	2,632,726,000	

⑤ 未払金

項目	金額	備考
施設整備費	3,055,674,600	
奨学金業務システム改修費	1,814,984,835	
延滞債権回収委託費	144,964,295	
留学生寄宿舎に係る業務費	133,433,472	
奨学金業務システム運用保守経費	113,217,911	
奨学金貸与事業に係る業務委託費	102,287,309	
延滞者に対する督促架電費	65,506,512	
その他未払金	1,278,371,868	
計	6,708,440,802	

⑥ 未払費用

項目	金額	備考
借入金利息	7,214,000,445	
債券利息	158,349,031	
その他未払費用	143,421,285	
計	7,515,770,761	

⑦ 前受金

項目	金額	備考
日本留学試験検定料収入前受金	138,657,000	
日本語教育センター前受金	77,051,149	
日本留学海外拠点連携推進事業前受金	6,006,755	
施設維持費前受金	4,161,000	
その他前受金	3,646,981	
計	229,522,885	

⑧ 預り金

項目	金額	備考
奨学金貸与事業返戻金	331,454,673	
留学生支援事業預り金	35,652,032	
預り市町村民税徴収金等	15,112,769	
計	382,219,474	

⑨ 仮受金

項目	金額	備考
第一種仮受金	11,431,739	
第二種仮受金	58,670,163	
計	70,101,902	

⑩ 長期預り寄附金

項目	金額	備考
奨学寄附金	4,977,378,548	
グローバル人材育成コミュニティ事業寄附金	1,343,690,856	
留学生支援事業に係る寄附金	32,911,851	
計	6,353,981,255	

（１６）区分経理に関する書類

①　各勘定の経理の対象

一般勘定	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第１項第１号から同条第10号に掲げる業務の内、学資支給業務勘定の業務を除いた業務
学資支給業務勘定	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第１項第１号に掲げる業務の内、学資の支給に係る業務及びこれに附帯する業務

②　勘定相互間の関係

上記勘定の間では、法令等で予定した取引はありません。

貸借対照表

（令和７年３月31日現在）

（単位：円）

	一般勘定	学資支給業務勘定	調整	法人単位
資産の部				
Ⅰ流動資産				
現金及び預金	274,444,354,567	28,375,122	0	274,472,729,689
貸付金	9,123,930,806,281	0	0	9,123,930,806,281
第一種学資貸与金	2,800,392,526,328	0	0	2,800,392,526,328
第二種学資貸与金	6,350,125,248,389	0	0	6,350,125,248,389
貸倒引当金	△ 26,586,968,436	0	0	△ 26,586,968,436
前払金	9,754,747	0	0	9,754,747
前払費用	14,930,552	0	0	14,930,552
未収収益	512,092,868	0	0	512,092,868
貸倒引当金	△ 2,531,197	0	0	△ 2,531,197
未収金	713,266,480	109,580,219	0	822,846,699
貸倒引当金	0	△ 8,187,886	0	△ 8,187,886
賞与引当金見返	389,165,276	0	0	389,165,276
流動資産合計	9,400,011,839,574	129,767,455	0	9,400,141,607,029
Ⅱ固定資産				
1. 有形固定資産				
建物	36,652,424,821	0	0	36,652,424,821
減価償却累計額	△ 19,022,285,059	0	0	△ 19,022,285,059
減損損失累計額	△ 25,033,031	0	0	△ 25,033,031
構築物	52,100,859	0	0	52,100,859
減価償却累計額	△ 41,447,293	0	0	△ 41,447,293
車両運搬具	5,682,600	0	0	5,682,600
減価償却累計額	△ 1,136,520	0	0	△ 1,136,520
工具器具備品	5,194,049,341	0	0	5,194,049,341
減価償却累計額	△ 3,808,281,773	0	0	△ 3,808,281,773
土地	10,672,550,060	0	0	10,672,550,060
建設仮勘定	5,460,763,000	0	0	5,460,763,000
有形固定資産合計	35,139,387,005	0	0	35,139,387,005
2. 無形固定資産				
借地権	5,450,587,495	0	0	5,450,587,495
ソフトウェア	7,222,023,686	0	0	7,222,023,686
電話加入権	754,000	0	0	754,000
無形固定資産合計	12,673,365,181	0	0	12,673,365,181
3. 投資その他の資産				
破産再生更生債権等	1,800,717,122	0	0	1,800,717,122
破産再生更生債権等	121,837,472,058	1,914,190	0	121,839,386,248
貸倒引当金	△ 120,036,754,936	△ 1,914,190	0	△ 120,038,669,126
未収財源措置予定額	12,560,838,461	0	0	12,560,838,461
退職給付引当金見返	3,664,511,498	0	0	3,664,511,498
差入保証金	197,563,581	0	0	197,563,581
投資その他の資産合計	18,223,630,662	0	0	18,223,630,662
固定資産合計	66,036,382,848	0	0	66,036,382,848
資産合計	**9,466,048,222,422**	**129,767,455**	**0**	**9,466,177,989,877**
負債の部				
Ⅰ流動負債				
運営費交付金債務	488,648,580	0	0	488,648,580
預り施設費	8,200	0	0	8,200
預り補助金等	5,689,669,228	5,040,000	0	5,694,709,228
預り寄附金	2,632,726,000	0	0	2,632,726,000
一年以内償還予定日本学生支援債券	120,000,000,000	0	0	120,000,000,000
一年以内返済予定長期借入金	881,019,987,000	0	0	881,019,987,000
未払金	6,708,440,802	0	0	6,708,440,802
未払消費税等	17,784,800	0	0	17,784,800
リース債務	400,566,185	0	0	400,566,185
未払費用	7,515,770,761	0	0	7,515,770,761
前受金	229,522,885	0	0	229,522,885
預り金	382,219,474	0	0	382,219,474
仮受金	70,101,902	0	0	70,101,902
賞与引当金	389,165,276	0	0	389,165,276
一年以内履行予定資産除去債務	225,940,000	0	0	225,940,000
流動負債合計	1,025,770,551,093	5,040,000	0	1,025,775,591,093
Ⅱ固定負債				
資産見返負債	14,571,082,997	0	0	14,571,082,997
資産見返運営費交付金	1,685,818,852	0	0	1,685,818,852
資産見返施設費	768,632,656	0	0	768,632,656
資産見返補助金等	6,574,725,472	0	0	6,574,725,472
資産見返寄附金	81,143,017	0	0	81,143,017
建設仮勘定見返施設費	5,460,763,000	0	0	5,460,763,000
長期預り補助金等	0	124,727,455	0	124,727,455
長期預り寄附金	6,353,981,255	0	0	6,353,981,255
日本学生支援債券	120,000,000,000	0	0	120,000,000,000
長期借入金	8,265,597,101,410	0	0	8,265,597,101,410
長期預り保証金	69,915,816	0	0	69,915,816
長期リース債務	364,721,212	0	0	364,721,212
退職給付引当金	3,664,511,498	0	0	3,664,511,498
固定負債合計	8,410,621,314,188	124,727,455	0	8,410,746,041,643
負債合計	**9,436,391,865,281**	**129,767,455**	**0**	**9,436,521,632,736**
純資産の部				
Ⅰ資本金				
政府出資金	100,000,000	0	0	100,000,000
資本金合計	100,000,000	0	0	100,000,000
Ⅱ資本剰余金				
資本剰余金	△ 601,319,929	0	0	△ 601,319,929
その他行政コスト累計額	△ 29,644,842,436	0	0	△ 29,644,842,436
減価償却相当累計額	△ 18,714,363,975	0	0	△ 18,714,363,975
減損損失相当累計額	△ 25,033,031	0	0	△ 25,033,031
除売却差額相当累計額	△ 10,905,445,430	0	0	△ 10,905,445,430
民間出えん金	58,745,446,994	0	0	58,745,446,994
資本剰余金合計	28,499,284,629	0	0	28,499,284,629
Ⅲ利益剰余金				
前中期目標期間繰越積立金	1,056,908,652	0	0	1,056,908,652
当期未処分利益	163,860	0	0	163,860
（うち当期総利益）	163,860	0	0	163,860
利益剰余金合計	1,057,072,512	0	0	1,057,072,512
純資産合計	**29,656,357,141**	**0**	**0**	**29,656,357,141**
負債・純資産合計	**9,466,048,222,422**	**129,767,455**	**0**	**9,466,177,989,877**

行政コスト計算書

（自令和６年４月１日　至令和７年３月31日）

（単位:円）

	一般勘定	学資支給業務勘定	調整	法人単位
Ⅰ　損益計算書上の費用				
奨学金業務費	63, 312, 350, 885	0	0	63, 312, 350, 885
学資金支給業務費	0	8, 304, 799	0	8, 304, 799
修学支援学資金支給業務費	150, 003, 316, 300	0	0	150, 003, 316, 300
留学生学資金支給業務費	11, 791, 299, 352	0	0	11, 791, 299, 352
留学生寄宿舎運営業務費	1, 262, 356, 307	0	0	1, 262, 356, 307
留学試験業務費	1, 028, 310, 082	0	0	1, 028, 310, 082
日本語予備教育業務費	800, 291, 045	0	0	800, 291, 045
留学生交流推進業務費	1, 140, 826, 906	0	0	1, 140, 826, 906
研修・情報提供業務費	125, 403, 771	0	0	125, 403, 771
修学環境等調査研究業務費	205, 871, 108	0	0	205, 871, 108
一般管理費	3, 055, 390, 856	0	0	3, 055, 390, 856
臨時損失	117, 406	0	0	117, 406
損益計算書上の費用合計	**232, 725, 534, 018**	**8, 304, 799**	**0**	**232, 733, 838, 817**
Ⅱ　その他行政コスト				
減価償却相当額	507, 942, 826	0	0	507, 942, 826
除売却差額相当額	8	0	0	8
その他行政コスト合計	**507, 942, 834**	**0**	**0**	**507, 942, 834**
Ⅲ　行政コスト	**233, 233, 476, 852**	**8, 304, 799**	**0**	**233, 241, 781, 651**

損益計算書

（自令和６年４月１日　至令和７年３月31日）

（単位：円）

	一般勘定	学資支給業務勘定	調整	法人単位
経常費用				
業務費				
奨学金業務費	63,312,350,885	0	0	63,312,350,885
学資金支給業務費	0	8,304,799	0	8,304,799
修学支援学資金支給業務費	150,003,316,300	0	0	150,003,316,300
留学生学資金支給業務費	11,791,299,352	0	0	11,791,299,352
留学生寄宿舎運営業務費	1,262,356,307	0	0	1,262,356,307
留学試験業務費	1,028,310,082	0	0	1,028,310,082
日本語予備教育業務費	800,291,045	0	0	800,291,045
留学生交流推進業務費	1,140,826,906	0	0	1,140,826,906
研修・情報提供業務費	125,403,771	0	0	125,403,771
修学環境等調査研究業務費	205,871,108	0	0	205,871,108
一般管理費	3,055,390,856	0	0	3,055,390,856
経常費用合計	**232,725,416,612**	**8,304,799**	**0**	**232,733,721,411**
経常収益				
運営費交付金収益	15,367,878,884	0	0	15,367,878,884
施設費収益	202,094,200	0	0	202,094,200
学資貸与金利息	21,981,130,237	0	0	21,981,130,237
延滞金収入	2,213,122,619	0	0	2,213,122,619
留学生宿舎収入	629,890,452	0	0	629,890,452
日本語学校収入	298,334,296	0	0	298,334,296
日本留学試験検定料収入	783,517,420	0	0	783,517,420
その他事業収入	314,659,418	0	0	314,659,418
受託収入				
その他受託収入	26,689,259	0	0	26,689,259
補助金等収益	186,087,437,854	8,304,799	0	186,095,742,653
国庫補助金収益	158,643,512,795	8,304,799	0	158,651,817,594
政府補給金収益	27,443,925,059	0	0	27,443,925,059
助成金収益	63,423,402	0	0	63,423,402
寄附金収益	1,269,090,234	0	0	1,269,090,234
賞与引当金見返に係る収益	389,165,276	0	0	389,165,276
退職給付引当金見返に係る収益	△ 170,670,448	0	0	△ 170,670,448
資産見返負債戻入	2,376,389,669	0	0	2,376,389,669
資産見返運営費交付金戻入	659,246,686	0	0	659,246,686
資産見返施設費戻入	87,352,502	0	0	87,352,502
資産見返補助金等戻入	1,619,646,946	0	0	1,619,646,946
資産見返寄附金戻入	10,143,535	0	0	10,143,535
財務収益	141,450,593	0	0	141,450,593
受取利息	136,680,840	0	0	136,680,840
有価証券利息	4,769,753	0	0	4,769,753
経常収益合計	**231,973,603,365**	**8,304,799**	**0**	**231,981,908,164**
経常損失	**751,813,247**	**0**	**0**	**751,813,247**
臨時損失	**117,406**	**0**	**0**	**117,406**
固定資産除却損	117,406	0	0	117,406
臨時利益	**117,405**	**0**	**0**	**117,405**
資産見返運営費交付金戻入	99,465	0	0	99,465
資産見返施設費戻入	36	0	0	36
資産見返補助金等戻入	4	0	0	4
資産見返寄附金戻入	17,900	0	0	17,900
当期純損失	**751,813,248**	**0**	**0**	**751,813,248**
前中期目標期間繰越積立金取崩額	**751,977,108**	**0**	**0**	**751,977,108**
当期総利益	**163,860**	**0**	**0**	**163,860**

キャッシュ・フロー計算書

（自令和６年４月１日　至令和７年３月31日）

（単位：円）

	一般勘定	学資支給業務勘定	調整	法人単位
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー				
人件費支出	△ 5,004,397,780	0	0	△ 5,004,397,780
学資貸与金の貸付による支出	△ 823,834,195,218	0	0	△ 823,834,195,218
学資支給金の支給による支出	0	△ 6,960,000	0	△ 6,960,000
修学支援学資支給金の支給による支出	△ 150,003,316,300	0	0	△ 150,003,316,300
短期借入金の返済による支出	△ 1,462,645,000,000	0	0	△ 1,462,645,000,000
債券の償還による支出	△ 120,000,000,000	0	0	△ 120,000,000,000
長期借入金の返済による支出	△ 877,943,856,566	0	0	△ 877,943,856,566
借入利息の支払額	△ 25,881,375,749	0	0	△ 25,881,375,749
債券利息の支払額	△ 305,549,334	0	0	△ 305,549,334
その他の業務支出	△ 25,872,693,606	0	0	△ 25,872,693,606
運営費交付金収入	16,604,315,000	0	0	16,604,315,000
学資貸与金の回収による収入	901,523,267,258	0	0	901,523,267,258
学資支給金の回収による収入	75,141,735	14,695,560	0	89,837,295
短期借入れによる収入	1,462,645,000,000	0	0	1,462,645,000,000
債券の発行による収入	119,825,390,386	0	0	119,825,390,386
長期借入れによる収入	771,533,523,000	0	0	771,533,523,000
学資貸与金利息の受取額	21,937,439,153	0	0	21,937,439,153
延滞金収入	2,213,122,619	0	0	2,213,122,619
留学生宿舎収入	622,891,707	0	0	622,891,707
日本語学校収入	292,533,913	0	0	292,533,913
日本留学試験検定料収入	810,602,420	0	0	810,602,420
その他の事業収入	386,506,792	0	0	386,506,792
政府受託収入の精算による返還金の支出	△ 6,695,989	0	0	△ 6,695,989
国庫補助金収入	168,730,273,943	0	0	168,730,273,943
国庫補助金の精算による返還金の支出	△ 4,807,147,220	△ 30,273,000	0	△ 4,837,420,220
政府補給金収入	103,811,367	0	0	103,811,367
助成金収入	100,000,000	0	0	100,000,000
寄附金収入	2,187,202,847	0	0	2,187,202,847
小計	△ 26,713,205,622	△ 22,537,440	0	△ 26,735,743,062
その他利息の受取額	161,665,823	0	0	161,665,823
その他利息の支払額	△ 296,644	0	0	△ 296,644
国庫納付金の支払額	△ 1,041,844,515	0	0	△ 1,041,844,515
業務活動によるキャッシュ・フロー	**△ 27,593,680,958**	**△ 22,537,440**	**0**	**△ 27,616,218,398**
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー				
定期預金の払戻による収入	28,700,000,000	0	0	28,700,000,000
有形固定資産の取得による支出	△ 762,719,987	0	0	△ 762,719,987
無形固定資産の取得による支出	△ 4,294,445,100	0	0	△ 4,294,445,100
差入保証金の差入による支出	△ 745,560	0	0	△ 745,560
施設整備費補助金収入	3,323,396,000	0	0	3,323,396,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	**26,965,485,353**	**0**	**0**	**26,965,485,353**
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー				
リース債務の返済による支出	△ 774,555,044	0	0	△ 774,555,044
財務活動によるキャッシュ・フロー	**△ 774,555,044**	**0**	**0**	**△ 774,555,044**
Ⅳ　資金増加又は減少額	**△ 1,402,750,649**	**△ 22,537,440**	**0**	**△ 1,425,288,089**
Ⅴ　資金期首残高	**275,847,105,216**	**50,912,562**	**0**	**275,898,017,778**
Ⅵ　資金期末残高	**274,444,354,567**	**28,375,122**	**0**	**274,472,729,689**

（１８）勘定別の利益の処分に関する明細

（単位：円）

	一般勘定	学資支給業務勘定	合計
Ⅰ　当期未処分利益	163,860	0	163,860
当期総利益	163,860	0	163,860
Ⅱ　利益処分額	163,860	0	163,860
積立金	163,860	0	163,860

（１９）相殺消去された債権・債務等の内訳

①相殺消去された勘定相互間の債権と債務
該当ありません。

②相殺消去された勘定相互間の損益取引に係る費用と収益
該当ありません。

③消去された勘定相互間の取引に係る未実現損益
該当ありません。

（２０）相殺消去された勘定相互間のキャッシュ・フローの内訳
該当ありません。

〈一般勘定〉

①貸借対照表（令和７年３月31日現在）

（単位：円）

区分	金額		
資産の部			
Ⅰ流動資産			
現金及び預金		274,444,354,567	
貸付金			
第一種学資貸与金	2,800,392,526,328		
第二種学資貸与金	6,350,125,248,389		
貸倒引当金	△ 26,586,968,436	9,123,930,806,281	
前払金		9,754,747	
前払費用		14,930,552	
未収収益	512,092,868		
貸倒引当金	△ 2,531,197	509,561,671	
未収金		713,266,480	
賞与引当金見返（注）		389,165,276	
流動資産合計			9,400,011,839,574
Ⅱ固定資産			
1. 有形固定資産			
建物	36,652,424,821		
減価償却累計額	△ 19,022,285,059		
減損損失累計額	△ 25,033,031	17,605,106,731	
構築物	52,100,859		
減価償却累計額	△ 41,447,293	10,653,566	
車両運搬具	5,682,600		
減価償却累計額	△ 1,136,520	4,546,080	
工具器具備品	5,194,049,341		
減価償却累計額	△ 3,808,281,773	1,385,767,568	
土地		10,672,550,060	
建設仮勘定		5,460,763,000	
有形固定資産合計		35,139,387,005	
2. 無形固定資産			
借地権		5,450,587,495	
ソフトウェア		7,222,023,686	
電話加入権		754,000	
無形固定資産合計		12,673,365,181	
3. 投資その他の資産			
破産再生更生債権等	121,837,472,058		
貸倒引当金	△ 120,036,754,936	1,800,717,122	
未収財源措置予定額（注）		12,560,838,461	
退職給付引当金見返（注）		3,664,511,498	
差入保証金		197,563,581	
投資その他の資産合計		18,223,630,662	
固定資産合計			66,036,382,848
資産合計			9,466,048,222,422

区分	金額		
負債の部			
Ⅰ流動負債			
運営費交付金債務（注）		488,648,580	
預り施設費（注）		8,200	
預り補助金等（注）		5,689,669,228	
預り寄附金（注）		2,632,726,000	
一年以内償還予定日本学生支援債券		120,000,000,000	
一年以内返済予定長期借入金		881,019,987,000	
未払金		6,708,440,802	
未払消費税等		17,784,800	
リース債務		400,566,185	
未払費用		7,515,770,761	
前受金		229,522,885	
預り金		382,219,474	
仮受金		70,101,902	
賞与引当金		389,165,276	
資産除去債務		225,940,000	
流動負債合計			1,025,770,551,093
Ⅱ固定負債			
資産見返負債（注）			
資産見返運営費交付金（注）	1,685,818,852		
資産見返施設費（注）	768,632,656		
資産見返補助金等（注）	6,574,725,472		
資産見返寄附金（注）	81,143,017		
建設仮勘定見返施設費（注）	5,460,763,000	14,571,082,997	
長期預り寄附金（注）		6,353,981,255	
日本学生支援債券		120,000,000,000	
長期借入金		8,265,597,101,410	
長期預り保証金		69,915,816	
長期リース債務		364,721,212	
退職給付引当金		3,664,511,498	
固定負債合計			8,410,621,314,188
負債合計			9,436,391,865,281
純資産の部			
Ⅰ資本金			
政府出資金	100,000,000		
資本金合計		100,000,000	
Ⅱ資本剰余金			
資本剰余金	△ 601,319,929		
その他行政コスト累計額（注）	△ 29,644,842,436		
減価償却相当累計額（注）	△ 18,714,363,975		
減損損失相当累計額（注）	△ 25,033,031		
除売却差額相当累計額（注）	△ 10,905,445,430		
民間出えん金（注）	58,745,446,994		
資本剰余金合計		28,499,284,629	
Ⅲ利益剰余金			
前中期目標期間繰越積立金（注）	1,056,908,652		
当期未処分利益	163,860		
（うち当期総利益）	(163,860)		
利益剰余金合計		1,057,072,512	
純資産合計			29,656,357,141
負債･純資産合計			9,466,048,222,422

貸借対照表注記
１．「貸付金」は、独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項に基づく奨学金貸与事業の貸付金を示しております。
２．（注）を付した勘定科目は、独立行政法人固有の会計処理に基づく勘定科目です。
３．その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額　△1,065,796円

②行政コスト計算書(自令和６年４月１日　至令和７年３月31日)

（単位:円）

区分	金額	
Ⅰ　損益計算書上の費用		
奨学金業務費	63,312,350,885	
修学支援学資金支給業務費	150,003,316,300	
留学生学資金支給業務費	11,791,299,352	
留学生寄宿舎運営業務費	1,262,356,307	
留学試験業務費	1,028,310,082	
日本語予備教育業務費	800,291,045	
留学生交流推進業務費	1,140,826,906	
研修・情報提供業務費	125,403,771	
修学環境等調査研究業務費	205,871,108	
一般管理費	3,055,390,856	
臨時損失	117,406	
損益計算書上の費用合計		232,725,534,018
Ⅱ　その他行政コスト		
減価償却相当額（注）	507,942,826	
除売却差額相当額（注）	8	
その他行政コスト合計		507,942,834
Ⅲ　行政コスト		233,233,476,852

行政コスト計算書注記

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	233,233,476,852	円
自己収入等	△ 27,731,469,365	円
機会費用	32,868,383,588	円
独立行政法人の運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	238,370,391,075	円

２．機会費用の計上方法

（１）　国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずる機会費用の計算方法

近隣の地代や賃貸料等を参考に計算しております。

（２）　政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

平成31年４月５日付事務連絡「行政サービス実施コスト計算書等の機会費用算定の取扱いについて（留意事項）」（総務省行政管理局、財務省主計局法規課公会計室）に基づき、1.485%で計算しております。

（３）　国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引から生ずる機会費用の計算に使用した利率

当事業年度に行った通常の資金調達に係る約定利率の加重平均値1.152%で計算しております。

（４）　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

３．（注）を付した勘定科目は、独立行政法人固有の会計処理に基づく勘定科目です。

③損益計算書(自令和６年４月１日　至令和７年３月31日)

（単位:円）

区分	金額		
経常費用			
業務費			
奨学金業務費	63,312,350,885		
修学支援学資金支給業務費	150,003,316,300		
留学生学資金支給業務費	11,791,299,352		
留学生寄宿舎運営業務費	1,262,356,307		
留学試験業務費	1,028,310,082		
日本語予備教育業務費	800,291,045		
留学生交流推進業務費	1,140,826,906		
研修・情報提供業務費	125,403,771		
修学環境等調査研究業務費	205,871,108	229,670,025,756	
一般管理費		3,055,390,856	
経常費用合計			232,725,416,612
経常収益			
運営費交付金収益（注）		15,367,878,884	
施設費収益（注）		202,094,200	
学資貸与金利息		21,981,130,237	
延滞金収入		2,213,122,619	
留学生宿舎収入		629,890,452	
日本語学校収入		298,334,296	
日本留学試験検定料収入		783,517,420	
その他事業収入		314,659,418	
受託収入			
その他の受託収入		26,689,259	
補助金等収益（注）			
国庫補助金収益（注）	158,643,512,795		
政府補給金収益（注）	27,443,925,059	186,087,437,854	
助成金収益（注）		63,423,402	
寄附金収益（注）		1,269,090,234	
賞与引当金見返に係る収益（注）		389,165,276	
退職給付引当金見返に係る収益（注）		△ 170,670,448	
資産見返負債戻入（注）			
資産見返運営費交付金戻入（注）	659,246,686		
資産見返施設費戻入（注）	87,352,502		
資産見返補助金等戻入（注）	1,619,646,946		
資産見返寄附金戻入（注）	10,143,535	2,376,389,669	
財務収益			
受取利息	136,680,840		
有価証券利息	4,769,753	141,450,593	
経常収益合計			231,973,603,365
経常損失			751,813,247
臨時損失			
固定資産除却損		117,406	117,406
臨時利益			
資産見返運営費交付金戻入（注）		99,465	
資産見返施設費戻入（注）		36	
資産見返補助金等戻入（注）		4	
資産見返寄附金戻入（注）		17,900	117,405
当期純損失			751,813,248
前中期目標期間繰越積立金取崩額（注）			751,977,108
当期総利益			163,860

損益計算書注記

１．　事業費内訳は、附属明細書「主な事業費用の内訳」に記載しております。

２．　ファイナンス・リースに係る取引

　　ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、△742,290円であり、当該影響額を除いた当期総利益は906,150円であります。

３．　（注）を付した勘定科目は、独立行政法人固有の会計処理に基づく勘定科目です。

④純資産変動計算書（自令和6年4月1日　至令和7年3月31日）

（単位：円）

区分	Ⅰ 資本金		Ⅱ 資本剰余金								Ⅲ 利益剰余金					純資産合計
						その他行政コスト累計額										
	政府出資金	資本金合計	資本剰余金	国庫納付差額	その他	減価償却相当累計額（－）	減損損失相当累計額（－）	除売却差額相当累計額（－）	民間出えん金	資本剰余金合計	前中期日標期間繰越積立金	積立金	当期未処分利益	うち当期純利益	利益剰余金合計	
当期首残高	100,000,000	100,000,000	△ 601,319,929	△ 602,272,629	952,700	△ 18,263,847,193	△ 33,990,790	△ 10,839,061,619	58,745,446,994	29,007,227,463	22,771,775	894,651,212	1,933,307,288	-	2,850,730,275	31,957,957,738
当期変動額																
Ⅰ 資本金の当期変動額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ⅱ 資本剰余金の当期変動額																
固定資産の除売却	0	0	0	0	0	57,426,044	8,957,759	△ 66,383,811	0	△ 8	0	0	0	0	0	△ 8
減価償却	0	0	0	0	0	△ 507,942,826	0	0	0	△ 507,942,826	0	0	0	0	0	△ 507,942,826
Ⅲ 利益剰余金の当期変動額																
(1) 利益の処分又は損失の処理																
前中期日標期間からの繰越し	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,808,885,760	△ 1,808,885,760	0	0	0	0
積立金への振替	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 22,771,775	1,956,079,063	△ 1,933,307,288	0	0	0
国庫納付金の納付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 1,041,844,515	0	0	△ 1,041,844,515	△ 1,041,844,515
(2) その他																
当期純利益（又は当期純損失）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 751,813,248	△ 751,813,248	△ 751,813,248	△ 751,813,248
前中期日標期間繰越積立金取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 751,977,108	0	751,977,108	751,977,108	0	0
当期変動額合計	0	0	0	0	0	△ 450,516,782	8,957,759	△ 66,383,811	0	△ 507,942,834	1,034,136,877	△ 894,651,212	△ 1,933,143,428	163,860	△ 1,793,657,763	△ 2,301,600,597
当期末残高	100,000,000	100,000,000	△ 601,319,929	△ 602,272,629	952,700	△ 18,714,363,975	△ 25,033,031	△ 10,905,445,430	58,745,446,994	28,499,284,629	1,056,908,652	0	163,860	163,860	1,057,072,512	29,656,357,141

純資産変動計算書注記

資本剰余金のうち、その他は、機構発足時に国から承継した資産です。

⑤キャッシュ・フロー計算書(自令和６年４月１日　至令和７年３月31日)

(単位:円)

区分	金額
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
人件費支出	△ 5,004,397,780
学資貸与金の貸付による支出	△ 823,834,195,218
修学支援学資支給金の支給による支出	△ 150,003,316,300
短期借入金の返済による支出	△ 1,462,645,000,000
債券の償還による支出	△ 120,000,000,000
長期借入金の返済による支出	△ 877,943,856,566
借入利息の支払額	△ 25,881,375,749
債券利息の支払額	△ 305,549,334
その他の業務支出	△ 25,872,693,606
運営費交付金収入	16,604,315,000
学資貸与金の回収による収入	901,523,267,258
学資支給金の回収による収入	75,141,735
短期借入れによる収入	1,462,645,000,000
債券の発行による収入	119,825,390,386
長期借入れによる収入	771,533,523,000
学資貸与金利息の受取額	21,937,439,153
延滞金収入	2,213,122,619
留学生宿舎収入	622,891,707
日本語学校収入	292,533,913
日本留学試験検定料収入	810,602,420
その他の事業収入	386,506,792
政府受託収入の精算による返還金の支出	△ 6,695,989
国庫補助金収入	168,730,273,943
国庫補助金の精算による返還金の支出	△ 4,807,147,220
政府補給金収入	103,811,367
助成金収入	100,000,000
寄附金収入	2,187,202,847
小計	△ 26,713,205,622
その他利息の受取額	161,665,823
その他利息の支払額	△ 296,644
国庫納付金の支払額	△ 1,041,844,515
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 27,593,680,958
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の払戻による収入	28,700,000,000
有形固定資産の取得による支出	△ 762,719,987
無形固定資産の取得による支出	△ 4,294,445,100
差入保証金の差入による支出	△ 745,560
施設整備費補助金収入	3,323,396,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	26,965,485,353
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ･フロー	
リース債務の返済による支出	△ 774,555,044
財務活動によるキャッシュ･フロー	△ 774,555,044
Ⅳ　資金増加額	△ 1,402,750,649
Ⅴ　資金期首残高	275,847,105,216
Ⅵ　資金期末残高	274,444,354,567

キャッシュ・フロー計算書注記

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	274,444,354,567 円
資金期末残高	274,444,354,567 円

２．重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる資産の取得	34,419,000 円
学資貸与金免除	17,054,963,359 円
一般会計からの借入金免除	16,596,410,182 円
特別会計からの借入金免除	10,519,688 円
計	33,696,312,229 円

⑥利益の処分に関する書類

（単位：円）

区分	金額	
Ⅰ　当期未処分利益		163,860
当期総利益	163,860	
Ⅱ　利益処分額		
積立金		163,860

⑦注記事項

Ⅰ　重要な会計方針

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和３年９月 21 日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するＱ＆Ａ」（令和４年３月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。ただし、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係を明確に示すことができる部分を除く管理部門の活動については、期間進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　２～53 年
構築物　　２～45 年
工具器具備品　２～23 年

また、特定の資産のうち、償却資産（独立行政法人会計基準第 87 第１項）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

（２）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

（３）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

３．賞与に係る引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

４．退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8 年）による定額法により処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付

引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

また、運営費交付金により、掛金及び年金積立不足額に対して財源措置がなされる見込みである確定給付企業年金等については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

５．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

６．債券発行差額の償却方法

債券発行差額は、債券の償還期間にわたって償却しております。

７．外貨建資産の本邦通貨への換算基準

期末日に保有する外国通貨は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理する方法を採用しております。

８．未収財源措置予定額の計上基準

（１）第一種学資貸与金（一般会計・特別会計借入分）の返還免除損に係る未収財源措置予定額

第一種学資貸与金（一般会計・特別会計借入分）の返還免除損については、独立行政法人日本学生支援機構法第 22 条及び独立行政法人日本学生支援機構法施行令第 19 条の規定に基づき、後年度に一般会計から借入金が償還免除されることが明らかであることから、発生した返還免除損の全額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

（２）第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金の返還免除損に係る未収財源措置予定額

第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金の返還免除損については、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金返還免除補填金により財源措置されることが明らかであることから、発生した返還免除損の全額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

（３）第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金に係る財政融資資金、民間借入金及び財投機関債の利息補てんに係る未収財源措置予定額

第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金に係る受取利息と財源である財政融資資金、民間借入金及び財投機関債の支払利息の差額については、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている政府補給金により財源措置されることが明らかであることから、当該事業年度末における未収利息と未払利息の差額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

（４）学資貸与金に係る貸倒損失に係る未収財源措置予定額

学資貸与金の貸倒損失に係る未収財源措置予定額については、後年度に財源措置されることが明らかであることから、財源措置が予定される金額を計上しております。

（追加情報）

法人化後新たに生じた学資貸与金に係る貸倒損失に対しては、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている回収不能債権補填金により、債権管理に関する規定及び中期目標に基づき適正に債権管理した結果生じた部分について財源措置されることが明らかであることから、回収目標率に基づき算出される予想貸倒引当金相当額を上限として当該学資貸与金に係る貸倒引当金繰入額から受取利息等を控除した額を未収財源措置予定額として計上しております。

旧日本育英会から承継した学資貸与金に係る貸倒損失に対しては、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令附則第３条の規定により文部科学大臣が決定した額（17,519,277,701 円）から毎期補助金により財源措置された額を控除した額を残高として未収財源措置予定額として計上しております。

「奨学金に係る債権の自己査定に関する細則」の制定（平成 21 年３月 16 日）に伴い、追加で計上される旧債権に係る貸倒引当金繰入額に対しては、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている回収不能債権補填金により、平成 20 年度決算の損失処理において第二期中期目標期間に繰越がなされる金額及び国庫納付がなされる金額を控除した積立金残額では当期総損失を処理できないものと計算される額（22,173,611,784 円）について財源措置されることが明らかであることから、平成 20 年度決算において同額を未収財源措置予定額として計上し、毎期補助金により財源措置された額を控除した額を残高として未収財源措置予定額として計上しております。

なお、国における回収不能債権補填金（国庫補助金）予算の算定にあたっては、令和３事業年度（令和４年度予算）より、上記旧日本育英会より承継した学資貸与金に係る貸倒損失及び「奨学金に係る債権の自己査定に関する細則」の制定（平成 21 年３月 16 日）に伴い追加で計上した貸倒引当金繰入額について、その増減にかかわらず対応する未収財源措置予定額を新たに計上しないとする取扱いが廃止されました。すなわち、法人化後新たに生じた学資貸与金と同様の取り扱いを前提として財源措置が行われております。

９．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

Ⅱ　重要な債務負担行為

該当ありません。

Ⅲ　重要な後発事象

該当ありません。

Ⅳ　その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

令和元年５月 17 日付の大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）の制定及び独立行政法人日本学生支援機構法の改正により、令和２年度より、新たな修学支援制度による給付奨学金事業が実施されることになりました。これに伴い、平成 29 年度より開始した給付奨学金事業については、対象学生への学資金の支給が終了した時点において、学資支給基金の

残余額を国庫に納付し、学資支給業務勘定を廃止することになります。なお、新たな修学支援制度による給付奨学金に係る業務については、一般勘定にて経理しております。

Ⅴ　金融商品の時価等に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当法人は、奨学金事業を実施しております。この業務を実施するため、一般会計借入金、特別会計借入金、財政融資資金、金融機関からの借入及び財投機関債の発行により資金を調達しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当法人が保有する金融資産は、個人に対する貸付金及び未収金であり、債務者の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

借入金及び財投機関債は、市場の混乱等により、当法人の資金調達が困難となる等の流動性リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当法人は、当法人の貸与奨学規程、給付奨学規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸付金及び未収金について、信用情報管理、問題債権への対応など債権管理に関する体制を整備し運用しております。これらの債権管理は、奨学金事業部門により行われ、また、定期的に経営管理会議やリスク管理委員会等を開催し、審議・報告を行っております。

② 金利リスクの管理

予め法令又は業務方法書等により定められた方法により利率を決定しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当法人は、主務大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額､時価及びこれらの差額については､次のとおりであります。

なお、現金は注記を省略しており、預金、未収金及び未払金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）貸付金及び破産再生更生債権等 貸倒引当金	9,272,355 △146,624 9,125,732	8,625,203	500,528
（２）日本学生支援債券	(240,000)	(238,935)	(△1,065)
（３）長期借入金	(9,146,617)	(7,958,085)	(△1,188,532)

（注）負債に計上されているものは、() で示しております。

（注）長期借入金には一年以内返済予定の長期借入金が含まれております。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：　同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：　レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：　重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当する金融資産及び金融負債はありません。

（２）時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
貸付金及び破産再生更生債権等	－	－	8,625,203	8,625,203
日本学生支援債券	－	238,935	－	238,935
長期借入金	－	7,958,085	－	7,958,085

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

貸付金及び破産再生更生債権等

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。無利子奨学金については、将来キャッシュ・フローを見積り、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定し、有利子奨学金については、将来キャッシュ・フローを見積り、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、レベル３の時価に分類しております。

日本学生支援債券

当法人の発行する日本学生支援債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金（一年以内返済予定の長期借入金を含む）のうち、無利息である一般会計借入金及び特別会計借入金については、法令上の国からの償還免除相当額を見積り、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定し、財政融資資金及び金融機関からの借入については、主として借入毎の元利金を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によって時価を算定しており、レベル２の時価に分類しております。

Ⅵ　賃貸等不動産の時価等の開示に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

Ⅶ　退職給付に係る注記

１．採用している退職給付制度の概要

当法人は、役職員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（積立金制度）では、文教関係団体企業年金基金に加入しており、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

退職一時金制度（非積立型制度）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

２．確定給付制度

（１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（（３）に掲げられたものを除く）

期首における退職給付債務	7,166,781,772 円
勤務費用	247,907,994 円
利息費用	60,200,967 円
数理計算上の差異の当期発生額	△425,865,883 円
退職給付の支払額	△531,747,930 円
制度加入者からの拠出額	21,953,786 円
期末における退職給付債務	6,539,230,706 円

（２）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	4,259,790,624 円
期待運用収益	257,291,354 円
数理計算上の差異の当期発生額	△129,684,925 円
事業主からの拠出額	23,778,497 円
退職給付の支払額	△226,112,230 円
制度加入者からの拠出額	21,953,786 円
期末における年金資産	4,207,017,106 円

（３）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	9,346,100 円
退職給付費用	3,512,900 円
退職給付への支払額	△1,009,500 円
期末における退職給付引当金	11,849,500 円

（４）退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払金年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	3,360,650,363 円
年金資産	△4,207,017,106 円
積立型制度の未積立退職給付債務	△846,366,743 円
非積立型制度の未積立退職給付債務	3,190,429,843 円
小計	2,344,063,100 円
未認識数理計算上の差異	1,331,821,385 円
未認識過去勤務費用	△11,372,987 円

貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,664,511,498 円
退職給付引当金	3,664,511,498 円
前払年金費用	0 円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,664,511,498 円

（５）退職給付に関連する損益

勤務費用	247,907,994 円
利息費用	60,200,967 円
期待運用収益	△257,291,354 円
数理計算上の差異の当期費用処理額	△269,728,594 円
過去勤務費用の当期の費用処理額	68,506,136 円
簡便法で計算した退職給付費用	3,512,900 円
合計	△146,891,951 円

（６）年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	48.3%
株式	40.7%
一般勘定	4.7%
現金及び預金	1.2%
その他（マルチアセット）	5.1%
合計	100%

（７）長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

（８）数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.60％
長期期待運用収益率	4.55％

３．退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、45,732,283 円でした。

Ⅷ　減損会計に関する注記

令和４年度第二次補正予算において、市谷事務所再整備事業に係る予算が措置され、当該工事のため、市谷事務所及び市谷外堀事務所に配置されていた部署が東銀座事務所に仮移転しました。

そして、当期において、東銀座事務所から市谷事務所への移転を令和７年 11 月の予定とする旨を決定しました。

これにより、東銀座事務所における以下の固定資産を使用しないことといたしました。

資産の種類	資産の所在	不使用となる日	帳簿価額（不使用日時点）	回収可能サービス価額	減損の見込額
建物附属設備	東京都中央区	令和７年11月30日	110,300,380円	0円	110,300,380円

Ⅸ　資産除去債務に関する注記

東銀座事務所への仮移転のため、令和５年１月20日に定期貸室賃貸借契約を締結いたしました。このことを踏まえて、当該契約に基づく退去時における原状回復費用を見積もり、令和４事業年度に資産除去債務として計上しました。

前期においては、市谷外堀事務所の退去によって原状回復費用を支出したことにより、令和４事業年度に計上した資産除去債務が減少しました。

当期においては、上記工事の工期延長に伴う東銀座事務所の賃借期間延長（令和８年１月31日満了）を踏まえ、原状回復費用の見積額を再計算しております。なお、東銀座事務所の賃借期間（令和７年３月31日満了）までの期間が短期であることから、割引計算等は行っておりません。

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は以下のとおりです。

期首残高	313,390,000円
見積りの変更による減少額	87,450,000円
期末残高	225,940,000円

⑧附属明細書

（１）固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第８７ 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を含む。）及び減損損失累計額の明細

（単位：円）

資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末残高	摘要
							当期償却額		当期減損額		
有形固定資産（減価償却費）	建物	2,982,363,813	68,471,253	482,703,289	2,568,131,777	1,228,732,030	136,929,529	0	0	1,339,399,747	
	構築物	28,519,007	0	1,236,900	27,282,107	18,697,046	1,218,594	0	0	8,585,061	
	車両運搬具	0	5,682,600	0	5,682,600	1,136,520	1,136,520	0	0	4,546,080	
	工具器具備品	5,386,740,417	108,909,729	404,034,731	5,091,615,415	3,705,951,324	946,760,558	0	0	1,385,664,091	
	計	8,397,623,237	183,063,582	887,974,920	7,692,711,899	4,954,516,920	1,086,045,201	0	0	2,738,194,979	
有形固定資産（減価償却相当額）	建物	34,150,360,383	0	66,067,339	34,084,293,044	17,793,553,029	507,395,752	25,033,031	0	16,265,706,984	
	構築物	25,027,957	0	209,205	24,818,752	22,750,247	476,979	0	0	2,068,505	
	工具器具備品	102,541,193	0	107,267	102,433,926	102,330,449	70,095	0	0	103,477	
	計	34,277,929,533	0	66,383,811	34,211,545,722	17,918,633,725	507,942,826	25,033,031	0	16,267,878,966	
有形固定資産（非償却資産）	土地	10,672,550,060	0	0	10,672,550,060	0	0	0	0	10,672,550,060	
	建設仮勘定	2,556,554,000	2,904,209,000	0	5,460,763,000	0	0	0	0	5,460,763,000	
	計	13,229,104,060	2,904,209,000	0	16,133,313,060	0	0	0	0	16,133,313,060	
有形固定資産合計	建物	37,132,724,196	68,471,253	548,770,628	36,652,424,821	19,022,285,059	644,325,281	25,033,031	0	17,605,106,731	
	構築物	53,546,964	0	1,446,105	52,100,859	41,447,293	1,695,573	0	0	10,653,566	
	車両運搬具	0	5,682,600	0	5,682,600	1,136,520	1,136,520	0	0	4,546,080	
	工具器具備品	5,489,281,610	108,909,729	404,141,998	5,194,049,341	3,808,281,773	946,830,653	0	0	1,385,767,568	
	土地	10,672,550,060	0	0	10,672,550,060	0	0	0	0	10,672,550,060	
	建設仮勘定	2,556,554,000	2,904,209,000	0	5,460,763,000	0	0	0	0	5,460,763,000	
	計	55,904,656,830	3,087,272,582	954,358,731	58,037,570,681	22,873,150,645	1,593,988,027	25,033,031	0	35,139,387,005	
無形固定資産（減価償却費）	ソフトウェア	23,180,800,332	2,278,965,150	0	25,459,765,482	18,237,741,796	2,137,341,356	0	0	7,222,023,686	
	計	23,180,800,332	2,278,965,150	0	25,459,765,482	18,237,741,796	2,137,341,356	0	0	7,222,023,686	
無形固定資産（減価償却相当額）	ソフトウェア	795,730,250	0	0	795,730,250	795,730,250	0	0	0	0	
	計	795,730,250	0	0	795,730,250	795,730,250	0	0	0	0	
無形固定資産（非償却資産）	借地権	5,450,587,495	0	0	5,450,587,495	0	0	0	0	5,450,587,495	
	電話加入権	754,000	0	0	754,000	0	0	0	0	754,000	
	計	5,451,341,495	0	0	5,451,341,495	0	0	0	0	5,451,341,495	
無形固定資産合計	借地権	5,450,587,495	0	0	5,450,587,495	0	0	0	0	5,450,587,495	
	ソフトウェア	23,976,530,582	2,278,965,150	0	26,255,495,732	19,033,472,046	2,137,341,356	0	0	7,222,023,686	
	電話加入権	754,000	0	0	754,000	0	0	0	0	754,000	
	計	29,427,872,077	2,278,965,150	0	31,706,837,227	19,033,472,046	2,137,341,356	0	0	12,673,365,181	
投資その他の資産	破産再生更生債権等	120,783,674,827	4,013,937,322	2,960,140,091	121,837,472,058	0	0	0	0	121,837,472,058	
	貸倒引当金	△ 119,137,075,695	△ 3,859,819,332	△ 2,960,140,091	△ 120,036,754,936	0	0	0	0	△ 120,036,754,936	＊
	未収財源措置予定額	8,092,964,670	△ 2,568,964,031	△ 7,036,837,822	12,560,838,461	0	0	0	0	12,560,838,461	
	退職給付引当金見返	4,141,827,146	△ 170,670,448	306,645,200	3,664,511,498	0	0	0	0	3,664,511,498	
	差入保証金	196,818,021	745,560	0	197,563,581	0	0	0	0	197,563,581	
	計	14,078,208,969	△ 2,584,770,929	△ 6,730,192,622	18,223,630,662	0	0	0	0	18,223,630,662	

＊当期減少額のうち目的取崩額は2,960,140,091円であります。

（２）貸付金の明細

（単位：円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額			期末残高	摘要
		新規貸与額	回収額	償却額	返還免除額		
第一種学資貸与金 （うち破産再生更生債権等）	2,860,876,622,589 (36,397,696,069)	267,603,885,218	276,817,467,754	1,698,662,726	14,683,344,593	2,835,281,032,734 (34,888,506,406)	
第二種学資貸与金 （うち破産再生更生債権等）	6,509,234,206,780 (84,385,978,758)	556,230,310,000	624,757,206,608	1,261,477,365	2,371,618,766	6,437,074,214,041 (86,948,965,652)	
計 （うち破産再生更生債権等）	9,370,110,829,369 (120,783,674,827)	823,834,195,218	901,574,674,362	2,960,140,091	17,054,963,359	9,272,355,246,775 (121,837,472,058)	

*返還免除の理由は、独立行政法人日本学生支援機構法第１５条第３項の規定により当年度に返還を免除したものであります。

（３）長期借入金の明細

（単位：円）

区分	期首残高 （内一年以内返済予定額）	当期増加	当期減少	期末残高 （内一年以内返済予定額）	平均利率(%)	返済期限	摘要
一般会計借入金	2,856,881,661,000 (72,483,472,000)	97,433,523,000	118,085,025,000	2,836,230,159,000 (71,939,987,000)	無利息	令和7年度～令和42年度	*
特別会計借入金	15,332,690,846 (　－　)	0	1,675,761,436	13,656,929,410 (　－　)	無利息	令和31年度～令和36年度	*
財政融資資金借入金	6,282,420,000,000 (659,790,000,000)	516,100,000,000	659,790,000,000	6,138,730,000,000 (651,080,000,000)	0.536	令和7年度～令和26年度	
民間借入金(信金中央金庫)	36,500,000,000 (36,500,000,000)	0	36,500,000,000	0 (　－　)	0.166	令和6年度	
民間借入金(りそな銀行)	69,500,000,000 (69,500,000,000)	124,000,000,000	69,500,000,000	124,000,000,000 (124,000,000,000)	0.702	令和7年度	
民間借入金(三井住友銀行)	9,000,000,000 (9,000,000,000)	0	9,000,000,000	0 (　－　)	0.180	令和6年度	
民間借入金(栃木銀行)	0 (　－　)	2,000,000,000	0	2,000,000,000 (2,000,000,000)	0.675	令和7年度	
民間借入金(SBI新生銀行)	0 (　－　)	32,000,000,000	0	32,000,000,000 (32,000,000,000)	0.705	令和7年度	
計	9,269,634,351,846 (847,273,472,000)	771,533,523,000	894,550,786,436	9,146,617,088,410 (881,019,987,000)			

*一般会計について減少の理由は、独立行政法人日本学生支援機構法第22条第２項の規定により償還を免除されたものを含みます。
*特別会計について減少の理由は、独立行政法人日本学生支援機構法第22条第２項の規定により償還を免除されたものを含みます。

（４）日本学生支援債券の明細

（単位：円）

銘柄	期首残高 （内一年以内償還予定額）	当期増加	当期減少	期末残高 （内一年以内償還予定額）	利率(%)	償還期限	摘要
第六十七回日本学生支援債券	30,000,000,000 (30,000,000,000)	0	30,000,000,000	0 (　－　)	0.001	令和6年6月20日	発行価額：債券の金額100円につき金100円00銭2厘
第六十八回日本学生支援債券	30,000,000,000 (30,000,000,000)	0	30,000,000,000	0 (　－　)	0.010	令和6年9月20日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第六十九回日本学生支援債券	30,000,000,000 (30,000,000,000)	0	30,000,000,000	0 (　－　)	0.076	令和6年11月20日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第七十回日本学生支援債券	30,000,000,000 (30,000,000,000)	0	30,000,000,000	0 (　－　)	0.120	令和7年2月20日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第七十一回日本学生支援債券	30,000,000,000 (　－　)	0	0	30,000,000,000 (30,000,000,000)	0.080	令和7年6月20日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第七十二回日本学生支援債券	30,000,000,000 (　－　)	0	0	30,000,000,000 (30,000,000,000)	0.080	令和7年9月19日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第七十三回日本学生支援債券	30,000,000,000 (　－　)	0	0	30,000,000,000 (30,000,000,000)	0.100	令和7年11月20日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第七十四回日本学生支援債券	30,000,000,000 (　－　)	0	0	30,000,000,000 (30,000,000,000)	0.101	令和8年2月20日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第七十五回日本学生支援債券	0 (　－　)	30,000,000,000	0	30,000,000,000 (　－　)	0.439	令和8年6月19日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第七十六回日本学生支援債券	0 (　－　)	30,000,000,000	0	30,000,000,000 (　－　)	0.404	令和8年9月18日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第七十七回日本学生支援債券	0 (　－　)	30,000,000,000	0	30,000,000,000 (　－　)	0.538	令和8年11月20日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
第七十八回日本学生支援債券	0 (　－　)	30,000,000,000	0	30,000,000,000 (　－　)	0.742	令和9年2月19日	発行価額：債券の金額100円につき金100円
計	240,000,000,000 (120,000,000,000)	120,000,000,000	120,000,000,000	240,000,000,000 (120,000,000,000)			

（５）引当金の明細

（単位：円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
賞与引当金	382,540,547	389,165,276	382,540,547	0	389,165,276	
計	382,540,547	389,165,276	382,540,547	0	389,165,276	

（６）貸付金等に対する貸倒引当金の明細

（単位：円）

区分		貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
		期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	
第一種学資貸与金		2,860,876,622,589	△ 25,595,589,855	2,835,281,032,734	40,946,028,209	△ 1,718,109,472	39,227,918,737	
一般債権	正常先	2,652,234,234,460	△ 25,164,121,912	2,627,070,112,548	512,183,273	18,384,085	530,567,358	
	要注意先	62,704,713,631	78,638,534	62,783,352,165	407,852,225	19,994,716	427,846,941	
	要管理先	93,630,380,704	1,481,238,386	95,111,619,090	997,256,935	△ 17,911,648	979,345,287	
	小計	2,808,569,328,795	△ 23,604,244,992	2,784,965,083,803	1,917,292,433	20,467,153	1,937,759,586	
貸倒懸念債権	破綻懸念先	15,909,597,725	△ 482,155,200	15,427,442,525	3,143,635,347	△ 191,404,067	2,952,231,280	
破産再生更生債権等	実質破綻先	29,821,650,364	△ 1,471,499,933	28,350,150,431	29,355,375,111	△ 1,514,553,187	27,840,821,924	
	破綻先	6,576,045,705	△ 37,689,730	6,538,355,975	6,529,725,318	△ 32,619,371	6,497,105,947	
	小計	36,397,696,069	△ 1,509,189,663	34,888,506,406	35,885,100,429	△ 1,547,172,558	34,337,927,871	
第二種学資貸与金		6,509,234,206,780	△ 72,159,992,739	6,437,074,214,041	106,450,059,481	945,745,154	107,395,804,635	
一般債権	正常先	5,841,917,253,587	△ 77,793,587,557	5,764,123,666,030	1,954,054,150	△ 47,886,431	1,906,167,719	
	要注意先	217,647,540,164	△ 2,339,716,607	215,307,823,557	1,966,363,996	△ 41,840,704	1,924,523,292	
	要管理先	298,729,832,349	7,650,615,509	306,380,447,858	4,261,842,052	△ 148,094,458	4,113,747,594	
	小計	6,358,294,626,100	△ 72,482,688,655	6,285,811,937,445	8,182,260,198	△ 237,821,593	7,944,438,605	
貸倒懸念債権	破綻懸念先	66,553,601,922	△ 2,240,290,978	64,313,310,944	15,015,824,017	△ 1,263,285,052	13,752,538,965	
破産再生更生債権等	実質破綻先	65,062,990,176	1,741,542,569	66,804,532,745	64,054,794,770	1,620,995,196	65,675,789,966	
	破綻先	19,322,988,582	821,444,325	20,144,432,907	19,197,180,496	825,856,603	20,023,037,099	
	小計	84,385,978,758	2,562,986,894	86,948,965,652	83,251,975,266	2,446,851,799	85,698,827,065	
貸付金利息に係る未収収益		468,401,784	43,691,084	512,092,868	2,380,137	151,060	2,531,197	
計		9,370,579,231,153	△ 97,711,891,510	9,272,867,339,643	147,398,467,827	△ 772,213,258	146,626,254,569	

*貸倒引当金の見積方法

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（7）退職給付引当金の明細

（単位:円）

区分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
退職給付債務合計額		7,176,127,872	△ 92,290,236	532,757,430	6,551,080,206	
	退職一時金に係る債務	3,454,682,906	42,392,137	306,645,200	3,190,429,843	
	確定給付企業年金等に係る債務	3,721,444,966	△ 134,682,373	226,112,230	3,360,650,363	
未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異		1,225,489,898	296,180,958	201,222,458	1,320,448,398	
年金資産		△ 4,259,790,624	△ 173,338,712	△ 226,112,230	△ 4,207,017,106	
退職給付引当金		4,141,827,146	30,552,010	507,867,658	3,664,511,498	

（8）資産除去債務の明細

（単位:円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務	313,390,000	0	87,450,000	225,940,000	
計	313,390,000	0	87,450,000	225,940,000	

（注）上記資産除去債務に対応する除去費用等は、独立行政法人会計基準第91による特定された除去費用等には該当しておりません。

（9）運営費交付金債務及び当期振替額等の明細

①運営費交付金債務の増減の明細

（単位:円）

期首残高	当期交付額	当期振替額				引当金見返との相殺額	期末残高
		運営費交付金収益	資産見返運営費交付金	資本剰余金	小計		
0	16,604,315,000	15,367,878,884	58,601,789	0	15,426,480,673	689,185,747	488,648,580

②運営費交付金債務の当期振替額及び主な使途の明細

・運営費交付金収益への振替額及び主な使途の明細

（単位:円）

区分		運営費交付金収益	運営費交付金の主な使途	
			費用	主な使途
業務達成基準による振替額				
	奨学金事業	7,904,864,216	8,092,342,808	業務委託費：3,167,566,537　人件費：2,340,326,772 支払手数料：1,437,598,907　通信運搬費：451,659,694 支払賃借料：449,209,467　その他：245,981,431
	留学生支援事業	4,986,707,101	4,861,839,408	奨学金：2,245,631,554　人件費：1,033,513,496 業務委託費：978,404,045　その他：604,290,313
	学生生活支援事業	295,789,304	309,713,206	人件費：254,330,607　業務委託費：50,690,879 維持修繕費：17,768,216　その他：△13,076,496
	法人共通	1,098,230,345	1,020,761,162	人件費：1,190,634,327　その他：726,194 賞与引当金取崩：△92,719,030　退職給付引当金取崩：△77,880,329
期間進行基準による振替額				
	法人共通	1,082,287,918	1,081,312,632	土地建物借料：543,531,273　公租公課：259,989,846 業務委託費：66,887,574　その他：210,903,939
費用進行基準による振替額		0	－（費用進行基準を採用した業務はありません）	－
会計基準第81第４項による振替額		0	－	
合計		15,367,878,884	15,365,969,216	

・資産見返運営費交付金及び資本剰余金への振替額並びに主な使途の明細

（単位:円）

セグメント	資産見返運営費交付金への振替		資本剰余金への振替	
	振替額	主な使途	振替額	主な使途
奨学金事業	7,163,288	ALMシステム改修：4,070,000 個人信用情報登録審査支援ツール改修業務：968,000 シュレッダー：849,640 その他：1,275,648	0	
留学生支援事業	43,860,778	日本留学試験オンライン申請・受験者総合管理システム改修：11,176,000 東京国際交流館単身用A棟食事室4階他空調機更新：7,715,400 その他：24,969,378	0	
学生生活支援事業	1,269,490	パソコン：999,792 キャビネット：159,830 その他：109,868	0	
法人共通	6,308,233	日本学生支援機構駒場事務所給水ポンプ更新工事：3,002,133 日本学生支援機構駒場事務所給排気ファン補修工事　：1,573,000 中国四国支部　事務所賃貸借契約（賃料改定に伴う追加敷金）：458,760 その他：1,274,340	0	
合計	58,601,789		0	

・引当金見返との相殺額の明細

（単位:円）

セグメント	引当金見返との相殺	
	相殺額	主な相殺額の内訳
奨学金事業	330,865,930	賞与引当金見返　192,448,116 退職給付引当金見返　138,417,814
留学生支援事業	148,558,744	賞与引当金見返　79,519,851 退職給付引当金見返　69,038,893
学生生活支援事業	39,161,714	賞与引当金見返　17,853,550 退職給付引当金見返　21,308,164
法人共通	170,599,359	賞与引当金見返　92,719,030 退職給付引当金見返　77,880,329
合計	689,185,747	

③運営費交付金債務残高の明細

(単位:円)

運営費交付金債務残高		使用見込み
業務達成基準を採用した業務に係る分	488,648,580	○翌事業年度に繰り越した運営費交付金債務残高と使用見込みは以下のとおりです。 〈留学生支援事業〉 東京国際交流館における落雷・漏水事故による損傷個所の補修工事等に一定の工期が必要であること等から、計画予算額と支出額の差額56,358,000円を運営費交付金債務として翌事業年度に繰り越したものであります。 〈法人共通〉 市谷事務所再整備事業及び駒場事務所建物機器更新事業等に一定の工期が必要であること等から、計画予算額と支出額の差額432,290,580円を運営費交付金債務として翌事業年度に繰り越したものであります。 いずれの業務も翌事業年度において計画どおり実施する見込みであり、今中期計画期間中に収益化を行う予定であります。
期間進行基準を採用した業務に係る分	0	－(翌事業年度への繰越額はありません)
費用進行基準を採用した業務に係る分	0	－(費用進行基準を採用した業務はありません)
計	488,648,580	

(１０) 運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細

①施設費の明細

(単位:円)

区分	当期交付額	左の会計処理内訳					摘要
		預り補助金等	資産見返施設費	建設仮勘定見返施設費	資本剰余金	収益計上	
施設整備費補助金	3,123,467,000	8,200	17,155,600	2,904,209,000	0	202,094,200	
計	3,123,467,000	8,200	17,155,600	2,904,209,000	0	202,094,200	

②補助金等の明細

(単位:円)

区分	当期交付額	左の会計処理内訳					引当金見返との相殺額	摘要
		預り補助金等	資産見返補助金等	未収財源措置予定額	長期預り補助金等	収益計上		
一般会計借入金償還免除	16,596,410,182	0	0	16,596,410,182	0	0	0	
特別会計借入金償還免除	10,519,688	0	0	10,519,688	0	0	0	
返還免除補填金	1,854,346,000	0	0	1,854,346,000	0	0	0	
回収不能債権補填金	1,842,000,000	0	0	1,842,000,000	0	0	0	
政府補給金	103,811,367	0	0	△ 27,340,113,692	0	27,443,925,059	0	
留学生交流支援事業費補助金	9,322,668,000	1,680,749,103	0	0	0	7,641,918,897	0	
奨学金業務システム開発費補助金	2,940,213,943	3,414,402	2,261,281,000	0	0	675,518,541	0	
学資支給金補助金	152,825,441,000	2,822,124,700	0	0	0	150,003,316,300	0	
計	185,495,410,180	4,506,288,205	2,261,281,000	△ 7,036,837,822	0	185,764,678,797	0	

(１１) 役員及び職員の給与の明細

法人単位の附属明細書に記載しているものと同様でございます。

(１２) 恩賜基金の明細

(単位:円)

区分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　要
恩賜基金	恩賜金	1,000,000	0	0	1,000,000	現金及び預金
	恩賜金より生じた運用利息	3,125,193	6,777	0	3,131,970	現金及び預金
計		4,125,193	6,777	0	4,131,970	

(注)独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第18条第2項により管理しております。

（１３）セグメント情報の開示

（単位:円）

区分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	計
Ⅰ行政コスト					
損益計算書上の費用合計	213,315,667,216	16,023,101,705	331,274,884	3,055,490,213	232,725,534,018
その他行政コスト					
減価償却相当額	0	411,470,669	0	96,472,157	507,942,826
除売却差額相当額	0	0	0	8	8
その他行政コスト合計	0	411,470,669	0	96,472,165	507,942,834
行政コスト	213,315,667,216	16,434,572,374	331,274,884	3,151,962,378	233,233,476,852
Ⅱ独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	220,269,160,505	13,384,718,734	331,274,884	4,385,236,952	238,370,391,075
Ⅲ事業費用、事業収益及び事業損益					
事業費用					
奨学金業務費	63,312,350,885	0	0	0	63,312,350,885
修学支援学資金支給業務費	150,003,316,300	0	0	0	150,003,316,300
留学生学資金支給業務費	0	11,791,299,352	0	0	11,791,299,352
留学生寄宿舎運営業務費	0	1,262,356,307	0	0	1,262,356,307
留学試験業務費	0	1,028,310,082	0	0	1,028,310,082
日本語予備教育業務費	0	800,291,045	0	0	800,291,045
留学生交流推進業務費	0	1,140,826,906	0	0	1,140,826,906
研修・情報提供業務費	0	0	125,403,771	0	125,403,771
修学環境等調査研究業務費	0	0	205,871,108	0	205,871,108
一般管理費	0	0	0	3,055,390,856	3,055,390,856
計	213,315,667,185	16,023,083,692	331,274,879	3,055,390,856	232,725,416,612
事業収益					
運営費交付金収益	7,904,864,216	4,986,707,101	295,789,304	2,180,518,263	15,367,878,884
施設費収益	0	136,591,400	0	65,502,800	202,094,200
学資貸与金利息	21,981,130,237	0	0	0	21,981,130,237
延滞金収入	2,213,122,619	0	0	0	2,213,122,619
留学生宿舎収入	0	629,890,452	0	0	629,890,452
日本語学校収入	0	298,334,296	0	0	298,334,296
日本留学試験検定料収入	0	783,517,420	0	0	783,517,420
その他事業収入	49,707,979	192,700,268	0	72,251,171	314,659,418
受託収入	0	26,689,259	0	0	26,689,259
補助金等収益	178,445,518,957	7,641,918,897	0	0	186,087,437,854
助成金収益	0	63,423,402	0	0	63,423,402
寄附金収益	224,040,584	1,045,049,650	0	0	1,269,090,234
賞与引当金見返に係る収益	195,780,880	80,896,952	18,162,732	94,324,712	389,165,276
退職給付引当金見返に係る収益	△ 85,860,720	△ 35,477,777	△ 7,965,360	△ 41,366,591	△ 170,670,448
資産見返負債戻入	2,049,317,644	262,496,167	11,364,301	53,211,557	2,376,389,669
財務収益	114,766,719	87,458	0	26,596,416	141,450,593
計	213,092,389,115	16,112,824,945	317,350,977	2,451,038,328	231,973,603,365
事業損益	△ 223,278,070	89,741,253	△ 13,923,902	△ 604,352,528	△ 751,813,247
Ⅳ臨時損益等					
臨時損失	31	18,013	5	99,357	117,406
臨時利益	31	18,012	5	99,357	117,405
当期純損益	△ 223,278,070	89,741,252	△ 13,923,902	△ 604,352,528	△ 751,813,248
前中期目標期間繰越積立金取崩額	35,806,255	36,165,916	0	680,004,937	751,977,108
当期総損益	△ 187,471,815	125,907,168	△ 13,923,902	75,652,409	163,860
Ⅴ総資産					
現金及び預金	262,434,727,996	6,346,515,617	386,057,535	5,277,053,419	274,444,354,567
貸付金	9,123,930,806,281	0	0	0	9,123,930,806,281
貸付金(第一種学資貸与金)	2,800,392,526,328	0	0	0	2,800,392,526,328
貸付金(第二種学資貸与金)	6,350,125,248,389	0	0	0	6,350,125,248,389
貸倒引当金	△ 26,586,968,436	0	0	0	△ 26,586,968,436
その他流動資産	1,035,251,558	467,990,355	18,162,732	115,274,081	1,636,678,726
有形固定資産	823,050,906	16,059,921,763	10,093,944	18,246,320,392	35,139,387,005
無形固定資産	7,033,020,747	5,610,000,662	2,283,055	28,060,717	12,673,365,181
投資その他の資産	15,986,427,909	802,988,724	197,404,849	1,236,809,180	18,223,630,662
破産再生更生債権等	121,837,472,058	0	0	0	121,837,472,058
貸倒引当金	△ 120,036,754,936	0	0	0	△ 120,036,754,936
未収財源措置予定額	12,560,838,461	0	0	0	12,560,838,461
退職給付引当金見返	1,624,872,326	802,988,724	197,404,849	1,039,245,599	3,664,511,498
差入保証金	0	0	0	197,563,581	197,563,581
計	9,411,243,285,397	29,287,417,121	614,002,115	24,903,517,789	9,466,048,222,422

1. 奨学金事業は独立行政法人日本学生支援機構法(以下機構法)第13条第１項第１号に係る事業として、経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対する奨学金貸与及び支給等の事業を実施しております。

   留学生支援事業は機構法第13条第１項第２号及び３号、４号、５号、６号並びに７号に係る事業として、留学生に対する学資金支給事業、留学生の寄宿舎運営・助成事業、日本への留学を希望する外国人に対する留学試験事業、留学生に対する日本語教育事業、留学生交流推進事業を実施しております。

   学生生活支援事業は機構法第13条第１項第８号及び９号に係る事業として、大学等が学生等に対して行う相談・指導事業の研修・情報提供事業、修学環境整備のための調査及び研究事業を実施しております。

2. 法人共通に含めた主な費用及び収益の内訳
   費用：管理部門の人件費1,119,120千円、各事務所の土地建物借料1,200,349千円、公租公課259,990千円
   収益：管理部門の運営費交付金予算相当額から資産見返負債に計上した額を除いた額

3. 法人共通に含めた資産の内訳
   現金及び預金　　:翌期以降の費用等の支払に充てるための現預金であります。
   建物並びに構築物、工具器具備品:事務所に係る資産であります。
   土地　　:事務所の土地であります。

（１４）主な事業費用の内訳

（単位：円）

奨学金事業	
項目	金額
奨学金業務費	
支払利息	27,728,126,901
返還免除損	17,054,963,359
業務委託費	4,317,030,471
減価償却費	2,770,633,163
未収財源措置予定額取崩額	2,568,964,031
人件費	2,322,851,626
貸倒引当金繰入	2,187,926,833
その他	4,361,854,501
計	63,312,350,885
修学支援学資金支給業務費	
学資支給金	150,003,316,300
計	150,003,316,300

留学生支援事業	
項目	金額
留学生学資金支給業務費	
奨学金	9,430,855,000
授業料	657,549,778
人件費	227,443,270
減価償却費	31,086,482
その他	1,444,364,822
計	11,791,299,352
留学生寄宿舎運営業務費	
業務委託費	514,328,616
維持修繕費	264,543,718
減価償却費	239,939,447
光熱水料	93,306,586
人件費	75,411,683
その他	74,826,257
計	1,262,356,307
留学試験業務費	
業務委託費	531,536,065
支払賃借料	127,766,625
人件費	117,483,187
支払賃金	82,004,834
諸謝金	72,076,725
減価償却費	19,789,569
その他	77,653,077
計	1,028,310,082
日本語予備教育業務費	
人件費	347,712,667
支払賃金	233,875,037
業務委託費	67,822,607
減価償却費	57,398,994
その他	93,481,740
計	800,291,045
留学生交流推進業務費	
留学準備金	342,960,000
業務委託費	261,317,981
人件費	236,420,656
支払賃金	80,035,235
旅費	76,833,384
減価償却費	24,948,880
その他	118,310,770
計	1,140,826,906

学生生活支援事業	
項目	金額
研修・情報提供業務費	
人件費	88,403,192
業務委託費	12,587,617
支払賃金	6,431,458
減価償却費	3,039,204
その他	14,942,300
計	125,403,771
修学環境等調査研究業務費	
人件費	127,085,761
業務委託費	38,103,262
維持修繕費	16,280,000
減価償却費	8,325,097
その他	16,076,988
計	205,871,108

法人共通	
項目	金額
一般管理費	
土地建物借料	1,200,348,837
人件費	1,119,120,096
公租公課	259,989,846
業務委託費	155,094,038
減価償却費	71,017,781
その他	249,820,258
計	3,055,390,856

（１５）主な資産、負債の明細　　（単位：円）

① 現金及び預金

項目	金額	備考
現金	2,004,819	
普通預金	246,780,357,656	
別段預金	27,661,992,092	
計	274,444,354,567	

② 未収収益

項目	金額	備考
学資貸与金利息	512,092,868	
計	512,092,868	

③ 未収金

項目	金額	備考
施設整備費補助金	153,747,000	
回収委託分	110,881,876	
その他未収金	448,637,604	
計	713,266,480	

④ 預り寄附金

項目	金額	備考
奨学寄附金	1,327,976,000	
グローバル人材育成コミュニティ事業寄附金	1,298,155,000	
留学生支援事業に係る寄附金	6,595,000	
計	2,632,726,000	

⑤ 未払金

項目	金額	備考
施設整備費	3,055,674,600	
奨学金業務システム改修費	1,814,984,835	
延滞債権回収委託費	144,964,295	
留学生寄宿舎に係る業務費	133,433,472	
奨学金業務システム運用保守経費	113,217,911	
奨学金貸与事業に係る業務委託費	102,287,309	
延滞者に対する督促架電費	65,506,512	
その他未払金	1,278,371,868	
計	6,708,440,802	

⑥ 未払費用

項目	金額	備考
借入金利息	7,214,000,445	
債券利息	158,349,031	
その他未払費用	143,421,285	
計	7,515,770,761	

⑦ 前受金

項目	金額	備考
日本留学試験検定料収入前受金	138,657,000	
日本語教育センター前受金	77,051,149	
日本留学海外拠点連携推進事業前受金	6,006,755	
施設維持費前受金	4,161,000	
その他前受金	3,646,981	
計	229,522,885	

⑧ 預り金

項目	金額	備考
奨学金貸与事業返戻金	331,454,673	
留学生支援事業預り金	35,652,032	
預り市町村民税徴収金等	15,112,769	
計	382,219,474	

⑨ 仮受金

項目	金額	備考
第一種仮受金	11,431,739	
第二種仮受金	58,670,163	
計	70,101,902	

⑩ 長期預り寄附金

項目	金額	備考
奨学寄附金	4,977,378,548	
グローバル人材育成コミュニティ事業寄附金	1,343,690,856	
留学生支援事業に係る寄附金	32,911,851	
計	6,353,981,255	

〈学資支給業務勘定〉

①貸借対照表（令和７年３月31日現在）

（単位：円）

区分	金額		
資産の部			
Ⅰ流動資産			
現金及び預金		28,375,122	
未収金	109,580,219		
貸倒引当金	△ 8,187,886	101,392,333	
流動資産合計			129,767,455
Ⅱ固定資産			
1. 投資その他の資産			
破産再生更生債権等	1,914,190		
貸倒引当金	△ 1,914,190		
投資その他の資産合計		0	
固定資産合計			0
資産合計			129,767,455

区分	金額		
負債の部			
Ⅰ流動負債			
預り補助金等（注）		5,040,000	
流動負債合計			5,040,000
Ⅱ固定負債			
長期預り補助金等（注）		124,727,455	
固定負債合計			124,727,455
負債合計			129,767,455
純資産の部			
Ⅰ資本金			
政府出資金		0	
資本金合計			0
Ⅱ資本剰余金			
資本剰余金		0	
資本剰余金合計			0
Ⅲ利益剰余金			
当期未処分利益		0	
（うち当期総利益）		(0)	
利益剰余金合計			0
純資産合計			0
負債・純資産合計			129,767,455

貸借対照表注記
（注）を付した勘定科目は、独立行政法人固有の会計処理に基づく勘定科目です。

②行政コスト計算書(自令和６年４月１日　至令和７年３月31日)

(単位:円)

区分	金額	
Ⅰ　損益計算書上の費用		
学資金支給業務費	8,304,799	
損益計算書上の費用合計		8,304,799
Ⅱ　その他行政コスト		
その他行政コスト合計		0
Ⅲ　行政コスト		8,304,799

行政コスト計算書注記

独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	8,304,799	円
独立行政法人の運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	8,304,799	円

③損益計算書(自令和６年４月１日　至令和７年３月31日)

(単位:円)

区分	金額	
経常費用		
業務費		
学資金支給業務費	8,304,799	
経常費用合計		8,304,799
経常収益		
補助金等収益（注）		
国庫補助金収益（注）	8,304,799	
経常収益合計		8,304,799
経常利益		0
当期純利益		0
当期総利益		0

損益計算書注記
１．事業費内訳は、附属明細書「主な事業費用の内訳」に記載しております。
２．（注）を付した勘定科目は、独立行政法人固有の会計処理に基づく勘定科目です。

④純資産変動計算書（自令和6年4月1日　至令和7年3月31日）

（単位:円）

区分	Ⅰ 資本金	Ⅱ 資本剰余金	Ⅲ 利益剰余金	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	
当期首残高	0	0	0	0
当期変動額				
Ⅰ 資本金の当期変動額	0	0	0	0
Ⅱ 資本剰余金の当期変動額	0	0	0	0
Ⅲ 利益剰余金の当期変動額	0	0	0	0
当期変動額合計	0	0	0	0
当期末残高	0	0	0	0

⑤キャッシュ・フロー計算書（自令和６年４月１日　至令和７年３月31日）

（単位:円）

区分	金額
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
学資支給金の支給による支出	△ 6,960,000
国庫補助金の精算による返還金の支出	△ 30,273,000
学資支給金の回収による収入	14,695,560
小計	△ 22,537,440
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 22,537,440
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	0
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ･フロー	0
Ⅳ　資金減少額	△ 22,537,440
Ⅴ　資金期首残高	50,912,562
Ⅵ　資金期末残高	28,375,122

キャッシュ・フロー計算書注記
資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	28,375,122 円
資金期末残高	28,375,122 円

⑥利益の処分に関する書類

（単位：円）

区分	金額	
Ⅰ　当期未処分利益		0
当期総利益	0	
Ⅱ　利益処分額		
積立金		0

⑦注記事項

Ⅰ　重要な会計方針

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和３年９月 21 日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するＱ＆Ａ」（令和４年３月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、学資支給金返還未収金に係る債権については、回収及び貸倒実績の蓄積がないため、一般勘定における第一種学資貸与金の貸倒引当率を適用して計上しております。

２．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

Ⅱ　重要な債務負担行為

該当ありません。

Ⅲ　重要な後発事象

該当ありません。

Ⅳ　その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

令和元年５月 17 日付の大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）の制定及び独立行政法人日本学生支援機構法の改正により、令和２年度より、新たな修学支援制度による給付奨学金事業が実施されることになりました。これに伴い、平成 29 年度より開始した給付奨学金事業については、対象学生への学資金の支給が終了した時点において、学資支給基金の残余額を国庫に納付し、学資支給業務勘定を廃止することになります。なお、新たな修学支援制度による給付奨学金に係る業務については、一般勘定にて経理しております。

Ⅴ　金融商品の時価等に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当法人は、奨学金事業を実施しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

学資支給業務勘定で保有する金融資産は、個人に対する給付奨学金のうち、返還が必要となった未収金であることから、債務者の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

学資支給業務勘定では、給付奨学規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、未収金について、信用情報管理、問題債権への対応など債権管理に関する体制を整備し運用しております。これらの債権管理は、奨学金事業部門により行われ、また、定期的に経営管理会議やリスク管理委員会等を開催し、審議・報告を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、未収金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

⑧附属明細書

（１）固定資産の取得及び処分並びに減価償却費及び減損損失累計額の明細

（単位：円）

資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末残高	摘要
							当期償却額		当期減損額		
投資その他の資産	破産再生更生債権等	930,856	983,334	0	1,914,190	0	0	0	0	1,914,190	
	貸倒引当金	△ 930,856	△ 983,334	0	△ 1,914,190	0	0	0	0	△ 1,914,190	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

（２）貸付金等に対する貸倒引当金の明細

（単位：円）

区分		貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
		期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	
学資支給金返還未収金								
一般債権	正常先	82,077,935	△ 17,772,903	64,305,032	28,148	△ 4,555	23,593	
	要注意先	7,928,947	△ 736,023	7,192,924	98,441	△ 3,294	95,147	
	要管理先	12,492,482	4,064,787	16,557,269	274,669	89,900	364,569	
	小計	102,499,364	△ 14,444,139	88,055,225	401,258	82,051	483,309	
貸倒懸念債権	破綻懸念先	22,236,230	△ 1,225,674	21,010,556	7,615,168	89,409	7,704,577	
破産再生更生債権等	実質破綻先	640,000	560,001	1,200,001	640,000	560,001	1,200,001	
	破綻先	290,856	423,333	714,189	290,856	423,333	714,189	
	小計	930,856	983,334	1,914,190	930,856	983,334	1,914,190	
計		125,666,450	△ 14,686,479	110,979,971	8,947,282	1,154,794	10,102,076	

*貸倒引当金の見積方法

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（３）運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細

①長期預り補助金等の明細

（単位：円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
学資支給基金補助金	153,615,254	450,000	29,337,799	124,727,455	国庫補助金の精算による減等
計	153,615,254	450,000	29,337,799	124,727,455	

（４）役員及び職員の給与の明細

当該事項について該当はありません。

（5）セグメント情報の開示

セグメント情報は、勘定区分と同一のため省略しております。

（6）主な事業費用の内訳

（単位：円）

奨学金事業		
項目		金額
学資金支給業務費		
	学資支給金	6,960,000
	その他	1,344,799
計		8,304,799

（7）主な資産、負債の明細

① 現金及び預金

（単位：円）

項目	金額	備考
普通預金	26,364,994	
別段預金	2,010,128	
計	28,375,122	

② 未収金

（単位：円）

項目	金額	備考
学資支給金返還未収金	109,065,781	
その他	514,438	
計	109,580,219	

（2）監事による監査報告

令和 6 事業年度監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の令和 6 事業年度（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

Ⅰ．監査の方法及びその内容

1．監査は、「機構　監事監査要綱（平成 16 年規程第 11 号）」及び「機構　監事監査実施基準（平成 16 年規程第 12 号）」に準拠し、「令和 6 事業年度監査計画」（以下「監査計画」という。）に従い、機構に属する全ての部門を監査対象として、令和 7 年 4 月 8 日（火）～5 月 30 日（金）の間に実施する旨を各部署に通知した。

2．実地監査にあたっては、各部等の長及び課長等から、予め提出された監査資料に基づき業務執行状況及び財産の状況等につき概況説明を受け実施した。監査は、主として実地監査を行ったが、支部に関しては提出書類による書面監査を行った。

3．監査計画に基づく実地監査及び書面監査のほか、役員（監事を除く。以下「役員」という。）、検査室、政策企画部、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、理事会その他機構の管理運営に係る重要な会議等に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。

4．役員の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

5．監査事項は、監事監査実施基準第 2 条第 1 項に掲げる各事項のほか、令和 6 事業年度における業務の実施状況を確認し、機構における内部統制システムが適切に機能し、中期計画及び年度計画の目標達成が図られたかどうかを重点項目として監査を実施した。

6．会計監査については、会計検査院への提出が義務付けられる月次の「計算証明に関する指定」監査を実施するとともに、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に準拠した会計処理状況と予算執行状況並びにこれらに係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）につき監査を行った。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表等について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

Ⅱ．監査の結果

1．令和 6 事業年度の業務は、その設置目的に沿い、法令、規程、その他の定め及び予算に従い、概ね適正に実施されていると認められる。また、中期目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

2．内部統制全般の状況は、人事基本戦略に基づき人事管理が実施されているなど、業務の適正を確保するための体制等の整備が進められている。理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められず、役職員に対して改善策等の指示など指揮監督に努め、内部統制システムの推進役としての役割を十分果たしている。

3．役員の統制環境に対する認識は適当と認められ、職務執行に関する不正の行為又は法令等に違反する事実はなく、不当な職務行為は認められない。

4．会計監査に関しては、有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認め、会計監査人の監査結果も利活用することとした。改めて財務諸表等につき検討を加えた結果、令和 6 事業年度における会計経理は適正に行われているものと認める。

5．事業報告書は、法令に従い、機構の令和 6 事業年度の事業実施状況を正しく表示しているものと認める。

Ⅲ．独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1．東京国際交流館及び兵庫国際交流会館の国際交流の拠点としての活用及び収支改善

について（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）

東京国際交流館及び兵庫国際交流会館において、様々な国際交流の拠点事業の実施が認められる。また、新型コロナウイルス感染症の影響による入居率の低下から回復基調に転じる中、両館とも老朽化した設備の更新を進め、入居者の環境改善に努めるなど、収支改善に向けた方策の検討及び実施の努力を確認した。

２．給与水準の状況（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）

給与水準に関しては、国家公務員の給与等を総合的に勘案したうえで定められている。なお、給与水準の妥当性については検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を機構のホームページ上で公表している。

３．随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）

入札・契約については、外部委員と監事により構成される契約監視委員会において適正な実施を確認した。令和 5 年度調達等合理化計画の自己評価（案）の点検、令和 6 年度調達等合理化計画（案）の点検、令和 5 年度における「競争性のない随意契約」の点検及び「一者応札・応募」の対応についての点検、審議対象工事一覧表から選定した工事について、審議を経て承認を得たことを確認した。なお、委員会の審議概要を機構のホームページ上で公表している。

令和 7 年 6 月 23 日

独立行政法人　日本学生支援機構

監　事

竹　内　　俊　郎　㊞

監　事

小　川　千　恵　子　㊞

独立監査人の監査報告書

令和７年６月 23 日

独立行政法人日本学生支援機構
理事長　吉岡 知哉 様

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　伊丹　亮資

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　水野　勝成

＜財務諸表監査＞
監査意見

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構の令和６年４月１日から令和７年３月31日までの令和６事業年度の全ての勘定に係る勘定別財務諸表（勘定別利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、勘定別貸借対照表、勘定別行政コスト計算書、勘定別損益計算書、勘定別純資産変動計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書並びに法人単位財務諸表、すなわち、法人単位貸借対照表、法人単位行政コスト計算書、法人単位損益計算書、法人単位純資産変動計算書、法人単位キャッシュ･フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の全ての勘定に係る勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人日本学生支援機構の各勘定及び法人単位の令和７年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の運営状況及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。独立行政法人の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、独立行政法人から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書（会計に関する部分を除く。）である。独立行政法人の長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見等の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見等を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに独立行政法人の長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び独立行政法人の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

＜利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告＞

会計監査人の報告

当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構の令和６年４月１日から令和７年３月31日までの令和６事業年度の全ての勘定に係る勘定別利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）並びに全ての勘定に係る勘定別決算報告書及び法人単位決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

当監査法人の報告は次のとおりである。

(1) 全ての勘定に係る勘定別利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。

(2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人日本学生支援機構の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認める。

(3) 全ての勘定に係る勘定別決算報告書及び法人単位決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること、財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示す事業報告書を作成すること、並びに独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているか、並びに決算報告書が独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、独立行政法人の監査証明業務に基づく報酬の額は、事業報告書の７．持続的に適正なサービスを提供するための源泉（２）役員等の状況に記載されており、非監査業務に基づく報酬はない。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上